Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

２０２２年度日本財団助成事業

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」の開催事業

報告書

２０２３（令和５）年　６月

一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク

はじめに

本事業は、「日本財団 2022 年度助成事業」において実施した、「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」の開催事業の記録です。

成年後見制度利用促進基本計画に書いてある中核機関が、成年後見制度だけの機関ではないことは、徐々に全国に浸透してきましたが、まだ道なかばです。成年後見制度利用促進の中核機関設置の意味は、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援の視点をもった人材育成をして、誰もが暮らしやすいまちづくりをすることが目的であるのです。

法律と、福祉の両方の視点を持った専門的な研修、また、多職種が実際に話し合うというワークショップ手法を用いた研修を行うことによって、各々の専門性を向上させる研修の実施を目指しました。なお、地域事情に合わせて研修内容は自由自在に組み換えています。これが、当団体が現場のことが解って活動している強みです。

昨年より、リアル開催が戻ってきました。しかし。新しい研修の形式、新しい生活、生き方を真剣に考えていく必要があると痛切に感じています。

本事業の成果が地域の真の中核機関の設立と権利擁護支援センターの拡大に具体的に役立つことになれば幸いです。

２０２３（令和５）年　６月

一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク

≪目　次≫

Ⅰ．研修概要　と　アンケート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1．　１２月　２日　鹿児島県薩摩川内市　・・・・・・・・・・・・・　2

2．　１２月　５日　北海道札幌市　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

3．　１２月　１６日　長野県長野市　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

4．　１２月　２５日　神奈川県茅ケ崎市　・・・・・・・・・・・・　１６

5．　　２月　３日　滋賀県栗東市　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

6．　　２月　８日　岐阜県大垣市　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

7．　　３月　１日　福島県いわき市　・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

Ⅱ．検討委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

1．委員会概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

2．委員会報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

3．全日程を終えての振り返り　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

（資料）研修配布資料

1．　１２月　２日　鹿児島県薩摩川内市

2．　１２月　５日　北海道札幌市

3．　１２月　１６日　長野県長野市

4．　１２月　２５日　神奈川県茅ケ崎市

5．　　２月　３日　滋賀県栗東市

6．　　２月　８日　岐阜県大垣市

7．　　３月　１日　福島県いわき市（オンライン）

Ⅰ、研修概要とアンケート

（１）12月２日　鹿児島県　薩摩川内市

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

１．日　　時　　令和４年１２月２日（金）　１３：３０～１７：００

２．会　　場　　薩摩川内総合福祉会館（大ホール）

オンライン（zoom）ハイブリッド開催

３．参加者数　　会場参加　　１３人

オンライン参加　　計４５人

４．プログラム

（１）講演

「権利擁護支援の基本」

「中核機関の役割」

講師：福島　健太さん

（NPO 法人 PAS ネット理事長・全国権利擁護支援ネットワーク副代表・弁護士）

（２）実践報告

「権利擁護支援の実際と取り組み～中核機関はじめの一歩～」

講師：瀬戸山　雅光　さん

（権利擁護センターみらい代表理事/司法書士）

瀬戸口　高代　さん

（薩摩川内市社会福祉協議会　権利擁護センター）

今井　友乃　さん

（知多地域権利擁護支援センター理事長/

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

（３）「グループワーク」・「グループごとの発表・全体共有」

５．報　　告

講義には福島氏から「権利擁護支援の基本」・「中核機関の役割」として実例を交えながら、分かりやすい説明をいただきました。中核機関の必要性、各地域に併せた機能の充実、それの活動を維持するための行政への働きかけなど、考えさせられました。

実践報告では瀬戸山氏からは中核機関立ち上げに至るプロセス、実際に機能を果たすために関係機関との連携の重要性などの話しがありました。今井氏からは時間の都合で、多くの話し

を聞くことは出来ませんでしたが、中核機関が出来る以前から取り組まれている意義の説明には社協としての課題とも感じました。

　グループワークでは日々の業務に置いての困難事例の共有や、どのように対応しているかなど、互いに話すことで課題が整理され、助言も得られたようで有意義にどのグループも活発な意見交換が出来てました。

作成者　：薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター　瀬戸口　高代

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

（２０２２年１２月２日・鹿児島県薩摩川内市）アンケート集計結果

回答数：３１

１）(A) お住まいまたは所属先の所在地

鹿児島県	２３名
宮崎県	４名（えびの市、宮崎市、小林市、三股町　各１名）
沖縄県	２名（那覇市、宜野湾市　各１名）
岩手県	１名（二戸市）
兵庫県	１名（伊丹市）

鹿児島県内訳	
薩摩川内市	１２名
鹿屋市	３名
姶良市	２名
曽於市	１名
徳之島町	１名
霧島市	１名

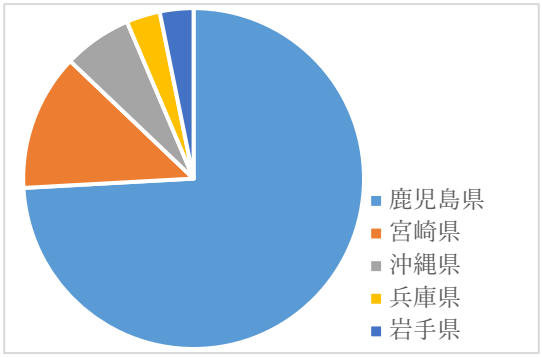

(B)職種（所属）　※複数回答可

１、自治体	１名
２、社会福祉協議会	２１名
３、福祉職（高齢）	４名
４、福祉職（障害）	３名
５、法律職	１名
６、会員団体	１名
７、その他	０名

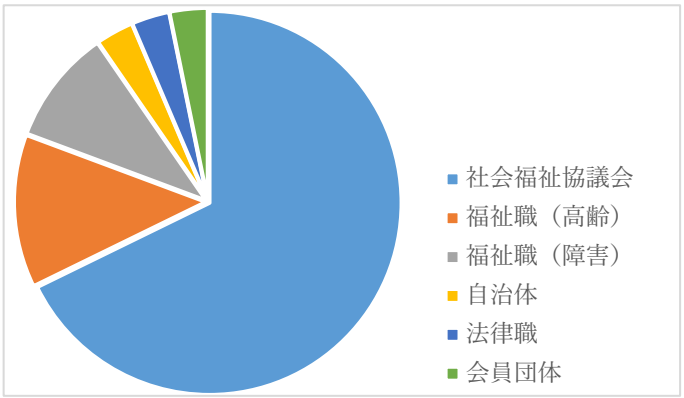

２）本研修は何でお知りになりましたか？　※複数回答可

１、チラシ	１０名
２、ホームページ	３名
３、職場・関係機関	１６名
４、友人・知人	０名
５、その他	１名

（無回答　１名）

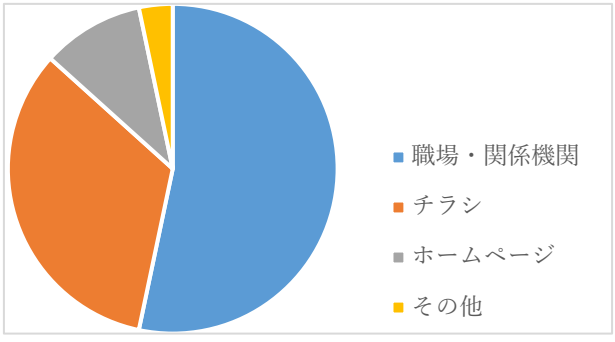

３）講演「権利擁護支援の基本・中核機関の役割」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	１６名（51.6%）
２、良かった	１４名（45.2%）
３、よく分からなかった	０名

※無記入　１名

１、「大変良かった」

・中核機関の機能や役割が分かった。
・基本に戻ることができ、また考えていこうと思います。
・行政や包括、そして専門職との連携を取りながら役割を果たすべきことがよく理解できました。
・権利擁護支援は地域作りであると言う言葉が印象的でした。
・学ぶきっかけになったり、今後もこのような機会があればぜひ参加したい。
・17 年度より里親をしており専門里親でもある。最近は虐待が多くなっていてアドヴォカシーについての勉強、つい先日基礎講座を受け、修了書をいただきもっと子供や高齢者の話を傾聴してどうしたいかを導いてこれからも頑張っていこうと思います。
・「中核機関」というものが今までよく分からなかったが、わかりやすかった。
・中核機関の基本を知ることができた。
・福島弁護士のお話は分かりやすかった。また、中核機関の役割についても実情も分かりいい勉強になった。
・理解不足の点があったことに気が付けた。もっと勉強し理解する必要がある。

２、「良かった」

・まだまだ勉強不足なので今後も研修をお願いします。
・中核機関の役割について詳しく知ることができた。
・全体像が理解できました。
・音量が小さく聞き取りにくかったです
・今まであまり理解できていなかった中核機関の役割を実例で紐解いていただいた感じです。ありがとうございました。
・基幹相談支援センター、包括支援センターとの虐待滞納に関する関りが権利擁護支援センターとして全国共通なのか、それとも西宮市独自なのかどちらでしょうか。
・権利擁護支援センターの理想像、目指すべき姿なのかを教えて頂きたい。

無記入

・「中核機関の役割」について今一つ分かりづらいところがありましたが、少し理解が進んだかと思います。ありがとうございました。

４）実践報告「権利擁護支援の実際と取り組み」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	１４名（45.2%）
２、良かった	１４名（45.2%）
３、よく分からなかった	１名（3.2%）

※無記入　２名

１、「大変良かった」

・中核機関への取り組み内容がよく分かった。
・他市町村の取り組みを知ることができてよかった。
・知多地域権利擁護支援センターが、国からの指示があるからやるのではなく、あくまで現実のニーズに即して必要な事をやっていると言う言葉は素晴らしいと思いました。
・各地の現状を聞いて、自身の地域の参考にできた
・分からないことばかりであるが、わかりやすかった。
・参考にしていければと思います。
・普段では聞けないようなお話を聞かせて頂き、大変参考になった。
・他の地域の今までの取り組みを知ることができて良かった。
・資料後で読ませてもらいます。

２、「良かった」

・各中核機関の取組みが分かり良かったです。
・実際の事例報告だったので、課題も含めてとても参考になりました。
・成年後見というより権利擁護を視点にするべきとの指摘が印象に残りました。

無記入

・最後の方の意見というか発表が分かりませんでしたが、これからも子供たちや後見人の力を借りてもっと薩摩川内市のためにいろんな意味で励まし明るい社会にしていきたいと思っています。里親も頑張っていこうと思います。

５）「グループリーグ」・「グループごとの発表・全体共有」についてご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	１５名（48.4%）
２、良かった	１４名（45.2%）
３、よく分からなかった	０名

※無記入　２名

１、「大変良かった」

・ざっくばらんにトークができて親睦が図れた。
・精神保健福祉士さんが担う役割の必要性をお話しする中で感じられました。
・聞きたかったことが聞けて良かったです。とても参考になりました。
・社協のみなさんが同じグループでした　地元社協と関わることが多いので、本音を聞けてとてもよかったです
・集まった仲間で話し合うことは大事なことだと思う。どんな役に立っているか。県や町ではどんなことをすればいいのか参考にできることはいっぱいあるのでこれからもいろんなところで参加してこれからもみんなの声を傾聴して解決策を見つけて喜んでもらえる後見人になりたいと思います。
・「みらい」の局長からアドバイスを受け、第三者の目があり、わかりやすかった。
・他の地域の実情を知ることができ良かった。
・みらいの大山さんに悩みを聞いていただく時間となったが、とてもいい意見を頂いた。
・グループ内で今抱えている課題を共有でき、他の方の意見をお聞きすることができた。
・一人で問題を抱えてしまうのではなく周りにいる方々と共有することで負担を少なく感じられると思いました。
・日頃の悩みや苦労していることをスーパーバイザー的に意見を頂き的確な助言で大変参考になりました。

２、「良かった」

・前もって、進行役が分かっていると有難いです。
・各市町村の取組み等意見交換ができ参考になりました。
・ネットワークが構築できました。
・権利擁護のはずでは？ファシリテーターと討議自体は良くてとても有意義でした。が、差別発言が気になって身に入らなかったです。少し残念でした。
・２人だけだったので、せめて４～５人位のグループ分けをして欲しかったです。せっかく他の地域の事を訊くことができる機会なので。
・短い時間ではあったが、先進地の具体的な事例を聞けて参考になりました。

（２）12月５日　北海道　札幌市

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

１．日　　時　　令和４年１２月５日（月）　１０：００～１５：３０

２．会　　場　　北海道立道民活動センター　かでる２．７　（７１０号室）

３．参加者数　　５１人

４．プログラム

（１）基調講演

『今、求められる権利擁護支援』

講師：佐藤　彰一さん

（全国権利擁護支援ネットワーク代表/國學院大學法学部教授/弁護士）

（２）パネルディスカッション

『北海道における法人後見の在り方を考える』

コーディネーター：坂野　征四郎　さん

（東京家庭裁判所後見センター初代担当裁判官/

東京虎ノ門法律経済事務所弁護士）

パネリスト：朝倉　裕次さん

（北海道社会福祉協議会　成年後見制度推進バックアップセンター権利擁護課長）

今井　友乃さん

（知多地域権利擁護支援センター理事長/

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

平塚　巧也さん

（江別市社会福祉協議会　江別市成年後見センター権利擁護係　主任相談員）

５．報　　告

・佐藤彰一先生の話から、権利擁護の基本を再確認する機会になった。歌舞伎と浄瑠璃の話は、成年後見制度での意思決定支援や代行決定を分かり易く理解ができた。
・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりは、地域づくりという言葉は、心に響いた。
・後半は、それぞれ各地の法人後見の話が聞けて、参加者の参考になった。
・中核機関の内容が、成年後見制度のことだけでなく、幅広い活動であることが、よくわかった

作成者　：ジャスミン権利擁センター　水戸由子

（３）１２月１６日　長野県　長野市

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

１．日　　時　　令和４年１２月１６日（金）　１３：３０～１６：００

２．会　　場　　長野ターミナル会館　（４階　「芙蓉・寿」）

３．参加者数　　６３人

４．プログラム

（１）実践報告

確認しよう！「権利擁護支援における『当事者参加』の取り組み状況

講師：野口　一輝　さん

（長野市社会福祉協議会　長野市権利擁護センター所長）

佐藤　直樹さん

（魚沼市社会福祉協議会　地域福祉課長）

今井　友乃さん

（知多地域権利擁護支援センター　理事長）

助言者：平野　隆之さん

（日本福祉大学大学院教授）

（２）講演

深めよう！「“当事者参加”を支える権利擁護支援とは…」

～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～

講師：　平野　隆之　さん

５．報　　告

○コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、県内外各地から会場での参加に加え、ハイブリッドで開催したことにより、全国から多くの方に参加いただき「当事者参加による権利擁護支援」の必要性を改めて考える機会となりました。

○実践報告では、長野市、魚沼市、知多圏域で成年後見制度等を活用しながら、当事者を中心に置いた支援、そこから地域福祉の視点から「地域づくり」を行っている取組みなど、制度の活用はあくまでも手段であり目的ではないことを確認し合いました。

○講演では、各地の取り組みを踏まえ、中核機関の役割について、社会福祉法の改正に伴う重層的支援体制整備も含めながら、地域共生社会に視点を置いた広い視野で、当事者参加による権利擁護支援のあり方について示唆いただきました。

作成者　：アドボネットながの　宮本雅透

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修
（２０２２年１２月１６日・長野県長野市）アンケート集計結果

回答数：１２

１）(A) お住まいまたは所属先の所在地

長野県	６名（長野市３名、須坂市、大町市、飯田市　各１名）
沖縄県	２名（沖縄市、那覇市　各１名）
愛知県	２名（名古屋市２名）
兵庫県	１名（伊丹市）
新潟県	１名（湯沢町）

(B)職種（所属）　※複数回答可

１、自治体	０名
２、社会福祉協議会	７名
３、福祉職（高齢）	０名
４、福祉職（障害）	２名
５、法律職	２名
６、会員団体	１名
７、その他	１名

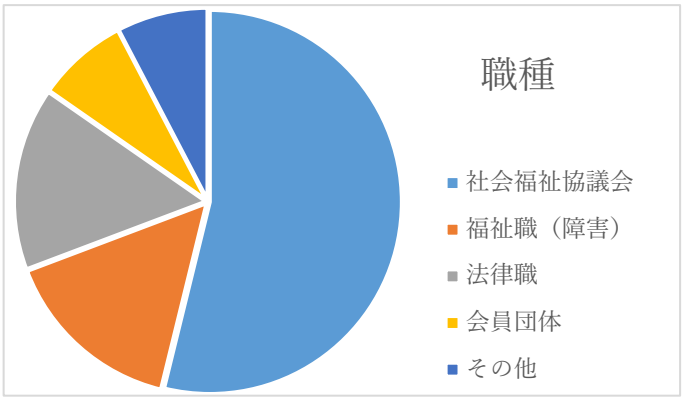

２）本研修は何でお知りになりましたか？　※複数回答可

１、チラシ	５名
２、ホームページ	１名
３、職場・関係機関	４名
４、友人・知人	２名
５、その他	１名

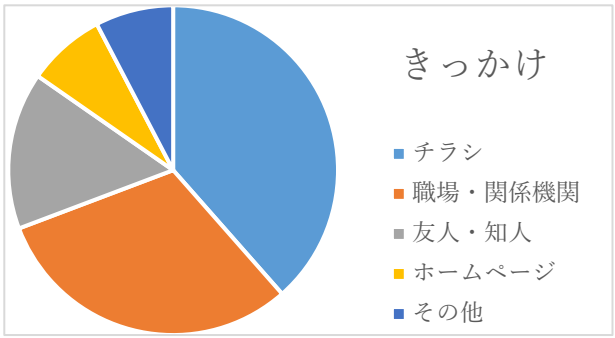

３）実践報告

確認しよう！「権利擁護支援における『当事者参加』の取り組み状況」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	７名（58.3%）
２、良かった	４名（33.3%）
３、よく分からなかった	０名

※無記入　１名

１、「大変良かった」

・日々の活動の中で、当事者参加の視点が薄れてしまっていることを実感しました。ありがとうございました。
・各地の権利擁護センターの中核機関の枠組みを超えた実践活動を知ることができ、大いに参考になりました。ありがとうございました。
・当事者参加の必要性を改めて痛感しました。
・他市町村の取り組み状況が分かって良かった。時間があればそれぞれの取り組みをもっと聞きたかった。

２、「良かった」

・長野市での支援者の声でなく本人の声に耳を傾けることの必要性は、日々感じていることで共感できた。
・「本人申立てが可能かのアセスメントが大切」とありました。つい、親族や首長申立てについて考えてしまうのですが、本人がまず第一であることを再認識しました。そして、本人申立てが「チーム」の構成に繋がっていくということも、大切なことだと感じました。

無記入

・まだ初心者の段階でハードルの高い研修に申し込んでしまったと焦っていました。身寄りなし問題を研究しているとのお話をお聞きし、これからの課題ですね。そして、他人事ではないと思えました。

４）講演

深めよう！「“当事者参加”を支える権利擁護支援とは…～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	６名（50%）
２、良かった	５名（41.7%）
３、よく分からなかった	０名

※無記入　１名

１、「大変良かった」

・権利擁護支援は参加支援であること、客観的にどうかではなく、本人にとってどうかをしっかりと忘れずに行動したいと思います。
ありがとうございました。
・資料も含め大変良かったと思います。ありがとうございました。記憶にに残るキーワードは・しっかりとした理念がないと行政に対抗できない・社協は権利擁護の理念、ルールを作る必要性・社協と社協事務局　協議会として社協の使命を権利擁護センターで引っ張っていく・地域福祉と権利擁護がどこまで一体的になっているか？支援者側の論理？・受託

の範囲を超えた事業展開が大切・地域福祉計画とは別に「権利擁護」等の成年後見利用促進計画策定の必要性

・法人理念と権利擁護センターの理念について興味深かった。地域住民にとって社協が介護保険事業所としての認知が高く、事務局事業の認知が低い現状があると思う。

２、「良かった」

・行政とのかかわり方だけでなく、本体である理事会とのかかわり方についても理解できた。

・「法人後見をやっていない（やっている）社協が担う中核機関」の話がとても興味深かったです。自らの地域の実践に活かしたいと思います。

・ 国が求める中核機関の役割に拘らず、地域のニーズに応じた独自機能を持つことや、既存の地域連携ネットワークを活用することが大事である点は大変共感いたしました。社協の理念と権利擁護センターの理念との整合については、大変考えさせられましたが、どちらも地域共生社会の実現に資する理念であるとすれば、それほど問題にはならないのではないかとも思いました。センターの支援政策・計画への参加が当事者参加につながるというところまでは、まだイメージできませんが、日々の実践の積み重ねを独自の取り組みに反映させていきたいと思います。大変参考になりました。ありがとうございました。

無記入

・前項同様、初心者の私にはまだ分からないことばかりです。これからもよろしくお願いいたします。

（４）12月２５日　神奈川県　茅ヶ崎市

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

どう変わる？成年後見制度！

～使いたい時だけ利用できるようになる？地域で支える新しいしくみとは？～

１．日　　時　　令和４年１２月２５日（日）　１４：００～１６：３０

２．会　　場　　さがみ農協協同組合茅ヶ崎ビル　（５階　大会議室）

３．参加者数　　１１９　人　（参加者１０５名 ＋ スタッフ１４名）

４．プログラム

（１）基調講演

講師：又村　あおい　さん

（全国手をつなぐ育成会連合会事務局長）

（２）トークセッション

講師：　又村　あおい　さん

関哉　直人さん（弁護士）

（日弁連障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会部会長）

５．報　　告

又村あおいさんによる基調講演では、成年後見制度の現状の説明があり、全国手をつなぐ育成会連盟のアンケート調査から見えた課題（後見人の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に、報酬が高い）、国連の障害者権利条約の審査で日本の「成年後見制度、特に後見類型」は権利侵害であるという指摘から「民法改正」に取り組むと同時に、「支援付き意思決定」を基調とした後見支援が必要ということで、「地域連携ネットワーク」について話され、そこには「中核機関」が必要になるという事で、関係図などが示された。

成年後見制度の抜本的見直しをするために法務省が 2022 年 6 月に「成年後見制度の在り方に関する研究会」を 2024 年 3 月まで議論し、結論を出して行く予定ということで、後半のトークセションで、関哉直人さんは、制度の利用者側に立った意見を、その法務省の研究会に入れて行かなければいけないと言われ、制度も研究会も「本人が不在である」ことが、一番の問題であると指摘された。

途中、指定発言で、行政が後見人報酬保障を行っている事例の発表もあった。

コロナ禍であったが、受付で消毒、体温を測る、会場の換気を行い、席の配置など注意を払って研修会の運営を行った。

作成者　：（江崎康子）

トークセッション
又村あおい氏
関哉直人氏
又村あおい氏

金融機関
講
講

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

（２０２２年１２月２５日・神奈川県茅ケ崎市）アンケート集計結果

回答数：６４

１）(A) お住まいまたは所属先の所在地

神奈川県	６０名
東京都	３名（大田区、台東区、町田市　各１名）
埼玉県	１名（川口市）

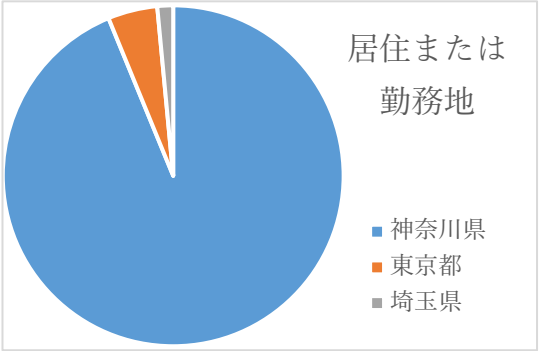

神奈川県内内訳

茅ヶ崎市	３３名	秦野市	１名
横浜市	８名	大和市	１名
藤沢市	６名	海老名市	１名
寒川町	４名	小田原市	１名
平塚市	１名	逗子市	１名
二宮町	１名		

(B)職種（所属）　※複数回答可

１、自治体	２名
２、社会福祉協議会	２名
３、福祉職（高齢）	４名
４、福祉職（障害）	１４名
５、法律職	１名
６、会員団体	４名
７、その他	３２名（内、障害者の保護者・家族 20 名、他、特例子会社、医療職、教員等）

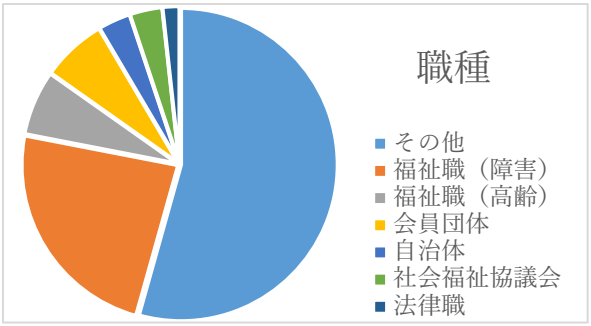

２）本研修は何でお知りになりましたか？　※複数回答可

１、チラシ	２０名
２、ホームページ	０名
３、職場・関係機関	１６名
４、友人・知人	１８名
５、その他	１８名 Facebook、 事業所からの案内等

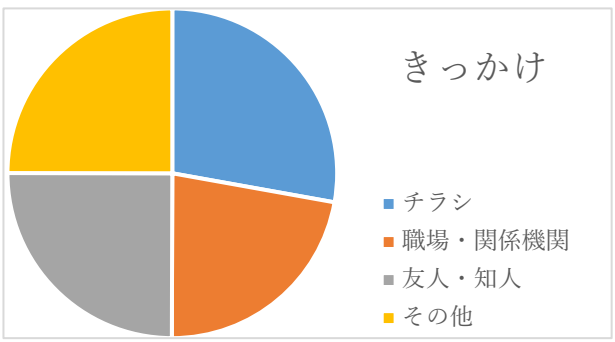

3）基調講演について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	４６名（71.9%）
2、良かった	１６名（25%）
3、よく分からなかった	１名（1.6%）

※無記入　１名

1、「大変良かった」

・制度の概要は知っていましたが、改めて確認できました。
全育連のアンケート（まさにその通りだと思っています）と関連付けて又村さんのご意見を興味深く聞かせて頂きました。

・私自身、特別支援学校教員として卒業後に関するとても大切な制度を詳しく学び理解できたことが良かったです。教育現場でも共有していきます。
　また、障害のある家族、きょうだいとしての立場でも制度について知ることができたので、今後家族や自分の人生を考えていくヒントにします‼

・又村節に聞きほれた時間でした。帰宅後しっかり復習して、今後の業務に活かしてまいります。ありがとうございました。

・今年で3年目になります。毎年、リアルタイムの制度のことを分かりやすくお話してくださるので、理解できます。日々の仕事に活かして行きたいと思っています。

・改正に向けて見守っていこうと思います。詳しくないのでよく分からないのですが、決定してしまった後に意見を伝えるよりも、決定前に意見を言えたら良いのではないでしょうか。

・改正が早くても7年後とのこと、行政に伝えていかなくてはいけないですね。

・成年後見に係わっている人もそうでない人にも分かりやすい言葉を使って話してくださるので、ありがたいです。理解が深まったり、確認にも役立ちます。

・難しいことも分かりやすく話して下さりありがたいです。

・この先の動きが見えてとても助かった。

・又村さんの講演はいつもながらに分かりやすかったです。

・成年後見制度のことがよく分かりました。基礎的なところからやってもらえて良かったです。新しい制度もとても気になります。息子が大人になって実際使えるようになる頃に間に合うといいと思います。成年後見制度の利用は 0 円でも使えるということが分かって良かったです。

・今後、申立する際に書類をチェックする機関が欲しい。
家族が申立てする際、必要な書類を入手するために横浜市の法務局等に出向かなくてはいけなくて、家族が高齢で社会人である場合に手続しにくい。
育成会では若い人は無関心、高齢者は「分からない」で終わりになっているのが現状です。

又村さんは平塚では見ませんね。

・手をつなぐ育成会のアンケートの結果に基づいて見えた課題など、分かりやすく説得力のあるお話だった。
スポット利用などなるほど、と思うアイディア
「地域連携ネットワーク・中核機関」と「地域生活支援拠点」、市町村策定の「重層的支援体制整備事業」などが進み、その中の役割として後見人もあるのでは。
いろいろな方向から整備が進んでドッキングしていくのかも、などお話を聞きながら想像しました。

・成年後見についてざっくりとしか知らない状態で参加しました。契約、手続きなど判断能力が不十分な方がいたら、この制度が頭に浮かんでいたが、思っていた以上に利用するとき、利用した後の不便さや課題があったことに気づかされました。利用するとしても本人にとってどのくらい必要性があるのかむしろ利用しない方が生活しやすいのではないかとどちらも含めて慎重に考える必要があると感じました。

・参加者の知りたいポイントを押さえて実施してくださったので、ありがたい。

・利用者が伸びない根拠・理由がよくわかりました。法人後見の仕組みを検討しているため、理解が進みました。

・成年後見制度が安心して使える改正となってほしいと思えました。

・とても短い時間の中でポイントを話してくださってありがたかったです。

・いつも大変分かりやすくご説明いただき本日も貴重な学びを頂きました。ありがとうございます。

・後見制度について大雑把にしか分からなかったが、よく分かりました。まだ不十分ですが、8050 に近づきつつある今から考えていきます。

・やはり完璧といえるものはできないですね。というよりも 100%はどんなこともあり得ないですが、問題や悩みが払拭されることはないでしょうから、少しでも不備のない制度になる様、今後も改定を重ねていくといいと思います。

・育成会のアンケートを基に話を伺えたこと、概要を分かりやすく説明いただき、伝えるという点が参考になりました。
チーム支援ということで運営やネットワークの活用、構築もどうやるのかなど考えたいと思います。

・知らなったことが沢山あり、大変勉強になりました。新しい制度がより良く進めていけることを願っております。

・現在の成年後見制度の問題点がよく分かった。

・後見制度を一度使うと戻れない、変更できない、財産管理の比重の高さ、身上保護の必要性、報酬の課題より、本人に身近な親族・福祉・医療・地域の関係者がチームとなり、支えていくチーム支援の大切さを感じました。
アンケート・統計からデータで見えてくることで、より今の現状が分かり良かったです。

・利用者のニーズに合った使いやすい制度へ変わってくれることを期待しています。
・大変参考になりました。ありがとうございました。
・保護者なのですが、本人もまだ若いので知識としてほしいと思い参加しました。課題等いろいろ見えて良かったです。
・今後もどう変わっていくのかを、話していただけたら嬉しいです。
・でも、なぜ医療行為の同意が対象外なのかが不思議だった。親族がいなければ治療を受けられないのか。

２、「良かった」
・分かりやすかった。ためになった。
・成年後見制度だけの問題だけではなく、地域に権利擁護祖仕組み、地域をどう作るのかの大切さを改めて感じました。
・現成年後見制度の課題が明確に分かった。（分かりやすかった）
・成年後見を考えていたが参考になりました。
・成年後見の仕組みについて分かりやすい言い回しで話して下さり分かりやすかったです。
・質問に出た認知度のアンケート結果での回答、すごくよく理解できました。
・シンプルで分かりやすかった。
・分かりやすかったです。
・よく分かった。
・いろいろ知れて良かった。
・成年後見制度の概要が分かった。
・「親亡き後」の息子のことを考えて、成年後見人について調べたことがあります。今後また制度が変わるということを知ることができ、有意義でした。しかし、早くても７年後は時間がかかりすぎますね。

４）トークセッションについて、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	４２名（65.6%）
２、良かった	１７名（26.6%）
３、よく分からなかった	３名（4.7%）

※無記入　２名

１、「大変良かった」
・こちらが知りたいであろうテーマを取り上げてくださって良かったと思っています。個々によって聞きたい内容は違うと思うので…その場で質問の他に前もって紙ベースで受けてそれに答える等の会もあると嬉しいです。本日の又村さんや関哉さんのように知識のある方、心のある方（これが大事）ばかりでないので…これからもよろしくお

願いします。
・成年後見は、財産管理のためと思った方がいいとおっしゃいましたが、障害者に対する知識・経験がよく分からない専門職の方が身上保護などできるのかと漠然とした疑問がありました。弁護士さんなどにお任せするのはそもそも違和感があったので、むしろ納得しました。
お話を聞けてとても良かったです。ありがとうございました。
・現実的な話があって、考えていながら先を見極めていくようにしたい。
・専門的な視点から的確にご意見下さり、ありがとうございました。
・疑問点が聞けました。
・類型は決定しつつ、必要な時に使う仕組みで、支援信託等が利用できたらいい。
・「本人不在」が一番問題というご指摘に大いにうなずいてしまいました。
本音トーク、嬉しかったです！本人もまわりの代弁者も声を出さないと！ですね。
・それぞれの立場からの意見を聴くことで、より実態に近い話が聞けたのかな、と思います。
・いろんな視点での意見があり、考えさせられることが多かったです。一つの教えに偏らないことも大切だと感じました。
・ありがとうございました。
・弁護士の方の率直な意見を聞けて大変良かったです。
・今後の「スポット利用」の内容について注目していきたい。
・成年後見（本人申立て）についてミスマッチも多いので本人に分かる様何度も相談支援員等の福祉の専門家が繰り返し説明していくこと、というご回答、とても共感しました。ありがとうございました。
・座談会方式が良かった。もっともっと奥が深くて難しいけれど分かりやすくお話して下さりありがとうございました。
・表に出ないお話が聞けて良かった。
・地域連携ネットワークの仕組みについては相談支援、サービス事業者、社協の連携が特に大切かと思いました。業務の責任の重さと関わるキャパ（業務内容の幅）も整理が必要かも。
・又村氏、関哉氏の対話でこの先も見えてきたと思います。
・実例を聞けてとても参考になりました。
子どもに障害があるので、年齢や状況に合わせてしっかり説明をしておくことが大切と思いました。
・それぞれの専門の立場からの事例が聞けて良かった。
・関哉さんが実例を挙げながら本音で話してくださったので良かったです。
・お二人の話、とても良かったです。弁護士さんの話はとても具体的でよく分かりました。親としては、必要な時に使える方がいいと思っています。これからどうなっていくのか、

見守っていきたいと思います。

・家族に障害等を抱える家族が安心できる制度として定着してもらう為にどうしたら良いか。障がい者の意思決定支援について本音トークをしていただきありがとうございました。私たちも関哉弁護士の雑感を書き留めて、これからの親族後見や市民後見人として生かしていきたいと思います。
後見制度の抜本的見直しをする場足、現状の後見制度と照らし合わせて As-ToBe を今後はちゃんと見ていかないといけないと考えます。

・知的の方周辺だけでなく重心の方（重度知的と同じように考えればよいのか…？）周辺のお話も聞きたいです。
今井さんに前で話していただきたかったです。
財産を信託で残す、いちばん参考になったことでした。

・弁護士の方との「異なる観点」でのお話はおもしろかったです。それぞれがどういう視点を持っているのか、前提が最初に分かるとより理解を深められたかなと思います。

・関哉さんのお話、その通りだと思います。ズバッとおっしゃってくださりありがとうございます。
制度改正が良い報告に行くことを願っています。それまでは利用を待とうと思います。

・話の内容も興味深く、大変参考になりました。ありがとうございました。

・利用促進についてもう少し議論してもらいたかった。

・関哉さんの本音の話、「専門職は必要なのか？」その通りだと思いました。家庭裁判所がいけないのでしょうね。

・今後の動向については注目していきたいと思いました。後見制度が使う人、必要な人にとって利益になるような仕組みになり、運用していけると良いと思います。

２、「良かった」

・今後の成年後見人についてよく分かった。

・今井さんの話が納得できました。
「地域」で異なるが「地域」でのネットワーク作り、茅ヶ崎でも茅ケ崎に沿ったネットワークの作成を期待している。(→他人事ではいけない)

・知らないことを知れて良かったです。ありがとうございました。

・相続は専門職と言われるが、必ずしも親族でも良いかと感じた。

・関哉先生のお話も細かく聞きたかったです。

・成年後見の矛盾点について弁護士の方には的確に話してくださって良かったです。今後の改善点も聞けて良かったです。

・成年後見制度の課題と見直しの方向性について理解できました。
本人不在ということだけは、避けたいと思います。
また、成年後見を使わなくても良い地域づくり

・成年後見人という役割や在り方、誰がなるかということ、地域ネットワークについて「地域を作る」ということを意識したいと思った。
研究会の動向も注視していきたいと思っている。
大変勉強になりました。ありがとうございました。
・知りたいことが分かった。

３、「よく分からなかった」
・内容が専門的でよく分からなかった。

無記入
・始めに代替決定を支援付き意思決定に変えること。
トークセッションではやってほしいこと（お題）を提示できること、個別支援計画のように毎年上記をアップデートしていければ、これから利用する方々にとってもとても風通しのよく使いやすくなる制度になってくると思います。
様々な課題からアンケート、データを取り、可視化して頂ければ嬉しいと思います。
トークセッションからより一歩深められたと思います。ありがとうございます。

（５）２月３日　滋賀県　栗東市

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

1．日　　時　　令和５年　２月　３日（金）　１３：３０～１６：００

2．会　　場　　栗東芸術文化会館　さきら　（小ホール）

3．参加者数　　７１人

4．プログラム

（１）基調講演

『行政が期待する中核機関の役割』

講師：安藤　亨　さん　（豊田市　福祉総合相談課）

（元厚生労働省　成年後見制度利用促進室）

（２）パネルディスカッション・質疑応答

『地域の権利擁護支援をすすめるための行政・関係機関（支援事業所）・中核機関の役割について』

講師：　井上　綾さん（東海市　市民福祉部社会福祉課　福祉企画調整室）

今井　友乃さん（知多地域権利擁護支援センター　理事長）

（全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長）

檜山　久美子さん（守山市　健康福祉部　長寿政策課　主任）

竹村　直人さん（成年後見センターもだま　所長）

コーディネーター：　桐高　とよみさん（ぱんじー）

コメンテーター：安藤　亨さん

5．報　　告

成年後見制度利用促進の取組における中核機関の機能や役割は、行政課題や社会資源そして地域のしくみによって様々な形態や体制がある中で、今回の開催地は近隣４市広域の中核機関となっており、改めてその役割と設置の意義を参加者と共有することを目的とした。

参加者には、県を始め県内８市の関係課や、中核機関として受託されているNPO法人や社会福祉協議会、三士会、病院相談員など、様々な分野から７１名の参加者があり、関心の高さを実感した。第１部では、国は（行政は）中核機関にどういうことを期待しているのか。という基調講演を聞き、第２部のパネルディスカッションでは、行政と行政から委託を受けて中核機関を担っているNPO法人が地域の権利擁護支援をすすめるための施策と具体的な取り組みの事業内容や実施状況、そして課題等についてそれぞれのパネリストから報告があった。

今回、リアル開催とし、７０名定員を超えて多職種の方々の参加がり、その参加者が同じ話を聞き、意義や認識を共有できたことは本当に良かったし、今後の連携につながるものとなった。

作成者　木村　幸代

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

（2023 年 2 月 3 日　滋賀県栗東市）

アンケート集計結果：回答数５０

①（A）お住まい

滋賀県	５０名
大津	１３名（２６％）
草津	７名（１４％）
栗東	６名（１２％）
守山	６名（１２％）
野洲	５名（１０％）
東近江	４名（８％）
彦根	２名（４％）
長浜	２名（４％）
湖南	１名（２％）
高島	１名（２％）
米原	１名（２％）
回答なし	２名（４％）

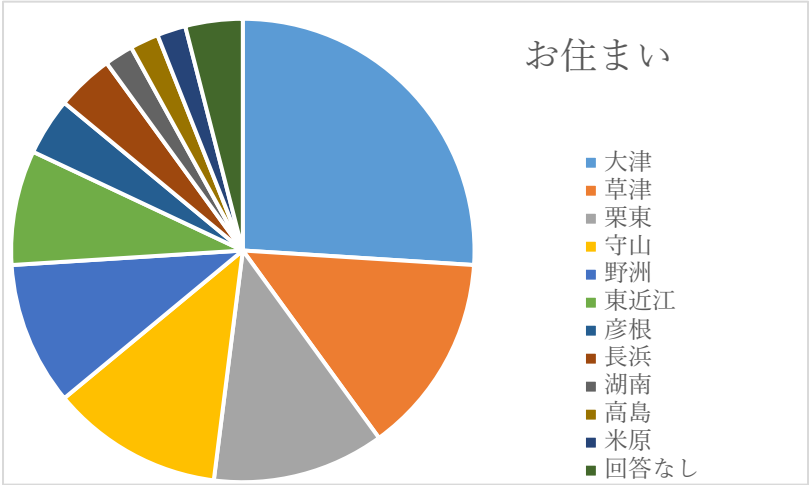

（B）職種（所属）※複数回答可

自治体	１２名（２４％）
社会福祉協議会	３名（６％）
福祉職（高齢）	８名（１６％）
福祉職（障害）	８名（１６％）
法律職	３名（６％）
AS-J 会員団体	５名（１０％）
その他	１１名（２２％）

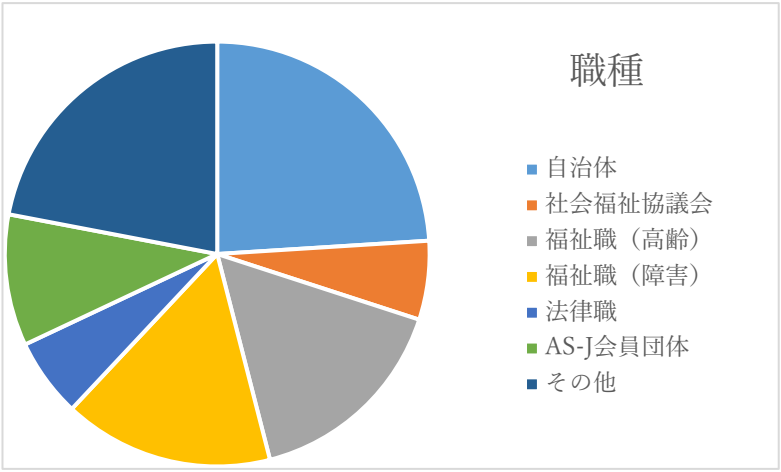

②本研修は何でお知りになりましたか？※複数回答可

チラシ	２８名（５６％）
AS-J ホームページ	２名（４％）
職場・関係機関	２２名（４４％）
友人・知人	１名（２％）
その他	３名（６％）

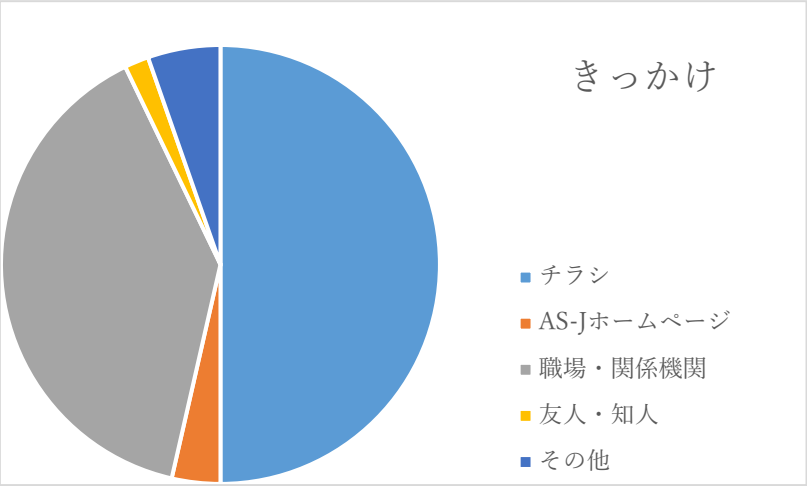

③基調講演「行政が期待する中核機関の役割について」ご意見・ご感想をお書きください。

大変よかった	２５名（５０％）
よかった	２３名（４６％）
よくわからなかった	０名（０％）
回答なし	２名（４％）

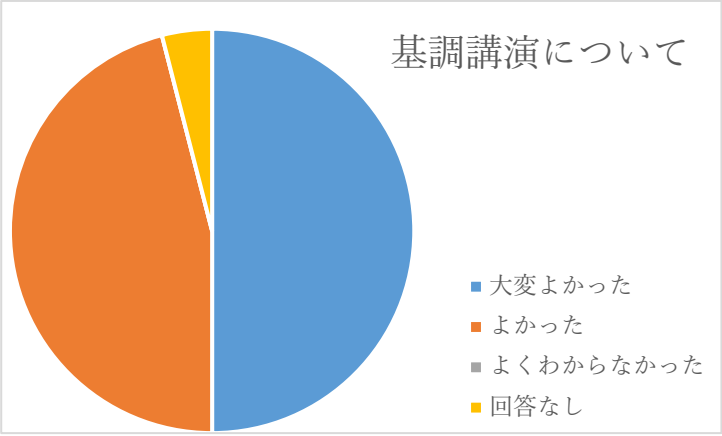

・限られた時間の中でうまく伝えていただいていました。大変わかりやすかったです。中核機関がかかえている課題やむずかしさ、そこへのとりくみなどもおききする時間があったらよかったと感じています。（安藤さんの視点から）大枠のまとめは大変むずかしいもので

すが、わかりやすく整理されました。
・むつかしくて、正直むつかしかった。
・将来の医療やケアについて本人や医療従事者、ケアチームが練り返し話し合い意思決定を支援する人生会議も権利擁護支援チームとして位置づけられるのでしょうか。
・1つの事業所では対応がむずかしいことが多いため、連携がとれる仕組みがあるといいと思う。
・行政は委託することで、委託先に負担かけるだけでなくて、スクラムの一員として取り組んでほしいと思う。
・中核機関について勉強になりました。
・中核機関にきたいすることは多いが、行政がしなければいけないことを改めて考えさせられた。また本人にとっての支援を再認識した。
・制度立案された方から直接意図やエピソードをお聞きできたことを幸運に思います。権利擁護と地域福祉、そして行政とを繋げてくださり、地域で支援が必要な人を支える体制づくりがやっと、やっとできるんだと感じています。しかしながら中核機関は設置されても病院や地域での支援は現場まかせの対応をされ、市長申立までに半年、1年かかるケースも経験しています。特に行政職員さんの相談支援、権利擁護の知識の少なさを感じています。社会福祉士、精神保健福祉士の資格をもつソーシャルワーカーの起用をお願いしたいものです。
・利用促進法の目的は地域共生社会の実現である。とか中核機関の役割が明快でわかりやすく思いました。
・機関の役割だけでなく、そこに至る理念までお聞かせいただき、自分中でもやっとしていた部分が整理できました。
・成年後見制度だけではなく、もっとはば広く柔軟な権利擁護を支えるしくみが必要だということは大変同感です。
・普段、成年後見制度を利用する（新規で申込む）患者様を支援する際、あまり意識をしていなかった部分であったため、勉強になりました。特に P17～18 の部分が印象に残りました。今後は意識して支援をしていきたいと思いました。
・17、18P の理解がむずかしかったです。
・途中からの参加になりましたが、ネットワーク機能や権利擁護支援チームについての理解を深めることができました。
・自市としてどのように権利擁護支援（個別支援）の体制を進めていくか、悩む毎日です。ただ本日の講演を聞き、自分の中で整理ができ、また徐々にイメージができつつあります。自分達が住む地域との実情にあわせ、できることから進めていきたいと思います。ありがとうございました。
・個々のケースの支援から出てきた他の機関との連携での課題等について、竹村さんの言っていたのりしろの部分を増やすための協議の場をもうけていただき、話し合いを繰り返しながら少しでも良い協力関係につなげていただければと期待しています。

・制度の枠組みを理解できた。
・制度背景について理解しやすく、学びが多かった。
・権利擁護支援について学べることができた。
・行政の役割を理解できた。
・行政側の講義内容を理解できるか不安でしたが、一社協職員として社協に期待されることの重要性を感じました。まだまだ経験が足りないのですが、少しでも湖南4市のよりよい支援に携われたらと思いました。
・10 月から入庁し、成年後見権利擁護担当になり、日々わからないことが多く、悶々としていましたが、市の実情を考え何が地域で求められているのかを調査することが大事だと感じ、何より本人の思い本人の意思本人にとってベストとは何かを第一に考えることが大事だと思いました。本人に目を向ける。
・成年後見計画のことがよく理解できて行政の立場からの話がきけて大変良かったです。
・地域住民の活用。できることをできるときに住民をどう活用していけるのか身構えることなくごく自然に地域での拡充ができていくのか不安、リーダー不在、団体消滅、高齢化、うるさいことにかかわりたくない心理が目につく。
・内容を整理しながら話していただいたのでとても理解しやすかったです。
・行政が期待すること、地域の課題整理については、たとえばもだまさんであれば、H24 から受託なのでもっと整理できる時間があったのではないかと感じました、今さら委託してから考える行政の責任を思ってしまいました。
・行政との連携について重要と思っています。幸いにも私の職場はよき環境に恵まれ活動しています。
・中核機関の役割が明確になりました。
・計画策定に対する担当者としての想いもお聞きすることができ、大変参考になりました。また、事例等も交えながら計画や取り組みのポイント等を非常にわかりやすく説明していただき、改めて理解が深まりましたので、今後の取組に活かしていきたいと思います。大変ありがとうございました。
・分かりやすくご説明いただいて、大変ありがたかった。

④パネルディスカッション「地域の権利擁護支援をすすめるための行政・関係機関（支援事業所）・中核機関の役割について」のご意見・ご感想をお書きください。

大変よかった	３３名（６６％）
よかった	１５名（３０％）
よくわからなかった	０名（０％）
回答なし	２名（４％）

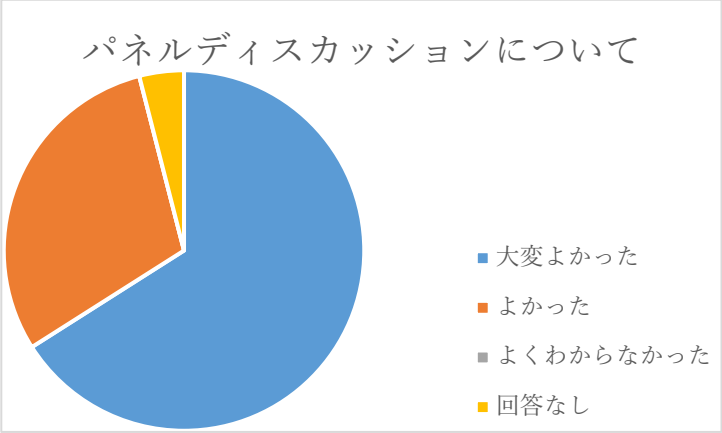

・状況が具体的でよくわかった。湖南４市で事業を推進するメリットデメリットがあるが、行政のおしつけあい、責任の所在など、全体におくれかちになるように思う。それぞれの行政の主体的な取り組みがなされるよう工夫が必要と思う。
・中核機関としての期待や役割が果たせるようにしていくために、安定的な運営が行えるように中核機関に対する評価を見直す必要があるのではないかと感じた。
・質疑、ディスカッションの時間がもう少し長くてもよいなと思いました。（皆さんの話をもっとゆっくりきけたらなと。）
・権利擁護で何をしてもらえるのか、どのようなメリットがあるのか広く普及できる機会があればよいと思う。
・いろいろな地域で様々な取り組みがあると感じた。よく似ているなと思った。
・他の市役所の方がどのような取り組みをされているかよく分かりました。参考になりました。
・後見人そのものの課題があまり聞けなかった。後見人制度の紹介はするが、一歩ふみ出せない現状があると思うのでマッチングの件や変更がよういではない点など）特にそういった場合の中核機関の役割をききたかったです。
・各立場からの現状と課題を聞かせていただき、自身の立場におきかえてこれからの課題について考えていきたい。
・ことわらない相談をするという言葉はすごく良かった。困っている人がいたら必ず相談をうけると言うのはすごく難しい事なので、今後の業務に役立てたいなと感じた。
・広域で中核機関を設立されている話は初めて聞いたので、とても勉強になった。一市単独で設置するのと、広域で設置するのとでは多くのメリット、またデメリットもあると知れてよかった。一市単独でされている市町もディスカッションに参加してほしかった。全ての市と委託法人との関係は本当に対等なのでしょうか？市は委託法人に投げていませんか？後見人でできないこと…定期券の購入に毎月行っていますが、本人さん１人では買いに行けない。相談支援専門員は「ヘルパーは入れません」という。私が行かなければ誰が行くのか。こういう後見人の思いを中核機関の方に受け止めてほしいと思っています。私は中核機関

の職員に「後見人は買い物支援をしない！」と大声で怒鳴られました。でも現状は変わりません。怒鳴られた方からの「後見人の支援としてはありません。」これが現状です。今から変わってほしいと思っています。
・地域が違ってもわりに重なるというか、なんか安心しました。今井マジックかな。
・行政のデメリットをうまくカバーする手法、体制が大変参考になりました。
・中核機関としての役割の広がり大きさについて、もっと深められるとよかったと思いましたが、やはり時間が足りないですね。でも後はそれぞれで考えていこうと思います。
・もだまさんには大変お世話になっているので、概要や現状を知ることができて良かったです。湖南地域の今後の地域ネットワークの推進や計画についても今後注目していきたいです。
・前半の話は少々難しかったが、後半のパネルディスカッションの皆さんの話は、熱い思いが伝わってきました。仕事を忘れるぐらいおもしろかったです。
・心がほっこりする研修でした。ありがとうございました。
・それぞれの報告はとても勉強になりました。権利擁護にたずさわっている者としてネットワークの１つ機関としての役割をきちんとはたしていきたいと思いました。断らない相談は社協の中でも基本計画にきちんと位置付けていますので、これからも実践していきたいと思います。
・市長の大きさ、実情はいろいろあるかもしれないが、地域で権利擁護支援を進める根本的な思い、大事にしないといけないことは一緒だと思う。今までやってきたことをこれからも大切にし、ご報告のあった取り組みを参考に自市にも反映していきたいです。
・パネリストのみなさんの意見を聞き、絵に画いたもちにならないように持続可能な権利擁護支援について、しくみづくりについて検討したいと改めて思いました。お疲れ様でした。
・知多地域の取組をきき、「対話」をくり返すことの重要性を理解できた。
・ケースワーク歴も浅く、入職してまだ１年もないため、自分が今かかえている課題とひきつけて話をきいていました。（後見、権利擁護をどうするか的なマクロ的視点はまだ弱いです）やはり基本的にたちかえり、本人主体の理念の共有、本人と支援者と協働で行うこと、やらないよりやるがあたり前で、とても大切なことだと改めて思いました。
・ありがとうございました。ケースワークを通じてみんなでつながり強い湖南をつくりましょう。
・各機関がご本人を中心に対等に一緒に最善について話し合いができるように、日々の業務内で自身の動き方を考えたい。支援者の中でスーパーマンを作らないという言葉にハッと気づかされた。人が代わっても支援が維持できるように、とても大事だと思った。最後の今井さんのお話心に響きました。
・現在の課題などを訊くことができた。
・今後支援するにあたって留意していくことが大事。
・上記３と同じ思いです。

・本人にとって何が大事で、何を求めているのかを理念とすることが大事だと感じました。中核機関と対等に話すこと、情報共有することが一人を支えることの中でぶれずに支援していくことにつながるのかなと思いました。
・パネルディスカッションというのははじめての経験で大変おもしろかったです。後見業務にあたるに、初心にもどることができたような気がします。
・「権利擁護支援」を支援することの意味の理解ができた。
・本人にとってどうしたらよいか話をするきかいをふやし成長していきたいです。
・各々の活動について知る機会となりました。一方でテーマでするそれぞれの役割（特に湖南地域における）についてもう少し掘り下げられたら良かったのになあと思いました。
・他の市町の現状や進め方など具体的な話がきけたのでとてもよかったと思います。
・良くも悪くも生の声が聞けたので良かった。元気をもらった。特に今井さんのパワーと考え good です。
・知多 5 市 5 町の中で脱退した 1 市はなぜ委託をやめたのか？知りたかったです。その市はどう考えておられるのか？
・国が制度を作ったから、何かをしなくてはならない、どうしようと思われると思いますが、今までやってきた実践（個別支援から他機関とのネットワーク）に自信をもって続けていっていただきたいと願っています。
・各人の活動の場の説明勉強になりました。ありがとうございました。
・様々なお立場の方から取組みや意見をお聞きすることができ、大変参考になりました。各地域や自治体で様々な課題がある中で工夫して取り組みが進められており、本日ご紹介いただいた内容も参考としながら更に取り組みを進めていきたいと思いました。
・守山もだまのお二人の思いとお考えも聞けてたのもしく思えました。

（6）２月８日　岐阜県　大垣市

AS－J

「成年後見利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

１．日　　時　　令和５年２月８日（水）　１３：３０～１７：００

２．会　　場　　ソフトピアジャパンセンター（センタービル１階　セミナーホール）

３．参加者数　　６５人（市内２０人、市外２６人、県外２人）

４．プログラム

（１）講演

『権利擁護支援の基本と意思決定支援』

講師：山口　正之　さん　（萩・長門成年後見センター　代表理事/
（全国権利擁護支援ネットワーク副代表/弁護士）

（２）パネルディスカッション

『権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取り組みについて』

コーディネーター：山口　正之　さん
：岡川　毅志　さん（ぎふ権利擁護センター　代表理事）

パネリスト：山科　正太郎さん（関あさくら法律事務所・弁護士）
栗山　昌治さん（栗山昌治司法書士事務所・司法書士）
山田　隆司さん（東濃後見センター　事務局長・社会福祉士）
柳　葉子さん（あゆみの家相談支援事業所ゆう　相談支援専門員）
水谷　和智さん（安八郡輪之内町役場　福祉課）
飯干　武人さん（揖斐郡池田町役場　保健年金課）

５．報　告

前日に大垣市では成年後見制度に関するケアマネジャー研修があり、若干、市内からの参加が少なかったが、１００名の定員に対し６５名の参加者数となった。

コロナ禍でオンライン形式での研修が主となっているなか対面形式で開催でき、講師の方々の表情や声音がリアルに伝わり参加者の理解もより深まったようである。

山口正之さんの講演では、成年後見制度利用促進にあたっては地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることであり、「権利擁護支援」は支援を必要とする人が、地域社会へ参加し共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である。また、「意思決定支援」は権利擁護の中心にあり、能力存在推定のもと本人が意思決定の主体であることを念頭にして、チームで支援（チームで情報共有し、共同して考える）しなければならない。注意しなければならないのは支援者の価値観や考え方と本人の気持ちが混ざること、本人が決めたことだからと自己責任としてしまうことである。そうせざるを得ない背景を考えた上で本人の意思（思い・真意）を吟味しなければならない。一方向ではなく相互支援の関係性でもって互いに学び合い変化すること、地域での支援者を増やしていくことで尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現につながるとのお話があった。

パネルディスカッションでは、法律職・福祉職・行政それぞれの立場からどのような取組をしているか、中核機関の果たす役割は何かについて積極的に意見交換が行われた。

お互いに連携するにあたって法律職に対しては敷居が高く感じることや混乱していることを

困難事例としてとらえてしまい却って話を難しくしていること、行政としてどこまで個々の事例に関わっていけるのかなどの意見があった。それに対して山科弁護士、栗山司法書士からは、遠慮せず相談にきてほしいこと、自分達ももっと関係を深めていきたいと思っているとお話があった。

その様子から、研修後のアンケートでは「これからは気軽に相談できる」との感想がみられた。お互いに顔が見える関係であること、それぞれの専門性を活かしてお互いに尊重し合いながら、支援を必要とする人の最善の利益に向けてチームで支えていくことが権利擁護支援においては重要であると再認識された。

会場からは身元保証に関する質問があり、身元保証人がいなくても入院や入所はできるとの見地があっても、実際には病院や施設からは身元保証人を立てることが要求され、対応に苦慮しているとのことであった。現状としては病院や施設にも理由があり、互いに理解を深めていくことが今後の課題となっている。

成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段の一つであり、同時に本人を中心とした意思形成、意思決定ができるようネットワーク（つながり）を作っていくことが大切であり、支援者に求められていることであると、本研修を通じて共通理解となったと思われ、今後の各機関での活動に生かされていくことを期待したい。

作成者：ぎふ権利擁護センター西濃支部　安田あや

全国権利擁護支援ネットワーク研修（２月８日・ソフトピアジャパンセンターセミナーホール）

アンケート集計結果

回答数：４８

１）(A)お住まいは

都道府県		市町村					
岐阜県	46 名	大垣市	11 名	岐阜市	5 名	関市	5 名
愛知県	2 名	山県市	1 名	各務原市	4 名	本巣市	3 名
		瑞穂市	4 名	海津市	1 名	大野町	3 名
		池田町	1 名	神戸町	1 名	輪之内町	3 名
		無記入	6 名				

（B）職種（所属）　　＊複数回答可

1、自治体	11 名
2、社会福祉協議会	8 名
3、福祉職（高齢）	18 名
4、福祉職（障害）	4 名
5、法律職	1 名
6、AS－J 会員団体	1 名
7、その他	9 名 （NPO 法人 2、市民協 2、後見受任 1、パート 1、不明 3 ）

＊無記入　1 名

２）本研修は何でお知りになりましたか？　　＊複数回答可

1、チラシ	１９名
2、AS－J ホームページ	1 名
3、関係機関	１８名
4、友人・知人	3 名
5、その他	8 名 （県社会福祉士会研修、大垣市広報、市民協、DM、FAX 案内）

３）「権利擁護の基本と意思決定支援」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変よかった	２６名
2、よかった	２０名
3、よくわからなかった	2 名

1、「大変よかった」

・支え合う関係性ができる共生社会のイメージができてよかった。意思決定支援の考え方が地域に浸透していくと、地域の中で様々な生きづらさ持った人も生きやすくなると思いました。

・具体的な説明で参考になった。

・とても勉強になりました。有り難うございます。

・「支え、支え合う」＝相談に乗る方が本人から学ぶことが多いので、相談者（チーム）が本人から支えてもらっていると思い、本人の意見をチームで聞き本人の意思を尊重しながら方向を見出すのは大変だなあと感じました。チームの必要性を強く感じました。

・意思決定支援についてよくわかりました。

・“支援者”“容体”それぞれの立場で考える支援が現実でうまくいかないケースがいくつかありました。先生の講演で、今後の支援方法、考え方を見直そうと思いました。とても勉強になりました。ありがとうございました。

・意思決定の支援について研修中なので、とてもわかりやすくて勉強になりました。ご本人も含めて多数の人で課題解決していけるといいと思いました。本人の意思の後にある、本当のニーズを見極めることがむつかしいと思いました。

・事例によるお話し、本人にとっての支援のあり方、共生社会の実現に向けての今後のあり方等、参考になりました。

・日々、意思決定支援の難しさを感じています。三士会の先生方よりアドバイスいただきながら、本人の意思を引き出す寄り添う支援をしています。意思決定支援の基本を改めて考える良い機会となりました。

・本人の思いを大切にすることはよく理解できるが、つい安全面を考えてしまい施設が一番となるケースがあります。それぞれの立場の人が、本人の思いを考え意見を出し合いながら、その人の生活面を支えられる支援ができたらと思います。分かりやすい講義ありがとうございました。

・権利擁護支援者として、改めて確認できたことがいくつかありました。

・意思決定支援→本人の意向を確認、本当に忘れていけないと、より実感できました。

・本人の意思をどうくみとるか、また勉強していきたいと思った。

・大変勉強になりました。

・権利擁護、能力存在、意思決定など権利擁護に関する定義などを整理して学ことができました。

また、本人の意向が重要であることも再認識できました。

・以前、成年後見制度利用にあたり、関係者間で本人の支援について考えることがあるが、本人が入院しており、特にコロナ禍にあたって、本人に直接会えない状況では本当に本人の意思に沿った支援ができているかを不安に思うことがあった。今回の話を聞き、あらためて気をつけたいと思った。

・日常業務の中で支援者の困り事として相談がよく入ります。そういった場面の多くは、１対１になっています。今日の講演で１対１でなく…と教えていただけましたので、今後の業務に活かしていきたいと思います。

・人権モデル、個人モデルが分かりやすかった。課題と本人を切りはなす、意識してかかわりたいと改めて思った。

2、「よかった」

・権利擁護＝本人が自分で守る　　実際は…

　支援=なる程！　　現実は…　　うーんと感じます。

・相談支援する中で、自立支援、権利擁護支援の基本を支援時に考えて行うことが大切と思った。

・自立の解釈はいろいろありますが、本日の講演の中の崔さんの「自立とは周りとつながる力をつけること～自分で決めること」が一番、自分の中でしっくりきました。とても大切な事を学ぶことができ感謝致します。相互支援でこれからも利用者さんと繋がり続けていきます。

・改めて考える機会となった。「権利擁護支援」と言った方がよいというのは共感できた。

・〔権利擁護＝セルフアドボカシーである〕本来は自分で自分の権利を守ること。支援者が「守ってあげるもの」というような感覚ではなく、「自分で守ることが出来ること」を支援する対応を大切にしていきたい。

・実際の事例もまじえて、分かりやすく権利擁護支援の考え方について教えていただきありがとうございました。私自身、日頃、自分の価値観から“こうすればもっと良くなる”と押しつけがましい事を考えて提案してしまうことがあるので、今回、学んだことを活かして、その人にとって何が幸せで、最善なのか、1人1人の生き方を尊重しながら学び合いたいと思っています。

・本人、家族、行政、福祉など多職種の連携で行うことの大切が理解できました。

・支える、支えられるという関係性ではなく、互いに学びあい変化する、というフレーズを初めて聞き、権利擁護支援のことのみならず、あらゆる場面でこの気持ちを常にもって取り組んでいく大切さを感じた。

・権利擁護支援と意思決定支援のついて詳しく解説していただき、とても分かりやすかったです。

　地域で生活していくために、お互い支え合う関係性が大切だということを理解することができました。今後さらに学びを深めていきたいと思いました。

・基本的な考え方について、改めて学ぶことができました。

・「権利擁護の言葉の理解は難しい」と思いますので、イラスト、映像を利用して、事例を多くしていただくとありがたかった。

4）パネルディスカッション「権利擁護支援ネットワーク機能を強化するための取り組みについて」についてご意見、ご感想をお書きください。

1、大変よかった	２５名
2、よかった	１８名
3、よくわからなかった	２名

＊無記入　３名

1、「大変よかった」

・身元保証の研修などがあると良いと思う。(問題点等)

・山田先生のお話が具体的でよくわかった。

・顔のみえる関係を自分から作っていく。― 相談できる人が増える。

・多職種でチームで話すと、新しい見方がある。

・身元保証の研修があったらいい。(タイムリーな話)

・今後の活動の中で法律家の方との連携が取り易くなりました。

・現状、悩んでいる内容がタイムリーに話していただいてよかったです。

・困難事例→多くは混乱事例ではないか？（支援者がどうしてよいか分からず混乱しているケース
　　↓　　が多いのでは？）

丁寧にときほぐし、整理していくことが大切だと思った。

「我々が困難にしていないか？」と自問しながら支援に関わっていきたい。

・「チーム」という言葉が多用されていたかと思います。「チーム」の意味を理解し、クライエントの利益につながるようにご支援したいです。

・行政の話が聞けてよかった。

・それぞれの立場での、いろいろなご意見が聞けてよかった。

・色々な立場のパネリストの方達からのお話が聞けて勉強になりました。現場（相談業務）としてはやはり司法の専門職な方への相談はハードルが高いと思っています。関わる機会があれば気楽にご相談させてもらえるような連携できるとうれしいです。私たちのためでなく、ご本人のために多職種との関わりを積極的にしたいと思います。ありがとうございました。

・成年後見人の活動について知ることができました。ありがとうございました。あまり知ることがない、見ることがなかったのでよかったです。

・あらゆる実情などからお話を聞かせて頂きました。後見人が選任された後の関わりも継続していける体制を整える事、弁護士さんや司法書士の方などとの関わり方、気軽にお願いできる？！ことありがたく思いました。

・後見人選任することが必要な方は生活困難な方多く、資金面でもトラブルなどハンデがあると思われること課題であると思います。

・身元保証人について、今後考えていく必要だと思いました。1人暮らしも多い。

・山田隆司さんの話をもう少し聞きたいと思いました。

・現場との思いをすりあわせていく事が必要だと思いました。

・各専門職の方たちのお話、意見を聞くことができ、様々な視点から成年後見人制度や中核機関について学ぶことができて良かったです。本日の講演、パネルディスカッションで学んだことを、今後の業務や生活に活かしていきたいと思いました。

・タイムリーな現場の現状、実情も知ることができて、ネットワーク、チーム作りの重要性を改めて知る機会になりました。

・パネリストの方より、中核機関に求めることを教えていただくことで、中核機関の役割を再確認させていただきました。

・三士会や行政それぞれの立場の活動内容が聞くことができました。また、困った課題もそれぞれ持ってみえることも知ることができました。

・各自それぞれの立場からの権利擁護支援を理解できました。

・ありがとうございました。

・今後もこのような勉強会への参加を積極的に行いたいと思いました。本日はありがとうございました。

・三士会、行政などの活動、考え方がそれぞれ分かってとても興味深く思いました。他の職種の考えが分かることにより、自分の業務にも生かせると思います。

・高齢者、障がい者を含め、地域で頼れる人がいない方は多数いる中で、市の職員として、より地域の方に寄り添えるような仕組み作りをしていきたい。

・色々な立場の方からの考え方や悩みごとが聞けて勉強になりました。

・行政の責務を感じました！

2、「よかった」

・チームワーク作りの問題点や運用について考えさせられました。

・成年後見制度の必要な方が今後みえた時に、相談できる機関がこれだけあるんだということが分かりました。地域連携ネットワーク機能が強化されることで得られるメリットなども以前よりは理解できたと感じます。敷居が高いと遠慮、及び腰になってしまうところもあるのですが、積極的に相談をしていきたいと思っています。(県の事業として、弁護士さんの相談もあると聞いたので、そういった機会も活用したいです。

・市民後見人についての現状も聞くことができた。

・様々な立場からの権利擁護のお話しは興味深かったです。本日のようなパネルディスカッションが権利擁護に係る動きが出てきている中で、言葉が独り歩きせず、本来大切にすべきことが共有できていくのだろうと思いました。福祉関係者にパネルディスカッションをもっと聞かせたかったです。

・いろんな専門職や自治体の今の状況や思いを知れたので、興味深かったです。いろいろなお話をうかがえてよかったです。特に東濃成年後見センター滞納返済表や地元ルールなどお話が聞けてよかったです。

・中核機関の役割について再認識できたことや、それぞれの立場での意見、課題が聞けてよかったと思う。

・ケアマネとして利用者さんが入所、入院される場合などに、身元保証の問題は悩みの種ですので同じような思いでみえる方があると知れただけでも、少しほっとした。

・様々な立場のパネリストからの見解をうかがえてよかった。

・滞納のお話、司法書士の方のＢ型への就職した事例等、新しい発見があった。

・身近な問題で相談先がわかってありがたかったです。

3、「よくわからなかった」

・より具体的な事例を通したネットワークの作り方---成功事例、失敗例など聞けたら…どこと、どうつないだか？　中核機関との連携の仕方は？

・司法書士、弁護士の先生に気安く、ということを期待したいです。

（７）３月１日　オンライン（東北ブロック）

ＡＳ－Ｊ

「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修」開催報告書

１．日　　時　　令和５年　３月　１日（金）　１３：３０～１７：０５

２．会　　場　　オンライン　（zoom）

３．参加者数　　６３人

４．プログラム

（１）基調講演

『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』

～第２期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ～

講師：山口　正之さん

（全国権利擁護支援ネットワーク副代表／萩長門成年後見センター理事長／弁護士）

（２）実践報告

『権利擁護支援の取り組み』

報告者：菊池　惠子さん（あいづ安心ねっと理事）

安藤　民子さん（そよ風ネットいわき理事長）

（３）グループワーク

『グループワークと各グループからの報告』

５．報　　告

福島県内の地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会等から多数の参加により開催となった。講義では、権利擁護支援について成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、特にも意志決定支援の必要性や中核機関における地域連携ネットワーク構築の重要性について理解を図った。実践報告では、福島県内で中核機関と法人後見等に取り組む２団体から実践報告を行った。講義及び実践報告を踏まえ、６グループに分かれて各地域の現状や課題等について共有を行った。福島県内において、中核機関が設置されていない市町村も多く、本研修会を参考として今後の推進を図ることができた。

作成者　：　小野寺　幸司

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

（２０２３年３月１日・東北ブロックオンライン）アンケート集計結果

回答数：１７

１）(A) お住まいまたは所属先の所在地

福島県	１１名（いわき市４名、福島市・二本松市・石川町・会津若松市・猪苗代町・西郷村・楢葉町　各１名）
岩手県	２名（二戸市、盛岡市　各１名）
愛知県	２名（知多市、東浦町　各１名）
山形県	１名（米沢市）
兵庫県	１名（西宮市）

(B)職種（所属）　※複数回答可

１、自治体	１名
２、社会福祉協議会	３名
３、福祉職（高齢）	３名
４、福祉職（障害）	１名
５、法律職	０名
６、会員団体	５名
７、その他	４名

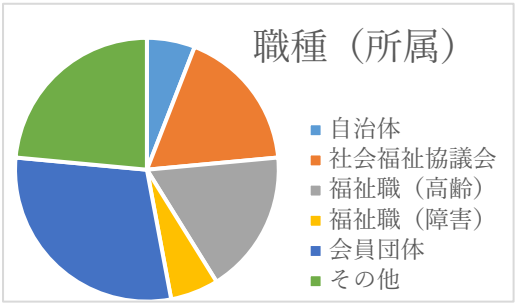

２）本研修は何でお知りになりましたか？　※複数回答可

１、チラシ	６名
２、ホームページ	３名
３、職場・関係機関	５名
４、友人・知人	３名
５、その他	０名

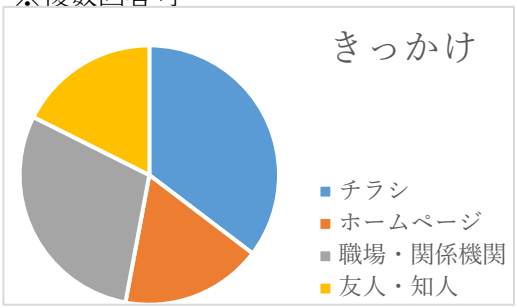

３）講演「権利擁護支援の基本・中核機関の役割～第二紀成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ～」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	１０名（58.8%）
２、良かった	６名（35.3%）
３、よく分からなかった	０名

※無記入　１名

1、「大変良かった」

・権利擁護支援の推進という概念をさらに整理することができました。優しくて奥深く難しい実践であると感じております。
・意思決定支援についてもふれてのお話で地域づくりをする上で大切なエッセンスを教えていただいたように思います。ありがとうございます。
・中核機関主催の研修会テーマに「意思決定支援」を計画中です。講義の「混ぜるな危険」がとても印象に残りました。
・尊厳のある本人らしい生活の継続・・地域社会への参加の為に権利擁護を推進する、とあるが、本人の意志で決定できるうちに地域などで関わる必要性を考えさせられた。
・権利擁護や意思決定は普段から使っているの言葉でしたが、その言葉の意味を考えると、しっかりと理解していかなくてはいけないと、ハッとしました。共生社会、アセスメントの重要性、伴走型支援、多職種との連携…中核機関に関わらず、どの職種でも必要なものであることにも気づくことができました。ありがとうございます。
・「権利擁護」と「権利擁護支援」の違いを理解することができた。
・分かりそうで分からない「権利擁護」について噛み砕いて講義をいただき、非常に分かりやすい内容で勉強になりました。

2、「良かった」

・今後の事業実施等の検討に役立った。
・いつも何気なく使っている権利擁護と権利擁護支援だが言葉の意味が大きく違ってくると学んだ。一つ一つの言葉の意味を知り、大切にしていきたい。
・成年後見制度が権利擁護支援の重要な手段であること、意思決定支援論から 能力存在推定
の大切となお、チームで情報を共有し共同して考える。伴走型支援で地域共生社会を目指したい。
・各市町村へ権利擁護センターが設置されることを望む

3、「よく分からなかった」

・権利擁護支援は、共生社会の実現のためにあると分かった。

4）実践報告「権利擁護支援の実際と取り組み」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	9名（52.9%）
2、良かった	8名（47.1%）
3、よく分からなかった	0名

1、「大変良かった」

・あいづ安心ネットの実践について感服しております。年月を費やし、高い見識と信念で専門職が理解しあいネットワークを形成していることはモデルケースとおもわれます。今後のさらなる充実を期待しております。
・地元会津の中核機関の取り組みについて理解ができた。
・地域はかなり異なりますが、同じ課題があると感じました。6 月にいわきに伺います。また、その際には深堀してうかがえたらと思っております。よろしくお願い致します。
・あいづ安心ネットのセンター開所までの下準備には大変なご苦労があったと思いました。
そよ風ネットいわきは行政やほかの関係機関との連 0 携がとてもスムーズに感じられました。
どちらも自分たちの団体と行政や地域をうまくつないでいてすごいなと思います。
・色々な取り組みがされており、すごいと感じた。また、実現するまでは各関連機関の協力や意見交換が大事だと思った。
・福島県の状況が垣間見えて良かったです。
・それぞれの団体が、地域のニーズを拾い上げて支援を展開し、生活者にも支援者にも使いやすい環境や活動であると思った。

２、「良かった」
・会津の組織がわかりました。いわき市の中核機関の職員も参加していたので、そちらのお話しの方をお聞きしたかったです。
・地元会津の中核機関の取り組みについて理解ができた。
・地域により役割の違いがあるがわかった。
・今回、権利擁護支援センターとしての動きを理解しないまま参加してしまいました。初めて聞く組織や言葉があり、勉強不足を痛感いたしました。
会津への感想です。件数や実情が違いますが、広域の設置をされているのが大変だなぁ…と感じるとともに、ネットワークを意識した活動が、信頼につながっているのだと報告より感じました。
いわき市への感想です。長年にわたって行政や福祉、司法とともに連携していることによって、ネットワークの強化がされていると感じた。
・地域それぞれの取り組みについて理解を深めることができました。地域により強み弱みそれぞれあると思いますので、自分の地域に合った取り組みを考えていきたいと思います。
・それぞれの立ち上げ具合があったが、元々ある程度の形がある所の立ち上げだった為、まっさらな所からの事例も聞きたかった。

5）「グループリーグ」・「グループごとの発表・全体共有」についてご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	６名（35.3%）
２、良かった	７名（41.2%）
３、よく分からなかった	１名（5.9%）

※不参加　３名

１、「大変良かった」

・ありがとうございました。関係機関と協議しながら、進められたらと思います。
他市町村の活動や悩みが聞けて良かった
・参加者の立場や状況は違えど、話すことでネットワークが出来上がっていく様が垣間見れました。
・同じ県内でも地域によって町や人の特性・特徴があり、抱えている問題も様々だと感じた。
・実情を聞く事が出来てよかった。色々と問題を抱え大変な中でも目の前にいる方々の為に皆さん頑張っておられると感じ、元気を頂いた。
・色々な立場や職種の方と一緒のグループでしたので、いろいろな意見や活動の様子などのお話を伺うことが出来て、大変勉強になりました。
第２期計画になって中核機関というものがより分かりにくくなってしまったのかなと思いました。先行している中核機関を前例として設置を考えると小さい自治体には大変難しいでしょうから、第２期計画以降で小さく始めるモデルケースの提示があっても良さそうです。すでにあるのかもしれませんが。
・自分の地元地域が中核機関空白地帯だったので情報収集してみようかなと思いました。
他地域の取組や課題を知ること、権利擁護支援に対する参加者の支援内容等、沢山の情報を知ることができた。

２、「良かった」

・他市町村の活動や悩みが聞けて良かった
・議題などがある程度示された上で話ができるとよりグループワークで意見が活発に出たと思う。
・同じ県内でも地域によって町や人の特性・特徴があり、抱えている問題も様々だと感じた。
・最初に話し出すまで少々時間がかかりました。大分県竹田町社協の方の参加があり、リモート研修の面白いところ感心しました。参加した方々がそれぞれの部署で頑張っています。

・成年後見制度利用促進を進める中で中核機関の運営が地域の実情に応じて違っている事、又、最後のまとめで全国ネット代表の佐藤様が「役割も地域ごとに個性あり、これからもニーズに応じて変化していく」と言われたのが報告を思い返してなるほどと思いました。
・今後、権利擁護支援センター職員として活動する動きになってきたため、参加させていただきました。実際に活動している方のお話を聴くことができ、参考になりました。広報活動はどの機関でも課題であるようなので、当センターでも考えながら業務に取り組んでいきたいと思います。
・率直な考えが共有できて良かった。

3、「よく分からなかった」
・他地域の方の状況などを伺う良い機会であったとは思いますが、「はいどうぞ」と言われてもなかなか話が進まない状況にありました。

「不参加」
・都合により途中退出いたしました。有意義な機会をいただきありがとうございました。

Ⅱ、検討委員会

１、委員会概要

【開催日時・場所】

	日時	開催場所
第１回	４月２３日　１５：００～１７：００	自団体事務所 （千葉県船橋市）・ オンライン併用
第２回	８月２０日　１５：００～１７：００	
第３回	１１月１２日　１５：００～１７：００	
第４回	１月２１日　１５：００～１７：００	

【委員】

氏名	所属
佐藤　彰一	特定非営利活動法人　ＰＡＣガーディアンズ（委員長）
田邊　寿	社会福祉法人　伊賀市社会福祉協議会
福島　健太	特定非営利活動法人　ＰＡＳネット
山口　正之	一般社団法人　萩・長門成年後見センター
今井　友乃	特定非営利活動法人　知多地域権利擁護支援センター
水戸　由子	一般社団法人　ジャスミン権利擁護センター
小野寺　幸司	特定非営利活動法人　カシオペア権利擁護支援センター
佐藤　直樹	社会福祉法人　魚沼市社会福祉協議会
瀬戸山　雅光	一般社団法人　権利擁護センターみらい
山田　隆司	特定非営利活動法人　東濃成年後見センター

【事務局】

氏名	所属
立石　絢子	一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク

２．委員会報告

日本財団助成事業「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務」
研修開催事業　検討委員会（第１回）　報告書

・開催日時：　２０２２年４月２３日（土）　１５時より
・場所　　：　自団体事務所・オンライン（zoom）ハイブリッド
・出席者　：　佐藤（彰）委員、田邊委員、福島委員、山口委員、今井委員、
　　水戸委員、小野寺委員、佐藤（直）委員、瀬戸山委員

１］　検討委員会日程について
今後の検討委員会の日程について確認された。
第２回８月２０日　　第３回１１月１２日　第４回１月２１日
いずれも自団体事務所またはオンラインにて、１５時より

２］　事業内容の確認
開催方法や取り扱うテーマなど、現地の要望に合わせて柔軟に対応していく。
１、研修事業開催候補候補とブロック内の現況報告のまとめ

ブロック	ブロック内の現況（担当者）
北海道	広尾町または帯広方面で検討。
東北	秋田県内を検討
関東	湘南ふくしネットワークオンブズマン または　アンクルで打診予定
北信越	石川県内で検討
中部・東海	ぎふ権利擁護センターまたは 東濃後見センターに打診予定
近畿	ソルジスに打診中
中国・四国	四国地方の会員団体から候補を挙げる。
九州・沖縄	中間市社協に打診中

２、研修開催地決定に向けて
・次回検討委員会までにブロック内と事務局で検討を進める。

３、現地事務局との打ち合わせ
・コロナの影響を鑑みて、基本的に各団体との打ち合わせは必要に応じてオンラインで行う。

４、ブロック交流会について

・地域での（研修内容等の）ニーズの把握、ネットワーク機能の強化を目的とし、各ブロックで交流会を開催。（オンラインをメインとして準備を行うが、各ブロック内での要望があればリアル開催も検討）
次回、検討委員会で時期の確認を行う。

５、その他

・この研修の参考になると思われる、権利擁護に特徴がある地域への視察

日本財団助成事業「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務」研修開催事業　検討委員会（第２回）　報告書

・開催日時：　２０２２年　８月２８日（土）　１５時より
・場所　　：　自団体事務所・オンライン併用
・出席者　：　佐藤（彰）委員、田邊委員、福島委員、山口委員、今井委員、
　　水戸委員、小野寺委員、佐藤（直）委員、瀬戸山委員、山田委員

１、研修事業決定開催地

ブロック	時期・日程	進捗状況・現地事務局（担当者）	開催形式
北海道	検討中	広尾町社協と検討中	検討中
東北	検討中	秋田県内で開催の方向で検討中。 賛助会員の方と連絡を取る。	検討中
関東	調整中	湘南ふくしネットワークオンブズマン	リアル
中部東海	２月	ぎふ権利擁護センター 山口先生講師、内容を詰めて日程を決定	リアル
北信越		９月のブロック交流会で検討し、日程・内容等を決定していく予定。	
近畿	検討中	検討中	
中国四国		中土佐町社協 時期、内容等検討中	
九州沖縄	検討中	鹿児島県社協に打診予定	

２、研修内容の検討

・講義
　『権利擁護支援の基本』、『中核機関の役割』
　『（案）身寄り問題に関して』『法人運営のヒント』
　　講義講師（候補）：　佐藤彰一さん、福島健太さん、山口正之さん
・実践報告
　実際に中核機関の職員の方から実務や課題についてお話しいただく。
　地元の方、先進地域で活動している方の実践について
・グループワーク
　講義と報告を聞いての感想、情報共有、現在の業務での困りごとを話し合う場としてもらいたい。

３、ブロック交流会の開催について

各ブロックで引き続き時期等の検討を行う。

基本的にオンライン開催として考えているが、ブロック内での要望があれば、リアル開催も検討。

複数回の開催も要望があれば行っていく。

ブロック内の連絡にはブロックメーリングリストを活用。

現在の状況

北海道	年内中
北信越	９月２９日（木）１３：３０～

他ブロックは、検討中。

４、進捗状況

・前回の検討委員会後に現地事務局を打診した団体に断られてしまったブロックもあり、全ブロックの開催地がまだ決定できていない。

・昨年度に引き続き、コロナ関係で研修会際の依頼が難しい。各団体本来の自団体の事業も難しい中、この研修を付け加えて行うことは大変困難を極めている。

・現地事務局が決定しているブロックでは、日程や内容の詰めの作業を行っている段階。

４、視察について

・視察地域を選定中。

・コロナの状況も見極めながら調整していく。

日本財団助成事業「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務」
開催事業　検討委員会（第３回）　報告書

・開催日時：　２０２２年　１１月１２日（土）　１５時
・場所　　：　自団体事務所・オンライン併用
・出席者　：　佐藤（彰）委員、田邊委員、山口委員、福島委員、今井委員、
　　水戸委員、小野寺委員、佐藤（直）委員、瀬戸山委員

１、研修会開催日程

ブロック	現地事務局団体	進捗状況
北海道	ジャスミン権利擁護センター	１２月５日（月）札幌市 リアル
東北	そよ風ネットいわき	オンライン
関東	湘南ふくしネットワークオンブズマン（神奈川県）	１２月２５日（日）午後、藤沢 リアル
中部東海	ぎふ権利擁護センター	２月８日（水）大垣市、リアル開催 山口先生
北信越	アドボネットながの	１２月１６日（金）長野市、ハイブリッド、平野先生
近畿	成年後見センターもだま	２月３日（金）栗東市、リアル 豊田市安藤さん、東海市井上さん
中国四国	中土佐町社会福祉協議会？	内容はブロック交流会で検討。
九州沖縄	薩摩川内市社会福祉協議会	１２月２日（金）ハイブリッド 会場は薩摩川内市

２、各研修会の内容と講師

日程	ブロック	研修内容	講師
12 月２日	九州沖縄	講義『権利擁護支援の基本』 『中核機関の役割』	福島　健太さん （PAS ネット/弁護士）
		実践報告 『権利擁護支援の実際と取り組み ～中核機関はじめの一歩～』	瀬戸山　雅光さん （権利擁護センターみらい） 今井　友乃さん （知多地域権利擁護支援センター） 瀬戸口　高代さん （薩摩川内市社会福祉協議会）

12 月 5 日	北海道	基調講演 『今、求められる権利擁護支援』	佐藤　彰一さん （全国権利擁護支援ネットワーク/弁護士）
		パネルディスカッション 『北海道における法人後見の 在り方を考える』	コーディネーター：坂野　征四郎さん （弁護士） パネリスト：朝倉　裕次さん （北海道社会福祉協議会） 今井　友乃さん 平塚　巧也さん （江別市社会福祉協議会）
12 月 16 日	北信越	実践報告 確認しよう！「権利擁護支援における 『当事者参加』の取り組み状況』	発表者：野口　一輝さん （長野市社会福祉協議会） 佐藤　直樹さん （魚沼市社会福祉協議会） 今井　友乃さん 助言者：平野　隆之さん （日本福祉大学大学院）
		講演 深めよう！「”当事者参加“を支える 権利擁護支援とは…」 ～地域社会に参加し、共に自立した生 活をおくるために～	平野　隆之さん
12 月 25 日	関東	基調講演	又村　あおいさん （全国手をつなぐ育成会）
		トークセッション	又村　あおいさん 関哉　直人さん（弁護士）
２月３日	近畿	基調講演	安藤　亨さん（豊田市役所）
		パネルディスカッション	パネリスト：井上　綾さん(東海市役所) 今井　友乃さん　他 コメンテーター：安藤　亨さん
２月８日	中部東海	講演 『権利擁護支援の基本と意思決定』	山口　正之さん （萩長門成年後見センター/弁護士）
		パネルディスカッション 『権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取り組みについて』	調整中

３、ブロック交流会について

北海道	年明け、オンライン
東北	研修会終了後、交流会を行う。
関東	リアル開催予定１２月１０日(土)午後船橋事務所にて
北信越	９月２９日（木）１３：３０～ １２月１６日の研修会終了後、リアル交流会の予定
中部東海	候補を挙げて会員団体も含めて日程調整(住田・今井で進める)
近畿	１２月１日（木）
中国四国	１１月２９日（火）１６：００～１７：３０
九州沖縄	年明け、研修会時に日程調整

全ブロックオンラインで開催予定

北信越ブロックは終了、１２月の研修会後にリアル交流会を実施する予定

オンラインのため、多くの団体に参加してもらえている。

日本財団助成事業「成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務」
開催事業　検討委員会（第４回）　報告書

・開催日時：　２０２３年　１月２１日（土）　１５時
・場所　　：　自団体事務所・オンライン併用
・出席者　：　佐藤（彰）委員、田邊委員、福島委員、山口委員、今井委員、水戸委員、
　　小野寺委員、佐藤（直）委員、瀬戸山委員、山田委員

１、研修事業参加人数

	日程	ブロック	受講人数
１	１２月２日	九州沖縄	５８名
２	１２月５日	北海道	５１名
３	１２月１６日	北信越	６３名
４	１２月２５日	関東	１１９名

２、今後の研修会開催日程

日程	ブロック	現地事務局団体	会場・開催方法
２月３日	近畿	ぱんじー	リアル
２月８日	中部東海	ぎふ権利擁護センター	リアル
３月１日	東北	そよ風ネットいわき	オンライン

３、今回までに決定した各研修会の内容と講師

日程	ブロック	研修内容	講師
２月３日	近畿	基調講演 『行政が期待する中核機関の役割』	安藤　亨さん（豊田市役所）
		パネルディスカッション 『地域の権利擁護支援をすすめるための行政・関係機関（支援事業所）・中核機関の役割について』	パネリスト：井上　綾さん（東海市役所） 今井　友乃さん （知多地域権利擁護支援センター） 檜山　久美子さん（守山市役所） 竹村　直人さん （成年後見センターもだま） コーディネーター：桐高　とよみさん （ぱんじー） コメンテーター：安藤　亨さん

２月８日	中部東海	講演 『権利擁護支援の基本と 意思決定支援』	山口　正之さん （萩長門成年後見センター/弁護士）
		パネルディスカッション 『権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取り組みについて』	山科　正太郎さん （関あさくら法律事務所/弁護士） 栗山　晶治さん （栗山晶治司法書士事務所/司法書士） 柳　葉子さん （社会福祉法人あゆみの家） 水谷　和智さん（輪之内町役場） 飯干　武人さん（池田町役場）
３月１日	東北	講演 『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』 ～第２期成年後見制度利用促進 基本計画を踏まえ～	山口　正之さん
		実践報告 『権利擁護支援の取り組み』	菊池　惠子さん（あいづ安心ネット） 安藤　民子さん（そよ風ネットいわき）
		『グループワークと 各グループからの報告』	

３、全日程を終えての振り返り

１、開催後の各地の振り返り

それぞれの回のワンポイントの振り返りの特徴を記載した。

＜１２月２日・鹿児島県薩摩川内市＞
・成年後見というより権利擁護を視点にするべきということが解った。
＜１２月５日・北海道札幌市＞
・権利擁護支援の考え方と法人後見で大切にすることが理解できた。
＜１２月１６日・長野県長野市＞
・権利擁護支援が地域共生社会において参加支援になることが解った。
＜１２月２５日・神奈川県茅ケ崎市＞
・日本の成年後見制度の動向が意思決定支援に向いていることが解った。
＜２月３日・滋賀県栗東市＞
・あきらめずに、対話の繰り返し、切れ目ない支援の大切さを再確認。
＜２月８日・岐阜県大垣市＞
・地域連携ネットワークは、多職種間の理解が大切だと理解できた。
＜３月１日・福島県いわき市（オンライン）＞
・権利擁護支援は地域福祉であることを再認識することができた。

２、各地の参加人数とアンケートでの満足度のまとめ

	日程	ブロック	受講人数	アンケート満足率（回答数）
1	１２月２日	九州沖縄	５８名	93.6%（31）
2	１２月５日	北海道	５１名	92.5%（40）
3	１２月１６日	北信越	６３名	91.7%（12）
4	１２月２５日	関東	１１９名	94.6%（64）
5	２月３日	近畿	７１名	96%（50）
6	２月８日	中部東海	６５名	92.7%（48）
7	３月１日	東北	６３名	90.2%（17）

概ね、満足度は90%を超えている。参加者の期待に応えらえている研修内容になっている。実態に即した内容で実施されているからだと考えられる。

３、ブロック交流会について

北海道	2 月 27 日 16：00～17：00　参加　9 団体(10 名)　オンライン
東北	3 月 13 日 13：00～15：00　参加　6 団体(14 名)　オンライン
関東	2 月 25 日 14：00～17：00　参加　4 団体(5 名)　リアル
北信越	9 月 29 日 13：30～15：30　参加　4 団体(9 名)　オンライン
中部東海	1 月 31 日 16：00～18：00　参加　11 団体(15 名)　オンライン
近畿	12 月 1 日 17：00～19：00　参加　23 団体(31 名)　オンライン
中国四国	11 月 29 日 16：00～17：30　参加　11 団体(16 名)　オンライン
九州沖縄	3 月 9 日 17：30～19：30　参加　8 団体(11 名)　オンライン

・研修会と違って、リアルな現場での困難事例の相談や、後見人としての困難な対応のアドバイスとかを聞くことができた。
・オンラインとはいえ、些末な相談、細かいことを再確認するいい機会になっていた。
・同じような困難事例に向き合う者として勇気や元気がもらえる機会、仕事へのモチベーションが保てる会合になったようである。

（１）12月２日　鹿児島県　薩摩川内市

権利擁護支援のための中核機関

～必要性と求められる役割～

SIN法律労務事務所

弁護士　福　島　健　太

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

今日お話すること

１　中核機関とは
　　設置の根拠
　　必要性と求められる役割

２　設置されている中核機関の現状
　　権利擁護支援ニーズに対応できるものか

３　西宮市の権利擁護支援センター
　　運営体制とこれまでの取組状況

1　中核機関とは

① 設置の根拠

成年後見制度利用促進基本計画（基本計画）に規定

cf：基本計画とは、利用促進法において

「成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの」

「政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画」

としている

1　中核機関とは

そして、基本計画において

「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、**権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 を図る**」

「**権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関**」 と規定されている

そして、利用促進法にて、

体制整備を含めた施策を**地域の実情に合わせて整備する責務が自治体にある**

と規定されている

1　中核機関とは

第2期基本計画では、権利擁護支援を行う場面を

- 権利擁護支援の相談支援機能
- 権利擁護支援チームの形成支援機能
- 権利擁護支援チームの自立支援機能

に分け、中核機関の役割であるとした

そして、上記役割を果たすためにも、中核機関による地域連携ネットワーク機能の強化が必要であるとした

1　中核機関とは

②　中核機関の必要性

・利用促進法や基本計画の記載

→「権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築」

→成年後見制度に限らないように読める

ただ、法律の名称から「成年後見制度」だけの機関にも

→第1期計画までは、中核機関は成年後見制度に関して対応する機関で良いと考えられていた

1　中核機関とは

・これまでの国の考える中核機関の必要性（私見）

家庭裁判所の対応能力が限界にある

←利用者数の増加と職員数

　　不祥事対応と監督責任が果たせない

意思決定支援など専門性が担保できない

←後見活動の適否を判断することが困難

1　中核機関とは

　法律上、家庭裁判所に監督義務があるので、最終的な監督は行うが、事前の対応を別の機関に行わせたい

　→福祉的な専門性も有し、家庭裁判所には無い視点での助言も可能にしたい

　行政を中心に新たな機関を設置することにし、家庭裁判所の負担を軽減させたい

※　障害者権利条約との関係

1　中核機関とは

・福祉現場での中核機関の必要性

高齢者に関しては地域包括、障害者に関しては相談支援事業所が総合相談の窓口として対応

→成年後見制度に限らず、様々な相談の対応

→虐待や消費者被害、触法、相続など、法的な問題も少なくない

以上について、包括や相談支援事業所が自身のみで適切に対応できているか？必要な機関と連携できているか？

1　中核機関とは

※　既存の相談窓口に対する必要性に応じた助言を行ったり、専門職への相談が可能となるよう体制を整備したり、他の専門機関との連携を図るためのネットワークを構築するなど、権利擁護支援全般の対応を可能とするための機関が必要

→権利擁護支援のための相談窓口としての中核機関

→第2期基本計画での考え方

cf：権利擁護支援とは

既存の相談機関を一次的窓口とし、中核機関を二次的窓口として、相談員が相談できる機関が求められている

←ケアマネやMSW、行政職員からも

1　中核機関とは

※　成年後見制度に限定するとどうなるか

　認知症高齢者の触法問題、障害のある方の就労問題、親族からの虐待事案などが相談された場合

→成年後見制度の利用では解決に至らない

→法的対応が必要なケースは法テラスを紹介

より専門的な福祉的な対応が必要なケースは・・・

相談者をたらい回しにしてしまう可能性あり

←中核機関にて総合的に対応すべき

1　中核機関とは

③　中核機関が有すべき機能（私見）

- **総合相談機能**

成年後見制度に限らず、虐待や債務整理、消費者被害、相続、触法など権利擁護支援に関する問題に対応

cf：児童、DVについて

- **後見の受任に関する機能**

後見制度の利用が必要な事案で、円滑な利用を可能にすべく受任者を提供

→法人後見としての対応や市民後見人の養成なども

1　中核機関とは

③　中核機関が有すべき機能

・ネットワーク構築機能

地域での権利擁護支援を実践するためには、中核機関以外の地域の資源が連携する必要あり

→関係機関と協議する機会を構築（協議会）

地域課題を抽出し解決に向け協議する委員会の設置

権利擁護支援活動の啓発のための研修などの開催

権利擁護支援者の養成と活動を支援する

←地域住民を巻き込んで活動していく

※　権利擁護支援は地域作りである

←センターがあるだけでは権利擁護支援は実現しない

2　中核機関の現状

① 中核機関の設置状況

令和3年10月1日時点

全国で552か所にて、中核機関として活動

←全国市町村の31．7％

cf：権利擁護センターを含めた機関　836市町村

※　2020．4の権利擁護の集い開催に基づくアンケート調査

300か所以上へ依頼し、163か所から回答あり

→43か所が中核機関であるとの回答

２　中核機関の現状

② 活動内容

アンケート調査結果に基づく分析

・成年後見制度に限らず対応しているセンター多い

→内容としては、包括への助言が多い

虐待対応、触法事案への対応などは多くない

・専門職との連携も多くのセンターで行っている

→専門相談の実施は半数程度

理事の就任や運営委員会への出席などが多い

２　中核機関の現状

② 活動内容

・活動費用

多くは数百万円以上となっているが、中には数十万円のセンターも

←行政からの委託を受けておらず、受託法人からのみ支出している

・課題

活動費用の確保、職員の確保、専門職との連携、などが多い

２　中核機関の現状

③　分析結果から見えてくるもの

・対象を後見に限らないとしつつも、現場のニーズに応えられていないのではないか

←相談対応件数や専門職との連携状況から

・ニーズに応えるだけの体制が整えられていないのでは

→活動費用及び職員の体制

※　職員の専門性と業務内容

3　西宮市の権利擁護支援センター

①　設置の経緯

・従前より、西宮市は権利擁護支援活動が盛んな地域

→社協が運営する青葉園など、独自の実践をしていた

北野先生や清水さん、玉木さんなどの人材も

・PASネット前理事長の上田さんは、以前より権利擁護支援センターの設置を考えており、西宮市なら可能と判断

cf：PASネットは平成15年から活動

→PASネットを通じて、権利擁護支援センター設置に向けた活動を開始

3　西宮市の権利擁護支援センター

①　設置の経緯

具体的には

地域の社会資源へのニーズ調査

全国の権利擁護支援活動をしているセンターを訪問

それを踏まえて行政との協議

※　平成23年に、西宮市の単独事業として、高齢者障害者権利擁護支援センターが設置された

cf：芦屋市は平成22年に設置

宝塚市でも平成25年に設置

3　西宮市の権利擁護支援センター

②　運営体制

・設置当初

西宮市社協とPASネットで共同受託

←PASネットの法人後見機能に着目

←PASネットだけに全ての機能を任せられない？

・平成31年より、PASネットが単独で受託

→機材の重複、情報共有の難しさ、など弊害の解消

cf：芦屋市は現在も社協と共同受託

3　西宮市の権利擁護支援センター

②　運営体制

•職員体制

西宮市からの受託事業に対応する職員

専従職員　　6名

兼務職員　　1名（PASネットの業務との兼務）

←実際にはもう1名加えて活動

※　センター職員向けのSV

•事業委託費

約4000万円

cf：西宮市の人口　約48万人

包括の数14か所

3　西宮市の権利擁護支援センター

②　運営体制

・運営委員会の開催

年に2，3回の開催

→学識経験者を委員長、法律職を副委員長として、センター活動で生じた課題の抽出と解決策の検討など、適正な運営のために協議

※　虐待対応や市長申立てなどにおける市との見解の相違

→第3者的視点ですり合わせを行う

cf：市との事務連絡会の開催

3　西宮市の権利擁護支援センター

③　受託事業

•総合相談事業

虐待対応を中心に、権利擁護支援に関する相談対応

→包括や相談支援事業所など既存の窓口を通じた2次的相談窓口

※　虐待対応のフロー図

専門職による定期及び臨時の相談の実施など

→毎週1回の定期相談

出張相談を含めた臨時相談

3　西宮市の権利擁護支援センター

③　受託事業

・後見に関する事業

法人後見事業

→相談のあった事案について、後見人等の受け皿として

権利擁護支援者養成事業

→市民後見人を含む、地域で権利擁護支援活動を行う人材を養成し、活動フィールドの提供とバックアップを行う

活動フィールドとして

法人後見支援活動

日常生活自立支援事業の支援員

介護相談員派遣

3　西宮市の権利擁護支援センター

③　受託事業

・広報啓発、ネットワーク構築事業

虐待対応や成年後見制度などの研修を専門職向けに開催

終活など権利擁護支援に関する市民向けセミナー開催

※　市内の権利擁護支援活動を推進するため、市が設置する権利擁護支援システム推進委員会に参加

→権利擁護支援センターの活動だけでなく、地域福祉計画など市全体の権利擁護支援に関する課題等について協議

3　西宮市の権利擁護支援センター

④　センターの活動状況

事業実績報告と相談対応の実績の資料参照

・専門相談の件数増加

→理由は定かではないが増加傾向にあり

cf：対応する専門職は人材バンクに登録ある方

→弁護士、司法書士及び社会福祉士に対し、活動の趣旨や費用等について説明し、承諾いただいた方を登録

3　西宮市の権利擁護支援センター

④　センターの活動状況

・成年後見制度によらない財産管理ニーズの増加

→MSWより、ターミナル等におられる身寄りのない方について、入院費の支払や死後事務について対応を求められる

←財産管理契約、日常生活自立支援事業

※　問題は財産があまりない方の場合

・虐待対応として、障害者の事案が少ない

→基幹相談との連携をより綿密に行う必要性

cf：施設内虐待事案の発生

3　西宮市の権利擁護支援センター

④　センターの活動状況

・法人後見業務

センター事業に関連して受任する場合、受任調整会議を行い、受任の適否を検討

→専門職受任が困難など、法人後見として対応すべき事由があるか否かを判断

cf：PASネット本体での受任件数　21年度末　50件

・権利擁護支援者養成事業

→現在は隔年で養成講座を開催

cf：権利擁護支援者の登録数　100名弱

市民後見人　　1名（すでに終了）

3　西宮市の権利擁護支援センター

④　センターの活動状況

•広報啓発事業

虐待対応について、改めて研修を開催
→市及び包括職員のスキルアップ

親族後見人向けの成年後見制度の研修開催

毎年年度末に、権利擁護推進フォーラムを開催
→本年度はオンライン開催とし、市外の方にも多く参加

3　西宮市の権利擁護支援センター

④　センターの活動状況

・ネットワーク事業

権利擁護システム推進委員会への参加

地域包括支援センター運営協議会への参加

市内の圏域ごとに行われる学習会に参加

市の権利擁護支援に関する課題の共有

cf：包括や社協の地域活動

3　西宮市の権利擁護支援センター

⑤　今後の課題

・事業費の確保

→職員の昇給に応じ、人件費を確保する必要あり

・職員の確保、スキルアップ

→専門性を含め、必要な人材を確保

←職員の中で配置を検討

cf：事務職員の採用も

より2次的機能を充実させるためにスキルアップ必要

←心理的アセスメント

※　他の地域のセンター等との情報共有

3　西宮市の権利擁護支援センター

⑤　今後の課題

・市職員や包括との関係性

担当職員の移動に伴う対応の変化

→虐待認定や市長申立ての判断について

※　客観的立場で助言等を行う機関の設置へ

→誰がこれを担えるのか

馴れ合いではなく意見を出しあえる関係へ

→事例検討や振り返りなど適宜開催

ご静聴頂きありがとうございました！

2021年度　西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター　実績報告

＜新規相談件数：相談経路別＞

		本人	家族・親族	友人・知人	近隣・民生	高齢者あんしん窓口（包括）	障害者相談支援	介護支援専門員	福祉S事業者	医療機関	法律職	行政	社協	警察	その他	総計
新規件数	高齢	16	66	3	5	111	0	61	9	16	0	59	4	46	4	400
	障害	8	13	1	0	3	19	4	15	5	1	15	0	0	5	89
	他	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	5
	合計	26	79	4	5	114	19	66	24	22	1	75	4	46	9	494
	前年度	36	51	3	4	126	25	56	8	19	3	67	10	15	10	433

＜業務報告：相談＞

		成年後見制度			虐待対応	金銭管理・財産管理	債務整理・浪費	生活困窮	相続・遺言	権利侵害・DV	消費者被害	触法問題	福祉S利用・医療	一般法律相談	その他	総計
		制度説明	申立支援	後見活動支援												
新規＋継続	高齢	764	579	39	1782	319	57	18	98	90	4	3	93	28	58	3932
	障害	128	110	26	132	53	35	16	7	19	1	8	25	11	39	610
	他	0	10	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	16
	小計	892	699	65	1915	372	95	34	105	109	5	11	119	39	98	4558
	前年度	1570	1448	79	2469	934	338	134	125	151	7	2	355	84	169	7865

＜支援方法＞

方法	件数	前年度
相談対応	909	1406
専門相談	95	
調査・問合せ	20	
情報共有・打合せ	1255	3914
連絡調整	808	
同行訪問支援	49	85
支援者会議	40	134
その他関係会議	6	158
虐待対応会議	471	389
SV	22	
その他	280	339
合計	3955	6425

＜専門相談＞

《開催形式》	司法	弁護	社福	小計	前年度
定期相談	27	33		60	66
臨時相談	22	8	5	35	68
合　計	49	41	5	95	134
《相談者属性》	司法	弁護	社福	小計	小計
高　齢	38	33	3	74	94
障　害	9	10	2	21	35
他	0	0	0	0	5
合　計	47	43	5	95	134

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

西宮市高齢者虐待対応フロー

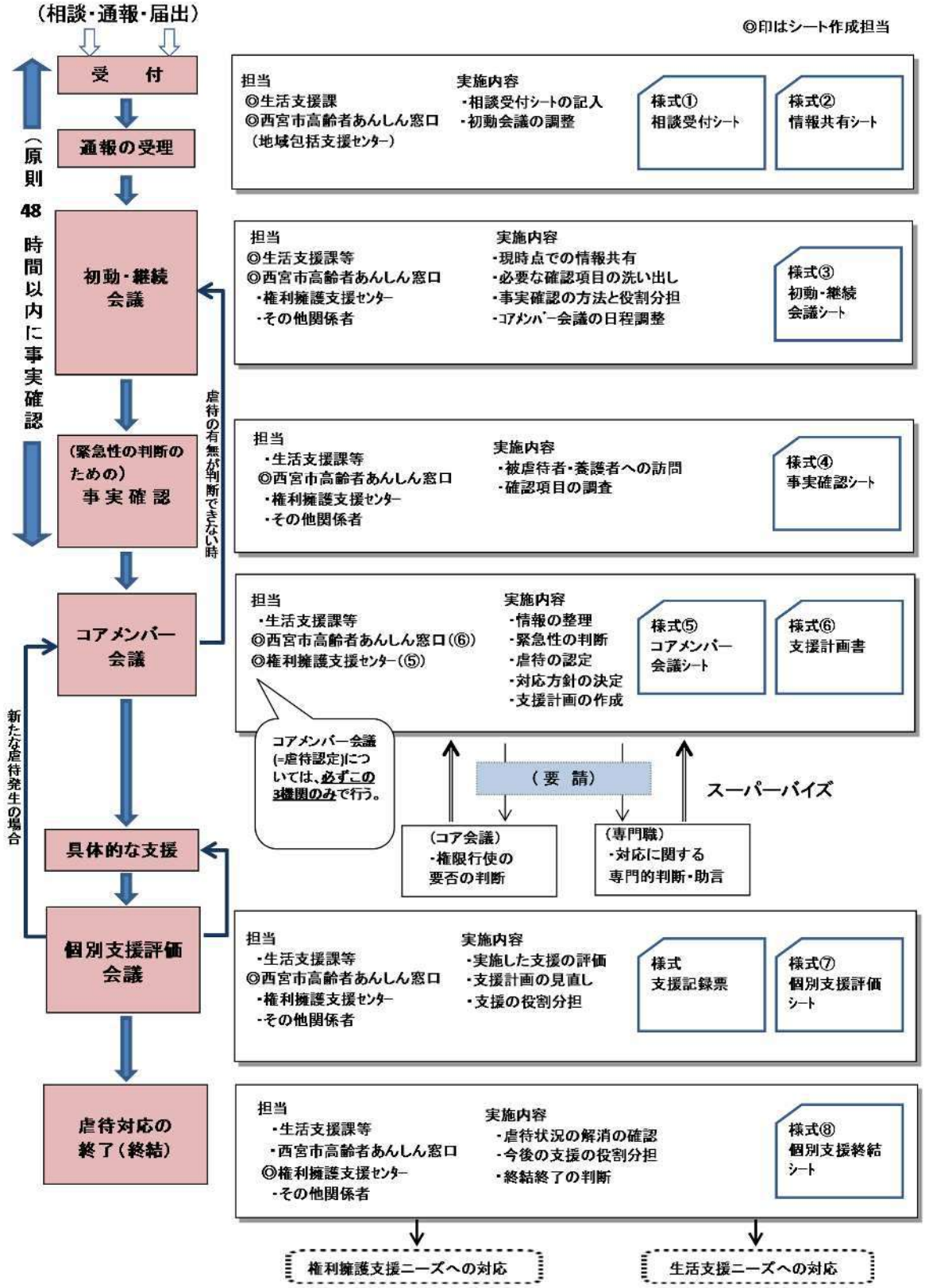

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

全国権利擁護支援ネットワーク

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

宮崎県西諸地区における中核機関の活動状況

令和4年12月2日（金）

権利擁護センターみらい

理事長　瀬戸山　雅光

中核機関の整備状況

延岡・西臼杵権利擁護センター

- **宮崎県の人口**
  1,069,576人
- **小林市人口**
  43,103人
- **えびの市人口**
  17,190人
- **高原町人口**
  8,526人

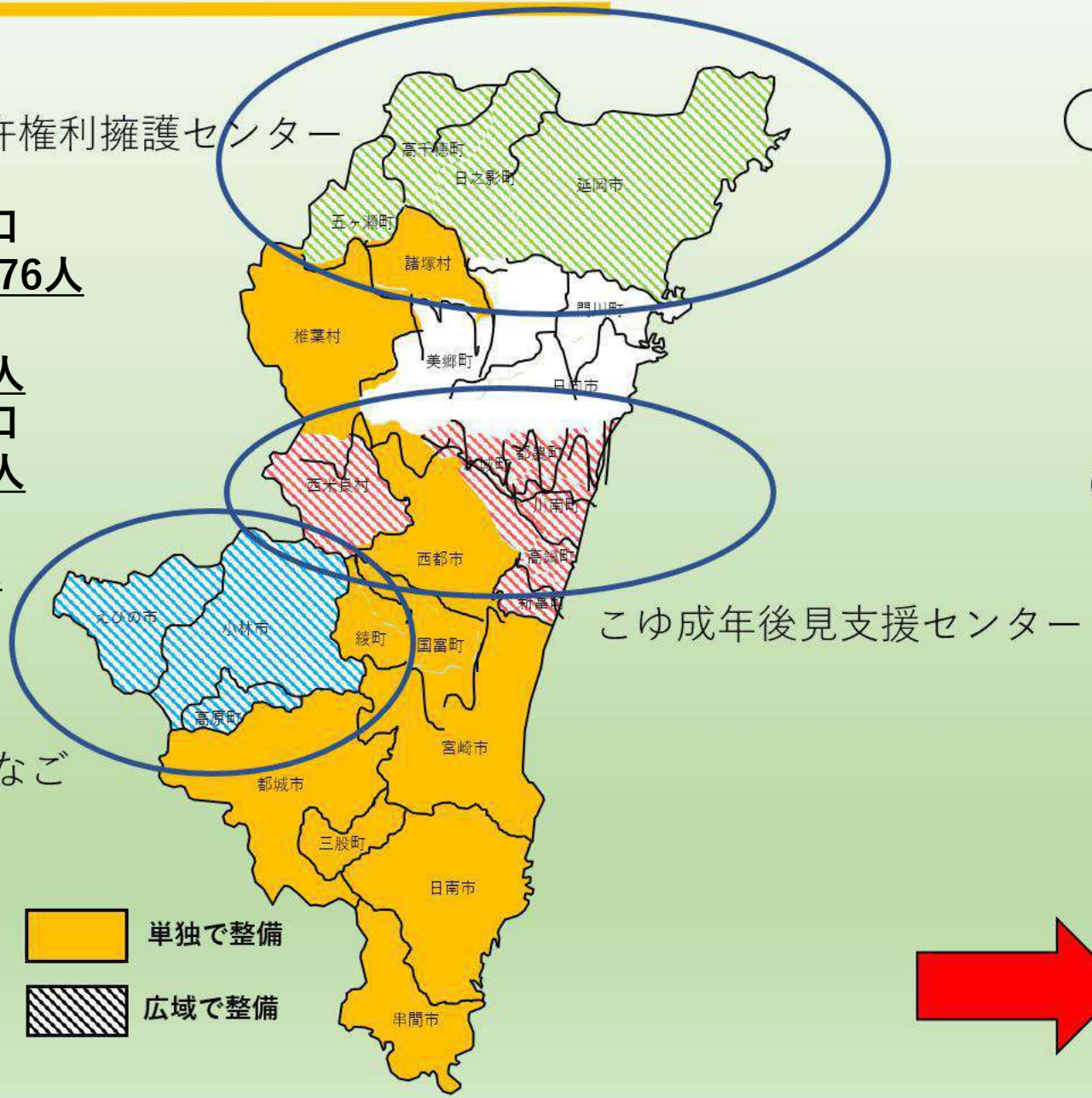

こゆ成年後見支援センター

中核機関　つなご

○ 整備済み
２３市町村（88.5%）
（令和４年９月１日時点）

○ 令和４年度中に整備
３市町村（11.5%）

令和４年度末には、
すべての市町村が
中核機関を設置

西諸地域の成年後見

- 平成１７年
  西諸地域で高齢者を狙った悪徳商法による消費者被害

- 平成１７年７月
「成年後見ネットワーク小林」設立

- 平成２４年
「成年後見ネットワークにしもろ」設立

- 平成２８年4月１日
  小林市社協が「成年後見センターこばやし」を設置

- 平成２８年５月２６日
（一社）「権利擁護センターみらい」設立

中核機関つなごの設立

- 平成２８年５月
  成年後見制度の利用の促進に関する法律施行～５年以内に中核機関を
- 平成３０年
  都城市が単独で設置
- 平成３１年２月
  延岡・西臼杵権利擁護センター設置
- 平成３１年５月から勉強会（年６回）と相談会（年６回）
- 令和３年９月２１日
  中核機関つなご設置

「みらい」と「つなご」の人員配置

みらい	事務局長	社会福祉士（理事）	１名
	職　　員	社会福祉士	１名
		法人後見支援員	１名（研修中）
つなご	センター長	社会福祉士	１名
	職　　員	法人後見支援員	２名（1名研修中）

登録専門職	弁護士	１名
	司法書士	５名
	社会福祉士	９名
	法人	２名（みらい・小林市社会福祉協議会）

地域連携ネットワーク運営委員会　（代表１５機関）

所掌事務

- 成年後見ネットワーク西諸の運営に関すること。
- 中核機関つなごの運営について助言・評価・協力を行うこと。
- 成年後見制度に関すること。
- 地域課題の検討・調整に関すること。

裁判所・専門職・
行政関係

民生委員児童委員・
社会福祉協議会

成年後見ネットワーク西諸

金融機関・保健所・
病院関係

警察・障がい関係機関・
その他団体

相談 ⇒ 会議 ⇒ 意思決定 ⇒ 申立 ⇒ 後見人等 ⇔ 中核機関つなご

①相談者
（本人・家族・地域住民等）

②相談受付
（ケアマネ・相談支援専門員・
医療ソーシャルワーカー等）

③ケース検討
（中核機関で情報把握・検討）

支援検討会議

受任調整会議

顔合わせ

家庭裁判所への申立

後見人等
（親族後見・市民後見人・専門職後見人等）

地域連携ネットワーク

相談・啓発 機能

▼相談窓口の明確化
（パンフレット、講演などで周知）

▼随時、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）
からの相談対応が可能

▼2市1町へ訪問（病院・施設・行政など）相談対応

▼無料相談会および後見人等のつどい
毎月、2市1町で専門職2名
（弁護士・司法書士・社会福祉士）を配置

後見人等支援 機能

▼年1回　市民後見人セミナー

▼後見人等への情報提供、同行、相談支援、
　専門職への斡旋　➡　親族の方や初心者の方

▼家庭裁判所との意見交換会
　宮崎家庭裁判所都城支部の管轄
　西諸地区・都城市・三股町の中核機関

制度利用促進 機能

▼受任調整会議（マッチング）
　毎月1回、対象者に適した後見人等の候補者を選定。
　本人と候補者との顔合わせ

▼申立支援
　本人、家族にマニュアルを用いて申立を説明する。
　専門職の申立に係る同行、情報支援

▼西諸地域の利用状況分析・集約など

相談状況の内訳 ～ 令和 4年 4月～１１月末日時点　（66件:実人数）

性別

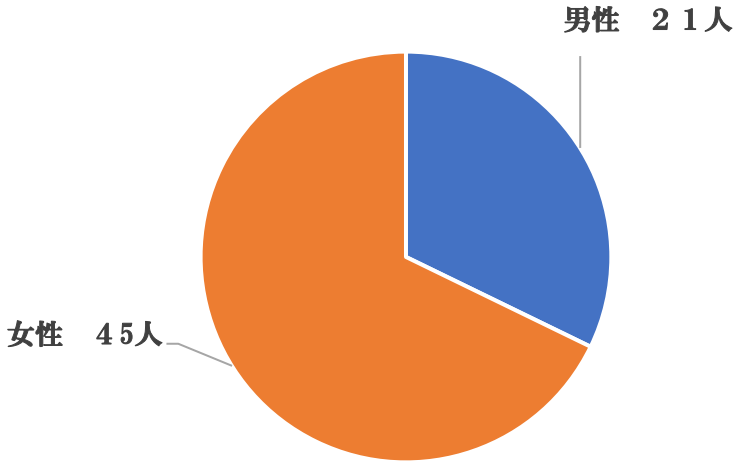

住所地

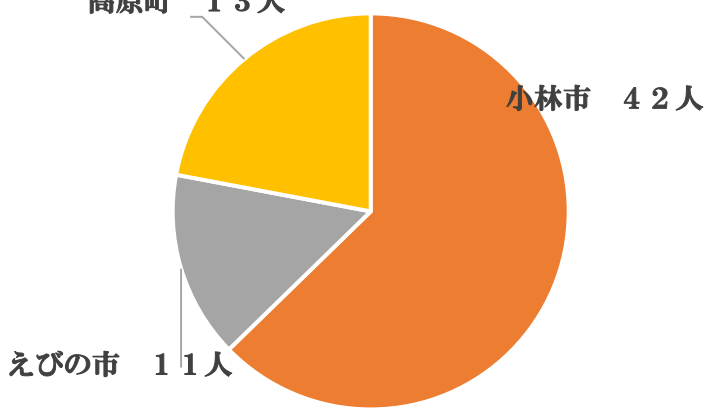

相談内容

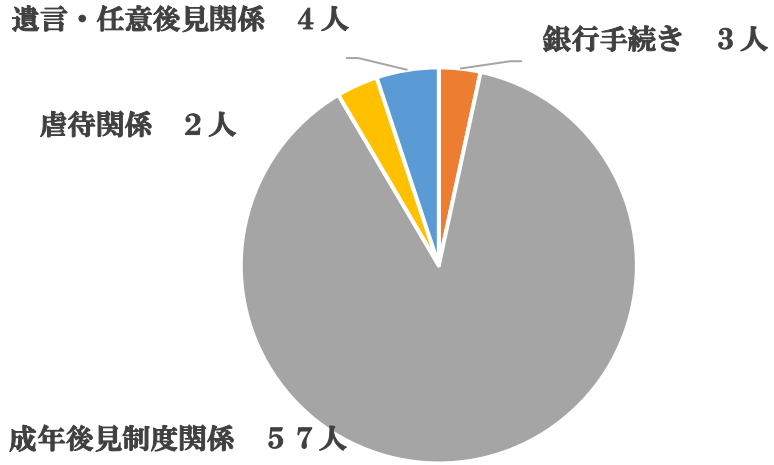

依頼元

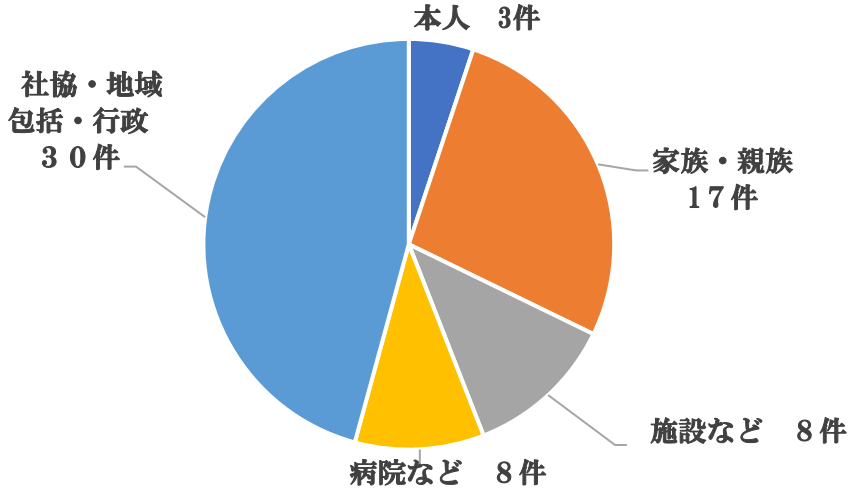

所在地

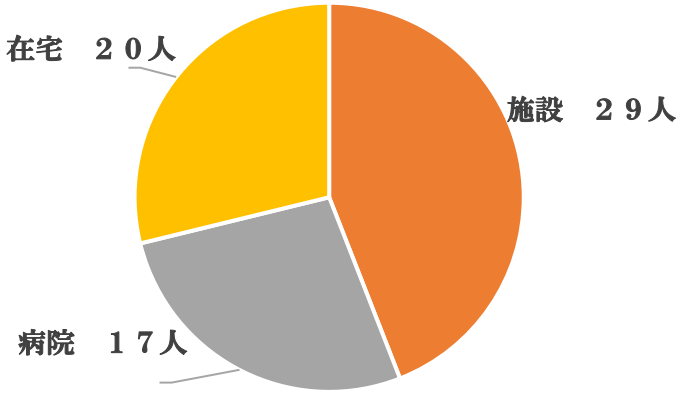

受任先（１９件中、2件他界）

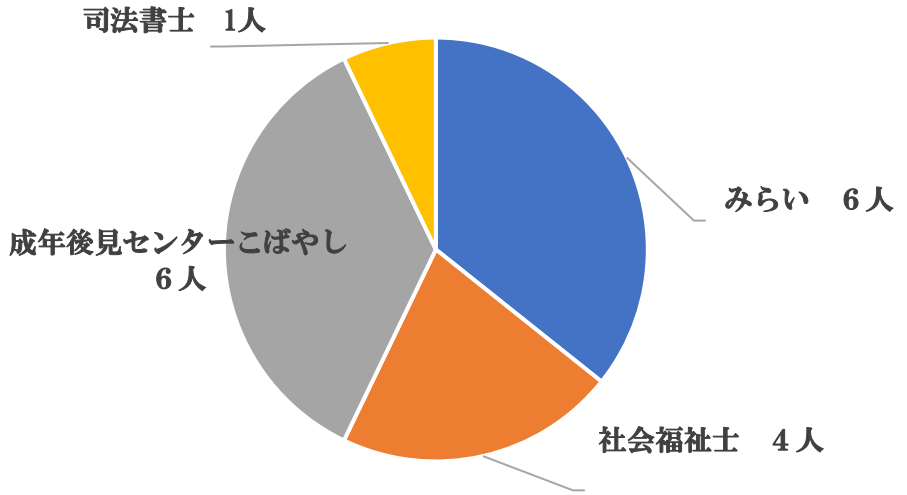

今後の課題

１　社会福祉協議会による法人後見

２　市民後見人の養成

３　人財確保

４　組織体制の整備

2022年度日本財団助成金事業
成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

「権利擁護支援の実際と取り組み」
～中核機関はじめの一歩～

権利擁護支援を通じた地域づくり

2022年12月2日

全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
ＮＰＯ法人 知多地域権利擁護支援センター　理事長
今井　友乃

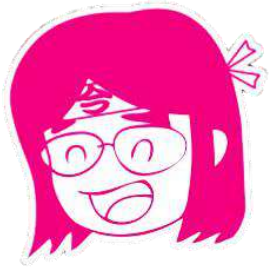

特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県　知多半島
４市５町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、
南知多町）

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH（グループホーム）

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長（私）、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある → 後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・ → 後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。 → 後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

継続性・複数の目での監視体制 → 個人より法人

利益相反の考え方 → 福祉の直接サービスをしていない団体

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体

ちょうどいい団体があった

ＮＰＯの中間支援団体

特定非営利活動法人　地域福祉サポートちた

（知的障害の若者が住むGHを経営している組織が相談を持ちかけた団体）

<u>知多地域における法人後見のスタート</u>

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちたに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」 講師： NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」 主催：障害の親の会（県内）
	8		学習会「成年後見・第三者評価」 講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして、資金援助のお願いをする	県内、4か所ほどで講演を依頼され、知多地域での法人後見の実態を話す。
	3	バス視察ツアーの実施（先進地　東濃成年後見センターへ）知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に。	
2007	5	知多地域高齢者・障害者担当課長調整会議が5月に行われる。 これより、「5市5町成年後見利用促進事業調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中に、NPOと社協がオブザーバー参加した。	県内外、4か所での講演依頼で、必要性を伝える
	6		
	7		
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に対しての啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域
権利擁護支援センターの体制

１　成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在　　知多地域権利擁護支援センター)

（１）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）として
- 平成19年11月　認可申請
- 平成20年　1月　認証
- 平成20年　2月　法人登記
- 平成20年　4月　本格的に事業展開
- 令和4年　　4月
  知多地域権利擁護支援センターと名称変更
  同時に中核機関として設置される。

（２）財源
- ＮＰＯ法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料　2,500万円（初年度）
  2,800万円（3年目より）　3,200万円（5年目より）
  3,900万円（7年目より）　4,500万円（9年目より）
  5,400万円（11年目より）6,000万円（13年目より）
  4市5町に変更　6,300万円（15年目より）

（３）職員体制

○ 正規職員　７名（社会福祉士等　男３、女４）

緊急電話当番制　２４時間、３６５日体制　一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

非正規職員　３７名配置（月１回から週５日まで）

（資格は問わず、信用性が担保できる人物）

（４）体制図

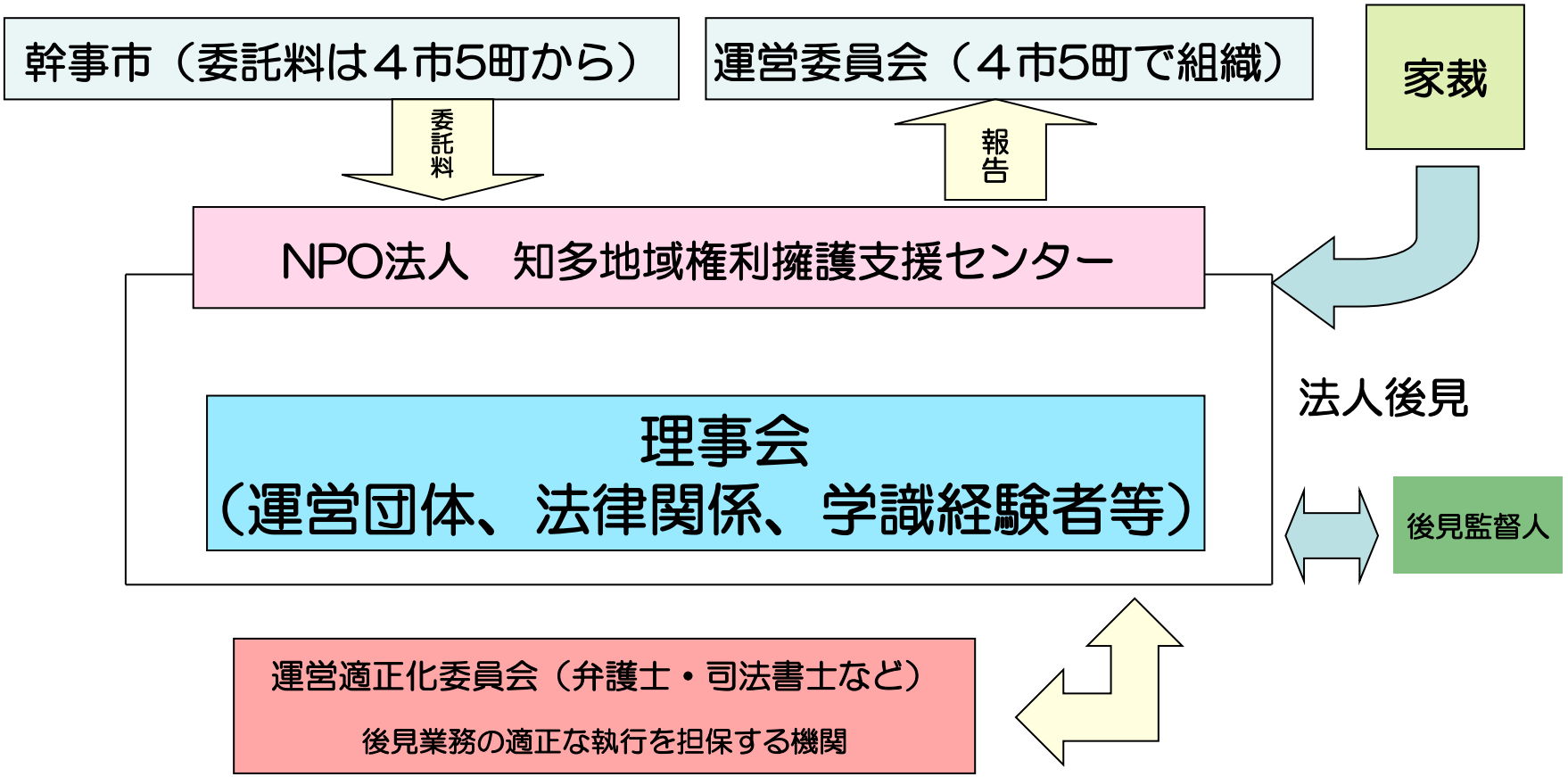

知多地域権利擁護支援センターの業務と現状

１ 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

（１）中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発

(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関した研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

（２）法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※( )内は死亡者を含む総数
  後見類型… 306件（677件）
  保佐類型… 195件（317件）
  補助類型…　54件（７６件）

	後見					保佐					補助					合計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座
  関係団体

- 行政職員研修
  毎年２回　行政職員向けの講座
  （対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
  行政が委託している包括支援センター、
  障害者相談支援センター等）

- フォーラム等の開催
  成年後見講演　専門学校講師　　渡邉哲雄氏
  成年後見講談　講談師　神田織音氏
  成年後見落語　落語家　桂ひな太郎氏
  成年後見寸劇　当法人の関係者による劇
  成年後見クイズ　関係者全員

- 年間相談件数　　５４４件

成年後見制度の国の動向

・成年後見利用促進法

平成２８年４月５日成立、５月１３日施行

➡利用促進を図るために内閣府に「成年後見制度利用促進会議（議長・内閣総理大臣）」が設けられた。

・成年後見利用促進基本計画

平成２９年３月２４日　閣議決定

➡計画策定について各都道府県知事宛てに通知がでた。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

（1）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
（2）計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。
（3）国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

（1）今後の施策の基本的な考え方

①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
③財産管理のみならず、身上保護も重視。

（2）今後の施策の目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

（3）施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

地域連携ネットワークのイメージ

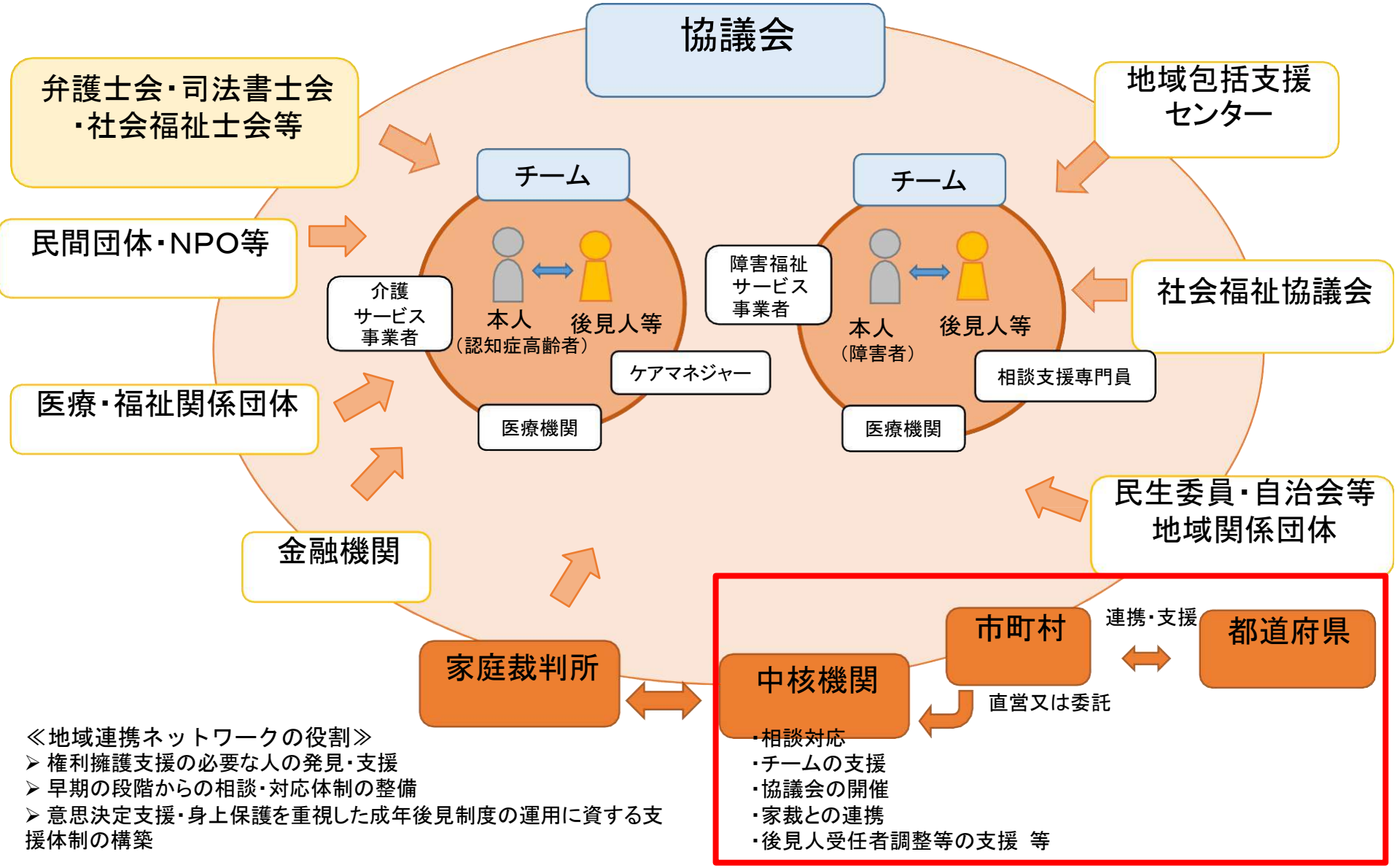

≪地域連携ネットワークの役割≫

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

≪地域連携ネットワークの機能≫

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

知多地域での取り組み

第１期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第１期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。

知多地域成年後見センターが行ってきた実践から今後この地域に必要であることを計画立てて行います

知多地域成権利擁護支援センターの特徴

１ ＮＰＯ法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

（１）全国的にも珍しい展開

２ 知多管内４市5町行政の広域的な事業受託

（１）単独市町として実施困難な事業実施が可能

（２）成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

（３）委託料により、職員の身分も財政的に保障される

３ 運営委員会の開催

（１）知多管内４市5町の福祉行政担当者で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）委託事業の業務をチェック

４ 運営適正化委員会の開催

（１）愛知県弁護士会　高齢者障がい者総合支援センター
アイズ　推薦の弁護士、
成年後見センター　リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士　　で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）後見業務等のチェック
（４）受任調整会議の機能を付加

５、知多地域権利擁護支援センター職員が
　知多４市５町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

６、職員の内部研修と外部研修、積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催
①成年後見サポーター研修
②権利擁護サポーター講座
③ろうスクール
④成年後見制度　専門支援員養成研修
⑤成年後見フォーラム
⑥行政職員研修
⑦事業所セミナー

不定期な開催
①多職種連携ファシリテーション講座
②成年後見制度実務者連絡会
③身元保証を考える研修会
④終末期の医療を考える研修会
⑤虐待防止研修

法人内職員の研修
- 法人正規職員　外部視察研修
- 法人全員の研修　理念確認
- 全国権利擁護支援ネットワーク主催のフォーラム参加

★知多半島に置いての研修の回数と参加人数
対象は、民生委員、施設、育成会、ケアマネ、保健所、包括等

平成　年度	回数(回)	参加人数(人)
20	40	1647
21	22	1082
22	28	1110
23	12	418
24	9	250
25	13	428
26	19	696
27	18	889
28	14	915
29	22	1045
30	27	974

知多地域成年後見センター各種講座およびフォーラム参加者数	
講座・フォーラム名	参加者数
成年後見サポーター研修講座　H20~H30	558
権利擁護サポーター講座　　H26~H30	105
成年後見制度専門支援員養成研修 H21~H30	195
ろうスクール　H29　H30	52
成年後見フォーラム　H20～H30	1127
行政職員研修　H21～H30	810
事業者セミナー　H27~H30	164

平成 31 年度第 1 回　「成年後見制度」という制度があることを知っていますか?

成年後見サポーター研修講座

日　程	6 月 14 日～7 月 19 日　金曜日	毎週　全 6 回
時　間	13：30～16：00	
会　場	武豊町中央公民館2F	視聴覚室
	受講料	1,000 円（全 6 回分）
対　象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定　員	30 名（先着順）	

成年後見制度とは?

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。
しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか？

十分には知られていないのが現状です。

申込み・問合せは
裏面をご覧ください

○●　日程と科目　●○

6 月 14 日（金）
◆成年後見概論
◆柴田将人氏（愛知県弁護士会弁護士）

6 月 21 日（金）
◆高齢者・障害者の権利侵害の現状
◆山田隆司氏（ＮＰＯ法人東濃成年後見ｾﾝﾀｰ事務局長）

6 月 28 日（金）
◆法定後見の申し立て手続き
◆前本好江氏（前本社会福祉士相談室）

7 月 5 日（金）
◆財産管理と身上監護Ⅰ
◆鈴木直幸氏（司法書士）

7 月 12 日（金）
◆財産管理と身上監護Ⅱ
◆板野珠実
（NPO 法人知多地域成年後見センタースタッフ）

7 月 19 日（金）
◆後見人の実務
◆今井友乃（NPO 法人知多地域成年後見ｾﾝﾀｰ事務局長）

2019年度　じぶんのことは、じぶんできめる！

受講無料

権利擁護サポーター講座

定員40

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全９回の講座です。

日程　9月6日～11月22日
毎週金曜日　全9回

時間　13:30～16:30

	日程	講座内容
第1回	9月6日	地域でできること
第2回	9月13日	インタビューゲーム
第3回	9月20日	障がい等理解
第4回	9月27日	日常生活自立支援事業の概要と実態
第5回	10月4日	成年後見制度の概要と実態
第6回	10月11日	先輩の声
第7回	10月15日～11月15日	同行訪問（権利擁護の支援を利用している現場に出て学びます）
第8回	11月22日	ふりかえり

会場　美浜町生涯学習センター 研修室

図書館の２階にあるよ！

住所：美浜町大字北方字十二谷125　TEL：0569-82-6464
◆車の場合◆　南知多道路・美浜ICより西へ500m
◆公共交通機関の場合
巡回ミニバス行ってきバス自然号　『図書館』下車すぐ

申込書　TEL・FAX・メールでお申し込みください。

知多地域成年後見センター
TEL（0562）39-2663
FAX（0562）39-2667

（ふりがな）氏　名		性　別	男　・　女
生年月日		TEL	
住　所			

主催：特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

協賛：社会福祉法人　美浜町社会福祉協議会　大府市社会福祉協議会　半田市社会福祉協議会　東浦町社会福祉協議会　阿久比町社会福祉協議会　知多市社会福祉協議会　武豊町社会福祉協議会　東海市社会福祉協議会　常滑市社会福祉協議会　南知多町社会福祉協議会

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島
ろうスクール
2019 in 美浜

たいへんよく生きましょう

「**知多半島ろうスクール**」は、人生のさいごまで、後悔しないで笑顔で暮らすための
自分らしい生き方・老い方（老）と、
生活を守るための制度や法律（Law）を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？認知症になったら？
相続ってどうするといいの？遺言は、書いた方がいいの？ 自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみませんか？

知多半島ろうスクール

開講日：10月10日（木）～11月21日（木）の毎週木曜日
全7回　　13:00～16:30
※10月31日（木）については9:30～16:30

場　　所：美浜町生涯学習センター　　（知多郡美浜町北方十二谷）学

費：入学金　　2000円

各講座　　1回につき1000円　※講師陣は弁護士・行政職員・福祉施設職員など各分野
の専門職をそろえております

主催：特定非営利活動法人知多地域成年後見センター

７、情報共有の工夫

階層ごとのミーティング

- 正規職員ミーティング　月２回
- 正規職員　担当エリアミーティング　月１回
- 責任者ミーティング　月１回
- 非常勤ミーティング　月１回
- 支援員ミーティング　月１回
- 全体ミーティング　月１回

法人後見のメリット

① 継続性
② 困難事例に組織全体で取り組める
③ 法人社員それぞれの専門性の発揮が期待できる
④ 組織形態がしっかりしているので安全性が高い

知多の活動の映像

https://youtu.be/tn8yeTockpo、
https://youtu.be/7frWIgHvTYo

https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal_guardianship/#consul

後見人として仕事の内容に含まれないこと

・医療同意
・入院・入所の身元引受人、身元保証人
・介護や看護の事実行為
　食事・排泄・入浴の介助
　毎日の買い物支援
　家事労働
　外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある

行政の委託があるからできる

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
  助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事①

・本人が中心の支援　本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？
人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。
破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限る続きます。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事②

・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの人に相談しましょう。

2020 年度～
2024 年度

第１期
知多地域成年後見制度
利用促進計画

知多地域成年後見制度
利用促進計画策定委員会

2020 年３月

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

はじめに

５市５町の行政が協議して広域での「第１期知多地域成年後見制度利用促進計画」が策定されました。計画策定委員会には、知多地域成年後見センターをはじめ、多くの関係専門機関からの参加を得て、権利擁護支援の実践を踏まえた行政計画が実現しました。

権利擁護支援の実務担当の行政職員の参加を得た「計画担当者会議」は、複数のワーキンググループの形成にも波及し、策定作業においてとても頼りになりました。権利擁護支援がなかなか福祉行政の中心的な課題とならない中で、全国的には「利用促進計画」の策定には消極的な傾向があります。２０１９年７月現在の策定率は、７．３％に留まっています。

多くの自治体では、地域福祉計画に盛り込むことが想定されていますが、広域で策定する場合には、「利用促進計画」を単体で策定することが不可欠となります。広域を構成する市町が独自に地域福祉計画に反映させるにしても、まずは単体の計画を策定する必要があります。権利擁護支援を福祉行政の中心課題の一つとして捉える行政職員の覚悟と責任感が問われる計画だったと感じています。

本計画の成果は、策定過程において行政職員の責任感を強く感じることができた点です。それがなくては、計画は絵にかいた餅になります。計画は策定段階よりも、進行管理の段階がより重要となります。今後、進行管理のプロセスを通じて、計画項目の優先度や実施方法などの協議を継続することが重要です。その過程で、５市５町における権利擁護行政が形成・強化されることを期待します。

もう１つの成果は、幅広い権利擁護支援という視点で計画項目が構成されていることです。その背景には、知多地域成年後見センターのこれまでの多面的な取組の成果が反映されています。それと同時に、日本福祉大学が知多地域５市５町と共同研究を行うニッセイ財団「地域共生社会の実現に向けた地域包括支援体制構築の戦略」が大きく影響しています。「利用促進計画」の策定の場は、５市５町が参加する広域のプラットフォームの実体化を図る重要な機会となりました。実際に、共同研究事業の成果である、身元保証や死後事務を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指した体制整備が計画項目として盛り込まれました。

この計画策定をきっかけに、知多地域において、地域福祉に根差した独自の権利擁護支援が広がっていくことが期待できると確信しています。

知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会
委員長　　平野　隆之

目次

第１章　計画の趣旨と策定体制 1
１　計画の趣旨と背景 1
２　計画策定の体制 2
３　計画の期間と進行管理 3
第２章　計画の目標と体系 4
１　重点目標 4
２　計画の体系と特徴 5
３　計画書の構成 6
第３章　計画項目と具体的取組 7
計画項目１　国の基本計画に基づく中核機関の整備 8
計画項目２　後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及 9
計画項目３　成年後見制度利用の利便性向上と質の確保 10
計画項目４　虐待対応における専門的な支援体制の整備 11
計画項目５　障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり 12
計画項目６　ライフエンディング事業の整備 13
計画項目７　権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備 14
計画項目８　地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化 15
計画項目９　社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進 16
計画項目１０　権利擁護の理解を深める人材育成 17
計画項目１１　地域における権利擁護の普及・啓発 18
計画項目１２　地域福祉人材活用システムの広域的整備 19
資料編 20

第１章　計画の趣旨と策定体制

1　計画の趣旨と背景

1.1　計画の趣旨

多様な社会構造の変化の中で、様々な生活課題を抱えながら、私たちは暮らしています。そして、判断能力が不十分となった時、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人に伴走支援する人が、地域社会の中に必要です。

本計画は、全ての人が、本人の意思や尊厳を尊重しつつ、生きがいを持ち、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すための計画です。

本計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」となっていますが、内容は権利擁護支援計画としての性格を有します。国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）においても、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」の構築が求められており、単に成年後見制度の利用促進に留まらない「権利擁護支援」の充実を目指します。

1.2　計画の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号。以下「促進法」という。）第１条では、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること」とされています。

また、促進法第１４条第１項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と示されています。

知多地域では、半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町の５市５町において、２００８年度から、広域で知多地域成年後見センター（以下「後見センター」という。）に業務委託し、成年後見制度の利用促進に努めてきました。促進法の施行を受けて、これまでの取組に基づき、広域で本計画を策定し、更なる権利擁護支援の充実を図ります。

2 計画策定の体制

2.1 ５市５町による広域計画としての策定

５市５町においては、後見センターの実績をもとに、広域として本計画を策定する必要から、後見センターと幹事市が事務局となり、「知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、計画を策定しました。

本計画は、知多地域全域における、権利擁護支援の充実を図るための方向性を示したものです。計画の実施に当たっては、各市町において総合計画や地域福祉計画の理念や内容との整合性を図り、計画の進行管理の過程の中で、５市５町での調整を図りながら進めていきます。

2.2 策定委員会とワーキンググループによる検討

策定委員会は、５市５町職員（管理職）と後見センター、権利擁護支援に係る専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、関係機関により構成されています。策定委員会において、計画についての全体の方向性や今後の具体的施策についての合意形成を行いました。

また、現状の評価を踏まえ、権利擁護支援の現場からの声を反映させたボトムアップ型の計画にするために、策定委員会の下に５市５町の権利擁護支援（成年後見制度）担当者をメンバーとした「担当者会議」を設置し、さらにその中で以下の５つのワーキンググループを設置し、検討を行いました。

会議名	検討内容
担当者会議	計画項目全体についての検討・たたき台の作成
地域連携ネットワークワーキンググループ	地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所等での権利擁護ニーズへの対応や、後見センターとの連携についての意見交換
日常生活自立支援事業利用促進ワーキンググループ	社会福祉協議会からのヒアリング等を行い、日常生活自立支援事業の利用促進に向けての方策等の検討
ガイドラインワーキンググループ	中核機関ガイドラインや機能の明文化、後見センターの運営ガイドライン、法人受任ガイドライン等の必要性についての検討
人材育成ワーキンググループ	後見センターで実施している全ての研修の目的や位置付けの整理と、今後の人材育成の方向性の検討
単身世帯に対する安心サポートワーキンググループ	ライフエンディング事業の枠組や、知多地域で実際に事業を実施する際の対象者・費用等の検討

※委員の構成、開催日程等の詳細については、巻末の資料をご参照ください。

3 計画の期間と進行管理

3.1 計画の期間

本計画の計画期間は、２０２０年度から２０２４年度までの５年間とします。国の基本計画の期間は、２０１７年度から２０２１年度までの概ね５年間とされています。国の基本計画見直しを受けて、２０２２年度に中間見直しを行います。

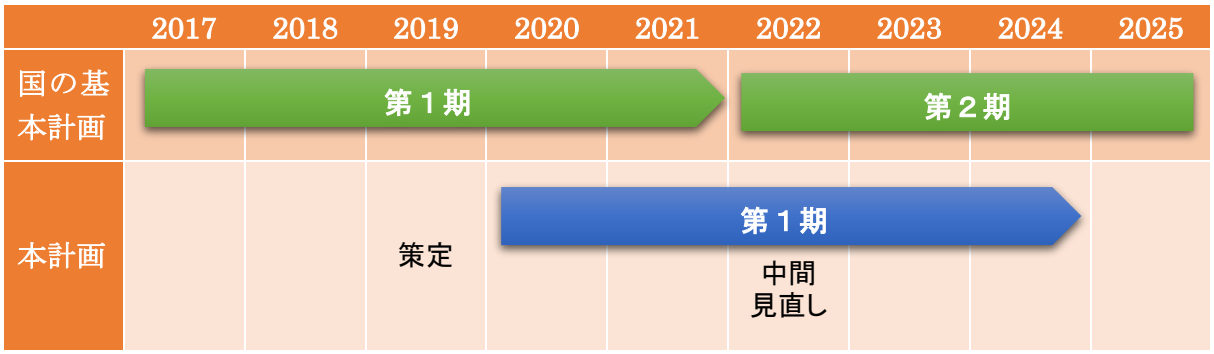

3.2 計画の進行管理

策定委員会を本計画の進行管理を担う「成年後見制度推進計画推進委員会」に移行させるとともに、担当者会議を進行管理担当者会議として継続させ、定期的な情報交換・共有を行います。計画項目の優先度や実施方法などの協議を継続することで、計画の実現性を高めます。５市５町における合意形成を図り、権利擁護支援の充実に向けて相互に支え合うひとつの場として活用します。

第２章　計画の目標と体系

1 重点目標

以下の４点を計画の重点目標として定め、施策を推進します。

重点目標Ａ　成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備

成年後見制度の利用促進を担う中核機関を整備すると共に、法人後見等の後見の担い手の育成や、意思決定支援を含む支援の質の確保を目指します。

重点目標Ｂ　幅広い権利擁護支援における事業の展開

成年後見制度の利用促進に留まることなく、判断の能力が衰えても誰もが地域で安心して暮らせる体制づくりを目指し、虐待対応、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）の紛争解決、身元保証や死後事務を行うライフエンディング事業など幅広い権利擁護支援に関連する事業を展開します。

重点目標Ｃ　権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備

地域での権利擁護支援のためには、多職種連携が不可欠であり、その基盤として、地域連携ネットワークを整備します。各市町において地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の一次相談の体制強化や、社会福祉協議会における日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の充実を図り、中核機関がそれらと有機的につながることで、広域の地域連携ネットワークを整備します。

重点目標Ｄ　権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成

後見センターがこれまでに実施してきた多種多様な研修を継続・充実させることで、地域での権利擁護支援や、地域福祉の担い手となる人材を育成します。

2 計画の体系と特徴

2.1 計画の体系

４つの重点目標ごとに３つの計画項目を定め、目標を実現するための具体的な取組を掲げています。全体として１２の計画項目により構成されています。１２の計画項目全体で、３０の具体的取組を掲げています。

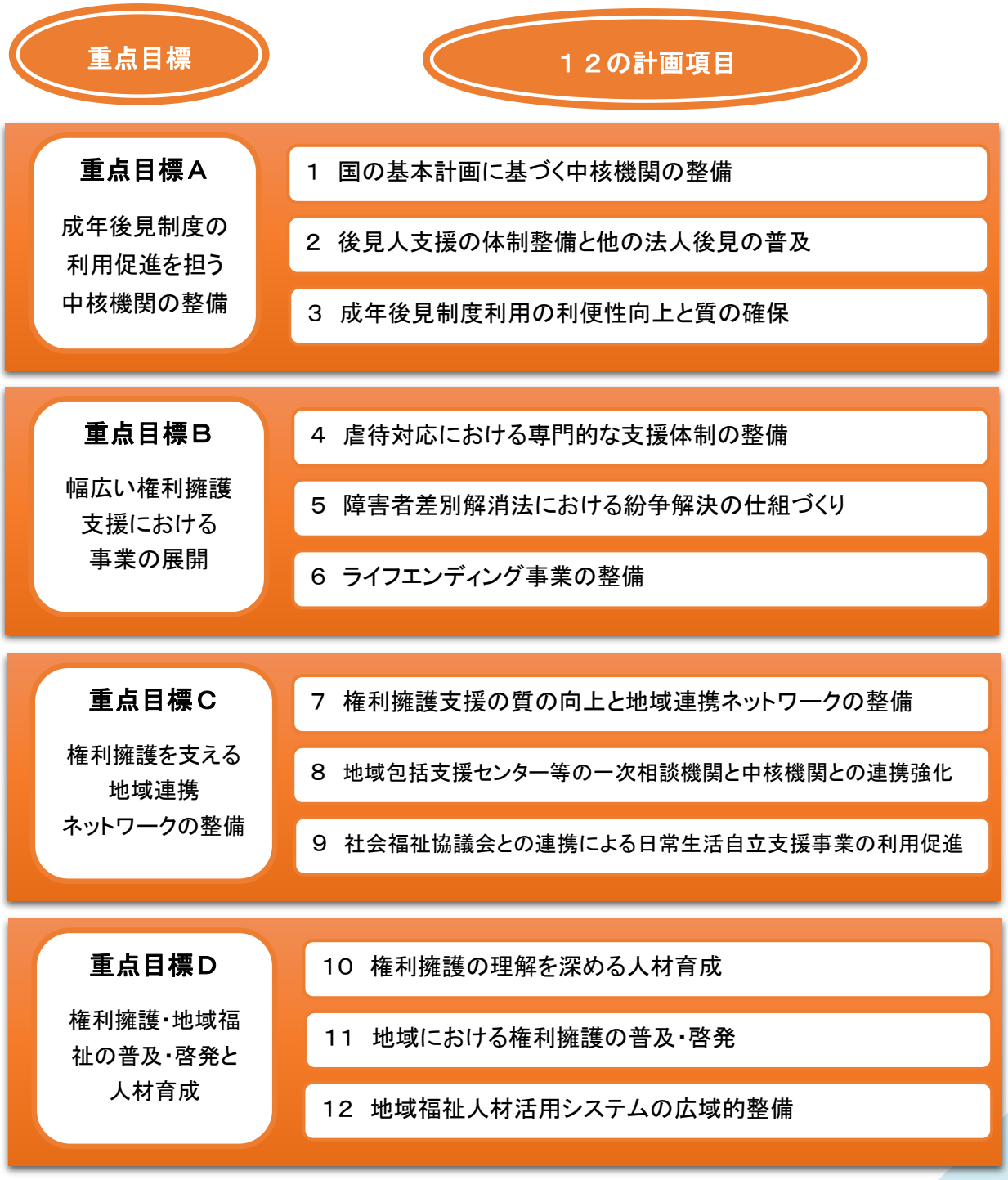

2.2 計画の特徴

本計画は、下図のとおり、４つの方向性を持って策定されました。ＡとＣは、国の指針を受けて中核機関の整備と、地域連携ネットワークについて定めています。その中でも、Ａは行政責任、Ｃは地域志向を持つものとなっています。

それに対して、知多の地域特性と後見センター機能を活かし、ＢとＤにおいて、国の基本計画の範囲を越えて幅広い権利擁護支援の事業展開を志向しています。１０年に及ぶ後見センターの実績から展望できる新たな方向付けや、地域志向を重視した計画の柱だてが市町間で合意形成されています。

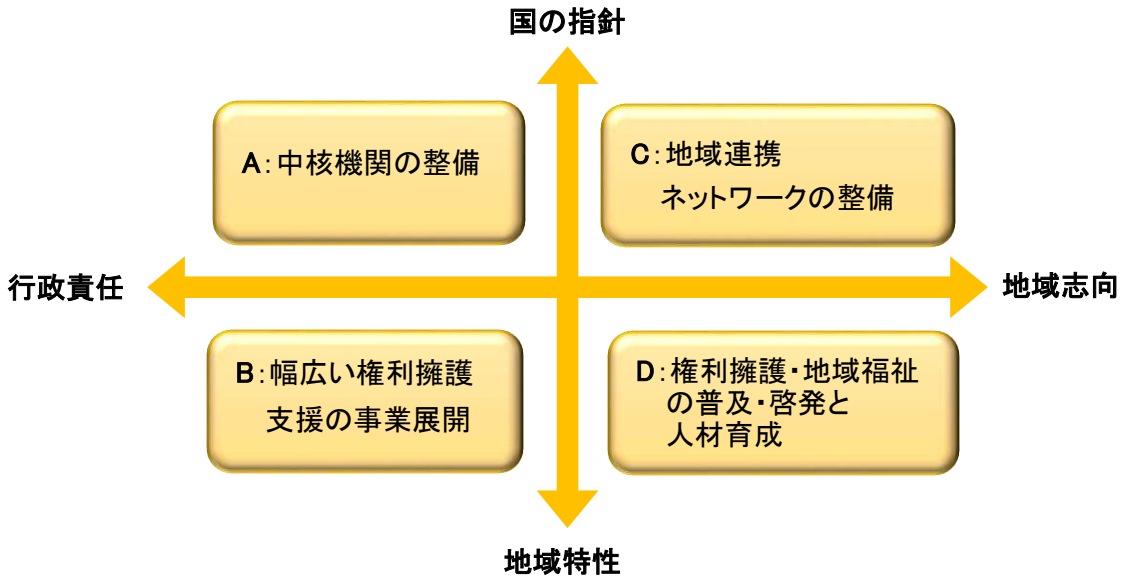

3 計画書の構成

計画書全体の構成は、以下のようになっています。第３章で、「１２の計画項目」ごとに、「現状の評価と課題」として、その背景や理由、先行する取組を整理し、その上で、具体的取組を記載しています。

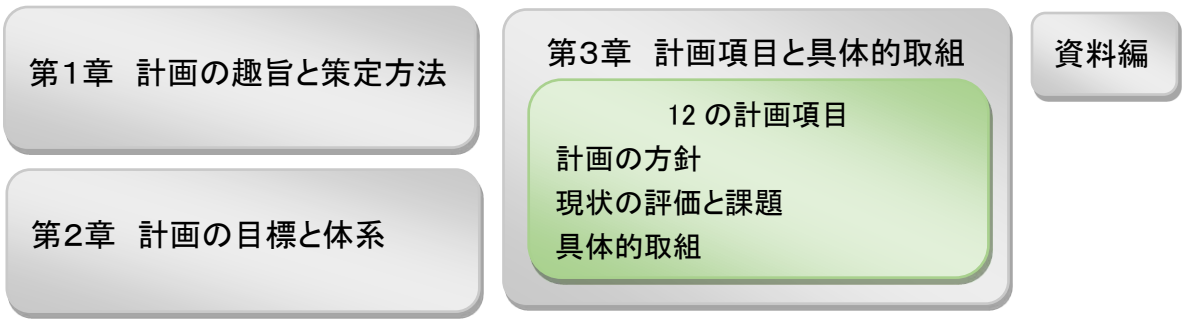

第３章　計画項目と具体的取組

以下では、１２の計画項目ごとに、計画の方針、現状の評価と課題、具体的取組を記載しています。

計画項目		頁
重点目標Ａ　成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備		
計画項目１	国の基本計画に基づく中核機関の整備	８
計画項目２	後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	９
計画項目３	成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	１０
重点目標Ｂ　幅広い権利擁護支援における事業の展開		
計画項目４	虐待対応における専門的な支援体制の整備	１１
計画項目５	障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり	１２
計画項目６	ライフエンディング事業の整備	１３
重点目標Ｃ　権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備		
計画項目７	権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	１４
計画項目８	地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	１５
計画項目９	社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	１６
重点目標Ｄ　権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成		
計画項目１０	権利擁護の理解を深める人材育成	１７
計画項目１１	地域における権利擁護の普及・啓発	１８
計画項目１２	地域福祉人材活用システムの広域的整備	１９

計画項目１　国の基本計画に基づく中核機関の整備

方針

国の基本計画により、①広報機能（広報・啓発）、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の４つの役割を持つ中核機関を整備することが求められています。知多地域では、後見センターがそれらの機能の多くを担っているため、既存の体制を活かした中核機関の整備を行います。

現状の評価と課題

後見センターにおける受任等の実績（件）

年度	後見受任	首長申立て
２００８	２０	８
２００９	５２	１６
２０１０	８６	１１
２０１１	１５１	２３
２０１２	２１１	２７
２０１３	２３０	２３
２０１４	２９６	２３
２０１５	３５３	２９
２０１６	４０２	３４
２０１７	４４１	３３
２０１８	４８９	３４

○後見センターは、成年後見制度を必要とする人は誰でも利用できる体制を整え、支援を行っています。２０１８年度末で４８９人を受任しています。

○首長申立ても受任し、近年では年間３０人を越えています。

○後見センターでは、どのような相談も断らない相談体制を心掛け、年間に実人数約５００人、延べ約２，０００件の相談を受けています。

○中核機関も、後見センター同様に、幅広い相談に応じるため、後見制度を必要とする人が、適切に利用できる体制の整備が求められます。そのため、どのような相談等にも対応できる人材を育成し、専門的な相談体制の整備を図ります。

具体的取組

１－１　後見センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。

１－２　広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。

１－３　中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。

計画項目２　後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及

方針

中核機関の４機能のうち、④後見人支援機能については、新たに体制を整備し、支援の充実を図ります。中核機関は後見人支援として、親族後見人や専門職後見人への支援と合わせ、継続的・安定的な後見の体制整備に向けて多様な法人後見の普及と支援を行います。知多地域での法人後見は後見センターが主に担ってきましたが、今後、中核機関としての体制を確保するためにも、他法人による法人後見の体制を整え、多様な後見の担い手を確保していくことを目指します。

現状の評価と課題

○後見センターでは、これまでにも右表のとおり、後見人支援を行ってきました。

○親族後見人には、報告書の作成や後見人交代等の支援を行っています。また、親族後見人の支援ネットワークの構築も、今後必要になると思われます。

○専門職後見人に関しても、後見センターとしての法人後見の経験蓄積から相談支援を行っています。

後見人支援実人数（人）

後見人支援	人数
親族	４１
弁護士	2
司法書士	3
社会福祉士	1
その他	2
合計	４９

２００８～２０１８年度分

○これまで、後見センターが知多地域において、広く後見ニーズに対応してきました。一方、今後、中核機関としての役割を果たす上では、公正な受任調整や後見人支援を行う必要があり、利益相反の課題もあります。利用者にとってメリットを実感できる制度とするため、後見センター以外にも、広く専門職後見人や法人後見を行う団体を選択できる状態とする必要があります。後見センターの経験の蓄積を活かし、専門職後見人や法人後見団体の育成と公正な仕組づくりが必要です。

具体的取組

２－１　中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人など後見人の担い手の確保や、親族後見人のサポートなど後見人支援の充実を目指します。

２－２　法人後見については、これまでの後見センターが主な担い手となっていた仕組を改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。

２－３　社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。

計画項目３　成年後見制度利用の利便性向上と質の確保

方針

誰もが安心して利用でき、利用者がメリットを実感できる制度にするため、利用援助の整備と、適正な後見人の選任や、後見人による意思決定支援の普及を目指します。

現状の評価と課題

○後見センターは、誰もが地域で成年後見制度を利用できるように、どのような相談も断らない支援を行い、地域のセーフティネットの役割を果たしてきました。今後、後見センター以外の法人後見受任団体を育成するに当たり、より広い利用援助の仕組を検討する必要があります。

○適正な後見人の選任に関しては、後見センターが受任依頼を受けることのほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人への仲介も行います。また、専門職後見人からの、後見人交代の依頼を受けることもあります。受任調整においては、中立性を担保するため、県内の弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士が参加した運営適正化委員会を開催しています。

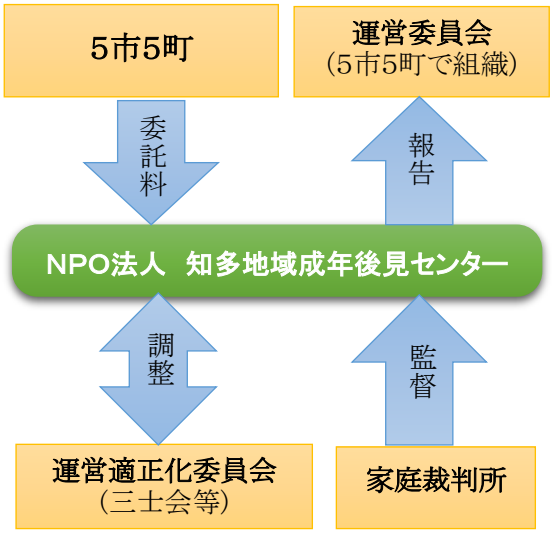

○後見センターでは、被後見人の意思決定支援を尊重して後見人業務を行ってきました。今後も、法人後見受任団体の育成や、後見人支援に当たっては、意思決定支援を尊重した支援を行う必要があります。

具体的取組

３－１　低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、５市５町において利用援助を行います。

３－２　適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。

３－３　利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。

計画項目４　虐待対応における専門的な支援体制の整備

方針

被虐待者には判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者も多く、成年後見制度の利用を必要とする場合もあります。高齢者・障害者の虐待対応は、５市５町が虐待の判断、認定、行政権限の行使など、迅速かつ適切に行う必要があり、そのための専門的な判断が必要となります。５市５町と中核機関や専門職との連携の下、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。

現状の評価と課題

○虐待認定等は５市５町が行いますが、虐待対応や判断には専門性が必要であり、異動を伴う行政組織においては、判断の質を一定に保つことが難しい面があります。

○後見センターの後見受任ケースには、虐待の案件が多く含まれています。そのため、５市５町や地域包括支援センター、障害者相談支援センターと一緒に行動することも多く、チームとして虐待事例への対応を行っています。

○後見センターは５市５町で開催されている虐待防止連絡協議会に参加し、法律の専門職との連携のもと、福祉と法律をつなぐ機能を果たしてきました。

○後見センターでは、虐待防止研修の開催、５市５町等で実施される虐待防止研修の講師派遣等を行ってきました。中核機関においても引き続き、虐待対応の専門的な知識や技術を活かし、知多地域における虐待防止の普及・啓発に取り組む必要があります。

具体的取組

４－１　成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組を、専門職の協力を得て構築します。

４－２　中核機関は、５市５町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的に開催します。

計画項目５　障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり

方針

障害者差別解消法は、国・都道府県・市町村や、企業や店舗などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。障害のある人が不当な差別的扱いを受けたり、合理的配慮をしてもらえなかったりすることがないよう、障害者が安心して相談でき、権利が護られる紛争解決の体制を整備します。

現状の評価と課題

○５市５町に、障害者差別解消法に基づく協議会等が設置されていますが、具体的な紛争解決への対応については、高度な専門性が求められることから、知多地域全域で取り組んでいく必要があります。

○後見センターの有する専門的な知識や技術を活かし、知多地域における紛争解決の仕組づくりを進める必要があります。

○紛争解決の仕組づくりを進めるに当たっては、先進地域におけるＡＤＲ（裁判外紛争解決手続）の事例などを調査研究する必要があります。

具体的取組

５－１　障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。

５－２　障害者差別解消に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組づくりを進めます。

５－３　障害者差別解消法における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。

計画項目６　ライフエンディング事業の整備

方針

ひとり暮らしで頼れる親族がいない等で、突然の入院の際の対応や、転居と施設入所の際の保証人、死後の身辺整理などに不安を抱えている人は少なくありません。特に、死後のお墓の準備や財産の整理などは、判断能力のあるうちから準備することが大切です。民間サービスもありますが、高額であったり、金銭的なトラブルが生じたりといった課題もあります。誰もが安心して、人生の最期を迎えることができるように、地域での支援体制を整備します。

現状の評価と課題

○５市５町では、身寄りのない人の死後の課題への相談が増えています。死後の課題は、弁護士や葬儀会社で解決できるものもありますが、行政が担うべきものも少なくありません。その中でも生活保護には該当せず成年後見制度を使うほど判断能力が低下していない人は、対応できる制度がないため、葬儀や財産の処理など行政の役割を整理する必要があります。

○身寄りのない高齢者の中には、施設入所の際の保証人や、死後事務について不安を抱え、事前に備えをしておきたいと考える人も多くいます。民間のサービスもありますが、経済的に余裕のない人には利用が難しい点や、倒産などから預託金が返還されないトラブルなどの課題もあります。

○後見センターは、成年後見制度を通じて、身元保証や死後事務について、知多地域のセーフティネットとしての役割を担っています。後見センターの有する知識や技術を、広く不安を抱える人たちへの支援に活かすことが必要です。

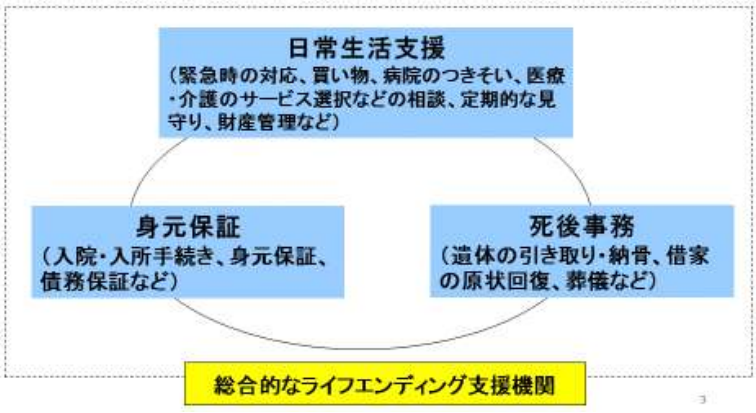

具体的取組

６－１　権利擁護支援として、身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。

６－２　これまでの後見センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。

計画項目７　権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備

方針

意思決定支援を尊重した成年後見制度の利用促進や、幅広い権利擁護支援において、医療・保健・福祉・司法の連携が不可欠となります。５市５町での地域ケア会議や障害者自立支援協議会などの既存の会議を活かした、医療・保健・福祉のネットワークを基盤とし、中核機関が中心（事務局）となり、司法も加わった広域での地域連携ネットワークを重層的に整備します。

現状の評価と課題

○後見センターは、成年後見人や権利擁護支援団体の立場として、５市５町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人の参加を保障したり、代弁を行う役割を担っています。その際、権利擁護支援（意思決定支援）の視点をもっていることが強みと言えます。

○成年後見制度は司法と福祉の連携が不可欠であり、５市５町と家庭裁判所が地域の課題を情報共有する必要があります。後見センターに設置された「運営委員会」は、そうした情報共有ができる場のひとつとなっています。

○地域連携ネットワークを整備するためには、５市５町の地域包括支援センターや障害者相談支援センターと後見センター等との連携が不可欠です。５市５町で支援の質に格差が生じないよう、行政と各支援機関の綿密な連携を図る必要があります。本計画の地域連携ネットワークワーキンググループでも、５市５町の関係機関が一堂に会して情報を共有する権利擁護支援のための会議が必要であるという認識が示されました。

具体的取組

７－１　中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。

７－２　広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。

７－３　広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。

７－４　家庭裁判所や医療関係者などと定期的な情報交換を行います。

計画項目８　地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化

方針

権利擁護や成年後見制度に関する相談は、５市５町の地域包括支援センターや障害者相談支援センター等が一次相談機関として受け付け、より専門的な二次相談機能を持つ中核機関等につなぎます。相談の内容から、権利擁護支援の必要性（ニーズ）をアセスメントして、適切な支援につなげる必要があります。中核機関との連携を強化することで、５市５町の一次相談機関の権利擁護支援機能の強化を図ります。

現状の評価と課題

○一次相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センター等における権利擁護ニーズをキャッチする力や中核機関につなぐか否かの判断は、市町や相談機関によって異なるため、統一的な基準づくりが必要です。住民に身近な一次相談機関が幅広い権利擁護相談に適切に対応し、専門的支援が必要な場合は、中核機関につなぎ、連携して支援できる体制の整備が必要です。

○本計画の策定に当たり一次相談機関である地域包括支援センター、障害者相談支援センター、市町窓口において、権利擁護ニーズ調査を実施しました。その結果、２０１８年１０～１１月の２か月間で、成年後見制度利用中の相談が７６件、手続き中の相談が２３件、後見利用の相談が２６件、一般相談からの権利擁護ニーズの発見が６９件、虐待・消費者被害に関する相談が４８件把握されました。

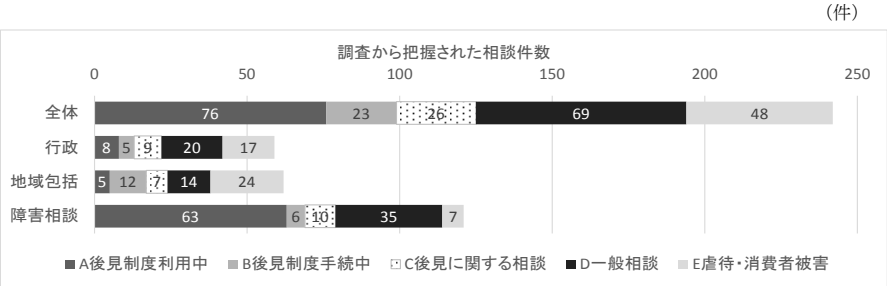

具体的取組

８－１　適切なニーズアセスメントや支援機関へのつなぎができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。

８－２　中核機関へのつなぎを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、５市５町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。

計画項目９　社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進

方針

利用者の判断能力に応じて、適切に日常生活自立支援事業を利用できるよう、体制を整備します。また、判断能力の低下による成年後見制度への移行がスムーズにできるよう、５市５町の社会福祉協議会と中核機関との連携を強化します。

現状の評価と課題

○現在の成年後見制度は後見人が財産管理等について代行決定できるものであるため、意思決定支援が十分でない場合、利用者の権利侵害となる危険性もあります。判断能力が不十分であるものの、まだ自分で判断が可能な人への日常的な金銭管理やサービスの利用援助の支援として、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業があります。権利擁護支援の観点からは、できるだけ日常生活自立支援事業を利用することが、適切な意思決定支援であると言えます。

○現在、社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の実績は５市５町で差異がある状況です。認定審査の仕組や予算、人材の確保などの課題もあり、全体的なニーズに対して利用が少ないのが現状です。一方、後見センターにおける成年後見制度利用者においては、保佐・補助類型の利用も多く日常生活自立支援事業へ移行できるものも少なくありません。社会福祉協議会と後見センターでの情報共有や、人材の活用など連携を進める必要があります。

自治体	問合せ（件）	実利用者（人）	自治体	問合せ（件）	実利用者（人）
半田市	２０	８４	阿久比町	2	4
常滑市	2	2	東浦町	１４	4
東海市	１７	１４	南知多町	3	9
大府市	３９	２２	美浜町	7	6
知多市	１０	5	武豊町	7	２８

※「問合せ」は、２０１８年度分。「実利用者」は、２０１９年３月末日現在。

具体的取組

９－１　保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。

９－２　社会福祉協議会と協議・調整の上、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行など、一体的な運営を図ります。

計画項目１０　権利擁護の理解を深める人材育成

方針

権利擁護支援に係る後見センターの人材育成のノウハウや体制を活かし、５市５町、専門職、地域住民等、権利擁護支援を担う幅広い人材を育成します。

現状の評価と課題

○後見センターは、地域で権利擁護支援を担う人材の育成のため、さまざまな研修を展開してきました。これまでの研修事業の参加者総数は、右表のとおり多くの実績となっています。これらの研修は、後見センターの自主事業として、独自に展開してきたものも含まれます。

講座・フォーラム名	開始年度	参加者総数
成年後見サポーター講座	2008年～	558人
権利擁護サポーター講座	2014年～	105人
成年後見制度専門支援員養成研修	2009年～	195人
ろうスクール	2017年～	52人
成年後見フォーラム	2008年～	1127人
行政職員研修	2009年～	810人
事業者セミナー	2015年～	164人

○５市５町職員が参加できる研修プログラムも用意されており、１０年間の実績で、総参加者は８１０名にも及んでいます。また、愛知県弁護士会半田支部と共催で、事業者セミナーも開催しており、地域連携ネットワークの基盤にもなっています。

○後見センターの研修プログラムは、多様な目的・内容で実施されており、概ね右図のとおり４つの類型に分類することができます。権利擁護に関する内容として、地域福祉志向の研修にも取り組んでおり、地域福祉人材の活用の条件を与えています。また、不定期な事業として「身元保証を考える研修会」を実施しており、計画項目６の内容に関連しています。

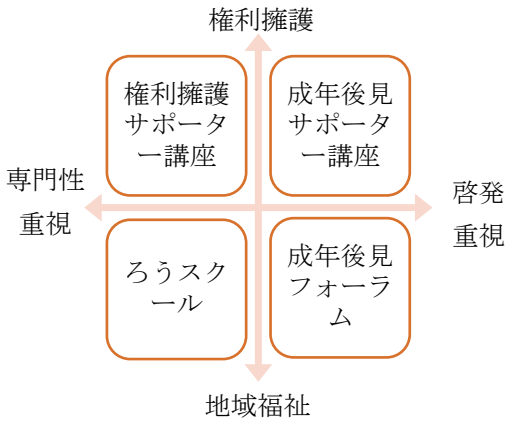

具体的取組

１０－１　権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。

１０－２　地域住民だけではなく、５市５町や事業所も対象とした研修会を実施します。

計画項目１１　地域における権利擁護の普及・啓発

方針

成年後見制度のほか、ライフエンディング事業や、日常生活自立支援事業など、地域で最期まで安心して生活するために必要となる幅広い権利擁護支援の普及・啓発に取り組みます。

現状の評価と課題

○後見センターでは、成年後見制度を始めとする各種研修等を通して、これまでに多くの広報啓発活動を行ってきました。その対象は、行政職員、民生委員、ケアマネジャー、包括支援センター職員等多岐に渡ります。地域の消費者委員や引きこもりの親の会、不登校の子の親の会など、福祉専門職以外にも広く地域への啓発を行っています。

知多地域における研修の回数と参加人数

年度	回数(回)	参加人数(人)
２００８	４０	１，６４７
２００９	２２	１，０８２
２０１０	２８	１，１１０
２０１１	１２	４１８
２０１２	９	２５０
２０１３	１３	４２８
２０１４	１９	６９６
２０１５	１８	８８９
２０１６	１４	９１５
２０１７	２２	１，０４５
２０１８	２７	９７４
合計	２２４	９，４５４

○後見センターによる研修は成年後見制度のほか、「身元保証」「終末医療の問題」「ファシリテーション」など、幅広い内容のものとなっています。

○今後は、ライフエンディング事業や、日常生活自立支援事業など、新たなテーマの研修等を実施する必要があります。

具体的取組

１１－１　成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。

１１－２　成年後見フォーラムを、年に１回、５市５町を巡回する形で開催します。

計画項目１２　地域福祉人材活用システムの広域的整備

方針

成年後見制度を始めとする権利擁護に関する多種多様な研修の修了者に、今後、権利擁護支援に積極的に携わってもらえるよう、人材バンク等の活用システムを整備し、５市５町の地域福祉人材とその活躍の場とのマッチングに取り組みます。

現状の評価と課題

○後見センターがこれまで養成してきた数多くの人材にとって、必ずしもその活躍の場が十分であったわけではありません。そのため、各種研修修了者を対象とした人材バンクを構築するとともに、その活躍の場を整備する必要があります。

○特に次の２つの講座は、連続で受講する講座となっており、地域で活躍できる人材育成としての性格を強く持ちます。後見センターの成年後見支援員としての活躍以外に、日常生活自立支援事業や、各地域での地域福祉活動での活躍が期待されます。

権利擁護サポーター講座	ろうスクール
社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員又は後見センターの支援員を養成する講座です。地域福祉、障害特性、認知症、日常生活自立支援事業、成年後見制度について学びます。	人生の最期まで、自分らしく生きるために、各種社会制度や法律について学ぶ講座です。離婚、生命保険、遺言、相続、墓、葬式、介護保険など扱うテーマは多岐に及びます。

具体的取組

１２－１　社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。

１２－２　社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。

資料編

策定委員会名簿

氏名	所属等
平野　隆之	日本福祉大学　社会福祉学部　教授　　（策定委員長）
竹内　正	医師　知多郡医師会
柴田　将人	弁護士　愛知県弁護士会半田支部
鈴木　直幸	司法書士　成年後見センター・リーガルサポート愛知支部
今澤　和代	社会福祉士　愛知県社会福祉士会
岡田　昌大	精神保健福祉士　愛知県精神保健福祉士協会
三宅　和人	知多圏域相談支援アドバイザー
神野　規男	東海市社会福祉協議会　事務局長
萱野　佐知子	大府市地域包括支援センター　センター長
福永　愛子	愛知県半田保健所　健康支援課長
榊原　宏之	半田市　福祉部　地域福祉課長
近藤　彰洋	常滑市　福祉部　福祉課長　　（副委員長）
徳永　龍信	東海市　市民福祉部　社会福祉課長
近藤　恭史	大府市　福祉子ども部　高齢障がい支援課長
永井　智仁	知多市　福祉部　福祉課長
竹内　久敬	阿久比町　民生部　住民福祉課長
三浦　里美	東浦町　健康福祉部　障がい支援課長
田中　直之	南知多町　厚生部　保健介護課長
高橋　ふじ美	美浜町　厚生部　福祉課長
長澤　秀喜	武豊町　健康福祉部　福祉課長
今井　友乃	知多地域成年後見センター　事務局長

オブザーバー

吉田　憲司	名古屋家庭裁判所半田支部　主任書記官

事務局

奥田　佑子	日本福祉大学　権利擁護研究センター
金森　大席	知多地域成年後見センター　事務局次長
小代　忠明	知多地域成年後見センター　専門相談員
藤井　美和	知多地域成年後見センター
板野　珠実	知多地域成年後見センター
間瀬　優花	知多地域成年後見センター
土居　まゆり	常滑市　福祉課（幹事市）
水野　沙織	常滑市　福祉課（幹事市）

策定委員会開催実績

第１回　　２０１９年　５月１５日　１４時３０分～１６時　常滑市役所

第２回　　２０１９年　８月３０日　１４時３０分～１６時　常滑市役所

第３回　　２０１９年１１月２５日　１５時～１７時　　常滑市役所

第４回　　２０２０年　１月２９日　１３時３０分～１５時　常滑市役所

計画策定担当者会議名簿

所属等	氏名
半田市　地域福祉課	内藤　誠
常滑市　福祉課	土居　まゆり
常滑市　福祉課	水野　沙織
常滑市　高齢介護課	阿部　公美
東海市　社会福祉課	吉田　徹
東海市　社会福祉課	木村　智明
東海市　高齢者支援課	井上　綾
東海市　高齢者支援課	坂田　拓矢
大府市　高齢障がい支援課	太田　佑樹
大府市　高齢障がい支援課	小島　紳也
知多市　福祉課	古田　明香
知多市　長寿課	山田　智子
阿久比町　住民福祉課	森　絵美子
東浦町　障がい支援課	伴　雄二
南知多町　保健介護課	内田　健二
南知多町　福祉課	井上　和貴
美浜町　福祉課	夏目　貴子
美浜町　福祉課	三枝　美代子
武豊町　福祉課	伊藤　太一
日本福祉大学	平野　隆之
日本福祉大学	奥田　佑子
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席
知多地域成年後見センター	板野　珠実

担当者会議開催実績

第１回　　２０１９年　６月２５日　１４時～１６時　　常滑市役所

第２回　　２０１９年　７月２９日　１０時～１２時　　常滑市役所

第３回　　２０１９年　８月２０日　１５時～１７時　　メディアス体育館ちた

第４回　　２０１９年　９月２７日　１４時～１６時　　常滑市役所

第５回　　２０１９年１０月２３日　１４時３０分～１６時　常滑市役所

第６回　　２０２０年　１月　９日　１４時～１６時　　常滑市役所

第７回　　２０２０年　１月２２日　１０時３０分～１１時３０分　日福大東海キャンパス

ワーキンググループ名簿・開催実績

地域連携ネットワークワーキンググループ

２０１９年　７月２６日　１４時～１６時　知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市社会福祉協議会　とこなめ北・中部高齢者相談支援センター	出口　須美子
知多学園　とこなめ南部高齢者相談支援センター	廣瀬　渉
東海市社会福祉協議会　東海市高齢者相談支援センター	小山　佳邦
大府市社会福祉協議会　大府市高齢者相談支援センター	安居　智
知多市社会福祉協議会　知多市高齢者相談支援センター	白城　美千代
知多市社会福祉協議会　知多市高齢者相談支援センター	横山　嗣信
阿久比町　地域包括支援センター	菊地　修一
東浦町社会福祉協議会　東浦町高齢者相談支援センター	林　啓太郎
南知多町　地域包括支援センター	伊藤　美智
常滑市　高齢介護課	阿部　公美
東海市　高齢者支援課	坂田　拓矢
東浦町　障がい支援課	伴　雄二
南知多町　保健介護課	内田　健二
日本福祉大学	奥田　佑子
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席
知多地域成年後見センター	板野　珠実

日常生活自立支援事業の利用促進ワーキンググループ

２０１９年　７月１６日　１１時～１２時　知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市　福祉課	水野　沙織
東海市　社会福祉課	牧田　賢人
東海市　社会福祉課	木村　智明
東海市　高齢者支援課	坂田　拓矢
阿久比町　住民福祉課	森　絵美子
東浦町　障がい支援課	伴　雄二
美浜町　福祉課	高橋　ふじ美
日本福祉大学	奥田　佑子
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席
知多地域成年後見センター	間瀬　優花

ガイドラインワーキンググループ

２０１９年　７月１０日　１０時～１１時３０分　　知多地域成年後見センター

所属等	氏名
半田市　地域福祉課	内藤　誠
南知多町　福祉課	井上　和貴
美浜町　福祉課	三枝　美代子
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席

人材育成ワーキンググループ

２０１９年　７月２３日　１０時～１２時　　知多地域成年後見センター

所属等	氏名
常滑市　福祉課	土居　まゆり
大府市　地域福祉課	坂野　嘉昭
知多市　福祉課	古田　明香
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席
知多地域成年後見センター	板野　珠実

単身世帯等に対する安心サポートワーキンググループ

２０１９年　６月　７日・９月　４日　１４時～１６時　日本福祉大学東海キャンパス

所属等	氏名
東海市　高齢者支援課	井上　綾
大府市　高齢障がい支援課	太田　佑樹
東浦町　障がい支援課	伴　雄二
知多地域成年後見センター	今井　友乃
知多地域成年後見センター	金森　大席

計画項目と具体的取組一覧

計画項目	具体的取組
重点目標Ａ　成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備	
項目１ 国の基本計画に基づく中核機関の整備	１－１　後見センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。 １－２　広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。 １－３　中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。
項目２ 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	２－１　中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人など後見人の担い手の確保や、親族後見人のサポートなど後見人支援の充実を目指します。 ２－２　法人後見については、これまでの後見センターが主な担い手となっていた仕組を改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。 ２－３　社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。
項目３ 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	３－１　低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、５市５町において利用援助を行います。 ３－２　適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。 ３－３　利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。
重点目標Ｂ　幅広い権利擁護支援における事業の展開	
項目４ 虐待対応における専門的な支援体制の整備	４－１　成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組を、専門職の協力を得て構築します。 ４－２　中核機関は、５市５町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的に開催します。
項目５ 障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり	５－１　障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。 ５－２　障害者差別解消に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組づくりを進めます。 ５－３　障害者差別解消における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。
項目６ ライフエンディング事業の整備	６－１　権利擁護支援として、身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。 ６－２　これまでの後見センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。

重点目標Ｃ　権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備	
項目７ 権利擁護支援の 質の向上と 地域連携 ネットワークの整備	７－１　中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。 ７－２　広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。 ７－３　広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。 ７－４　家庭裁判所や医療関係者などと定期的な情報交換を行います。
項目８ 地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	８－１　適切なニーズアセスメントや支援機関へのつなぎができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。 ８－２　中核機関へのつなぎを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、５市５町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。
項目９ 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	９－１　保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。 ９－２　社会福祉協議会と協議・調整の上、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行など、一体的な運営を図ります。
重点目標Ｄ　権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成	
項目１０ 権利擁護の理解を深める人材育成	１０－１　権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。 １０－２　地域住民だけではなく、５市５町や事業所も対象とした研修会を実施します。
項目１１ 地域における 権利擁護の 普及・啓発	１１－１　成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。 １１－２　成年後見フォーラムを、年に１回、５市５町を巡回する形で開催します。
項目１２ 地域福祉人材活用システムの広域的整備	１２－１　社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。 １２－２　社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。

知多地域成年後見制度利用促進計画

令和２年３月

知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

2022年度　日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における『中核機関の役割と実務研修』

西郷　つん

社会福祉法人　薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター　瀬戸口　高代

鹿児島県薩摩川内市の概要

▶鹿児島県内で最大の面積を有する市
▶人口：92,３５７人（R4.11.1現在）
▶高齢化率：32.7%（R4.4.1現在）

１．取り組む事になった経緯

薩摩川内市の取り組み

Ｈ２３年度　モデル事業：市民後見推進事業

Ｈ２５年度　市民後見推進協議会

Ｈ２６年度　成年後見支援センター設置
→社協委託（普及・啓発）

１．取り組む事になった経緯

●薩摩川内市社会福祉協議会の基本理念

「全ての市民が住み慣れた地域で、
お互いに支えあい、安心して健やかに
暮らせるまちづくり」

成年後見制度の周知、普及啓発を行うことは
本社協の掲げる理念に欠かせない！

１．取り組む事になった経緯

普及・啓発をするうえで自らが
制度や仕組みを知る必要がある。

法人後見事業

設立までの取り組み

○鹿児島家庭裁判所訪問（平成２６年５月１２日）

・ 平成２５年度までの薩摩川内市の取り組みと今後の事業展望について説明。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部
市高齢介護福祉課、　薩摩川内市社会福祉協議会地域福祉課　（計7名で訪問）

○先進地への聞き取り調査（平成２６年６月～７月）

・ 成年後見制度や権利擁護にかかるセンター事業等の実施、法人後見事業実施のある先進地社会福祉協議会へ聞き取りを実施。

- 日置市社会福祉協議会（鹿児島県）
- 大牟田市社会福祉協議会（福岡県）
- 日南市社会福祉協議会（宮崎県）
- 南島原市社会福祉協議会（長崎県）
- 八幡浜市社会福祉協議会（愛媛県）
- 臼杵市社会福祉協議会（大分県）
- 肝付町社会福祉協議会（鹿児島県）
- 美郷町社会福祉協議会（宮崎県）
- 宮崎市社会福祉協議会（宮崎県）
- 福岡市社会福祉協議会（福岡市）
- 中津市社会福祉協議会（大分県）
- 天草市社会福祉協議会（熊本県）

○先進地視察研修の実施

・八幡浜市社協、 臼杵市社協、 中津市社協

先進地研修への聞き取り調査、視察研修で学んだこと

◎ 事業として成年後見制度に取り組む組織形態、規程等の整備の有無及びその内容は、地域の実情や行政の考え方、社協の姿勢などで様々に異なっている。

（事業の資金源だけでも、補助・委託・社協自主財源・・・と様々。）

◎ 規定の整備や組織体制の在り方は、専門的な意見も取り入れながら形にしていく必要がある。

◎ 行政や関係機関との連携は必須。社協だけではこの事業は展開できない。

◎ 権利擁護についての意識が高く、危機感のある社協ほどいち早く制度を事業化する仕組みを作っている。

◎**社協の目的は『地域福祉の推進』にある。**

➡ **市民の権利を守るために**
本当に必要なものを作る！

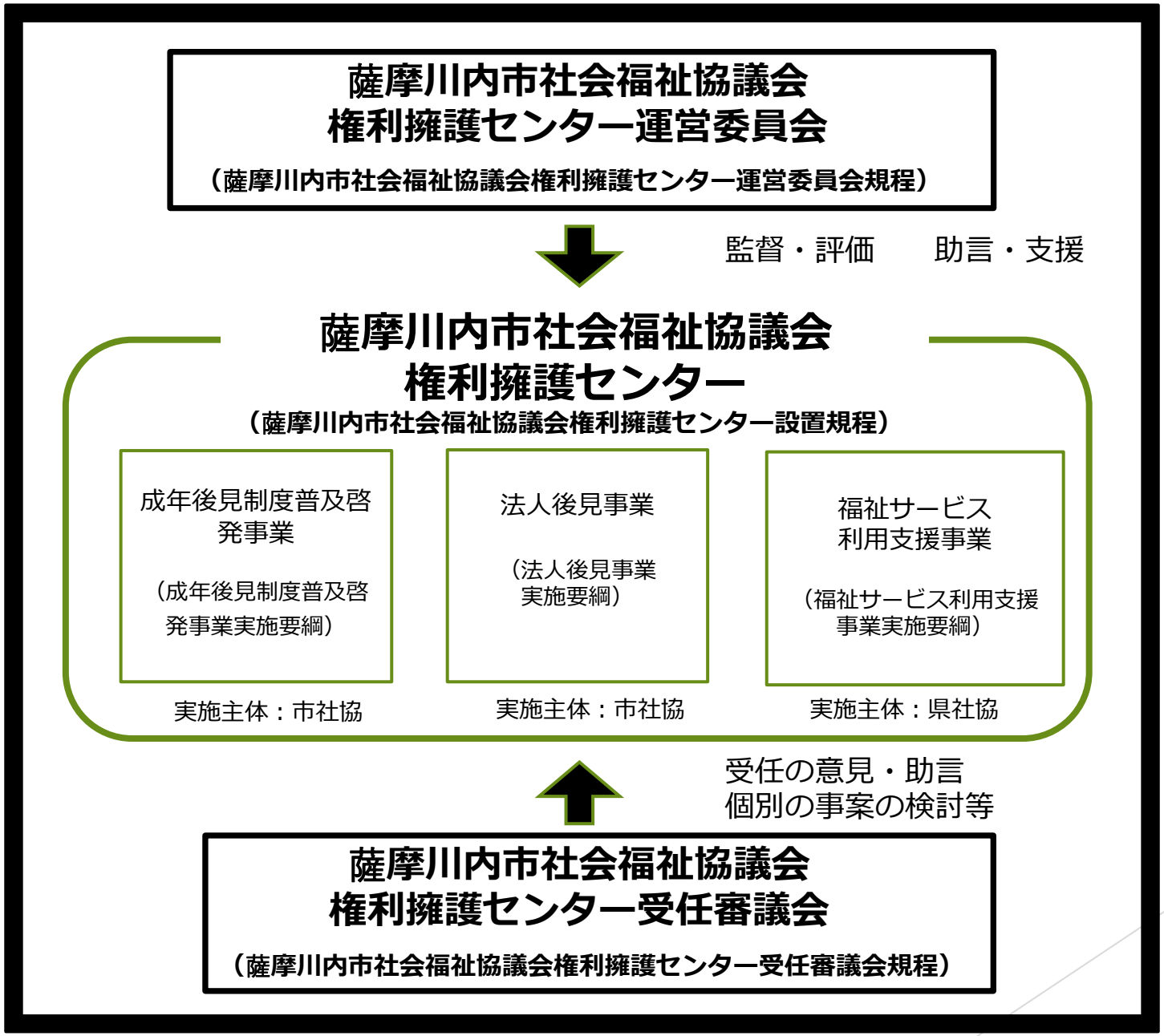

設立準備委員会

全体の組織のあり方、各種規程の審議。H26・10～12

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
権利擁護センター

平成２７年１月１９日　設立

平成２８年２月５日
法人後見　初受任

２．権利擁護センターの実施事業

- 福祉サービス利用支援事業
（日常生活自立支援事業）
- 法人後見事業
- 成年後見制度普及啓発事業
（市民後見人養成講座、権利擁護セミナー、出前講座）

鹿児島家裁管内の成年後見関係事件の利用状況

(R3.9.30現在)

類　型	利用状況数
成年後見	2,635
保　佐	487
補　助	98
任　意 後　見	15
合　計	3,235

82％

後見類型

成年後見関係事件の利用状況　(R3.9.30現在)

	成年後見	後見以外
本　庁	1,192	351
加治木	427	53
知　覧	210	25
川　内	197	35
鹿　屋	337	63
指　宿	105	34

※後見以外･･･保佐、補助、任意後見の合計　　（鹿児島県の管内別上位）

法人後見事業の対象者

・原則として、薩摩川内市に居住し、現に親族等の適切な後見人等の候補者が得られていない者。

各事業実績（R4.１０末現在）

- 福祉サービス利用支援事業
  ９８件

- 法人後見事業
  受任中**１３件**
  （累計：２３件）

- 成年後見制度普及・啓発事業
  市民後見人養成講座修了生　**１５８名**
  （うち、社協実施H27～１３２名）

法人後見事業の取組（実績）

(1)受任状況【累計区分】( )内終了者数

	H27,28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	合計
成年後見	5(1)	2(0)	5(2)	3(4)	1(1)	2(0)	1(1)	19(9)
保　佐	1(0)	0	2(0)	0	1(1)	0	0	4(1)
補　助	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	6(1)	2(0)	7(2)	3(4)	2(2)	2(0)	1(1)	23(10)

(2)報酬付与実績

	H27,28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	合計
成年後見	570,000	1,120,000	1,425,000	1,150,000	1,730,000	2,240,000	8,235,000
保　佐	0	0	0	190,000	510,000	530,000	1,230,000
補　助	0	0	0	0	0	0	0
合　計	570,000	1,120,000	1,425,000	1,340,000	2,240,000	2,770,000	9,465,000

懸念する事も…①

支援者の負担軽減策、身元引受の置き換え目的と思えるケースも出ている。

- 希薄な親族関係
- 医療同意の問題
- 身元引受・連帯保証

「社会課題」としての対応が求められているのでは。

懸念する事も…②

「成年後見制度」という言葉が認知されはじめたが、それを支える担い手が不足している現実もある。

- 社会福祉士がいない

⇒阿久根市在住の被後見人を受任

出水市在住の被後見人の打診も…

「社会資源」の脆弱な地域への対応を期待されているのでは。

成年後見制度への移行について

西郷　つん

日自→後見への移行基準
（薩摩川内市社協の場合）

①判断能力の低下（独自の後見基準）

②親族等の関係不良・疎遠

市長申立の依頼

裏を返せば、

①、②を満たしていなければ、
依頼していない。

日常生活自立支援事業の限界を
感じつつ・・・

家族からの反対意思があると・・・

日自事業からの移行　（R4年10月現在）

●親族申立　　１件

●市長申立　　７件
（うち薩摩川内市社協依頼３件）

計８件

成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度の利用が必要な方であるにもかかわらず、申立の手続きが困難な方に対し、市町村長が申立をしたり、申立費用や後見人等への報酬を助成することで制度の利用を支援する事業です。

薩摩川内市の成年後見制度利用支援事業実績（R３年度末時点）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	合計
申立件数	**3**	**4**	**3**	**5**	**0**	**5**	**9**	**29**
後 見	3	3	3	4	0	2	6	21
保 佐	0	1	0	1	0	1	1	4
補 助	0	0	0	0	0	2	2	4

成年後見制度普及・啓発事業の活動状況

西郷　つん

成年後見制度普及・啓発事業より

修了生 **158**名

うち、社協実施
H27～ **132**名

R4年11月24日

実施における戸惑い

出口問題

- 年２回のフォローアップ研修
- 福祉イベントの案内
- 日常生活自立支援事業の支援員（１２名）

成年後見制度普及啓発事業

薩摩川内市型市民後見人の誕生！！
（法人後見支援員）

同期生による情報交換・新たなネットワーク

今後の見通し
- 出張相談や出前講座への協力員
- 権利擁護セミナーの協力員
- 入所施設の実態調査員

３．中核機関設置に向けた取組について

令和４年４月１日

薩摩川内市（単独）より
中核機関の指定を本会が受ける

３．中核機関設置に向けた取組について

- 権利擁護相談体制の充実
- 成年後見制度の普及啓発

アンケート調査実施

専門職後見人／高齢者・障害者施設

４．中核機関としての実施状況について

成年後見制度利用促進法／
成年後見制度利用促進基本計画

↓

成年後見制度の普及啓発ではなく

『権利擁護』の普及啓発

である

４．中核機関としての実施状況について

①広報機能

- 成年後見制度のチラシ作成（民生委員用）・配付
- 川内商工高等学校美術部とコラボレーション
  「成年後見制度について」ポスター作成依頼
  ⇒２月に出来上がる予定
- 社協だより
- 市民後見人養成講座
- シンポジウム／セミナー
- 出前講座

４．中核機関としての実施状況について

②相談機能

・相談を随時受付
・ケアマネージャー、地域包括支援センター職員等への研修
・自立支援協議会での説明

４．中核機関としての実施状況について

③成年後見制度利用促進機能

- 申立てに関する相談
- 市民後見人養成講座
- 市民後見人養成講座修了生に対する
  アンケート調査を実施

④後見人支援機能

- 相談対応

実施における課題

体制整備

- 組織体制の構築（職員の異動）
- 法人後見事業の継続性

⇒質の確保、
組織（団体）の永続性

5．今後の展望

西郷　つん

権利擁護センターの展望

- 意思決定支援への取り組み
- 権利擁護体制の更なる構築
- 熱意を持った市民との協力
- 社会課題への挑戦

ご清聴ありがとうございました

これからも住み慣れた
地域の「権利擁護」を
推進していきましょう。

（２）１２月５日　北海道　札幌市

2022年度日本財団助成金事業
成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

今、求められる権利擁護支援

北海道における法人後見の在り方を考える

２０２２年１２月５日（月）　１０：００～１５：３０

北海道立道民活動センター　かでる２．７　７１０会議室

一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク

一般社団法人　ジャスミン権利擁護シエンター

佐藤 彰一　（サトウ　ショウイチ）　　昭和28年9月10日生まれ　(69才)

■主な経歴

平成　６年　４月　立教大学法学部教授
平成１５年１０月　法政大学法学部教授
平成１６年　４月　法政大学大学院法務研究科教授
平成２４年　４月　国学院大学法科大学院教授
平成３０年　４月　国学院大学法学部教授（現在に至る）

■現主要役職名

平成１２年　９月から　弁護士（千葉県弁護士会所属）
平成２０年　７月から　全国権利擁護支援ネットワーク代表

■コメント

佐藤彰一と申します。大学でずっと法律の教育・研究（民事訴訟法という固い分野です）をしておりまして、外の世界のことは何も知らないという生活をやっておりました。他方で、子どもが重い知的障害を持って生まれてきまして33年ほど父親をやってきております。その両方の経験から、２０００年から弁護士登録をしまして、権利擁護活動に邁進して参りました。教育研究活動、弁護士活動、権利擁護活動、そして父親（これは活動というのかどうかよく分かりませんが）と、４つの顔（どれも似たり寄ったりの顔です）をもって毎日を過ごしております。

■今回のシンポとの関係文献は、以下のものがあります。

・「虐待防止への視点　～虐待の背景と現状を踏まえて～」
　実践成年後見61号pp59-69（2016）
・「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017)　pp57-71
・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
・「社会的排除」法社会学第８５号pp58-73（２０１９）

ジャスミン権利擁護支援センター10周年記念講演会

「いま、求められる権利擁護支援」

2022年（令和4年）12月5日（月）
全国権利擁護支援ネットワーク代表
国学院大学教授　弁護士
開催場所　かでる２７　７１０室
佐藤　彰一

権利擁護（言葉の整理）

・「権利擁護」は福祉の言葉です
英語では Protection and Advocacy

法令上は？（権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令）
・いろいろな使われ方があります。
対象　：子供、女性、LGBTQ、患者、ホームレス、外国人
生活困窮者、高齢者・障害者、etc
とりあえず、私の定義（広いです）「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人（もっと広い人はものやこと）の代弁」

タイプ　：北野誠一先生に依拠
Personal or Case　(by prof, staff, carer, family, friend),
System,　Self（これを支援するのが権利擁護支援）

2

アドボカシー（権利擁護）の要素

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

1 自己決定の尊重

2 ご本人にとって最善の利益の確保

3 社会的承認・参加 （関係性・エンパワーメント・外向き・内向き）

1と2は原則一致（自己選択が本人にとって最善）。しかし、支援者からみると違う場合。。パターナリズム的介入？

主観的最善利益（ご本人が言うご本人の利益）
vs 観察者的最善利益（支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益）
vs 第三者的最善利益（支援者が思うご本人の利益）
どれが「正しい」などとは、言えない
しかし、「なにをしているか」は言える

3

対人理解のパラダイム転換①

◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」

↓

能力不存在推定（代行決定）

4

対人理解のパラダイム転換②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定（意思決定支援）

5

パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在推定）
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）

6

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり（あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合）、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

成年後見人は意思決定支援者か

- 行う役割は、代行決定（事理弁識能力の不足）
  ただし法的効果を出すことができる権限あり
  要するに法律上の事柄についての決定権が基本

- その権限を使わないで意思決定支援することもできる
  民法858条　必要職務か？　この条文の「意思」は広い

民法858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々

8

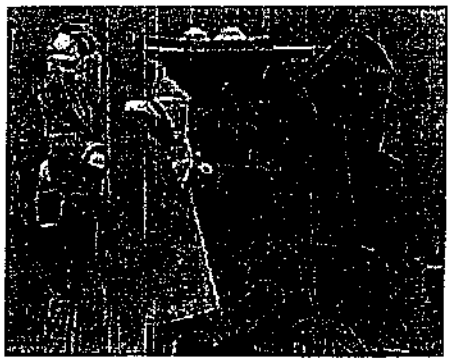

黒子　黒衣

三つの課題

- 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。　支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定？
- したがって、現場の支援者はこうした現在の制度の問題点を認識しておく必要がある。

10

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（第一次基本計画）

利用促進委員会での御指摘

○：医師や裁判所には本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
○：認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

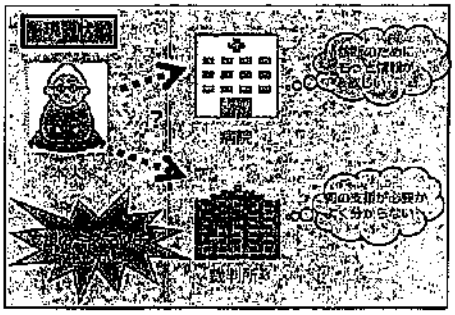

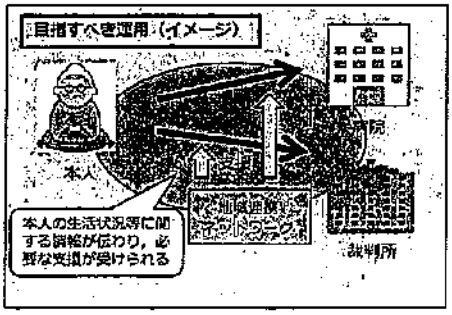

今後の検討課題

○本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
○本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ

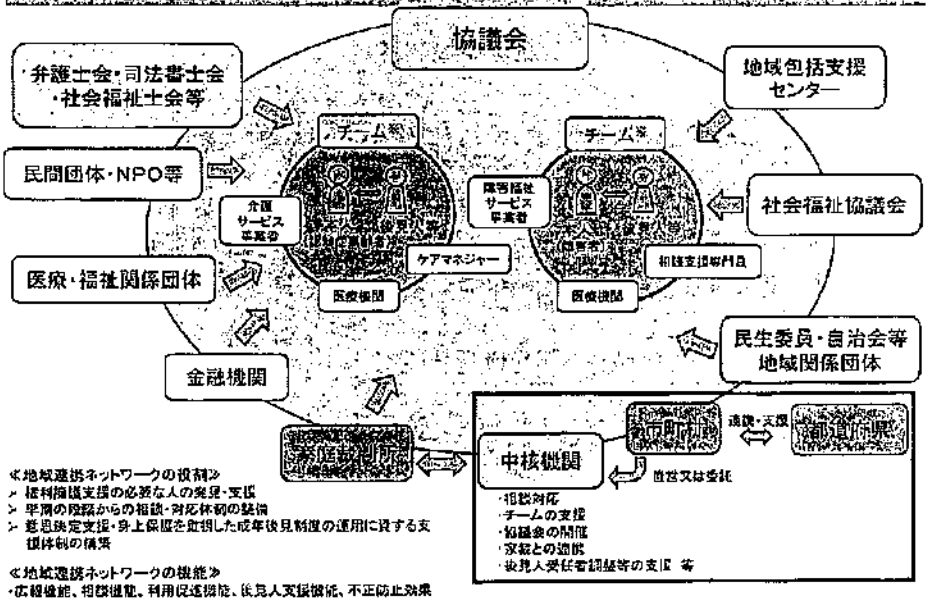

≪地域連携ネットワークの役割≫
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

≪地域連携ネットワークの機能≫
・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：　本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

地域連携ネットワークの基本的仕組み
「チーム」「協議会」「中核機関」

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり

⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。
本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援

⇒個別の協力活動（専門相談への対応等）
ケース会議の開催
多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
家庭裁判所との情報交換・調整等

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の設置

権利擁護支援の中核機関を設置

⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、
地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。

【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】

⇒市町村の責任で設置（直営又は委託）

成年後見制度利用促進施策等の周知・啓発
～正確な理解の促進～ 促進室資料

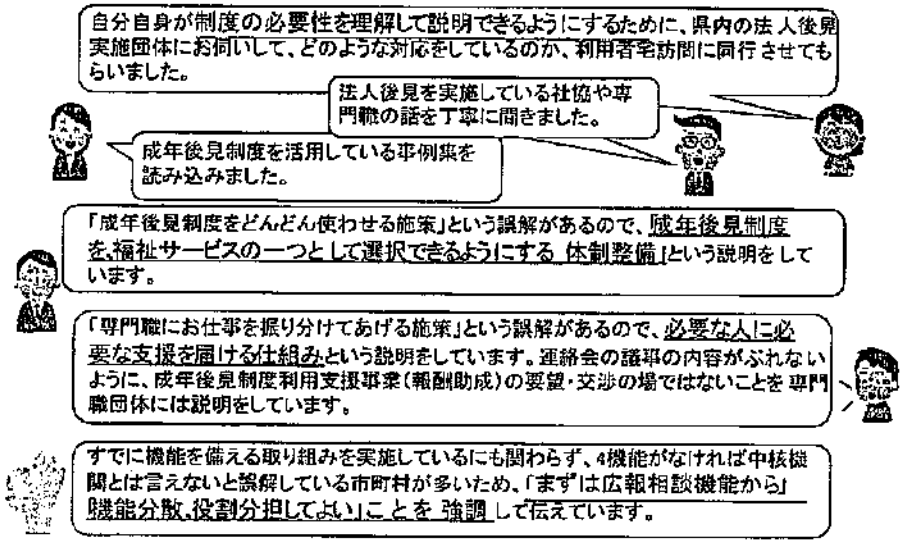

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（令和2年度概要版抜粋）

調査概要：全国の市町村（1,741自治体）及び47都道府県　調査時点：令和2年10月1日（一部の調査項目は令和元年度実績等）

1. 中核機関等の整備状況（R2.10時点：678市町村（38.9%）→R3年度末見込：961市町村（55.2%））【KPI：1,741市町村】

- 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等＜全体＞

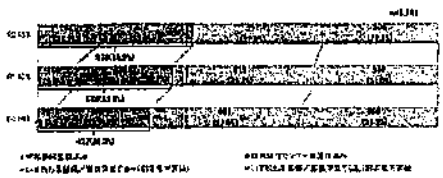

- 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等＜自治体規模別＞

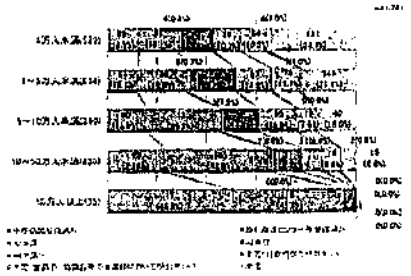

- 中核機関の整備（予定）時期＜全体＞

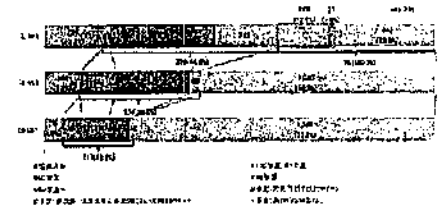

- 中核機関未整備市町村における検討状況＜未整備1,477自治体＞

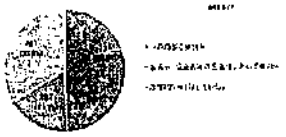

2. 市町村計画の策定状況（R2.10時点：235市町村（15.4%）→R3年度末見込：1,021市町村（58.6%））【KPI：1,741市町村】

- 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期＜全体＞

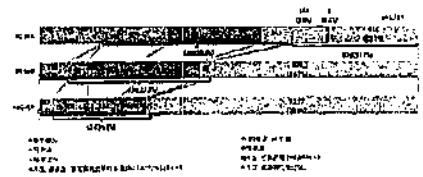

- 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期＜自治体規模別＞

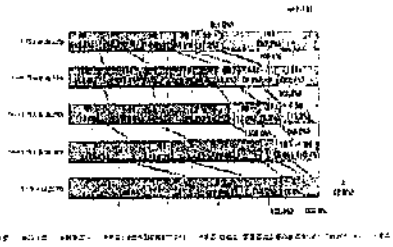

3. 協議会の設置状況（R2.10時点：304市町村（17.5%）→R3年度末見込：658市町村（37.8%））【KPI：1,741市町村】

- 協議会等の設置状況、設置（予定）時期＜全体＞

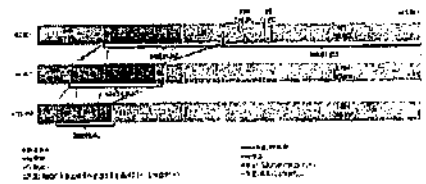

- 協議会等の設置状況、設置（予定）時期＜自治体規模別＞

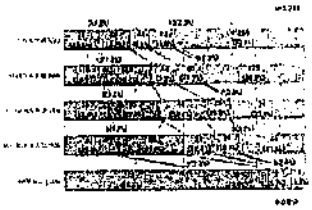

はじめに
Ⅰ 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
　1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
　2 今後の施策の目標等

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
　1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
　　（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討（ここに注目：佐藤）
　　（2）総合的な権利擁護支援策の充実
　2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
　　（1）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
　　（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等
　　（3）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
　　（4）各種手続における後見業務の円滑化
　3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
　　（1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 ―尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加―
　　（2）地域連携ネットワークの機能 ―個別支援と制度の運用・監督―
　　（3）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ―連携・協力による地域づくり―
　　（4）包括的・多層的な支援体制の構築
　4 優先して取り組む事項
　　（1）任意後見制度の利用促進
　　（2）担い手の確保・育成等の推進
　　（3）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
　　（4）地方公共団体による行政計画等の策定
　　（5）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

27

第二期計画で変わった点は？

★制度の見直しへの言及

★苦情、報酬・報酬助成の見直しへの言及

★チーム ⇒ 権利擁護支援チーム

★中核機関（と地域連携ネットワーク）の４機能

⇒（個別事案） 地域連携ネットワークの「支援」と
（地域づくり）「監督」機能を高める取組

★都道府県の機能強化

★包括的・重層的・多層的なネットワークへ

★参加支援、多様な主体の参画

51

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの，単に利用者の増加を目的とするのではなく，全国どの地域においても，制度の利用を必要とする人が，尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け，本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で，権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

権利擁護支援とは

意思決定支援等による権利行使の支援や，虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として，支援を必要とする人が，地域社会に参加し，共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

地域共生社会の実現

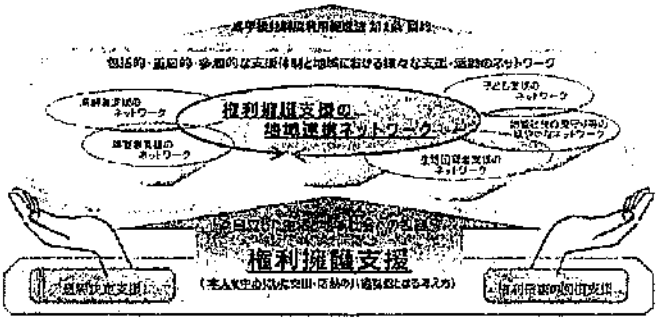

19

○尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
○同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の趣旨情報を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大などにより公共団体に与えられる権限を拡充すべき
- 成年後見制度利用支援事業を見直すべき

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 連携の推進、実施体制の強化
- 役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 生活支援等のサービス（預貯金金銭管理、入院・入所手続支援等）で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援等が、市町村の関与により実施される方策等の検討
- 上記の意思決定支援で、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

30

○　権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合がある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

○　各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や個人、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく。

地域連携ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

○　権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

＋

「多層的」なネットワーク

○　圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくり

地域連携ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

○　権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
○　成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

▽

広報・相談の取組や中核機関の整備を既にしている場合

○　受任者調整や後見人選任後の支援に取り組む
○　市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

21

○　権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や個人、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

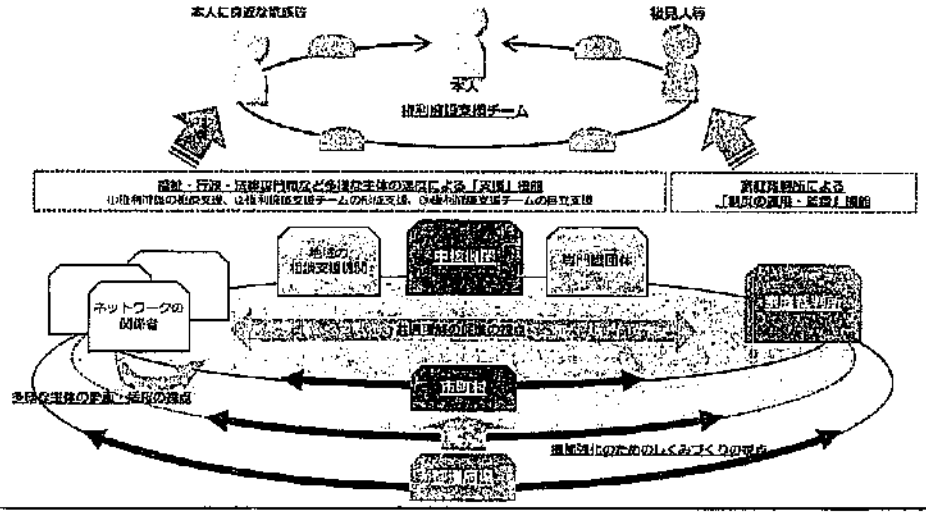

22

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

○ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については参加調整事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
○ なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
○ 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の創出を図る。
○ このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、参加支援と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
○ 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

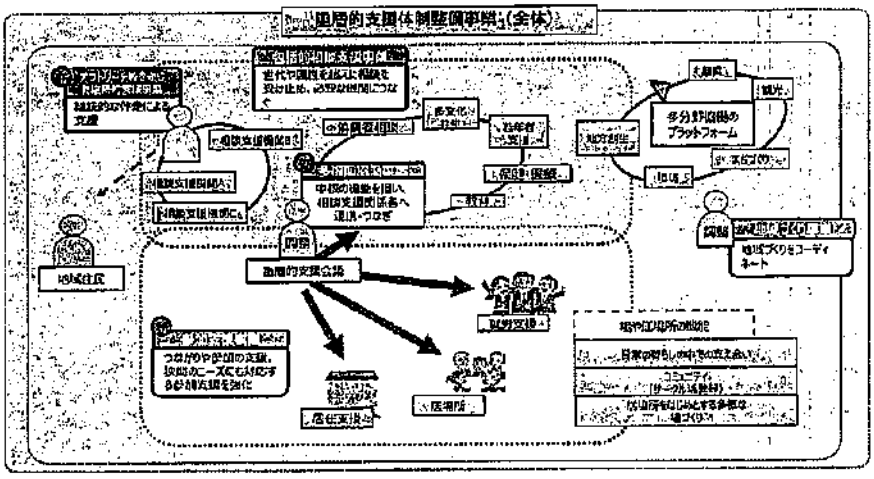

23

要するに、権利擁護支援は地域づくりなのです

- だから生活困窮事業も視野にいれます。
- 地域福祉計画の中に位置づけています
- 高齢者対策(ふれあい、貧困、医療)も視野に入れます。
- おひとり様支援も視野に入れます。
- 成年後見は地域づくりのツールにすぎません。しかし中核機関は、すべてのツールに目配りする必要があります。
- 意思決定支援の重要な担い手は生活支援の担当者です。

こうした地域づくりの中核をこれからのジャスミンは担う必要があります。今後のご活躍に期待をしております。

24

坂野　征四郎　（サカノ　セイシロウ）

■主な経歴

昭和５７年（１９８２年）４月　浦和（現さいたま）地方裁判所任官。その後、長野地家裁、東京地裁、盛岡地家裁一ノ関支部、水戸地家裁、東京家裁、さいたま地家裁川越支部、横浜家裁などです。

担当事件は民事・刑事事件全般、家事・少年事件等でしたが、最後の１０年は家庭裁判所の家事調停・審判事件が主でした。なお、平成１５年東京家裁に後見センターを設けた時の最初の担当裁判官でした。後見事件はその前の水戸家裁時代に、２年間創生期の後見事件を担当しています。

平成２３年（２０１１年）４月、東日本大震災のあった直後に横浜家裁を最後に退官。同月東京弁護士会登録し現在の虎ノ門法律経済事務所に入所。

■現主要役職名

東京弁護士会では高齢者・障害者委員会に所属

■著書

判例タイムズ１１６５号「東京家裁後見センターにおける成年後見制度の運用と課題」（共著２００５年）

「書式成年後見」第三版（２０１９年、民事法研究会）

「家事事件の全容と申立書式」（共著、２０１４年、三共法規出版）

その他 成年後見関係では「実践成年後見」への寄稿など

高橋　早映　（タカハシ　サエ）

■役職

社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

権利擁護推進部　権利擁護課　　主事　高橋　早映

■職歴

平成 30 年　社会福祉法人　北海道社会福祉協議会に入職。

権利擁護推進部権利擁護課に配属され、北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

高齢者の虐待相談対応、

日常生活自立支援事業、成年後見制度推進バックアップセンター事業を担当

■資格

社会福祉士

成年後見制度推進バックアップセンター
法人後見実施機関への取組について

北海道社会福祉協議会　権利擁護推進部　権利擁護課

1

第二期基本計画上、法人後見には どのような事が期待されているのか？

中核機関の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等の担い手としての存在している必要がある。

そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等はそれぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保、育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～ 令和4年3月 25 日閣議決定）〇担い手の確保・育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保・育成の推進】

2

第二期基本計画上、法人後見には どのような事が期待されているのか？

法人後見については、制度利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長時間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動のさらなる推進が期待される。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～ 令和4年3月 25 日閣議決定）担い手の確保・育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保・育成の推進】

3

法人後見と社会福祉協議会の関係性①

法人後見については、制度利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長時間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動のさらなる推進が期待される。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）〇担い手の確保・育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保・育成の推進】

4

法人後見と社会福祉協議会の関係性②

法人後見の受任体制の有無について（n＝158）

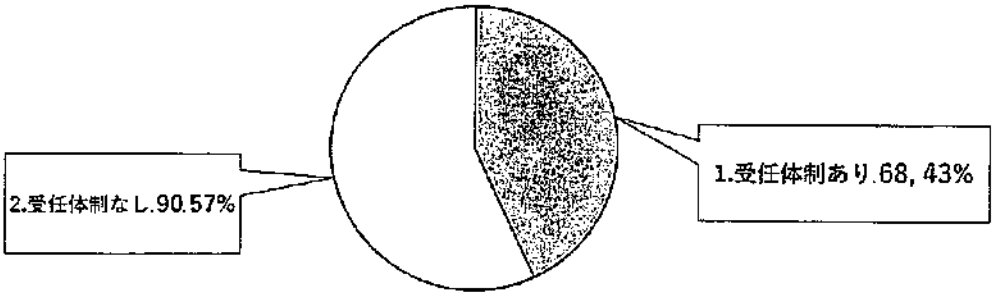

※令和3年度道内市町村社会福祉協議会における成年後見制度関係事業に係る実態調査の結果より
※本調査では広域で中核機関及び権利擁護センター等を設置している場所は1か所にまとめて母数を設定

5

法人後見と社会福祉協議会の関係性③

一方、社会福祉協議会には中核機関整等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

○担い手の確保･育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保･育成の推進】（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）

6

法人を後見人等に選任する際の考慮要素・運用上の考慮点

- 別紙①参照

法人後見業務に関わる人材

特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）〇担い手の確保・育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保・育成の推進】

法人後見に対して都道府県の役割

担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

このため、担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人や法人後見実施機関団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

このようなしくみづくりには、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）〇担い手の確保・育成等の推進【基本方針　多様な担い手の確保・育成の推進】

9

法人後見実施機関に対しての都道府県の役割

都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推進や家庭裁判所の選任に資するように、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が法人後見団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。

都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され、活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）〇優先して取り組むべき事項（2担い手の確保・育成等の推進）③法人後見の担い手の育成　ウ都道府県による法人後見実施のため　の研修の実施と交流支援

10

○第二期基本計画の工程表とKPI（優先して取り組む事項について）

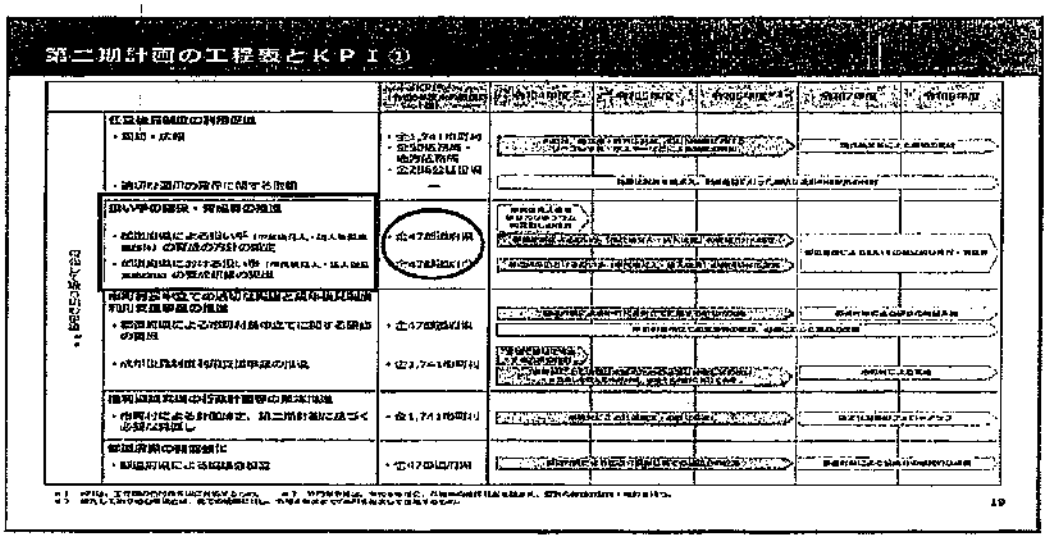

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）

○第二期計画の工程表とKPI

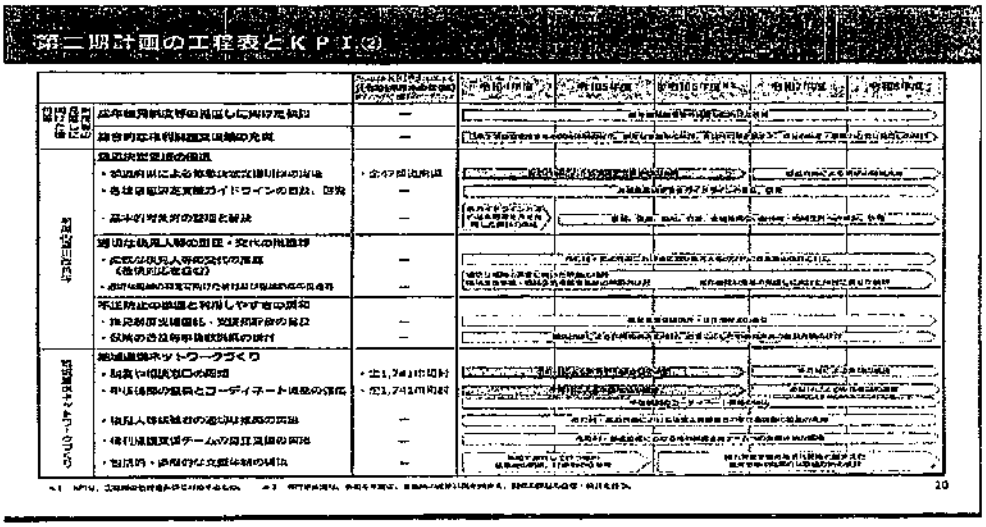

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 ～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～令和4年3月 25 日閣議決定）

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

実施状況	研修名	受講対象者	内容	備考
実施中 令和4年8月17日 ～9月28日	市民後見人養成講座	一般市民	各市町村における市民後見人・法人後見支援員の育成を行う。	
令和5年2月実施予定	市民後見人養成講座受任時研修	市民後見人養成講座受講修了者	市民後見人養成講座受講修了者対象に、市民後見人として活躍する際の受任時の手続きや対人援助の心構えなど実際の支援で注意する点等を学んでいただく。	

【市民後見人養成講座】

各市町村行政・社協から申し込みを受け、北海道社会福祉協議会独自カリキュラムを地域住民(今年度参加市町村7か所　27名が修了されている)の方が参加。

13

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

実施状況	研修名	受講対象者	組織づくり（内容）	人材育成（内容）	備考
実施済み	成年後見制度事業担当者研修会①	行政職員・中核機関職員（後見センター等も含む） 社協職員	第二期基本計画についての理解を深めるとともに各市町村における中核機関等の機能整備の行い方等について学ぶ。		
実施済み	成年後見制度事業担当者会議①	行政職員・中核機関職員（後見センター等も含む） 社協職員	各市町村行政・社協の成年後見制度事業担当者のネットワークづくり		
令和4年12月～	成年後見制度体制整備研修（対象者別）	行政職員・中核機関職員（後見センター等も含む） 社協職員・後見人		各市町村行政・社協における成年後見制度事業担当者の知識・スキルの向上	対象者別研修では市民後見人向けの講座を行うがそれぞれの研修については一体的に開いていただく。
令和5年2～3月	法人後見研修会③	法人後見実施機関（予定団体も含む）	法人後見実施機関組織の立ち上げ方 法人後見実施機関運営方法について学ぶ。		
令和5年2～3月	法人後見連絡会議④	法人後見実施機関	道内における法人後見実施機関でネットワークをつくる。 事例検討会等を行い	事例検討を行う中で各法人の知識・スキル・質の向上	

14

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

①令和4年度成年後見制度事業担当者研修・連絡会議（委託事業）

- 上記研修会・連絡会議では、市町村（行政・社協）が第二期基本計画を読み解くヒントを得て、各地域の中で権利擁護体制のイメージ化を図れるような研修会、連絡会議を行った。

②成年後見制度体制整備研修【対象者別】（委託事業）

- 各地域における権利擁護体制を担う方々（行政職員・中核機関職員・権利擁護センター職員・後見人）に、実務にかかる技術を習得し、知識を得て頂く講座

15

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

③法人後見実施機関研修（自主事業）

- 法人後見を実施するためにどのような調整が事前に必要なのか、また組織の運営体制等について学んでいただく研修会を行う。

④法人後見実施機関連絡会議（自主事業）

- 道内における法人後見実施機関のネットワークを構築し、情報共有できる場づくりや、それぞれの実施機関での取り組みを見える化する。

16

令和4年度成年後見制度推進バックアップセンター事業
北海道における人材養成の研修体系とネットワーク構築事業について

③法人後見実施機関におけるネットワークの構築について

・道内における法人後見実施機関のネットワークを構築し、その中で事例検討等を行い、専門職や別法人からフィードバックや助言が受けることができるような仕組みづくりをする。
・今後は法人後見実施機関が事例を共有することで、少しでも相互牽制できるような体制づくりを構築していく。
・本会実施の研修会や連絡会議に参加頂いた法人後見実施機関リストを作成させていただき各関係機関へ情報提供を行う。

17

別紙①

【法人後見実施機関立ち上げチェックリスト】 (道社協/2022.10 作成)

【成年後見制度利用促進専門家会議／令和３年９月９日「第２回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ」最高裁資料(※)を参考に作成。】

※ 同資料は、家裁が後見人等として法人を選任する際の考慮要素や検討の視点が示されたものであり、法人後見実施機関を立ち上げ・運営する際の視点が網羅されているわけではない。また、あくまで一部の家裁の実情であって全国の家裁の標準というわけではないし、検討の視点として示された事項の全てを満たさなければならない、あるいはここに挙げられた資料の全てを提出しなければいけないわけではない。個別具体的なケースでは各家裁の判断によることに留意。

法人を選任する際の考慮要素

民法８４３条４項※保佐人・補助人についての準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切を考慮しなければならない。

【法人事業の種類及び内容】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
法人として適正に成立、構成されているか		・法人登記の履歴事項全部証明書 ・定款 ・設立趣意書 ・事業計画書
法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか →営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意		

【法人の財務基盤】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
財政状況(資産や収支)が安定しているか		・決算報告書、貸借対照表、収支予算書 ・賠償責任保険の証書 ・組織規程、組織図、役員等名簿
本人に与えた損害を賠償する能力があるか		
法人の財務が適正に管理されているか →会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認		

①財政基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず、長期間にわたり後見事務を行うという法人後見の大きなメリットを損なうおそれが生じる。また、多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。

②一方、後見事業は利益を追求する性質のものではない上、設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから、この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると、新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。

③財政状況の安定性について一定の基準を設けているわけではなく、最低限、明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか、本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか、収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認した上で、後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。

④法人の設立後間もなく、裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも、保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて、選任を認めている例があった。

【後見等事務を遂行する能力】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか →経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認		・役員等名簿 ・組織規程、組織図 ・後見業務の実施に関する規定や要領 ・法人内部の指導監督態勢の規定や要領 ・養成及び研修制度の内容が分かる書類 ・不正発覚時の対応規定 ・個人情報の取扱に関する規定や要領
事務担当者に対する指導監督態勢は適切か →担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認		
担当者に対する研修制度は整備されているか		
財産管理の方法は適切か		
不正発覚時の態勢が適切であるか		
個人情報保護の対策がとられているか		

☞

①適正な後見業務を行うためには、人的態勢が整っていることが重要である。

②個人受任の場合は、当該個人の資質について確認すれば足りるが、法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らないため、組織的に後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか、実質的に審査する必要がある。

③法人の人的構成、後見事務担当者の質、事務担当者に対する指導監督態勢を確認する例が多かった。

④選任されている法人の多くは、既に後見事務の経験のある社会福祉士、弁護士、司法書士が役員となっており、構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している例が多かった。

⑤後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも、専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか、外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか、第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるかなどの事情を勘案し、選任を認めた例もあった。

【本人との利害関係】

検討の視点(例)	チェック	確認資料(例)
本人との間に具体的な利害関係を有するか →本人に有償のサービスを提供しているなど		・候補者事情説明書(裁判所の書式) ・本人との利害関係の有無を示す資料
将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか		
実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか		

ア

①一般的に、本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり、利益相反関係に立ち、代理権を有することになると、対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり、サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。

②特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると、被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

③法人又は法人の代表、理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。

④具体的な利害関係がある場合、問題を解消するための方策(監督人の関与の在り方等)や、利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しいとして、慎重に考える家裁が多かった。

⑤特に本人が入所する施設を経営する法人については、基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった(ただし、ここ数年、本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。)。

⑥本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について、法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれているかなど、実質的な利益相反の可能性を検討した上で、選任した例があった。

⑦本人が入所する施設を経営する法人、本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては、その選任の適否をどのように考えるべきか、どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について、検討を深める必要がある。

今井　友乃　（イマイ　トモノ）

■主な略歴

・２００２年～愛知県知多市にある特定非営利活動法人「地域福祉サポートちた」のスタッフとして活動
・２００３年～同法人事務局長に就任し、ＮＰＯアドバイザーや講師として、愛知県内で活躍
・２００４年～同法人にて法人後見が開始され担当職員となる。
・２００７年　知多半島の行政や社会福祉協議会と協働し、特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」の立ち上げに参画する。
・２００８年４月　特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」開所に伴い、同法人の事務局長に就任
・２００９年９月　全国権利擁護支援ネットワーク設立から、入会。監事に就任。
・２０１６年４月　全国権利擁護支援ネットワーク　事務局次長に就任。
・２０１７年４月　全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長に就任。
・２０２１年６月　特定非営利活動法人「知多地域成年後見センター」の理事長に就任
・２０２２年４月１日　「知多地域成年後見センター」から「知多地域権利擁護支援センター」に名称変更する
・現在、愛知県知多半島内の各市町の、自立支援協議会、虐待防止連絡協議会、地域福祉計画策定委員会等の委員を務めている。

■現主要役職

全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
特定非営利活動法人　知多地域権利擁護支援センター　理事長
特定非営利活動法人　地域福祉サポートちた常務理事

「北海道における
法人後見の在り方を考える」

～知多地域の実践より～

2022年12月　5日

全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
NPO法人 知多地域権利擁護支援センター　理事長
今井　友乃

特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県　知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）

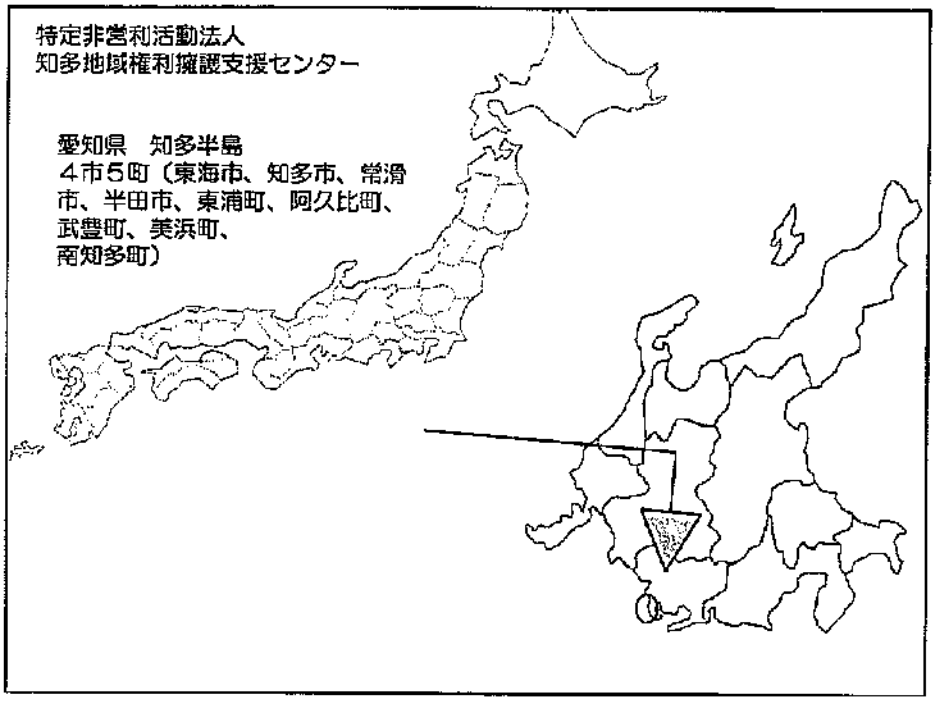

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く　　※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体

ちょうどいい団体があった

ＮＰＯの中間支援団体

特定非営利活動法人　地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを経営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちとに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」講師：NPO法人東濃成年後見センター　山田隆司
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」主催：障害の親の会（県内）
	8		学習会「成年後見・第三者評価」講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして「資金援助のお願いをする」	県内4カ所ほどで講演を依頼され知多地域での法人後見の実態を話
	3	バス視察ツアーの実施（先進地・東濃成年後見センターへ）知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に	
2007	5	知多地域高齢者、障害者担当課長調整会議が5月に行われる	県内外、7カ所、その講演依頼で必要性を伝える
	6	これにより、5市5町成年後見利用促進事業	
	7	調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中にNPOと社協がオブザーバーで加した。	
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政、住民に対しての啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域
権利擁護支援センターの体制

1　成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
（現在　　知多地域権利擁護支援センター）

（1）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）として
- 平成19年11月　認可申請
- 平成20年　1月　認証
- 平成20年　2月　法人登記
- 平成20年　4月　本格的に事業展開
- 令和4年　4月
  知多地域権利擁護支援センターと名称変更
  同時に中核機関として設置される。

（2）財源
- ＮＰＯ法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料　2,500万円（初年度）
  2,800万円（3年目より）　3,200万円（5年目より）
  3,900万円（7年目より）　4,500万円（9年目より）
  5,400万円（11年目より）6,000万円（13年目より）
  4市5町に変更　6,300万円（15年目より）

（3）職員体制
○正規職員　7名（社会福祉士等　男3、女4）
緊急電話当番制　24時間、365日体制　一応土日祝休み、
夏、正月休暇あり、公務員並みの給与
非正規職員　37名配置（月1回から週5日まで）
（資格は問わず、信用性が担保できる人物）

（4）体制図

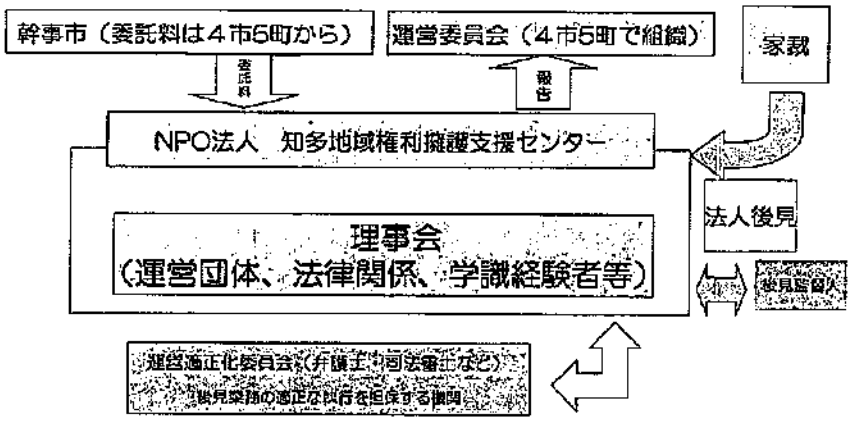

知多地域権利擁護支援センターの業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

（1）中核機関

・成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

・一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成

・権利擁護支援に関した研修の開催

・行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

（2）法人後見

・多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

・受任件数（令和4年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
後見類型... 306件（677件）
保佐類型... 195件（317件）
補助類型... 54件（７６件）

	後見					保佐					補助					合計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

・出前講座
関係団体

・行政職員研修
毎年２回　行政職員向けの講座
（対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等）

・フォーラム等の開催
成年後見講演　専門学校講師　　渡邉哲雄氏
成年後見講談　講談師　神田織音氏
成年後見落語　落語家　桂ひな太郎氏
成年後見寸劇　当法人の関係者による劇
成年後見クイズ　関係者全員

・年間相談件数　　５４４件

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第１期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。

知多地域成年後見センターが行ってきた実践から今後この地域に必要であることを計画立てて行います

知多地域成権利擁護支援センターの特徴

1 ＮＰＯ法人、社会福祉協議会、行政の協働事業
（1）全国的にも珍しい展開

2 知多管内４市5町行政の広域的な事業受託
（1）単独市町として実施困難な事業実施が可能
（2）成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能
（3）委託料により、職員の身分も財政的に保障される

３ 運営委員会の開催
（１）知多管内４市5町の福祉行政担当者で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）委託事業の業務をチェック

４ 運営適正化委員会の開催
（１）愛知県弁護士会　高齢者障がい者総合支援センター
アイズ　推薦の弁護士、
成年後見センター　リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士　　で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）後見業務等のチェック
（４）受任調整会議の機能を付加

５、知多地域権利擁護支援センター職員が
知多４市５町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催
①成年後見サポーター研修
②権利擁護サポーター講座
③ろうスクール
④成年後見制度　専門支援員養成研修
⑤成年後見フォーラム
⑥行政職員研修
⑦事業所セミナー

不定期な開催
①多職種連携ファシリテーション講座
②成年後見制度実務者連絡会
③身元保証を考える研修会
④終末期の医療を考える研修会
⑤虐待防止研修

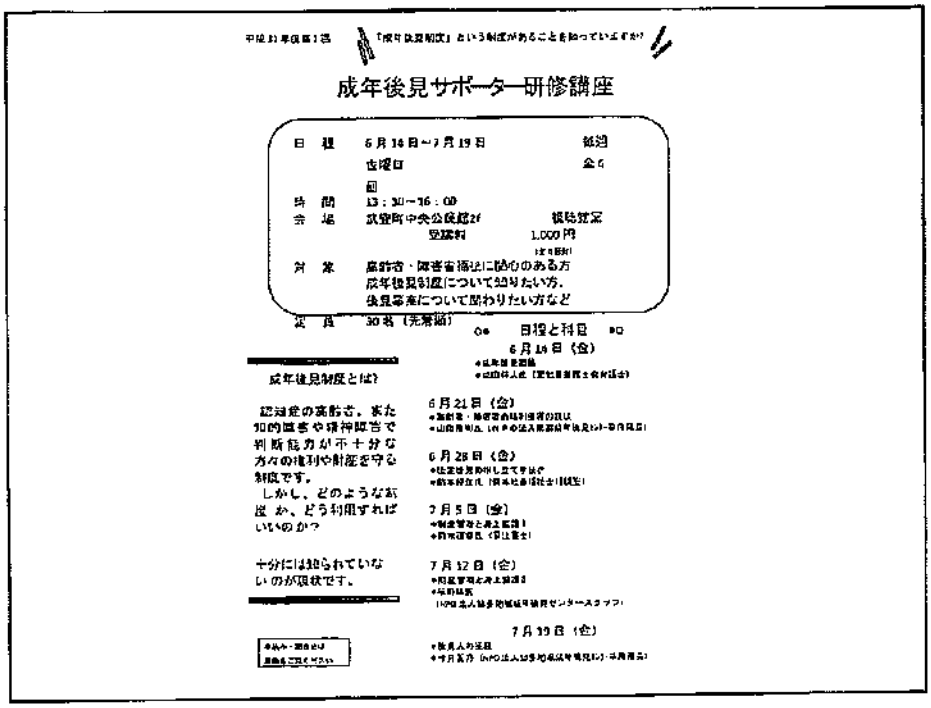

じぶんのことはじぶんできめる！
権利擁護サポーター講座
40
日時 9月6日～11月22日
毎週金曜日 全9回
時間 13:30～16:30
会場 美浜町生涯学習センター 研修室
申込期 TEL・FAX・メールでお申し込みください。
氏名
性別
男・女
生年月日
TEL
住所

知多半島
ろうスクール
2019 in 美浜
たいへん よく生きましょう
知多半島ろうスクール
開講日：10月10日（木）～11月21日（木）
場所：美浜町生涯学習センター
（知多郡美浜町北方十
二名）学費：入学金 2000円
各講座 1回につき1000円

法人後見のメリット

① 継続性
② 困難事例に組織全体で取り組める
③ 法人社員それぞれの専門性の発揮が期待できる
④ 組織形態がしっかりしているので安全性が高い

知多の活動の映像

https://youtu.be/tn8yeTockpo、
https://youtu.be/7frWIgHvTYo

https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal_guardianship/#consul

23

後見人として仕事の内容に含まれないこと

・医療同意
・入院・入所の身元引受人、身元保証人
・介護や看護の事実行為
　食事・排泄・入浴の介助
　毎日の買い物支援
　家事労働
　外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある

⇩

行政の委託があるからできる

24

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
  助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

25

知多地域権利擁護支援センターが支援をしていくうえで大切にしている事①

-本人が中心の支援　本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？
人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。
破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限る続きます。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事②

・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの人に相談しましょう。

平塚　巧也（ヒラツカ　タクヤ）

■役職

社会福祉法人江別市社会福祉協議会　江別市成年後見支援センター

権利擁護係　主任　相談支援員　平塚巧也

■経歴

・平成20年　社会福祉法人　クピド・フェア　通所介護（高齢者）　介護職員。

・平成２１年　医療法人北翔会　岩見沢市地域包括支援センターほろむい

医療法人北翔会　岩見沢市南地域包括支援センター（平成27年新設）　社会福祉士。

・平成２９年　社会福祉法人　江別市成年後見支援センター新設に伴い入職。

■資格

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護支援専門員

江別社協の法人後見について

江別市社会福祉協議会（権利擁護係）
江別市成年後見支援センター
相談支援員　平[illegible]巧也

江別市について

◆人口等

・11万9,333人（令和4年10月1日現在）

・65歳以上：37,952人（高齢化率31.8%）
（令和4年10月1日現在）

・精神障がい者手帳所持者：936人
（令和2年4月1日現在）

・療育手帳A,B所持者：1,279人
（令和2年4月1日現在）

◆特徴

・札幌市が隣町、大麻駅からだと電車で片道10分程度[illegible]

江別市成年後見支援センター職員体制

【平成２９年１１月１日開設】
・センター長　１名
・センター次長　１名
・センター主査（係長職）１名（日自主担当）
・相談支援員１名（後見主担当）

【現在の体制】
・センター長　１名
・センター次長　１名
・センター係長　１名（後見主担当、日自サブ）
・相談支援員　２名（後見主担当、日自主担当）
　日自主担当令和4年7月1日　1名採用　日自契約者26名（R4.10月末時点）
・非常勤職員　１名（後見事務等）
　令和2年7月1日採用

江別市成年後見支援支援センターについて①

【開設まで】
・平成27年市民後見人養成講座を初開催
・江別市にて平成28年10月～平成29年1月にかけて江別市後見実施機関立ち上げ検討委員会を４回実施
・平成29年7月　新職員採用
・平成29年7月～10月　苫小牧社協、恵庭社協、岩見沢社協へ視察、弁護士、司法書士との連携作り、関係機関等へセンター開設の案内
・平成29年10月　地域向けに開設記念講演会を実施
・平成29年11月1日　江別市成年後見支援センター開設

江別市成年後見支援支援センターについて②

【開設後】

・平成３０年２月　初の法人後見受任

・令和２年１月　初の市民後見人個人受任

事前に苫小牧社協へ視察、家裁と打ち合わせ

・令和２年７月１日　非常勤職員１名採用

・令和４年４月１日　中核機関設置

・地域連携ネットワーク構築

・受任調整会議　委員増員（5名→7名）

・令和４年７月１日　新職員１名採用

現在に至る

5

江別市成年後見支援支援センターについて③

【業務内容】

①相談

・新規相談　年間１００～１５０件程度

②申立支援

・本人、親族、関係機関と面談し申立の道筋を立てる

・法律職（本人申立・親族申立）、市と連携し（市長申立）申立

・センター開設以降　８５件申立

③市民後見人候補者の管理・支援

・法人後見支援員としての活動支援、年２回フォローアップ研修

④普及啓発事業

・出前講座（依頼あれば随時　年２～５回程度）、年１回地域向け講演会

⑤法人後見・市民後見人個人受任

・法人後見年間５～８件程度、市民後見人個人受任年間０～２件程度

⑥候補者選定

・専門職と連携し候補者選定

4

江別市社協の法人後見について①

◆平成27年、令和2年市民後見人養成講座を実施し現在40名の後見支援員登録あり

◆後見支援員に後見事務の一部を協力依頼

貴重品管理、関係機関からの相談窓口、各種手続き、家裁への報告等	被後見人等への定期的な訪問、生活費配布、必要な支払い、社協への報告書類提出

◆後見支援員の報酬　1回950円＋300円（交通費）

◆社協が候補者として申立する際は受任調整会議を実施（委員　弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員（介護保険課、障がい福祉課）、介護支援専門員、民生相談員）

◆センター開設から延べ31件受任

現在21件（R4.10月末時点）

法人後見→市民後見人個人受任（リレー方式）４件

死去５件　市外転出１件

江別市社協の法人後見について②

平成２９年	0件	0件	0件
平成３０年	3件	7件	0件
令和元年	2件	4件	2件
令和２年	1件	3件	1件
令和３年	2件	3件	1件
令和４年（10月末）	2件	0件	0件

江別市社協の市民後見個人受任について①

リレー方式	単独方式
法人後見で受任し後見支援員として被後見人等へ支援を開始	申立支援中に市民後見人個人受任が望ましいと判断したら市民後見人と打ち合わせ
被後見人等の自主報告・報酬付与申立時期に後見支援員へ市民後見人個人受任の意向等を確認	上記について市民後見人候補者に了承いただけたら受任調整会議に諮る
受任調整会議を実施し承諾され次第、社協辞任・市民後見人選任申立を家裁へ申立	受任調整会議にて承諾され次第、申立書の候補者欄に市民後見人個人名を記載し家裁へ申立
審判後、社協→市民後見人へ引継ぎ	審判後、社協職員から市民後見人へ後見人等支援内容について説明
令和２年度４件	令和３年度２件

◆センター開設から延べ６件受任（後見３件、保佐３件）
・死去２件　R4.10.31時点　４件受任

江別市社協の市民後見個人受任について②

市民後見人個人受任後　社協の対応

◆就任時報告の確認

◆被後見人等に対し、最低月1回以上関わりを持つように依頼

◆4カ月1回社協職員と面談し、ケース記録・出納帳・通帳写しを提出してもらう

◆家裁への自主報告・報酬付与申立書の確認

◆被後見人等死亡後の対応を同行及び助言

◆市民後見人への相談・助言
電話・メール・来所にて相談及び助言

10

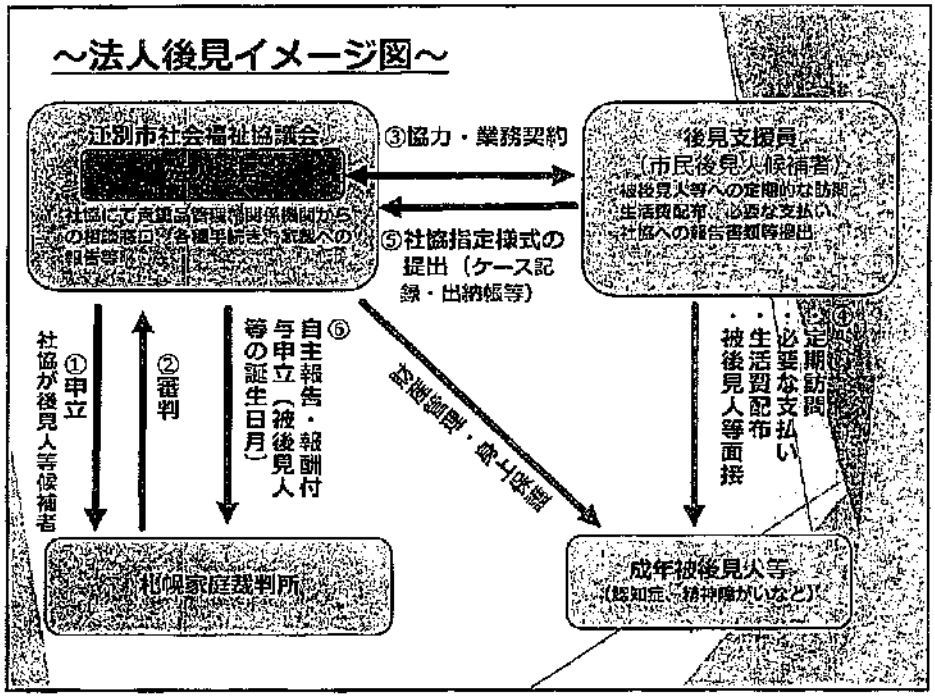
～法人後見イメージ図～
江別市社会福祉協議会
社協にて貴重品管理・関係機関からの相談窓口・各種手続き・家裁への報告等
③協力・業務契約
⑤社協指定様式の提出（ケース記録・出納帳等）
後見支援員
（市民後見人候補者）
被後見人等への定期的な訪問
生活費配布、必要な支払い
社協への報告書類等提出
①申立
社協が後見人等候補者
②審判
⑥自主報告・報酬付与申立（被後見人等の誕生日月）
財産管理・身上保護
④定期訪問
・必要な支払い
・生活費配布
・被後見人等面接
札幌家庭裁判所
成年被後見人等
（認知症、精神障がいなど）

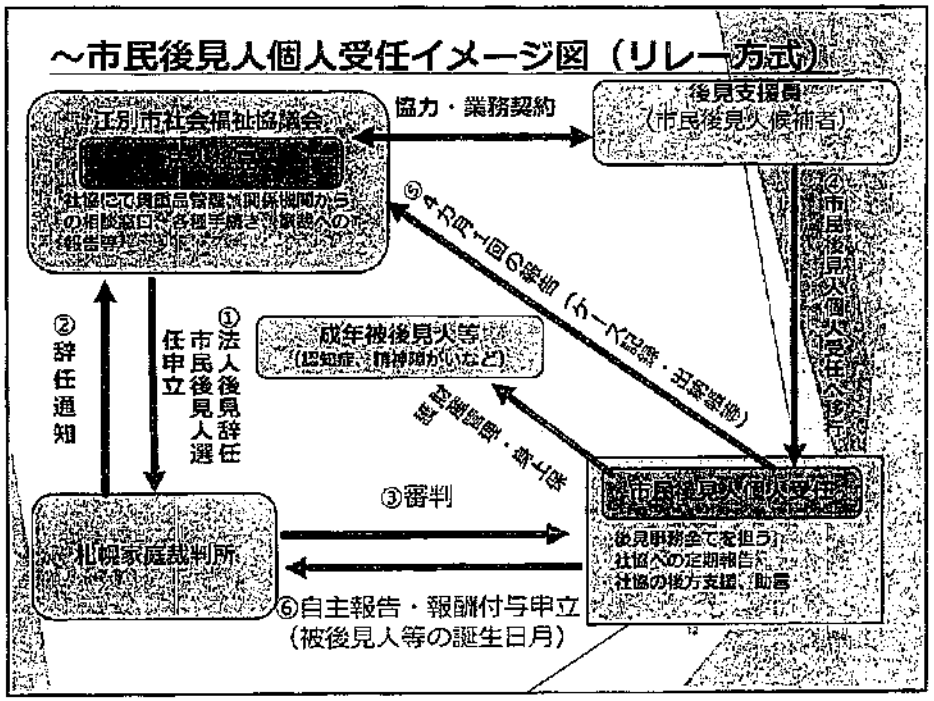
～市民後見人個人受任イメージ図（リレー方式）
江別市社会福祉協議会
社協にて貴重品管理・関係機関からの相談窓口・各種手続き・家裁への報告等
協力・業務契約
後見支援員
（市民後見人候補者）
④市民後見人個人受任へ移行
⑤4カ月1回の報告（ケース記録・出納帳等）
②辞任通知
①法人後見辞任
市民後見人選任申立
成年被後見人等
（認知症、精神障がいなど）
財産管理・身上保護
③審判
札幌家庭裁判所
市民後見人個人受任
後見事務全てを担う
社協への定期報告
社協の後方支援、助言
⑥自主報告・報酬付与申立
（被後見人等の誕生日月）

法人後見を実施するまで苦労したこと

①新規事業立ち上げのため社協としてノウハウがない

②市内の専門職（司法書士・弁護士等）がわからない

③金融機関が法人後見をわからない

④関係機関が法人後見をわからない

⑤その他

13

法人後見受任をしていて感じること

①生活保護受給者が多い（３１件中２０件）

②法人後見の長所

③法人後見の短所

④後見支援員について

⑤後見支援員の確保

⑥その他

14

法人後見の今後について

①専門職の確保・連携

②市民後見人個人受任

③関係機関との連携

④社協の法人後見について

（３）１２月１６日　長野県　長野市

2022年度日本財団助成金事業

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

～“当事者参加”の視点から権利擁護支援を考える～

2022年12月16日(金)

13：30～16：00

会場：長野ターミナル会館　4階「芙蓉・寿」
（オンライン併用）

【プログラム】

13時30分　開　会
主催者挨拶（全国権利擁護支援ネットワーク　代表　佐藤彰一）

13時40分
～
14時50分　実践報告
確認しよう！「権利擁護支援における『当事者参加』の取り組み状況」
発表者：野口 一輝さん
（長野市社会福祉協議会 長野市権利擁護センター所長）
佐藤 直樹さん
（魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課長）
今井 友乃さん
（知多地域権利擁護支援センター理事長）
助言者：平野 隆之さん（日本福祉大学大学院教授）

――― 休憩 ―――

15時00分
～
16時00分　講　演
深めよう！「”当事者参加”を支える権利擁護支援とは・・・」
～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～
講　師：平野 隆之さん（日本福祉大学大学院教授）

閉会挨拶（アドボネットながの　会長　中嶌知文）
閉　会

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

長野市権利擁護センターの実践と「当事者参加」への取り組み

令和４年１２月１６日（金）
社会福祉法人　長野市社会福祉協議会
地域福祉課　長野市権利擁護センター
所長　野口一輝

はじめに（説明の目次）

１　長野市権利擁護センターの概要

長野市権利擁護センターの位置づけや体制の他、実際の運営状況について説明します。

２　運営において大切にしている視点

権利擁護センターを構成する「長野市成年後見支援センター」、「法人後見担当室」及び「『おひとりさま』あんしんサポート相談室」の運営において大切にしている視点について説明します。

1　長野市権利擁護センターの概要

(1)長野市社協における成年後見制度への関わり

長野市権利擁護センター開設までの経緯

◆経　過　平成23年４月１日　長野市成年後見支援センター開設

平成25年４月１日　法人後見事業開始（法定後見）

平成29年４月１日　法人後見事業拡大（任意後見）

令和３年４月１日　長野市権利擁護センター開設

※同センター内に長野市及び上水内郡３カ町村から中核機関として受託した「長野市成年後見支援センター」の他，「法人後見担当室」「おひとりさま」あんしんサポート相談室の３つの担当を位置づけ。

⇒詳細は別紙資料参照

1　長野市権利擁護センターの概要

（2）長野市社協における個別相談の対応フロー

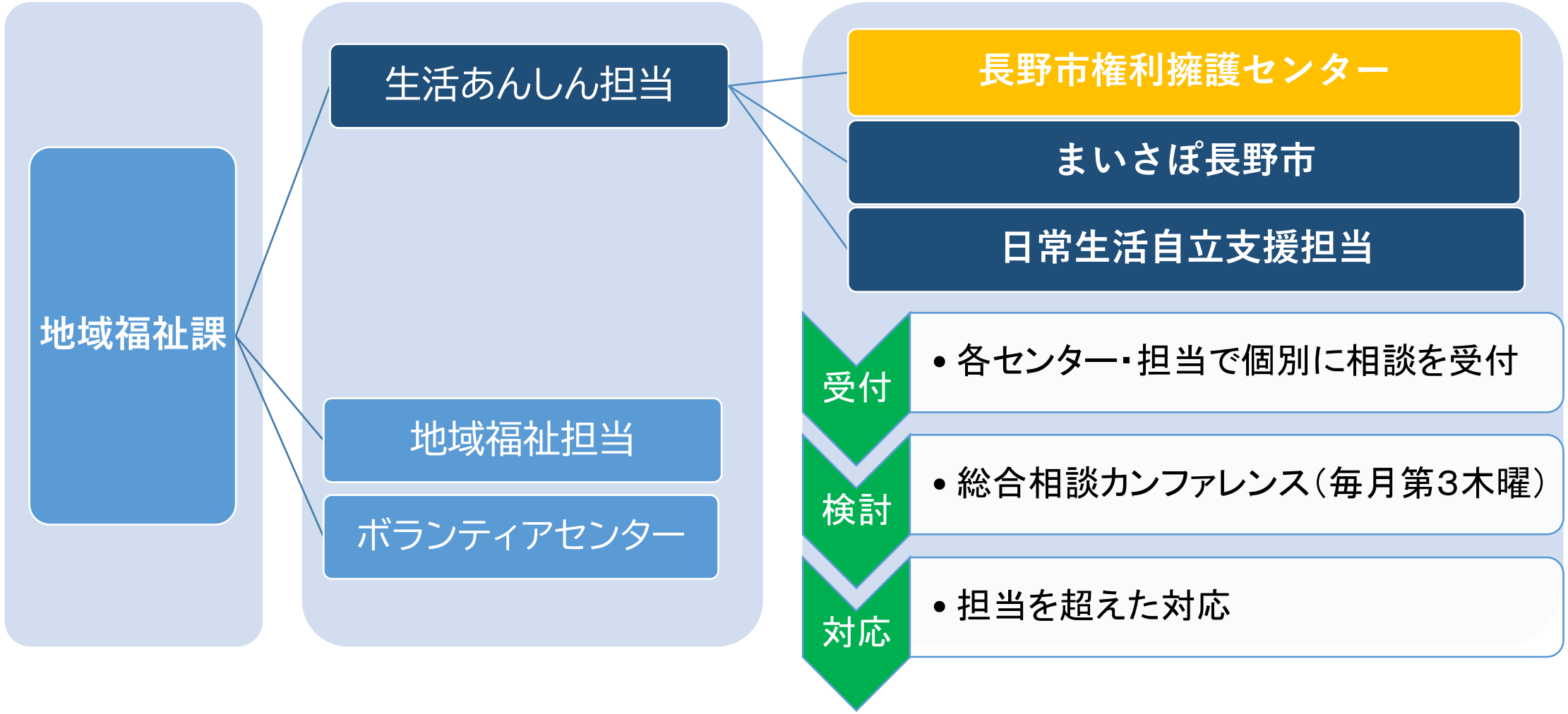

２　運営において大切にしている視点

（1）長野市成年後見支援センター運営の視点（法定後見）

視点1　本人申立てを積極的に活用

1　親族申立や首長申立を検討する前に、本人申立が可能かアセスメントしています

［理由］
◇本人に対して行う様々な工夫をしながら説明する意識が芽生える。
◇後見人等が選任される前に本人を中心とした「チーム」を構成することにつながり、後見人が選任された後も、チーム支援の機能を活かすことにつながる。
◇本人の「意思能力」を中心とした後見人等活動の契機となる。

視点2　保佐・補助申立を大切に

2　本人の行為能力を極力正確に反映させるように医療機関との連携を図っています

［理由］
◇本人申立を積極的に活用する視点を持つと必然的に保佐・補助申立は多くなる。
◇後見類型が多い原因としては、主治医に対して本人の状況が正確に伝わっていないことが考えられ、診断書作成の際に主治医と情報共有を行うことが、その後の地域づくりにつながる。
◇代理権の乱用を防ぐことにつながる

※全国的にもH31.4～「本人情報シート」の運用開始により、この点に多少の改善が見られる。

２　運営において大切にしている視点

（1）長野市成年後見支援センター運営の視点（法定後見）

視点3　アウトリーチの視点を大切に

3　本人や親族、関係者からの相談には現場で受けるようにしています

［理由］

◇インテーク・アセスメントの段階で本人の生活歴や人物像、地域とのつながり等様々な環境要素を把握することができる

◇居住環境を確認し、過去における一日の日常生活上の流れと現在の日常生活の流れを極力把握することで、今後の支援の在り方の検討の指標となる。
⇒病気？ライフスタイル？

◇親族の抱える福祉課題（生活課題）も同時に把握することができ、その後の新たな支援につながる

視点4　包括的支援の視点を大切に

4　後見制度活用の必要性という視点ではなく、本人の今後の生活に必要な支援は何かという視点を大切にしています

［理由］

◇センターに寄せられる相談には虐待ケースも数多く、虐待者へのアプローチが環境改善に必ずつながる

◇各分野の関係者が持ち出す「セクション主義」を本人支援の検討に持ち込まれることを防止するため、積極的に生活全般の調整をする姿勢を示します。分野を横断した「ストレングス」に着目した本人支援の実現につながる

２　運営において大切にしている視点

（2）「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点　－　相談室の事業①　-

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画」で定める「任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める」を趣旨とした総合的な相談事業、社会資源の開発及びガイドラインの策定の３つの施策を柱とした事業となっています。

Ⅰ	社会資源の開発	・任意後見制度をベースとした新たな支援事業 ・共通の悩みを抱える方同士の互助システムの構築
Ⅱ	相談窓口の開設	・身元保証に関する常設の総合相談窓口を開設 ・住宅入居、入院、施設入所等の際の身元保証及び日常の財産管理、葬儀、相続、財産の処分等、死後の事務といった様々な問題についての相談を受ける
Ⅲ	ガイドラインの策定	・身元保証等がない方の入院・入所に係るガイドラインの策定 ・医療機関・福祉関係施設・行政等を中心に課題を共有化し、対応をルール化したものを目指す

２　運営において大切にしている視点

（2）「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点　－　相談室の事業②　-

Ⅰ　任意後見制度を活かしたサポート事業の開発・資源化

◆現在、本会で実施している「法人後見事業」における任意後見契約（+財産管理事務委任+死後事務）をベースに、より利用し易く改善。
◆弁護士会、司法書士会、行政書士会等の専門職団体やＮＰＯ法人ライフデザインセンターと連携し、任意後見制度等の利用拡充を図る。

令和３年
４月

Ⅱ　「おひとりさま」あんしん相談室の開設

◆親族等の関わりが得られないことに対する様々な不安ごとに対する相談を包括的に受ける総合相談窓口。
◆常設の相談窓口で、専任の職員２名、兼務職員３名を配置。

令和３年
10月

Ⅲ　「おひとりさま」あんしんガイドライン策定に着手

◆医療・介護の現場において必要とされる「身元保証」について、長野市におおける定義を規定し、具体的な対応方法等の指針（ガイドライン）を策定することにより、必要な医療や介護サービスが利用できる地域づくりを目指すもの。
◆長野市、医療機関、福祉施設、専門職団体、その他関係機関と協働による策定を予定。

令和４年
４月

2　運営において大切にしている視点

意思決定が可能ないわゆる**「おひとりさま」**

将来への不安・困りごとの相談

例）賃貸入居連帯保証、急な病気・けが、入院・施設入所等の身元保証、
日常の財産管理、葬儀、相続、財産処分等、死後の事務・・・

相談窓口　「おひとりさま」あんしんサポート相談室

無料

包括的相談支援

本人の思い・希望にそった**「権利擁護」**の支援

希望により将来に備えた**任意後見制度**利用促進
（見守り・財産管理委任事務契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言作成支援）等

資産が一定以上

専門職・民間支援団体
（弁護士・司法書士・行政書士、NPO法人）等への紹介、連携・支援

有料

資産が一定以下（低所得者層）

※新規（R3.10開始）
市社協実施事業

独自の利用料

地域づくり支援

本人の思い・希望を支える本人を中心とした**チーム・ネットワーク構築、役割分担**等
（**人生会議**（ACP）作成支援、含む）

身寄りがなくても安心して入院・入所・入居できる、行政はじめ各機関が関わる**ガイドライン作成**等

参加・仲間づくり支援

本人主体による、ゆるやかな**顔の見える関係づくり**の場の提供、参加・仲間づくりの支援

2　運営において大切にしている視点

（2）「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点

視点❶

本人からの相談に拘る

・関係者からの「困った」相談にはすぐに対応しない
※関係者から「どうにかして欲しい」は、本人と向き合っていない場合が多い

視点❷

本人を中心としたチームをつくる

・本人の状況に応じて、本人と相談しながら支援チームを形成。
・専門職や社協との任意後見契約等のよる支援が整った後、ケア会議を実施。
［参加者］本人、本人が参加を希望する知人等、地域包括支援センター、民生委員　等

視点❸

新たなつながりをつくる

・同じような不安を抱える方が、思いを共有しあえる場を提供⇒この場が新たなる「出会いの場」となることで、新たな「つながりづくり」となることを期待

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

別　紙

長野市権利擁護センターの組織体制について

長野市権利擁護センターは、以下の３つの事業（機能）を持った機関として令和３年度より開設しています。

１　長野市、信濃町、飯綱町及び小川村を圏域とする「長野市成年後見支援センター（中核機関）」を長野市より受託（令和３年度～）。

※上水内郡の３町村は、第二期長野地域連携スクラムビジョンに基づき運営費の一部を負担することにより参加。

２　長野市の住民を対象として本会が成年後見人等として支援を展開する「法人後見担当室」を開設（令和３年度～）。

※令和２年度までは長野市成年後見支援センターの事業の一つとして実施していたが、令和３年度からの中核機関としての受託に併せて財源等を切り離して実施。

３　長野市の住民を対象として親族等の関わりがない方の生活不安に対する相談に応じる「おひとりさま」あんしんサポート相談室を新たに開設（令和３年度～）。

※長野市からは「おひとりさま」あんしんサポート相談事業として事業を受託。この受託事業の内、相談室は、令和３年 10 月１日に開設。

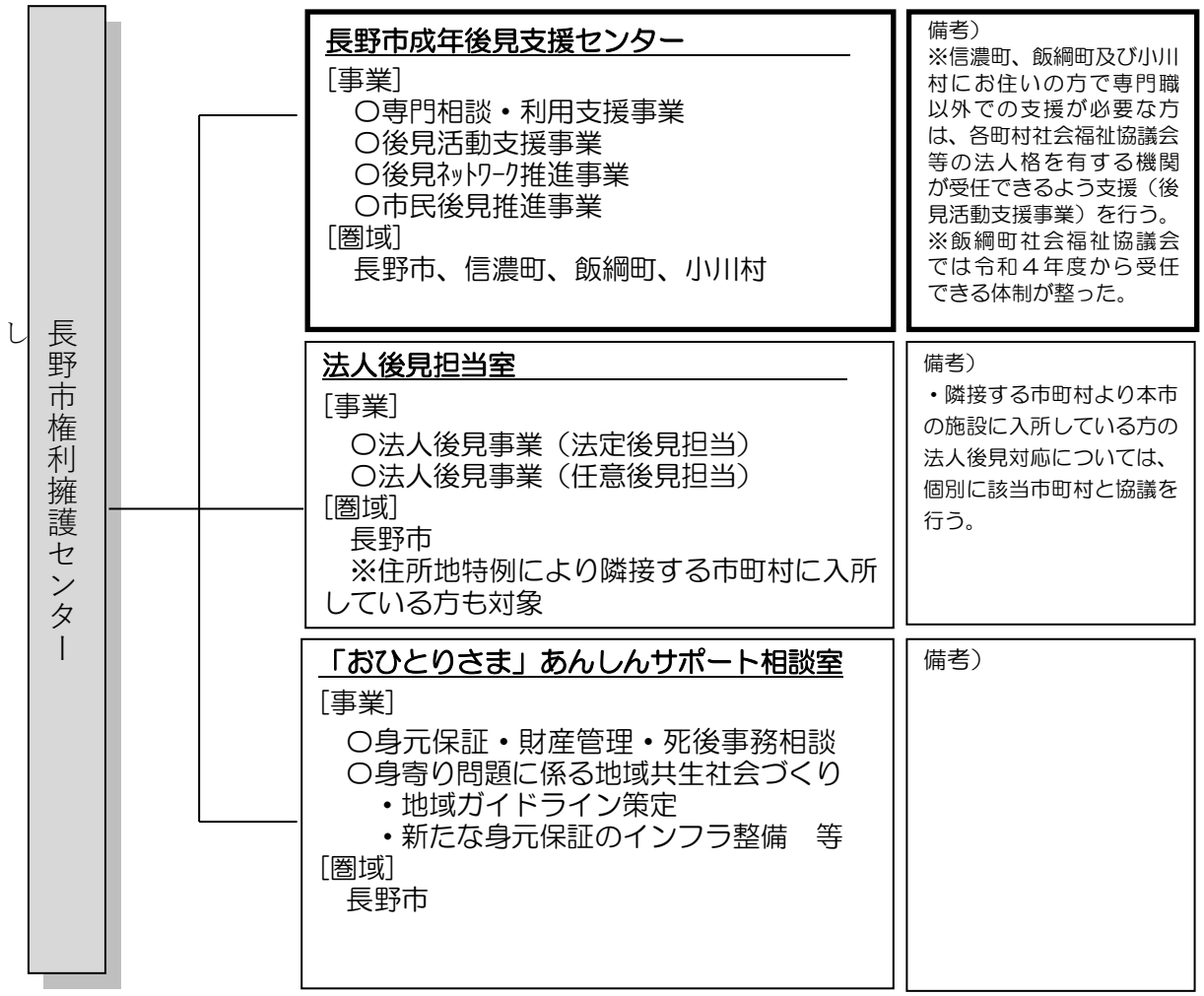

権利擁護支援における「当事者参加」の取り組み

身寄りのない人への支援に関するガイドライン策定をとおして

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会
地域福祉課　課長　佐藤直樹

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

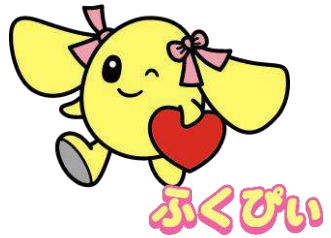

報告の趣旨

ガイドライン策定の背景・経緯

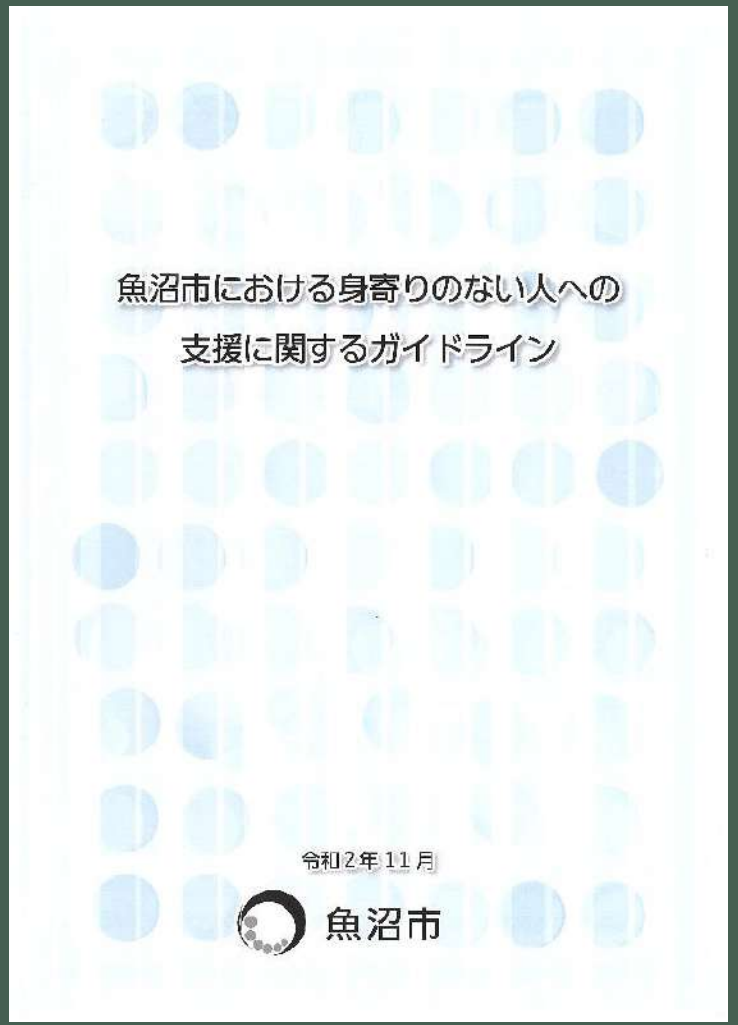

法人後見業務で直面

地域で勉強会

ガイドライン策定

意思決定支援と互助会

ガイドライン策定をとおして感じた当事者主体の重要性

ガイドラインが大事にしていること

ガイドライン（P1）「基本的な考え方」から抜粋

～　医療や介護に限らず、すべての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本です。とかく支援が困難になればなるほど、支援者の価値観で決めた支援を、本人の最善の利益として進めてしまうことがありますが、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが何よりも重要です。　～

ガイドライン（P8）「おわりに」から抜粋

～　また、チームによる支援を進めるうえでは、本人の意思決定を支援するという視点を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思（希望）に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的にかなうためには、常に本人を中心に置き、本人の自己決定を尊重する姿勢が極めて重要です。～

権利擁護支援

- 本人主体
- 尊厳を支える
- 意思決定支援(ACP)
- 自己決定の尊重

権利擁護支援と当事者参加

- 権利とは自分のことを自分で決めること

権利擁護支援

意思決定支援（ACP）

- 価値観を押し付けない
- 一緒に考える

互助会

=

- 本人が中心
- 本人が決める

当事者参加

当事者参加の効能

意思決定支援

合理的配慮　コミュニケーション

互助会

ヨコの関係性　意思決定支援

虐待防止

家族機能

2022年度日本財団助成金事業
成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

～“当事者参加”の視点から　権利擁護支援　を考える～

「権利擁護支援における『当事者参加』の取り組み状況」

2022年12月16日

全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
ＮＰＯ法人 知多地域権利擁護支援センター　理事長
今井　友乃

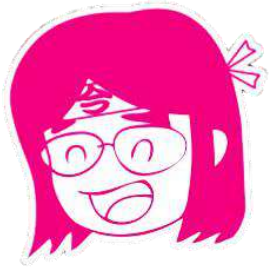

特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県　知多半島
４市５町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、
南知多町）

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH（グループホーム）

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長（私）、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある → 後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・ → 後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。 → 後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

継続性・複数の目での監視体制 → 個人より法人

利益相反の考え方 → 福祉の直接サービスをしていない団体

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体

ちょうどいい団体があった

ＮＰＯの中間支援団体

特定非営利活動法人　地域福祉サポートちた

（知的障害の若者が住むGHを経営している組織が相談を持ちかけた団体）

<u>知多地域における法人後見のスタート</u>

知多地域
権利擁護支援センターの体制

１　成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在　　知多地域権利擁護支援センター)

（１）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）として
- 平成19年11月　認可申請
- 平成20年　1月　認証
- 平成20年　2月　法人登記
- 平成20年　4月　本格的に事業展開
- 令和4年　　4月
  知多地域権利擁護支援センターと名称変更
  同時に中核機関として設置される。

（２）財源
- ＮＰＯ法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料　2,500万円（初年度）
  2,800万円（3年目より）　3,200万円（5年目より）
  3,900万円（7年目より）　4,500万円（9年目より）
  5,400万円（11年目より）6,000万円（13年目より）
  4市5町に変更　6,300万円（15年目より）

（３）職員体制

○ 正規職員　７名（社会福祉士等　男３、女４）

緊急電話当番制　２４時間、３６５日体制　一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

非正規職員　３７名配置（月１回から週５日まで）

（資格は問わず、信用性が担保できる人物）

（４）体制図

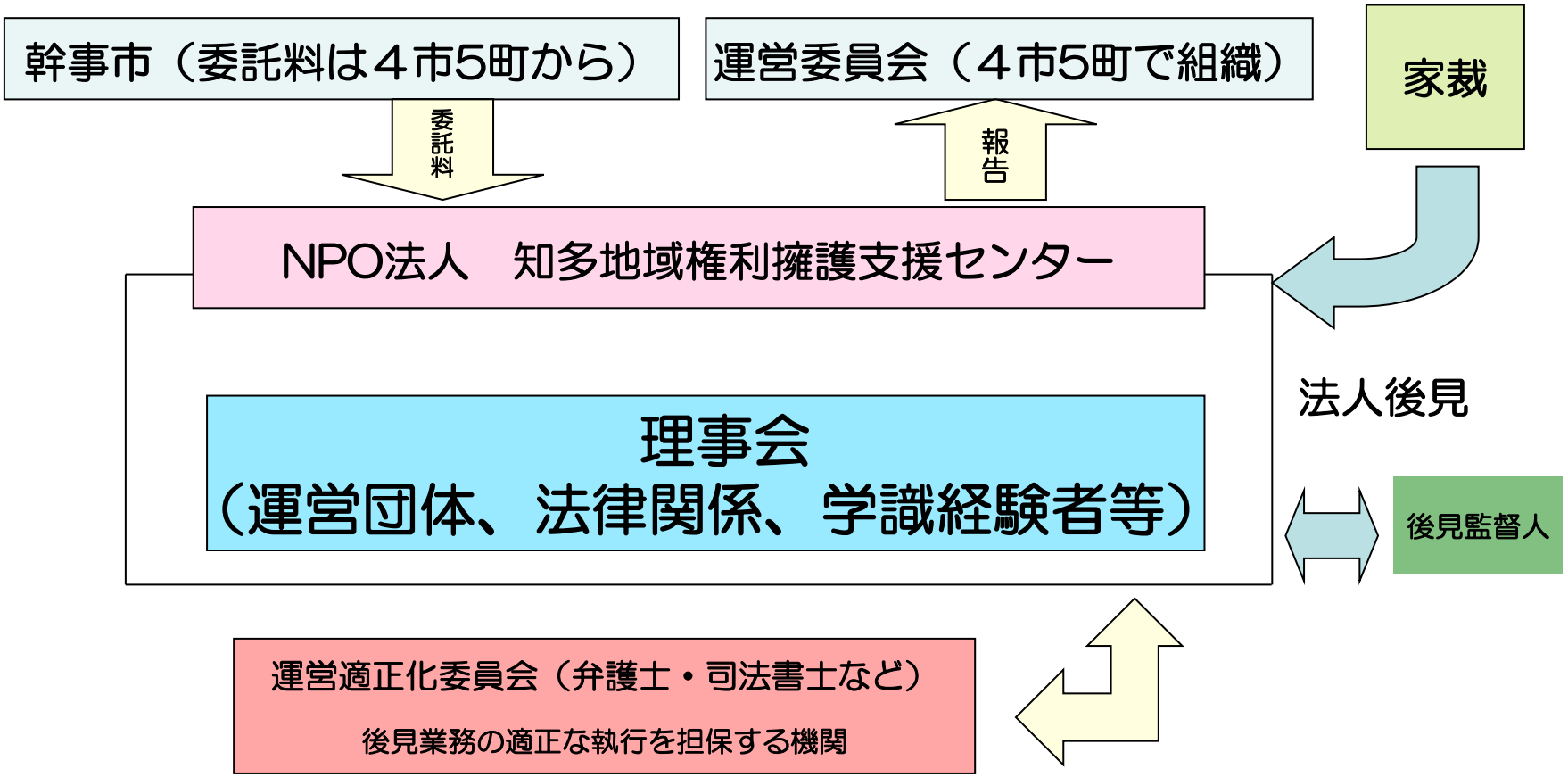

知多地域権利擁護支援センターの業務と現状

１ 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

（１）中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発

(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関した研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

（２）法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※( )内は死亡者を含む総数
  後見類型… 306件（677件）
  保佐類型… 195件（317件）
  補助類型…　54件（７６件）

	後見					保佐					補助					合計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座
  関係団体

- 行政職員研修
  毎年２回　行政職員向けの講座
  （対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
  行政が委託している包括支援センター、
  障害者相談支援センター等）

- フォーラム等の開催
  成年後見講演　専門学校講師　　渡邉哲雄氏
  成年後見講談　講談師　神田織音氏
  成年後見落語　落語家　桂ひな太郎氏
  成年後見寸劇　当法人の関係者による劇
  成年後見クイズ　関係者全員

- 年間相談件数　　５４４件

知多地域での取り組み

第１期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第１期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。

知多地域成年後見センターが行ってきた実践から今後この地域に必要であることを計画立てて行います

知多地域成権利擁護支援センターの特徴

１ ＮＰＯ法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

（１）全国的にも珍しい展開

２ 知多管内４市5町行政の広域的な事業受託

（１）単独市町として実施困難な事業実施が可能

（２）成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

（３）委託料により、職員の身分も財政的に保障される

３ 運営委員会の開催

（１）知多管内４市5町の福祉行政担当者で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）委託事業の業務をチェック

４ 運営適正化委員会の開催

（１）愛知県弁護士会　高齢者障がい者総合支援センター
アイズ　推薦の弁護士、
成年後見センター　リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士　　で構成
（２）定期的な開催（年4回開催予定）
（３）後見業務等のチェック
（４）受任調整会議の機能を付加

５、知多地域権利擁護支援センター職員が
　知多４市５町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

６、職員の内部研修と外部研修、積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催
①成年後見サポーター研修
②権利擁護サポーター講座
③ろうスクール
④成年後見制度　専門支援員養成研修
⑤成年後見フォーラム
⑥行政職員研修
⑦事業所セミナー

不定期な開催
①多職種連携ファシリテーション講座
②成年後見制度実務者連絡会
③身元保証を考える研修会
④終末期の医療を考える研修会
⑤虐待防止研修

法人内職員の研修
- 法人正規職員　外部視察研修
- 法人全員の研修　理念確認
- 全国権利擁護支援ネットワーク主催のフォーラム参加

★知多半島に置いての研修の回数と参加人数
対象は、民生委員、施設、育成会、ケアマネ、保健所、包括等

平成　年度	回数(回)	参加人数(人)
20	40	1647
21	22	1082
22	28	1110
23	12	418
24	9	250
25	13	428
26	19	696
27	18	889
28	14	915
29	22	1045
30	27	974

知多地域成年後見センター各種講座およびフォーラム参加者数	
講座・フォーラム名	参加者数
成年後見サポーター研修講座　H20~H30	558
権利擁護サポーター講座　　H26~H30	105
成年後見制度専門支援員養成研修 H21~H30	195
ろうスクール　H29　H30	52
成年後見フォーラム　H20～H30	1127
行政職員研修　H21～H30	810
事業者セミナー　H27~H30	164

平成 31 年度第 1 回　「成年後見制度」という制度があることを知っていますか?

成年後見サポーター研修講座

日　程	6 月 14 日～7 月 19 日　金曜日	毎週　全 6 回
時　間	13：30～16：00	
会　場	武豊町中央公民館2F	視聴覚室
	受講料	1,000 円（全 6 回分）
対　象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定　員	30 名（先着順）	

成年後見制度とは?

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。
しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか？

十分には知られていないのが現状です。

申込み・問合せは
裏面をご覧ください

○●　日程と科目　●○

6 月 14 日（金）
◆成年後見概論
◆柴田将人氏（愛知県弁護士会弁護士）

6 月 21 日（金）
◆高齢者・障害者の権利侵害の現状
◆山田隆司氏（ＮＰＯ法人東濃成年後見ｾﾝﾀｰ事務局長）

6 月 28 日（金）
◆法定後見の申し立て手続き
◆前本好江氏（前本社会福祉士相談室）

7 月 5 日（金）
◆財産管理と身上監護Ⅰ
◆鈴木直幸氏（司法書士）

7 月 12 日（金）
◆財産管理と身上監護Ⅱ
◆板野珠実
（NPO 法人知多地域成年後見センタースタッフ）

7 月 19 日（金）
◆後見人の実務
◆今井友乃（NPO 法人知多地域成年後見ｾﾝﾀｰ事務局長）

2019年度　じぶんのことは、じぶんできめる！

受講無料

権利擁護サポーター講座

定員40

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全９回の講座です。

日程　9月6日～11月22日
毎週金曜日　全9回

時間　13:30～16:30

	日程	講座内容
第1回	9月6日	地域でできること
第2回	9月13日	インタビューゲーム
第3回	9月20日	障がい等理解
第4回	9月27日	日常生活自立支援事業の概要と実態
第5回	10月4日	成年後見制度の概要と実態
第6回	10月11日	先輩の声
第7回	10月15日～11月15日	同行訪問（権利擁護の支援を利用している現場に出て学びます）
第8回	11月22日	ふりかえり

会場　美浜町生涯学習センター 研修室

図書館の２階にあるよ！

住所：美浜町大字北方字十二谷125　TEL：0569-82-6464
◆車の場合◆　南知多道路・美浜ICより西へ500m
◆公共交通機関の場合
巡回ミニバス行ってきバス自然号　『図書館』下車すぐ

申込書　TEL・FAX・メールでお申し込みください。

知多地域成年後見センター
TEL（0562）39-2663
FAX（0562）39-2667

（ふりがな）氏　名		性　別	男　・　女
生年月日		TEL	
住　所			

主催：特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

協賛：社会福祉法人　美浜町社会福祉協議会　大府市社会福祉協議会　半田市社会福祉協議会　東浦町社会福祉協議会　阿久比町社会福祉協議会　知多市社会福祉協議会　武豊町社会福祉協議会　東海市社会福祉協議会　常滑市社会福祉協議会　南知多町社会福祉協議会

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島
ろうスクール
2019 in 美浜

たいへんよく生きましょう

「**知多半島ろうスクール**」は、人生のさいごまで、後悔しないで笑顔で暮らすための
自分らしい生き方・老い方（老）と、
生活を守るための制度や法律（Law）を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？認知症になったら？
相続ってどうするといいの？遺言は、書いた方がいいの？ 自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみません か？

知多半島ろうスクール

開講日：10月10日（木）～11月21日（木）の毎週木曜日
全7回　　13:00～16:30
※10月31日（木）については9:30～16:30

場　　所：美浜町生涯学習センター　　（知多郡美浜町北方十二谷）学
費：入学金　　2000円
各講座　　1回につき1000円　※講師陣は弁護士・行政職員・福祉施設職員など各分野
の専門職をそろえております

主催：特定非営利活動法人知多地域成年後見センター

７、情報共有の工夫

階層ごとのミーティング

- 正規職員ミーティング　月２回
- 正規職員　担当エリアミーティング　月１回
- 責任者ミーティング　月１回
- 非常勤ミーティング　月１回
- 支援員ミーティング　月１回
- 全体ミーティング　月１回

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
  助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事①

・本人が中心の支援　本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？
人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。
破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限る続きます。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事②

・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの人に相談しましょう。

そもそも 「当事者参加」とは

・法人後見の受任者に対しての当事者参加支援

・講座受講者の当事者参加

・地域への当事者参加　すべて

権利擁護支援とは地域福祉だから・・・

テーマ：深めよう！「当事者参加」を支える権利擁護支援とは
～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～

日本福祉大学大学院特任教授　平野隆之

1．「当事者参加」の出発点にある「本人を中心にした支援」

○　地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、＊住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、＊障害の有無にかかわらず＊尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で＊支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
○　第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、＊本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、＊「権利擁護支援」を位置付けた。

①　地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における＊本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。
②　意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための＊支援活動。

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室の資料に、豊田市安藤加筆。

２．社会福祉法における「地域社会への参加」：

社会福祉法（第106条の３）　［2020年４月施行］

（包括的な支援体制の整備）　⇒ **第106条の４　重層的支援体制整備事業**

第106条の３　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ地域生活課題を計画的に行う体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第１項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの**地域づくりの取組**、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず**包括的に受け止める場の整備**、(3)相談支援機関が協働して、**課題を解決するネットワークの整備**　などを通じ、**包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務**としている。

3

□社会福祉全般のなかで、相談支援から参加支援・地域づくり支援への推進が、これからの課題となる

□「地域福祉の推進」を権利擁護支援の立場から深める

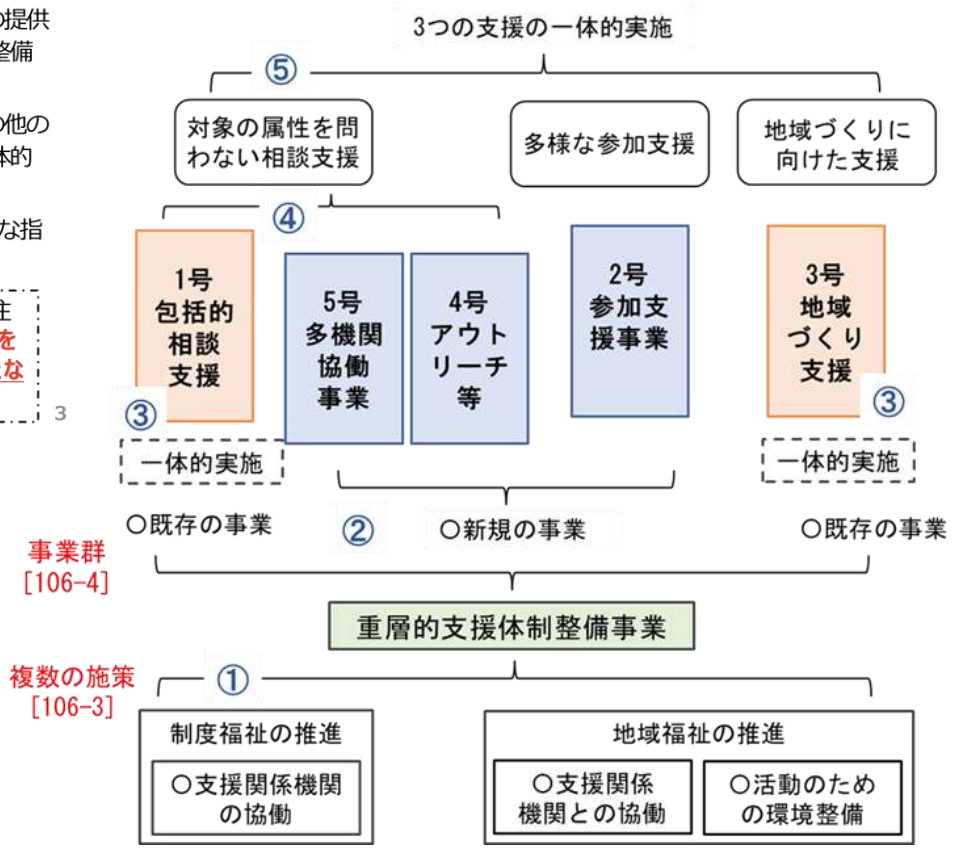

３．「権利擁護支援をめぐる政策展開と社会福祉・地域福祉の課題－２つの当事者参加の実現に向けて－」『社会福祉研究』142，23－35.）**から**

○本稿が扱う権利擁護支援における当事者参加には、①支援プロセスへの参加とともに、その結果としての②地域社会への参加の実現という２つを含んでいる。2 つの当事者参加を権利擁護支援の重要な要素であるという判断は、後述する権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性においても確認されている。

○しかし、その政策が地方自治体における権利擁護行政による体制整備として運用されることが必要である。そしてその体制整備により稼働する「権利擁護支援センター（総称）」において実践が積み上げられることなしには、2 つの当事者参加、そして権利擁護支援は実現しないのである。

具体的には、同論文を参照（資料１）

４．同論文の図４の補強

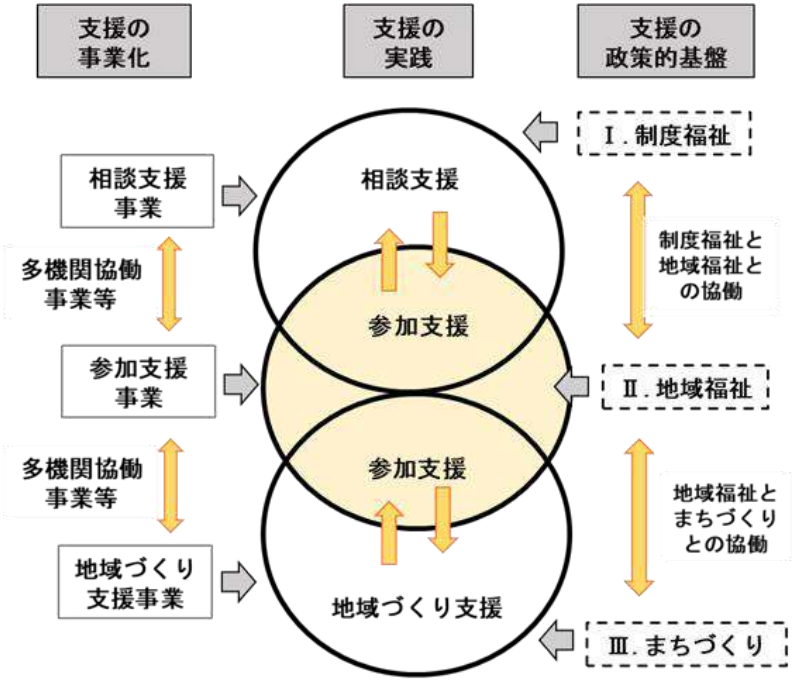

図1-2　「重層的」な3つの支援を支える構造

「ミクロの実践レベルにおける一体的な実施」は、これまで重層的支援体制整備の事業レベルにおいて捉えていた「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を、ミクロの実践レベルで捉え直すことを求める枠組みといえるものです。図 1-2 が示すように、ミクロの実践では、相談支援と参加支援とが一体的に実施される場面は少なくなく、地域づくりの実践が同時に参加支援を担っていることは生じています。「参加支援事業」と実践レベルでなされる「参加支援」とは異なり、後者がより広範囲な実践によって担われているのです。

市町村自治体が重層的支援体制整備事業を運用する場合、「支援の事業化」を通して、つまり先の 5 つの事業化によって担われます。しかし、「支援の実践」は、事業化の範囲を越えた実践を行うことが制約されるわけではありません。3 つの支援の実践現場において一体化を目指すことで複合化・複雑化した支援ニーズを充足する試みには、支援の事業化の範囲に限定されない実践が含まれていることに注目が必要です。そのことを把握する、そして政策的に支援する枠組みとして、図 1-2 では、「支援の政策的基盤」を用います。

「支援の実践」を継続的・安定的に実現するためには、事業化に加えて政策的な基盤が必要といえます。なぜなら、実践レベルで制度によらない自発的な実践によって、支援の一体化が実現することが期待されており、それを捉える政策枠組みとして、自発的福祉を包含する地域福祉やまちづくりの考え方が必要となります。そこで、支援の事業化を越えて、重層的支援体制整備事業が展開されるためには、これまでの自治体による福祉政策にとどまらない多面的な施策体系のなかにビルトインさせることが必要となります。支援の実践が、支援の事業化の枠を越えて拡がりをもつためにも。支援の実践を支える制度福祉の体系を越えた、地域福祉そしてまちづくりを含む「支援の政策的基盤」が必要なのです。

５．権利擁護支援への「当事者参加」は、支援政策・計画への「センター参加」を促す　⇒　権利擁護支援センターのマネジャーが目指す自律的運営

平野隆之･住田敦子(2022)「権利擁護支援センターの自律的運営に求められる戦略的マネジメントー尾張東部権利擁護支援センター運営の共同研究からー」
『日本の地域福祉』35

協議の場での交渉や働きかけの権利擁護支援センターの自律的運営のための実践仮説　　**①省察的認識、②法人の理念、③代弁活動**

表　第１期の実践仮説の組み立ての第２期・第３期への反映

	第１期　委託内容の交渉 2011～	**第２期　利用促進計画策定 2018～**	**第３期　計画の推進と評価 2022～**
実践仮説の担い手	センター長	センター長＋研究者	地域連携ネットワーク （進行管理推進委員会）
第１期の実践仮説の組み立てとその反映	**省察的認識を起点とする**	センターの自己評価作業を計画策定の出発点とする	進行管理推進委員会の役割を再検討する
	法人理念に根差す	**先行する法人理念を計画の理念・目標に反映させる**	理念遂行と目標達成のために、支援レベルと支援を支えるネットワークとに推進と評価の主体を区別する
	代弁活動としての実践	実験的な取組みを経て、センターおよび地域連携ネットワークの主体化が図られる	進行管理推進委員を越える参加者による推進と評価の組織化
センターの自律的運営の展開	**委託関係における対等性の確保**と適正運営委員会の提言機能の確保	計画策定における事務局役割と**センター主体の計画項目**による責任性と自律性の担保	推進と評価を担うことで、地域連携ネットワーク組織にまで自律的運営が波及する

表のセンターの自律的運営の展開の横軸をみると、センターが主宰する「適正運営委員会」での課題集約機能のなかで取り組まれた提言機能が重要な役割を持つ。法人後見業務の委託からはじまったセンターの役割を、コーディネート機能へと転換することが実現する。そして、第２期の広域行政による単独促進計画の場を通して、センターが主導性を発揮できる計画項目が計画化されることに結びついている。本稿が注目した中核機関の行政委託が進むに際して、同センターの先行実践やそのなかで形作られてきた運営理念が計画に生かされ、代弁的な活動を発揮できるための自律的な運営の内実化、計画項目による責任性と自律性の担保へと発展している。

第３期は進行中で十分な考察には限界がある。地域連携ネットワークが担う計画の推進や改善にむけての評価の方法において、当初設定した進行管理推進委員会のみの役割として運営することの限界が見えてきた。この改善については、これまでのようなセンター長による戦略的なマネジメントというよりは、進行管理推進委員会のなかで、実践をめぐる仮説的な思考・判断に基づき修正案が提案されたものとみなすことができる。

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

特集：権利擁護を「当事者参加」の観点から再検証する

《総　　論》

権利擁護支援をめぐる政策展開と社会福祉・地域福祉の課題

― 2つの当事者参加の実現に向けて ―

平野隆之（ひらの　たかゆき）
日本福祉大学大学院特任教授

はじめに

筆者が権利擁護支援における「当事者参加」の重要性を深く認識したのは，2018年に出版した『権利擁護がわかる意思決定支援－法と福祉の協働－』の編集を通してである。その編集上の試みの１つが，第１章に配置した「マンガで学ぶ意思決定支援の誤解－『私』抜きの３つの誤解－」にあたる。マンガを挿絵とするのではなく，論点そのものをマンガで表現する大胆な試みを行っているが，その意図は，当事者である「私」を抜きにしない原則を強調し，「支援プロセスへの当事者参加」の必要性を最初に配置することで，意思決定支援の意味を打ち出すことにある。

もう１つの編集上の試みは，①事例学習の教材，②事例検討会の運営，③事例研究（ソーシャルワーク理論からの振り返り）という３つの角度から，６つの意思決定支援の事例を読み解いたことである。そのなかで，①の意思決定支援の場面を教材化した事例学習や，③のソーシャルワーク理論からの実践事例の振り返りもそれぞれに多くの学びがあるものの，特に②の実際の事例検討会を再現した第４章の「意思決定支援のための『事例検討会』の運営」には，「支援会議への当事者参加」の方法とその意義が取り上げられており，より深い学びを提供している。

支援会議への当事者参加を確保するということは，例えば居所の選択の局面においての支援会議に当事者が参加できる機会をつくればいいというものではない。同書には，当事者本人がいったん行った選択を変更したくなることや，選択のやり直しについて生活等の支援者間での合意を調整する困難さがあることなど，本人にとっても後見人にとっても試行錯誤の取り組みが紹介されている（Ⅲに詳述する）。いずれにしても，本人の意思の表明やその実現の可能性をしっかりとアセスメントすることなしに，形式的な当事者参加では，その先にある地域社会への参加の実現という目的的な意味での当事者参加が達成されないのである。

本稿が扱う権利擁護支援における当事者参加は，支援プロセスへの参加とともに，その結果としての地域社会への参加の実現という２つを含んでいる。２つの当事者参加が権利擁護支援の重要な要素であるという判断は，Ⅰで取り上げる権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性においても確認されている。しかし，その政策は地方自治体における権利擁護行政による体制整備として運用されることが必要であり，その体制整備により稼働する「権利擁護支援センター（総称）[1)]」において実践が積み上げられることなしには，２つの当事者参加，そして権利擁護支援は実現しないのである。

本稿では，①国による政策上の支援，②運用面での自治体による体制整備，③支援組織での実践

の地域的な蓄積，という３つのレベルでの取り組みが相互に連動することによって，当事者参加の意義ある実現が可能となることを論じてみたい。そのメカニズムの解明や当事者参加の可能性について論じることは，一方で社会福祉に加えて地域福祉の課題を問うことにつながる点で，総論的な内容といえるかもしれない。しかし他方では，３つのレベルが連動するメカニズムには，筆者の研究フィールドである「権利擁護支援センター」が深くかかわると仮説的に考えている。その意味では，各論的な解説にとどまることになる。

Ⅰ　権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性 ―第２期の基本計画が示す選択―

国の成年後見制度利用促進基本計画（～2021年度）の見直しの議論が，次期基本計画（2022年度～）の策定に向けて専門家会議により精力的に行われている。中間とりまとめ[2)]の内容および専門家会議の議論の論点を踏まえると，権利擁護支援における当事者参加を考える上で，本節１．から３．として挙げた３つが政策展開の重要な方向性を示すと考えられる。ただし，「中間とりまとめ」という表記が示すように，今後の検討作業のなかで，福祉・行政と司法の連携や後見人の報酬の見直し，後見人の交代などにおいて新たな方向性が示される余地がある。

１．地域共生を目指す権利擁護支援の方向性

第１は，成年後見支援や成年後見制度利用促進ではなく，権利擁護支援の理念に根差した政策展開が目指される方向性である。これは権利擁護支援の内容として，地域福祉や地域共生の視点を取り入れることが求められ，地域の多様な社会関係のなかでの生活の実現が権利擁護支援の視野に入ってくるということを意味する。この方向性は，当事者の地域社会への参加を支援する役割としての権利擁護支援を目指すことに通じる。次期基本計画では，地域共生社会の実現と権利擁護支援との関係を整理する作業が求められ，その到達点として専門家会議に示されているのが**図１**である。また，中間とりまとめ（２ページ）では，権利擁護支援を「本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり，意思決定支援等による権利行使の支援

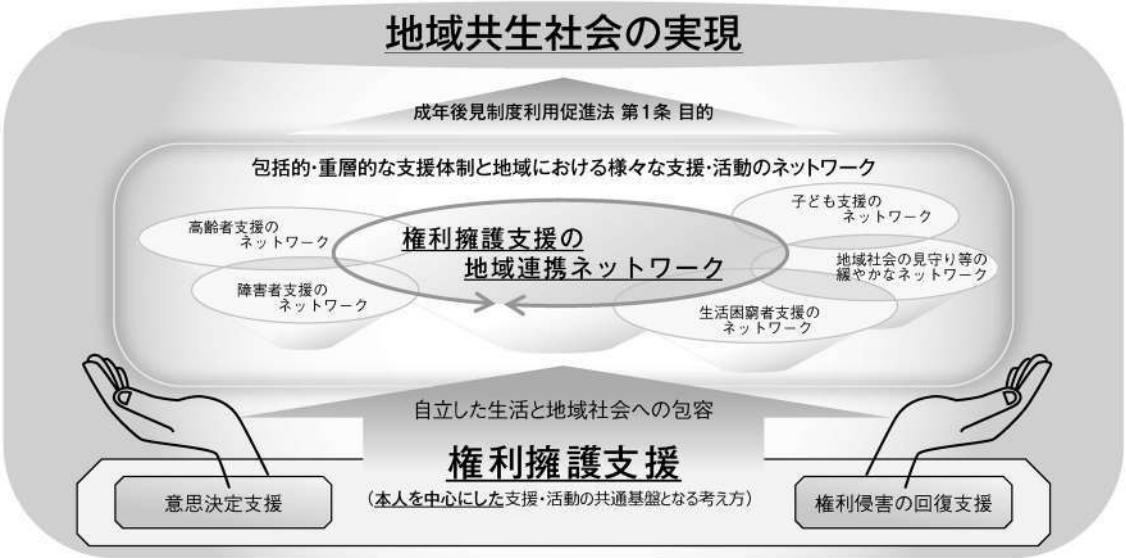

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」，2021年，３ページ。

図１　地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

や，虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として，判断能力が不十分な人が，地域社会に参加し，共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」（注記を省略）と定義している。ここでの判断能力が不十分な人の参加は，権利行使の支援プロセスへの参加とともに，地域社会に参加し，共に自立した生活を送るという目的的な参加をも視野に入れていることから，２つの当事者参加が肯定されていると見ることができる。

図１の上段にある地域共生社会の実現に向けて，その実現のための政策手段の位置に「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が置かれている。目的達成のための政策手段については，以下の２．３．においてその方向性を説明する。

また，地域共生社会の実現に向けて取り組まれている「包括的・重層的な支援体制」と権利擁護支援とを関係づける要請が，専門家会議の委員からも強く出されている。関係づけの課題は，2020年の社会福祉法改正で登場した「重層的支援体制整備事業」のなかで活用可能な制度の範囲に，成年後見制度利用促進事業が含まれていない点にある。具体的には，既存の包括化する分野（介護，障害，子育て，生活困窮）の補助等において，一体的に執行できる交付金化を推進する制度設計に成年後見制度利用促進事業が含まれていないということである。なお，この要請の意義については，Ⅳの地域福祉の視点による推進課題のところで触れる。

２．当事者参加に結びつく意思決定支援の普及方法

第２に，上記の支援理念や目的への移行は，同時に代行決定から意思決定支援（代行決定場面の限定化）への移行を本格化させることに結びつく。基本計画に示す意思決定支援の具体化における論点は，意思決定支援を担う支援者の範囲をどう設定し，その推進にどう努めるのかである。意思決定支援をめぐる各種ガイドラインとの関連でいえば，後見事務のガイドラインを中心に推進するのか，幅広く障害者や認知症の人の生活支援全般に拡張しながら，各種ガイドラインを包含する形で推進するのかということになる。中間とりまとめでは，成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透としては，「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく普及を中心とする方向性を示し，「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等については，研修等での活用に課題をとどめている。

成年後見制度利用の局面における意思決定支援は，支援プロセスへの当事者参加を促進することに作用する。ただし後見人等は，支援ネットワークに遅れて登場する立場でもあり，意思決定支援のための事前準備を重視する観点からは各種ガイドラインの一体的な普及も必要となる。地域連携ネットワークの役割には，「意思の形成や表明」を超えた「意思の実現」の局面での連携が想定されることから，後見事務に限定しない総合的なガイドラインの共有が求められる。地域連携ネットワークのメンバー間での意思決定支援に取り組む相互の緊張関係が成立し，後見支援サイドからの普及にかぎらない，生活支援サイドからの問題提起が後見支援に向けられることが必要となる。

いずれにしても推進策としては，地域連携ネットワークの形成やチーム支援を促進する中核機関が，市町村行政の担当部署とともにネットワークの参加メンバーに対して，意思決定支援の考え方を研修する機会を確保することになる。中核機関を未設置の自治体をはじめ，国の基本計画を契機として立ち上げられた中核機関にどこまで意思決定支援の普及を担うことができるのか，課題は多い。全国研修の段階から都道府県レベルでの研修に移行するなかで，こうした課題解決に向けた工夫が求められる。地域において意思決定支援を先行する支援組織がリードできるという，地域での実践の蓄積が反映される研修の模索を期待したい。そのような工夫が，研修の場そのものによって地域実践の連携の契機となる。

3．自治体福祉行政による権利擁護支援の体制整備

第3に，自治体福祉行政上の課題として，権利擁護支援を支える体制整備の推進を求めるとともに，地域連携ネットワークの持続的な機能強化の方向性が示されている。現在の基本計画においても，地域連携ネットワークの体制整備は，全国どの地域でも，尊厳をもったその人らしい生活を継続するために，必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から，市町村が主体となって取り組まれてきた。その地域連携ネットワークを形成するための中核的な役割を果たす機関として，文字どおり中核機関の整備が政策的に推進されてきた。そして，それを促進するツールの1つとして，市町村が成年後見制度利用促進計画を策定することが求められてきたのである。

それぞれの整備や策定状況を概観すると以下の状況となっている。国の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」では，2019年10月時点から1年後の変化を示すと，1,741市区町村中，中核機関の設置160（9.2%）→266（15.3%），権利擁護センターの設置429（24.6%）→406（23.3%），合計設置数589（33.8%）→672（38.6%）で，権利擁護センターを経由した中核機関の設置というよりは，経由しないで新規での設置の割合が高いことが推測される。地域連携ネットワークは協議会等の合議体の設置として把握され，その設置数は150（8.6%）→304（17.5%）であり，304の合議体のうち，既存の活用は42.4%であった。また，市町村計画の策定については134（7.7%）→283（16.3%）自治体で，283の策定済み自治体における計画の位置づけは，単独計画45，地域福祉計画195，他計画43となっている。なお，国は，成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（成果指標）を設定し，2021年度末の目標として，1,741市区町村での計画策定，中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備のいずれも100%と設定している。それらの指標は未達成であり，とりわけ小規模自治体での達成状況がきわめて低い状況にあることから，中間とりまとめでは，小規模自治体への都道府県による支援の強化が強調されている。

中核機関の整備と地域連携ネットワークの形成，促進計画の策定のそれぞれの取り組みにおける相互作用をつくり出し，相乗効果を生み出すことができるのかが，自治体行政にとって今後の大きな課題といえる。中核機関の整備（38.6%）⇒地域連携ネットワークの形成（17.5%）⇒促進計画の策定（16.3%）といった達成率の高い順での波及性が認められる場合もあれば，逆に促進計画の策定⇒中核機関の整備⇒地域連携ネットワークの形成と，計画的に推進される場合もある。次期の計画は，中核機関のコーディネート機能を強化するなかで地域連携ネットワークの持続性を高めようとする方向性である。そのコーディネート機能の強化手段が何によるものなのか，先行する権利擁護支援センターの実践に見いだすことになるのかもしれない。

なお，協議会等における検討事項（複数回答）の割合の高い順では，「地域連携ネットワークの構築・運営，機能強化等」が81.6%で，それに次ぐのが「中核機関の設置・運営，機能強化等」（74.7%）と「多職種間での連携強化策」（72.7%）である。半数程度にとどまるのが，「担い手の確保策」（48.4%）と「市町村計画の策定や進捗状況の評価・見直し等」（41.8%）となる。市町村計画の策定が，それぞれの整備や機能強化のツールとなりにくい状況にあるともいえる。

Ⅱ　権利擁護支援の実績を支える権利擁護支援センターの自律性

Ⅰ－3．で触れたように，権利擁護支援を支える政策上のツールは，中核機関と地域連携ネットワークである。しかし，実際に機能する装置としては，「権利擁護支援センター」ということになる。権利擁護支援センターは，国の政策に先行して，各地域での試行錯誤を経て整備されてきた経緯がある。筆者らの調査からは，次の4つの取り組みが見られている。第1に，法人後見事業の実施を担ういわゆる「法人後見等実施団体」としての性格をもち，その前提でもある相談支援にも取り組んでいる。第2に，事業展開を支えるミッ

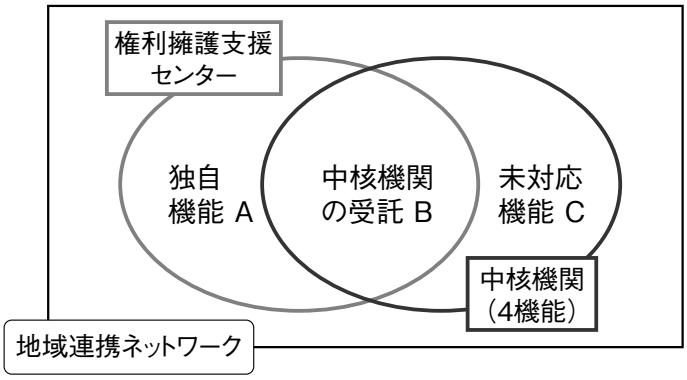

出典：筆者作成。

図２　権利擁護支援センターと中核機関との支援機能上の包含関係

ションとして，成年後見支援にとどまらず，虐待問題への対応やサービス等の質のチェックなどにも事業を拡げている。第３に，センター活動に伴い，協力を求めるために関係機関のネットワークづくりに取り組んでいる。第４は，調査活動による権利擁護支援のニーズや課題の把握である（奥田ほか 2015）。

こうした独自の機能の実績を踏まえつつ，成年後見制度の利用の促進に関する法律以後の中核機関の受託を加味した３者（権利擁護支援センター・中核機関・地域連携ネットワーク）の関係を整理すると，**図２**のようになる。権利擁護支援センター（既設）は，独自機能Ａと，中核機関の４つの機能（①普及・啓発，②相談支援，③利用促進，④後見人支援）のうち，例えば①～③の３つを受託した機能Ｂを実現し，未対応機能Ｃ（④の後見人支援が未実施）が今後の機能強化の課題として残されているという構図になる。

先の調査結果が示す４つの取り組みのうち，協力を求めるための関係機関のネットワークづくりは，地域連携ネットワークという政策ツールへと展開することになる。調査活動の一部は，中核機関の①普及・啓発や③利用促進の機能に含まれることになる。法人後見等実施そのものは，③利用促進に含まれることはないが，その後見支援のなかで蓄積された諸機能は，②相談支援や③利用促進として作用する。現在のところでは，法人後見等実施や虐待問題への対応は，独自機能のＡとして位置づけられる。なお，既存の権利擁護支援センターの実態からすれば，法人後見等実施のための業務が権利擁護支援センターの業務に占めるウェイトが大きいことから，③利用促進に含まれる受任調整や④後見人支援の機能が未対応機能Ｃとなる傾向にある。

当事者参加との関連で，権利擁護支援センターの独自機能Ａの役割を整理してみたい。例えば，調査活動は新たな当事者ニーズの発掘を目指すという目的をもつことから，当事者参加を代弁する機能が含まれている。また，虐待対応のなかにオンブズマン的な活動も含まれるとすれば，同様の機能を有する。いずれもアドボカシー活動としての機能を有するもので，中核機関の受託後においても，経験をもつ権利擁護支援センターにおいては，かかる独自機能の取り組みは継承すべき活動といえる。

ただし，中核機関の４つの機能の受託Ｂが進むことで，これまでの独自機能Ａが縮小される状況が生まれることも考えられる。しかし，センターの独自機能は，受託に限定されない自律的な運営や活動としてのアドボカシーによって支えられてきた。意思決定支援の実践についても，ガイドラインがつくられる以前から，法人理念に基づきながら取り組んできた結果としての側面がある。意思決定支援のガイドラインがあるから，中核機関としてそれに取り組むという順序ではなく，権利擁護支援センターの理念と結びついたアドボカ

シー活動の延長線上に意思決定支援があると捉えるべきである。Ⅲで紹介する支援事例は，制度に先行して成立している権利擁護支援センターの今日的な実践の結果としての「支援プロセスへの当事者参加」である。

権利擁護支援センターの法人理念と実践の相乗作用なしには，政策的な方向づけや自治体による運用上の強化が実体化しない。権利擁護支援センターの組織内で生じている相乗作用を，実践事例を用いて明らかにしてみたい。

Ⅲ　権利擁護支援における「当事者参加」の事例 ー権利擁護支援センターの実践からー

1．支援会議における当事者参加

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が意思決定の局面で取り上げている，居所の選択をめぐる支援会議を用いた検討事例Ｘ・Ｙを扱う。事例の内容や考察については，『権利擁護がわかる意思決定支援ー法と福祉の協働ー』に依拠している。事例は，２つの権利擁護支援センターが受けている法人後見支援のものである。

支援会議の場において，周りの家族や支援者の都合が優先される結果になることをどう避けるのか，当事者の意思を引き出す，あるいは当事者が意思を表明しやすくなる会議の運営のあり方が問われている。**表１**では，事例Ｘ・Ｙの属性や背景については詳しく記載していないので，支援会議（テーマと結果）の流れとそれへの本人参加，そしてその結果についての情報に注目してほしい。

事例Ｘは，自宅とグループホーム（以下，GHという）との居所の選択をめぐる支援会議での本人参加による試行錯誤の過程を示している。本人の意思表明に支援者が振り回されながらも，本人の主体的な意思表明についての信頼関係が形成されている支援会議の運営を示す事例といえる。

事例Ｙでは，最初の本人参加の場で自宅復帰のイメージとリスクが確認された以降は，そのためのリスクの軽減をめぐる支援会議の開催となっている。ただし，自宅復帰の実現について，養護者である長男の支援会議への参加を実現するなかで，養護者の支援を確保している。

表１　２つの居所選択の事例に見る支援会議への当事者参加

	Ｘ：GHへの，GHからの居所の選択 （本人：女性，42歳，知的障害・療育手帳Ｂ，後見）	Ｙ：虐待措置の特別養護老人ホームからの在宅復帰 （本人：女性，88歳，要介護３，後見）
局面１ 上段：支援会議テーマ 下段：結果	自宅生活からGHへの居所の選択の支援会議（本人参加）	「家に帰りたい」という意思の確認とその実現可能性の検討会議（本人参加）
	もしGHでの生活を嫌に思うなら，自宅に戻ることが可能という合意。	単なる帰宅の願望にとどまらない，現実的な帰宅イメージとリスクを本人から確認。
局面２	GHから自宅生活復帰への支援会議（本人参加）	在宅生活に向けた具体的支援内容のための検討会議
	本人の意思の表明が揺れるなかで，後見人の支援とは異なる，意思の「変更」を訴えることになり，復帰を中止。	自宅の修繕，近隣住民への配慮をはじめ長男の虐待要因の改善の検討から，長男参加の支援会議の開催を決定。
局面３	GHから別のGHへの移動の支援会議（本人参加）	放置等の虐待のあった長男参加による本人との同居生活の検討会議
	意思の「確認」のための体験（お試し）の導入によって，リスクの回避がなされ，移動の実現に寄与している。	長男を虐待者として見ることなく，本人にとっては一緒に暮らすことが当たり前の存在としての支援の見立て。
考　察	支援者は表明される意思に寄り添うことで，本人が意思決定の経験を積み上げることを支援する。意思の「変更」に，支援者が振り回されながらも対応してくれることに，本人は信頼関係を確認している。	本人参加による支援会議のなかで，現実的なイメージとリスクを確認するとともに，リスクの１つである長男の虐待改善の確認および長男への支援のための会議の開催を実現している。

出典：筆者作成。

当事者参加を継続することでの意思表明の確保とともに，リスクを軽減することで当事者の意思実現を図る展開には，支援会議の参加者である生活支援者への意思決定支援への理解をはじめ，多くの会議運営上の段取りがとられている。例えば，事例Ｘでは，本人の意思の変更に際しては，本人が変更の内容を自ら生活支援者に伝えることを後見人が促すことで，意思の揺らぎを支援者に説明する経験を確保している。また事例Ｙでは，同居の長男を支援者が虐待者として見なしすぎないように，長男の困窮により，やむをえず放置状態に至る経緯や本人の意向（長男との暮らし）を支援者に丁寧に説明している。なお，長男に関する支援会議は，権利擁護支援センターが要請し，ほかの支援機関が主催する形で実施されたものである。

２．当事者参加とセンター支援との相互作用

Ⅱで述べたように，権利擁護支援センターの独自機能の１つは，法人後見の実施といえる。先の事例Ｘ・Ｙの当事者（本人）参加の実践知は，その法人後見の実践の積み上げのなかで見いだされたものであり，かかる実践知はアドボカシー活動を支える法人理念として形を成していく。そして，後見支援を通して，当事者の地域社会での参加が実現されることが，被後見人自身のなかだけでなく波及する。つまり，センターのスタッフ間やかかわる支援者間で支援の達成感とともに，理念が実体化されたという実感を生むことにつながる。意思形成が意思表明に結びつくだけではなく，意思の実現が次の意思の実現を呼び，意思決定支援の成功が次の意思決定支援への活動を呼ぶという構造は，センターの法人理念の実体化とともに進むことになる。

権利擁護支援センターの意思決定支援の事例のなかで，センターの法人理念の実体化を示す代表的なものが，後見支援による精神科病院からの地域移行の実現といってもよい。長く精神科病院で入院生活をすることは，退院意向への諦めに結びつくし，意思の表明が困難な入院患者であればなおさらである。後見支援が介在することで，意思の形成から表明への支援，そしてその実現の積み上げによって，地域社会への参加の質が高まるのである。

『権利擁護がわかる意思決定支援－法と福祉の協働－』に収録していない事例Ｚを用いて，退院後の後見支援による社会参加の実現をモデル的に示しておく（**図３**）。局面１の意思実現１は，同病院からの退院（有料老人ホームへの居所の移動）である。意思実現２は，移動支援によるコンサート（入院当時からファンのアイドルグループ）の鑑賞であり，意思実現３は，就労を視野に入れたＧＨへの転居である。事例Ｚは，先に示した「意思形成が意思表明に結びつくだけでなく，意思の実現が次の意思の実現を呼ぶ」という関係を示している。その波及を貫く当事者の意思として，センターが着目しているのが，アイドルグループに会いたいという本人のふつうの想いである。そこを起点としながら，当事者の意思の高まりと３つの局面を貫く支援との相互作用が形成されている。局面３の仕事への関心も，アイドルグループに会い行くためのお小遣いの確保ということのようである。

３．権利擁護支援センターにおける法人理念を支える実践の蓄積

法人後見実施という独自機能と中核機関としての利用促進や後見人支援機能の両立には，一方で利益相反の問題を回避するためのチェック機能の確保が不可欠である。他方で，法人後見支援における意思決定支援の実践経験を活用すれば，中核機関としての後見人支援の質向上や後見人の交代への取り組みに有効に作用する効果が期待できる。たしかに，中核機関としての第三者性の確保は重要なことであるが，法人後見支援の経験は，権利擁護に関する法人理念の形成に大きく作用する。法人後見支援の蓄積プロセスには，実践に対してのセンター内での「省察的活動」が伴っているのであり，このような省察は利益相反の問題を回避することにも有効となる。

Ⅲ－２．の支援事例が示すように，法人理念の実体化は，体験を通じた意思表明の獲得という本

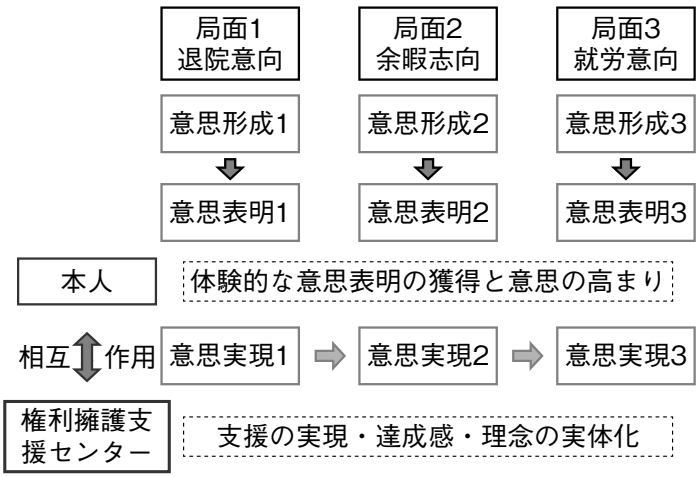

出典：筆者作成。

図３　支援の相互作用が生む権利擁護支援センターの法人理念の実体化

人支援の成果の蓄積とともに担保されてくる。また，意思決定支援に「意思実現」を含めるのか，その結果なのか，後見事務の観点からは議論のあるところであるが，センター内の支援理念の実体化においては，意思実現の達成が大きく影響している。繰り返しになるが，精神科病院からの退院の意思形成にかかわる実現のプロセス，そしてその先に波及する「ゆたかに生きる」ための権利擁護の実績は，１つの実践事例の成果にとどまることなく，法人理念の実体化に結びつき，持続的な権利擁護支援を職員間に共有させる効果がある。

Ⅳ　地域福祉の視点による推進課題
ー重層的支援体制整備事業との連携に向けてー

１．権利擁護支援と重層的支援体制整備事業との関係

専門家会議の議論の紹介としてⅠ－1．で触れた重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の関係づけは，政策課題であるとともに，２つの当事者参加の考え方とも結びついている。この点を扱うⅣのタイトルを地域福祉の視点による推進課題としている理由は，「包括的支援体制整備」の具体的なプログラム化である「重層的支援体制整備事業」が地域福祉の推進政策の一環として取り組まれているからである。「重層的支援体制整備事業」では，相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援の３つの一体的運用が目指されている。筆者が，それを地域福祉の視点から整理し図式化したのが，**図４**である。本枠組みの特徴は，地域福祉の視点を反映させるために３つの事業を一体化させる位置に，Ⅱ．地域福祉を設定していることである。その結果，重層的支援体制整備を３つに分類して，Ⅰ．制度福祉を相談支援事業に，Ⅱ．地域福祉を参加支援事業に，Ⅲ．まちづくりを地域づくりに向けた支援事業に，位置づけている。

権利擁護支援，特に成年後見制度利用促進のための支援は，一般的に相談支援事業に属する相談支援として受け止められる。しかし，事例Ｚが示すように，その内容には余暇や就労への参加の支援が含まれているのである（ベクトル①）。さらに支援事例によっては，まちづくりの取り組みの場への参加促進にもつながる意思表明がなされ，そのための参加支援が地域づくりの取り組みとして確保される（ベクトル②）。例えば，被後見人の認知症カフェへの参加を通して，近隣のまちづくりの担い手との交流が始まり，まちづくりの人材が市民後見人を目指すことに波及する可能性を生み出す，といったことである。図１に見られる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援に戻る

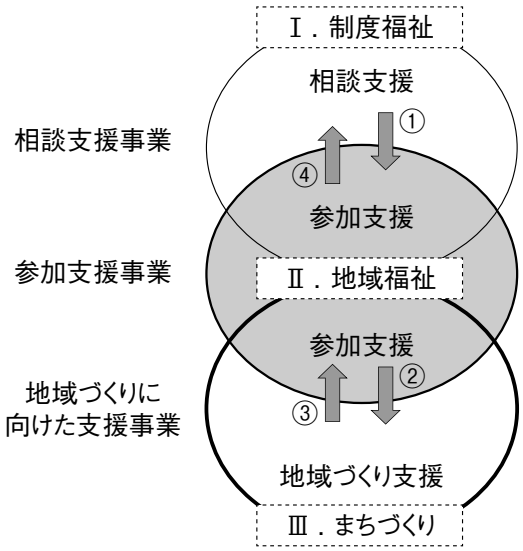

出典：筆者作成。

図４　重層的支援体制整備事業の一体化の構造

と，地域におけるさまざまな活動や支援のネットワークが参加支援を担うのであり（ベクトル④），それを支える地域づくりの支援が，地域福祉やまちづくりに求められているのである（ベクトル③）。権利擁護支援と重層的支援体制整備事業との結びつきが求められるということは，こうした地域社会での参加支援の基盤の充実が求められるということである。言い換えれば，多様な参加の場を選択できる条件整備なしには，当事者の意思表明の可能性も制約されるということだ。当事者の意思表明の可能性を拡げることは，相談支援のみによって実現されるのではなく，その表明や実現を下支えする重層的支援体制の整備による効果として実現されるという視点が必要である。

自治体における権利擁護行政の整備には，こうした地域福祉やまちづくり行政の基盤が必要ということであり，特に地域福祉行政には地域社会への権利擁護の啓発を含めて，権利擁護行政と一体的に進むことが求められる。国の成年後見制度利用促進室が地域福祉課のなかに配置されていることには，こうした背景があると考えることもできる。もちろん，認知症高齢者や知的障害者等の両福祉部門を横断化する意味での地域福祉（課）の役割もあるが，意思表明の不十分な人の地域社会への参加の実現の基盤をつくるという，地域福祉行政と権利擁護行政の協働した，一体的な事業展開が求められる側面を強調しておきたい。

権利擁護支援における２つの当事者参加は，一方で支援プロセスへの当事者参加という意味において，ソーシャルワークや社会福祉の課題ということができる。上記のような視点を踏まえると，他方では地域社会への当事者参加の実現に地域福祉が大きくかかわることになる。専門家会議の委員から，中間とりまとめの検討において「地域福祉の視点」の導入を強化することが求められた背景にも，こうした認識があると想像する。

２．成年後見制度利用促進の自治体計画の充実の課題

Ⅰ－３．で触れたように，市町村計画の策定は283（16.3%）自治体にとどまるとともに，その策定済み自治体における計画の位置づけは，地域福祉計画195（68.9%）が最も多く，単独計画45（15.9%）はかなり低い水準にある。筆者は，自治体における成年後見制度利用促進計画の策定において，広域行政での単独計画の策定と単独自治

表２　成年後見制度利用促進の自治体計画の比較

	単独の広域計画Ｄ		地域福祉計画の計画項目Ｅ	
	Ｄ−1	Ｄ−2	Ｅ−1	Ｅ−2
1．計画項目数*および計画書ページ数	• 計画項目数20 • 24ページ	• 計画項目数12 • 12ページ	• 計画項目数1／20 • ２ページ	• 計画項目数1／12 • ２ページ
2．計画前の権利擁護支援センターの設置状況と同センターの特徴的な位置づけ	• 既設のセンターへの中核機関の委託 • 広域計画の策定主体としてセンターを位置づける	• 既設のセンターへの中核機関の委託 • 地域福祉人材の育成機関としてセンターを位置づける	既設のセンターへの中核機関の委託	広域での中核機関の設置と市内の後見活動機関による補完
3．計画における意思決定支援の普及に関する工夫について	• 被後見人等調査と後見人調査を通して，意思決定支援の課題を把握 • 各計画項目に横断する普及の記載	センターの法人後見実施数が多いことから，センター自らの意思決定支援の充実を強調	「認知症の人に関するガイドライン」の活用を重視。認知症サポートとの連携を視野に入れている	市内の社会福祉法人との連携のもとに，意思決定支援の研修を進める
4．地域連携ネットワークの記載	地域連携ネットワークを計画の推進主体と位置づける	地域包括支援センターや社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携を課題として設定	項目名に「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」を採用	広域でのネットワークの形成とともに市内の関係機関の連携を視野に入れる
5．計画策定における地域福祉と権利擁護との行政組織上の統合について	５市１町のなかでは，地域福祉課として統合されているのは１市のみ	４市５町のなかで，町レベルでは社会福祉課に包含されている	地域福祉課が設置され，権利擁護は地域福祉課が担当している	地域福祉を企画係が担当し，権利擁護は高齢部署が主管する

＊Ｅタイプの計画項目数は，地域福祉計画全体の項目数を分母とした割合として示している。なお，より具体的な項目内容数については，Ｅ−1では３，Ｅ−2では３の記載が見られる。
出典：筆者作成。

体での地域福祉計画に盛り込む策定の２つのタイプＤ・Ｅについて，それぞれ２つの計画の策定委員長を担った。その計画の策定方法や計画書の記載内容を簡単な指標等で紹介しておく（**表２**）。

５つの比較軸を設定して，それぞれの行政上の計画策定判断とその特徴を整理しておきたい。促進計画のあり方についての分析を踏まえた結果としての比較軸というよりは，計画策定の支援として筆者がかかわったなかで，留意すべきと考えられる経験知からのもので，今後深める必要があると考えている。

第１の比較軸は，計画（施策）の項目数とその記載のページ数といった単純な量的な指標である。単独計画の優位性は，計画項目のなかで多面的な施策が用意されることにあり，地域福祉計画に盛り込むタイプでは，権利擁護支援センターが設置済みの場合にもその中核機関としての方向性等に関連して十分な計画項目が設定されているわけではない。

第２は，権利擁護支援センターへの中核機関の委託，そして同センターのほかの位置づけに関するものである。広域行政による単独計画においては，個々の計画項目のなかで，具体的な位置づけが与えられる傾向にある。特にＤ−1では，行政計画であるにもかかわらず策定主体として権利擁護支援センター（NPO法人運営）が記載されている点が注目される。また，Ｄ−2では，地域福祉計画は個々の自治体によって策定されているが，

同センターの人材育成の実績を評価して，計画項目のなかに，地域福祉人材の育成を担うことが明記されている。地域福祉人材にとって権利擁護の視点が重要であることが，自治体間で共有されているのである。

第３は，当事者参加に関連する意思決定支援の普及に関する工夫である。注目すべきは，D－1における策定過程のなかで実施された被後見人本人への調査と後見人の意思決定支援の実施状況調査である。前者はセンターの法人後見の利用者を対象に，関係機関の支援者が調査者となって実施されたもので，センターが中核機関を受託する上で，利益相反を回避するためのチェック機能を試行的に実施したものと見ることもできる。また，後者は意思決定支援の研修の必要性を把握することで，計画項目のなかで意思決定支援を横断的に採用する結果に結びついている。E－1のタイプでは，地域福祉の推進との関連から認知症の人に関するガイドラインの活用が展望されている。

第４は，地域連携ネットワークの計画的推進の記載についてである。広域での中核機関の設置が進んでいるE－2では，市の地域福祉計画においては，市内での地域連携の方法が模索され，市内立地の社会福祉法人との連携を視野に，意思決定支援の研修を展望する選択がなされている。D－1では地域連携ネットワークを主体とする計画項目（５項目）が導入され，１つの権利擁護の推進の主体としての位置づけがなされている。計画の進行管理の会議も地域連携ネットワークの１つとして位置づけられている。

第５は，地域福祉と権利擁護の行政担当組織についてである。E－2では，地域福祉課が権利擁護を所管するという理想的な形になっているが，必ずしも権利擁護支援の充実が地域福祉計画のなかで高い割合を占めるという状態には至っていない。

総合的に見ると，成年後見制度の利用促進においては，その推進に専門的で高い支援理念が必要なことから単独計画を模索する必要があると考えられる。その理由の１つは，計画策定過程で関係機関による共同作業が行われることで，地域連携ネットワークの形成が進展することが期待できるからである。最初のうち，権利擁護支援センターあるいは中核機関が十分な実績をもちえないなかでは，計画策定の基盤が形成されていない状況から地域福祉計画への依存は避けられない面もあるが，段階が進むにつれて単独計画を推進する可能性が見えてくることから，時間的な経過に伴って単独計画を選択することが必要と考える。

３．重層的支援体制整備事業との連携の先行事例への期待

表２の４つの計画策定事例を見ても，権利擁護および地域福祉を担う行政部署が１つの課や係として形成されていない自治体は多い。権利擁護の担当部署が高齢福祉部門と障害福祉部門に分かれて配置されている。仮に地域福祉の担当があったとしても，そこが権利擁護の担当を兼務する直接的な動機が必ずしもあるわけではない。成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画のなかに盛り込む選択がなされるが，現状から見ると地域福祉を所管する行政部門と権利擁護部門との融合が進むとは必ずしもいえない。

2021年度から重層的支援体制整備事業に本格的に着手する自治体は42自治体（厚生労働省調べ）にとどまるものの，今後増加することが予定されている。専門家会議での議論にあるように，重層的支援体制整備事業において，権利擁護支援との連携を視野に入れる自治体独自の取り組みが増加する可能性に期待したいところではあるが，そのためには権利擁護支援の事業展開に計画性が必要となる。なぜなら，既存の高齢や障害，児童と生活困窮の分野で整備されてきた事業性や計画性と，権利擁護行政における事業性や計画性は，同等のレベルが求められるからである。

そのためには，地域福祉計画であれ，単独計画であれ，権利擁護支援センター事業の評価が，その独自機能や自律的運営を含めて実施されることが必要となる。特に独自性や自律性においては，意思決定支援を支えるアドボカシー活動の実績を含めることが必要であり，またセンターの法人理念に基づく評価基準の設定も不可欠といえる。さ

らに，その評価活動への関係機関の参加を通して，支援センターを支える地域連携ネットワークの推進課題の共有化の実現を視野に入れることが望まれる。

重層的支援体制整備事業は，権利擁護支援において求められている地域連携ネットワークとの親和性が高い。高齢や障害，児童と生活困窮のいずれの領域とも権利擁護支援が関連性をもち始めている。児童の虐待対応においては，未成年後見の必要性が指摘され，生活困窮との関連では日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行ケースに生活困窮者が含まれてもいる。地域連携ネットワークの計画的な推進をバックアップする仕掛けとして，重層的支援体制整備事業は有効性を発揮するのであり，先に見た地域社会への参加の実現，つまり参加支援の取り組みが事業の一体化を推進するために強化されるとすれば，権利擁護支援の役割が成果を発揮する面も大きいのである。この領域で先行する自治体が登場し，１つのモデルが示されることを期待したい。

お　わ　り　に

はじめにで，①国による政策上の支援，②運用面での自治体による体制整備，③支援組織での実践の地域的な蓄積，という３つのレベルが相互に連動するメカニズムを検討すると表現している。検討作業を進める上で，③の支援組織の名称として①や②で使用される「中核機関」という政策用語を使わずに，筆者の研究フィールドにあたる「権利擁護支援センター」という用語を用いてきた。もちろん，権利擁護支援センターが中核機関に求められる機能を行政からの受託として担うことを前提とし，また成年後見制度利用促進の自治体計画によってバックアップされる期待も込めて，権利擁護支援センターを扱ってきたのである。これは，本特集のテーマである「権利擁護支援における当事者参加」を検討する上で，国の政策レベルや自治体の政策運用からの接近だけでは，当事者参加の実体化を明らかにできないとの判断からである。

権利擁護支援をめぐる政策展開のなかで，２つの当事者参加を重視するための①政策化と②体制整備の方向性は明確になり，その運用のための「意思決定支援のガイドライン」も研修・普及の段階にある。当事者参加を実体化させる権利擁護支援が成果を生み出すためには，③支援組織である権利擁護支援センターの稼働に，それらの支援策が結実することが求められる。たしかに地域によっては，自治体による体制整備が遅れ，権利擁護支援センターそのものが整備されていない状況も少なくない。地域的な格差の是正には，権利擁護支援センターの整備が必要であることは当然であるが，当事者参加を実体化させるためには，権利擁護支援センター発の働きかけによって，自治体における体制整備上の課題や国の政策的な支援を動かすことが必要である。権利擁護支援における「当事者参加」は，支援政策・促進計画への「センター参加」を求めるというアナロジーを見いだすことができる。そこで，最後に，権利擁護の支援政策・計画へのセンター参加といった，③⇒②⇒①のボトムアップの連動方法を仮説的ではあるが３点にわたって示しておく。

第１は，国の政策的支援や自治体によるその運用の成果が，権利擁護支援センターによる支援機能の高まりを通して評価されるということである。「意思決定支援のガイドライン」という政策ツールが実体化しているかどうか，支援プロセスにおいて当事者参加が実現しているかどうか，権利擁護支援センターの取り組みとその成果によって測ることができる。成果の洗い出しは，促進計画の策定や進行管理の場でなされることが期待されると同時に，恒常的に権利擁護支援センターの運営会議等の場でなされることが必要となる。つまり，成年後見制度の促進計画の局面だけではなく，日常の後見（人）支援の質の確保としても取り組まれる必要がある。これらの評価作業が，地域連携ネットワークの場において実施されることも有用といえる。ボトムアップという視点からは，権利擁護支援センターの自己評価作業が，計画策定に先行してあることが，本来の順序として求められる。

第２は，権利擁護支援センターによる当事者を対象とした地域生活ニーズや利用満足の調査活動は，体制整備の充実を自治体に求めるボトムアップのベクトルの動きをつくることにつながる。権利擁護支援センターの運営の自律性を強調してきたことは，この連動機能を支えるために必要なことであり，支援プロセスへの当事者参加がパーソナルあるいはケース・アドボカシーであるのに対して，こうした調査活動はセンターによるシステム・アドボカシー活動といえるものである。

第３は，地域福祉の視点から，重層的支援体制整備事業と権利擁護支援との連動が，自治体レベルで先行して取り組まれる必要があるという点である。相談支援の強化として進みつつある重層的支援体制の整備のなかで，権利擁護支援との連携も重要な選択ではあるが，当事者の地域社会への参加を支える目的を視野に入れた権利擁護支援という枠組みこそが，地域共生社会を目指すことにつながる。筆者は『地域福祉マネジメント－地域福祉と包括的支援体制－』において，参加支援と権利擁護支援の２つが融合して進むことが地域福祉行政の形成に有効であることに触れた。地域福祉部門の行政担当者のマネジメント業務に期待してのことである。次期の国の基本計画もその方向性を示しつつも，自治体による先行モデルが登場することを期待している。こうした行政担当者のマネジメントを発揮させるためには，やはり権利擁護支援センターによる当事者参加の実績づくりが大きく影響する。その実績を基に地域福祉行政の活性化に活用するように，センターが運営協議会や地域連携ネットワークの場，さらには促進計画の策定や進行管理の場を通して，行政に働きかけることが求められるのである。

本研究は，科研基盤研究Ｂ「自治体地域福祉行政の形成過程における権利擁護支援の選択・強化の方法に関する研究」（代表：平野隆之）の成果の一部を活用したものである。

注

1）本稿では，権利擁護支援センターを成年後見センターや権利擁護センターの総称として用いる。ただし，国の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」等の資料では，権利擁護センターという名称が用いられているため，同調査結果を用いている場合には，権利擁護センターの名称を採用している。また，権利擁護支援センターが自治体直営で運営されている場合も見られるが，ここでは社会福祉協議会を含め，民間法人による運営を前提として論を展開している。

2）成年後見制度利用促進専門家会議「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」，2021年７月30日。
https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815811.pdf（2021年９月29日閲覧）

参考・引用文献

・奥田佑子・平野隆之・金圓景「地域における権利擁護支援システムの要素と形成プロセス」『日本の地域福祉』第28巻，2015年，１～13ページ。
・菊地和則「市町村の権利擁護課題に対する体制整備状況調査報告」『実践成年後見』No.83，2019年，52～61ページ。
・北野誠一『ケアからエンパワーメントへ－人を支援することは意思決定を支援すること－』，ミネルヴァ書房，2015年。
・小西加保留「ソーシャルワークとアドボカシー」上田晴男・小西加保留・池田直樹編著『権利擁護とソーシャルワーク』，ミネルヴァ書房，2019年，22～37ページ。
・住田敦子「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の推進における地域連携ネットワークの強化」『実践成年後見』No.83，2019年，87～94ページ。
・中核機関の先駆的取組調査研究委員会「令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集－権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集－」，2020年。
・永田祐「地域共生社会における参加支援－政策としての参加支援の可能性を探る－」『地域福祉研究』No.49，2021年，４～13ページ。
・日本福祉大学「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業報告書」（平成30年度厚生労働省社会援護局社会福祉推進事業報告書），2019年。
・日本福祉大学権利擁護研究センター監修，平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留編著『権利擁護がわかる意思決定支援－法と福祉の協働－』，ミネルヴァ書房，2018年。
・平野隆之「地域共生社会に求められる権利擁護支援と市民後見推進の条件整備」『実践成年後見』No.86，2020年，13～22ページ。
・平野隆之『地域福祉マネジメント－地域福祉と包括的支援体制－』，有斐閣，2020年。
・平野隆之「地域共生社会の政策化と地域福祉研究の課題－地域福祉政策の分析枠組みのブレイクダウン－」『日本の地域福祉』第34巻，2021年，15～23ページ。

（４）12月２５日　神奈川県　茅ヶ崎市

2022年度　一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク研修会

どう変わる？成年後見制度！

～使いたい時だけ利用できるようになる？
地域で支える新しいしくみとは？～

日時　　2022年12月25日(日)14:00～16:30

会場　　さがみ農協共同組合茅ヶ崎ビル5階　大会議室
（茅ヶ崎市新栄町13-44、JR茅ヶ崎駅北口徒歩6分、駐車場なし。）

基調講演　　又村あおい氏(全国手をつなぐ育成会連合会事務局長)

トークセッション　又村あおい氏＆関哉直人氏(弁護士・日弁連障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会部会長)

主　催　一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク
事務局　特定非営利活動法人　湘南ふくしネットワークオンブズマン
（一般社団法人　全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

公益財団法人日本財団　助成事業
「成年後見制度利用促進法における　中核機関の役割と実務研修」

どう変わる？
成年後見制度！

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会　常務理事兼事務局長
（公社）発達障害連盟　常務理事（発達障害白書・ＪＬニュース編集長）
内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村　あおい

2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料

今日お話すること

1　成年後見制度ってなんですか？
2　成年後見制度の現状
3　成年後見制度の主な課題
4　ついに成年後見制度の抜本見直し検討開始！

©又村　あおい　許可なき複製を禁じます

成年後見制度の概要

知的障害・発達障害、認知症のある人が社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度は上記のような方々について、本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約や施設の入退所、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行う**ことによって、本人を保護し、支援する制度です。

また、成年後見制度にはすでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』と、本人があらかじめ「誰に、どのような支援をしてもらうか」を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

成年後見制度ができた背景

1. もともと、民法には契約や財産管理の判断が十分でない人を家庭裁判所が「（準）禁治産者」として宣言する制度があり、自動的に後見人が指名される仕組みでした
2. この仕組みは明治時代に制定された民法の規定であり、知的障害や認知症などに支援度の違いがある前提となっておらず、呼称も差別的で利用は低調でした
3. ところが、平成１２年から介護保険制度がスタートします

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

成年後見制度ができた背景

4. 介護保険制度では、従来の措置（市町村が福祉サービス利用のすべてを決定する仕組み）制度から利用契約制度によるサービス利用へ切り替わることから、契約を代理する仕組みが必要となりました
5. そのため、民法を改正して禁治産制度を成年後見制度へ改正した背景にあります
6. こうしたことから制度利用者は高齢者に多く、知的障害者の利用は５％にも満たないという統計もあります

©又村　あおい　許可なき複製を禁じます
2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料

法定後見制度と任意後見制度

■法定後見制度【知的障害のある人は原則こちら】

障害や病気、事故などが原因で、**すでに判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。
本人はすでに契約能力がないため、主体的な制度利用はできません。成年後見制度の申立を行うのはご家族・ご親族　（四親等以内）が行います。判断能力のちがいによって「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

■任意後見制度【主に高齢者が使うことを想定】

今は元気で判断能力に問題はないが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度です。この制度の特徴は、本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になったあとの生き方を決められることです。「こんな支援をしてもらいたい」「この施設に入りたい」など、あらかじめ支援してくれる人と支援内容を実現する契約を行う制度です。

©又村　あおい　許可なき複製を禁じます
2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料

法定成年後見制度とは、知的障害や精神障害、認知症などの理由により、物事を判断する能力に不安がある人に対して、本人の財産や権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、本人が安心して生活できるように法律的に支援する制度です。

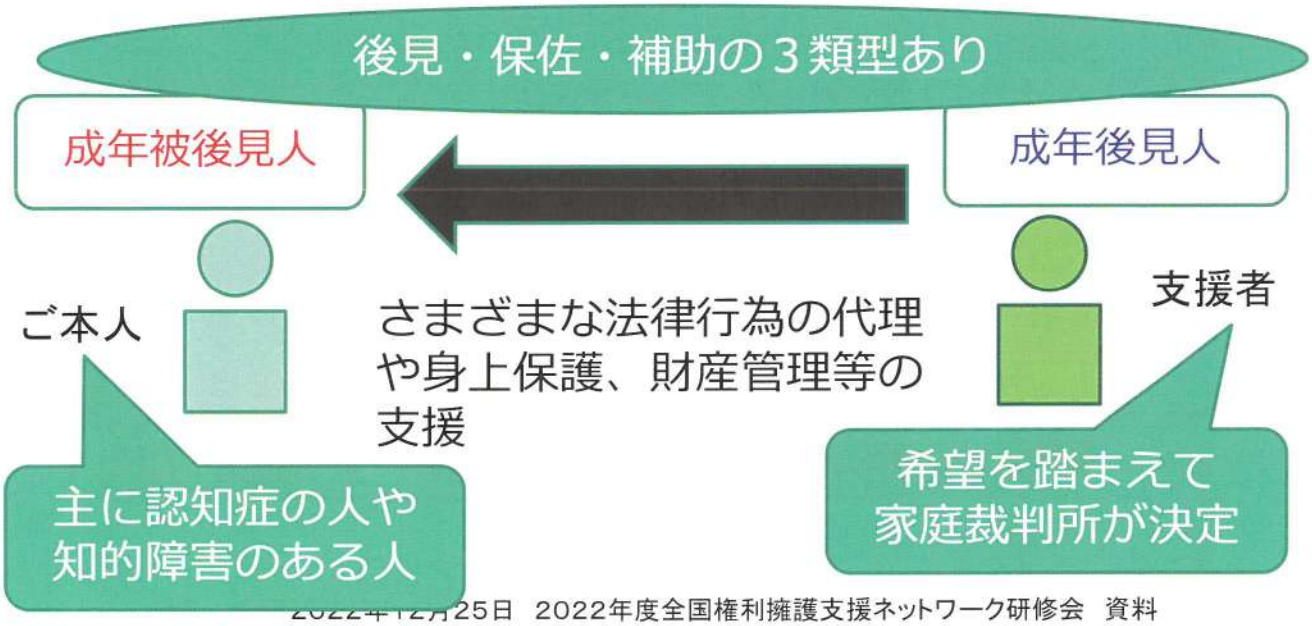

2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料

成年後見制度の類型とは

成年後見制度は、ご本人の判断能力に応じて成年後見人等が支援（代理）できる範囲が異なります。これを「類型」と言いますが、類型には「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、それぞれ下記のような違いがあります。

類型	対象状態像	後見人等権限
後見	判断能力がないとされる人（お金の概念が乏しく、近隣のコンビニなどへの買い物を安全に往復することも困難な状態）	日常生活に関する金銭管理や契約などを除き、幅広く財産管理や契約代理権・取消権が付与される
保佐	判断能力が不十分とされる人（お金の概念はあり、近隣のコンビニなどへの買い物は可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは困難な状態）	民法第１３条に定められた重要な行為についての同意権および本人の行為に対する取消権や特定の法律行為に対する代理権が付与される
補助	判断能力が不安とされる人（日常的な買い物や財産管理などは可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは支援があると確実な状態）	民法第１３条に定められた重要な行為のうち、本人が望んだものへの同意権および本人の行為に対する取消権や特定の法律行為に対する代理権が付与される

社協・日常生活自立支援事業

1. 市町村の社会福祉協議会が実施する、成年後見制度を利用するほどではないものの、ひとりで福祉サービスの契約や金銭の管理をするには不安のある人が対象の支援事業
2. 主に福祉サービスの利用手続き、日常的な金銭の出し入れ（サービスの利用者負担や医療費の支払い代行など）、預貯金通帳の預かりなどを提供可能
3. 市町村社協へ利用を相談し、担当者が支援計画や利用契約を作成するので、利用者本人が契約して利用開始
4. 成年後見制度利用支援センター等と連動して、状態の変化に応じ成年後見制度の利用へ移行することも可能

2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料

成年後見制度の支援の範囲（財産管理と身上保護）

成年後見制度では、財産を管理する（財産管理）ことはもちろんのこと、本人の生活を支えること（身上保護）も後見人等の役割とされています。

財産管理

- 預金通帳、現金などの財産の保管
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 不動産の管理、処分収支の管理
- 税金の申告
- 賃地・賃家の管理
- 遺産相続手続き

身上保護

- 日常の見守り
- 家賃の支払い。契約更新
- 医療機関に関する各種手続き
- 福祉サービスの利用契約

ご本人が好きなこと、人柄などを理解したコミュニケーションが非常に大切

できないこと

日常生活の直接支援は対象外です

- 掃除・家事全般・買い物
- 医療行為の同意
- 死後事務は別途契約が必要
- 結婚、養子縁組の代理や取消
- 遺言作成
- 本人の利益に反する利益相反行為

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

「親族後見」と「第三者後見」のちがい

成年後見制度には大きく分けて「親族後見」と「第三者後見」があります。
親族後見は「家族、親族」が後見人です。第三者後見は「専門家後見（法律家や社会福祉士など）」「法人後見（認知されている法人）」「市民後見（一般市民）」を指します。

	親族後見	第三者後見（専門家後見、法人後見、市民後見）
コストと支援	実質ゼロ。コストが安いわりに、行き届いた身上保護が期待できる	コストはかかるが、法律・福祉の専門的サポートが受けられる
後見人の選任	家族・親族から選ぶので選びやすい（家庭裁判所が選任するかどうかは別）	家裁に候補の希望を出すことはできるが、誰が後見人になるか決まるまで分からない
本人との関係	本人との関係性が強いので安心。一方で、公私混同しがちで、「親なき後」の不安も大きい	本人との関係性の構築に時間がかかる一方、法律・福祉の専門家という立場で客観的に関わってもらえる
本人の死後	死後の葬儀などは家族・親族の立場に戻って執り行える	後見業務は本人が健在の間しか役割を持たない（死後事務は別契約）

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

法定後見制度の申立てについて

申立てはどこにするのですか？	本人の住所地を管轄する家庭裁判所です
申立ては誰にでもできるのですか？	申立てできるのは基本的に配偶者や四親等以内の親族です。その他に、身寄りがない場合には市町村長が申し立てることも可能です
申立てに必要な書類は何ですか？	・親族関係図・申立書・本人の戸籍謄本、住民票・本人の診断書（愛の手帳、療育手帳）・後見人候補者の戸籍謄本、住民票・本人の登記されていないことの証明書・申立事情説明書・本人、親族の同意書・後見人等候補者事情説明書・本人の財産目録・本人の収支状況報告書・本人の財産目録及び収支状況報告書

重要

申立てをすると家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、希望する成年後見人等に選任されそうにないという理由では、取り下げは認められません。

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

成年後見制度にかかる費用

＜各種費用＞ 司法書士事務所などにすべてをお任せする場合の例

法定後見人の選任申立て手続き	12万円	別途申立ての実費約１万円
親族後見人の後見人業務サポート・裁判所への報告	5万円	事務報告書作成、財産目録・収支報告書等の作成関係経費

法定後見	本人の財産状況や後見人等の事務内容を考慮して、家庭裁判所が決定。目安となる額は、障害基礎年金が収入の中心だとしたら月2万円（預貯金・有価証券などが1000～5000万の場合は月3～4万、5000万以上の場合は月5～6万）【報酬のあり方は今後の成年後見制度見直しにより大きく変わる可能性あり】
任意後見	本人と受託者との契約で決定。一般的には月3～5万円と言われています。また、不動産を売却した際の別途報酬について契約する場合もあります。

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

成年後見制度の現状

申立ての動機別件数・令和２年（件）

1. 預貯金の管理・解約 → ３２，６０１
2. 身上保護 → ２０，８２８
3. 介護サービス等利用 → １０，５６２
4. 不動産の処分 → ９，１１４
5. 相続手続き → ７，０６０
6. 保険金受取り → ３，６９３
7. 訴訟手続きなど → １，８２０

※　以前と比べて身上保護や介護サービスの利用が増加している

©又村　あおい　許可なき複製を禁じます

成年後見制度の現状

後見人と本人との関係・令和２年（件）

1. 司法書士 → １１，１８４
2. 弁護士 → ７，７３１
3. 社会福祉士 → ５，４３７
4. 子ども → ３，９１１
5. その他親族 → １，２３４
6. 兄弟姉妹 → １，０１５
7. 親 → ５１５
8. 配偶者 → ５６７
9. 市民後見人 → ３１１

司法書士と社会福祉士の受任件数が増加、親族後見よりも第三者後見が多い状況が続く

親族後見の場合、成年後見支援信託や支援預金の利用が条件になることも

©又村　あおい　許可なき複製を禁じます

成年後見制度の現状

成年後見制度利用支援事業の状況

成年後見制度利用支援事業とは、経済的な利用により補助がないと制度の利用が困難な人を対象に、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助する制度のこと

◆平成３０年１０月時点で、全国１，６３０市町村が実施（実施率：９３%）

◆ただし、申立費用のみ助成で後見報酬の助成がない市町村や、生活保護限定の市町村も

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

成年後見制度の現状

後見人等の不正報告と支援信託（預金）の契約数推移（件）

	不正報告	信託件数	預金件数
２８年度	５０２	１６，９７１	――――
２９年度	２９４	２１，５２３	――――
３０年度	２５０	２４，４０９	５３１

※　成年後見支援信託・預金と不正報告の数は反比例関係にあるといえる

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

成年後見支援信託・預金の概要

後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・支援信託契約時
  - ・定期交付額の設定時
  - ・信託財産からの出金時　等

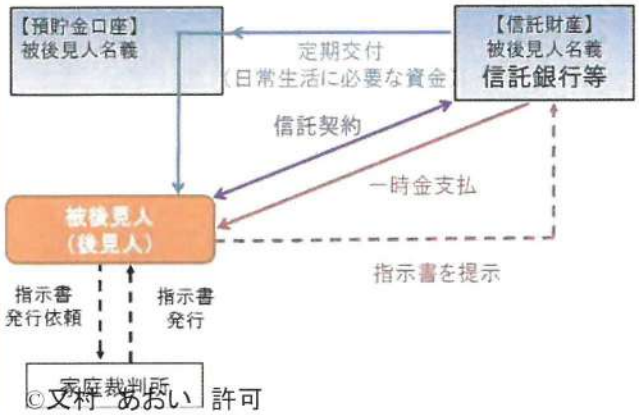

©文村　あおい　許可なき複製を禁じます

後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
  - ・支援預貯金契約時（口座開設時）
  - ・定期送金額の設定時
  - ・大口預貯金口座からの出金時　等

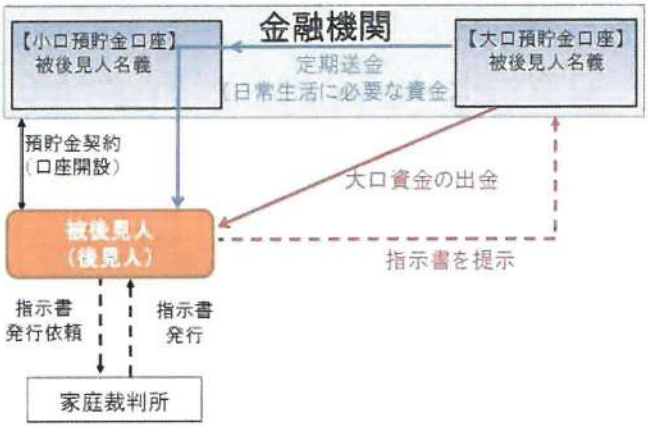

成年後見制度

における主な課題

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和３年３月から５月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粋に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も１，３８６件で、一定以上の標本数となっています

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると８３%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は１１%程度で、一般よりは高いものの９０%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約７０が親族（親）で専門職は１４%、法人後見は７%でした

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連が実施したアンケートから

7. 後見等の類型では８６%が後見で、保佐が９%、補助は２%でした
8. 使っている／いないに関わらず、後見制度で問題と感じる点は「申し立てしたら取り下げられない／後見利用を途中でやめられない」が１位（約５０%）で「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「福祉と連携していない」「報酬が高い」が続いています
9. また、家庭裁判所への疑問も多数でした

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連が実施したアンケートから

10.後見制度を使っていない理由は「親が元気だから」が１位（約６５％）で「契約や年金管理が親でもできているから」「きょうだいがいるから」「制度について良くない評判を聞くから」「報酬が払えるか心配だから」が続いています

11.後見等報酬については「１万円以下」が１位（３６％）で「２万円以下」と合わせて過半数となっており、公費負担を求める意見も多数ありました

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連アンケートからみえる課題

1. 成年後見制度の認知度は８０％以上と非常に高く、これまで指摘のあった「後見制度を知らないために利用が進まない」というフェーズは終わったと考えるべき状況
2. その上で、具体的な課題として「一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さ」や「本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さ」などが課題として指摘されている

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連アンケートからみえる課題

3. そのことと関連して、とりわけ身上保護の観点から第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている傾向（チーム支援を希望する傾向）が見受けられる
4. たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなり、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みが求められる

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連アンケートからみえる課題

5.後見報酬については、多くの知的障害者が障害基礎年金を中心に暮らしている中で２～３万円／月の報酬設定となっている点に課題が集約される（この問題が抜本的に解決されない限り、利用は普及しないとさえいえる）

6.制度利用に際しての、個別性に配慮した相談窓口が整備されていない点も課題であり、中核機関や成年後見制度利用支援センターの充実が不可欠（育成会も一次窓口になりうる）

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連アンケートからみえる課題

7.成年後見制度以外の支援については、後見制度が唯一絶対ではない点が重要な視点

8.障害者権利条約との関係では、パラダイム転換となる「民法改正」に取り組むと同時に、成年後見制度を必要としている人には現制度下でも「支援付き意思決定」を基調とした後見支援（チーム支援）の力を向上させる両方の取組みが不可欠

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

地域連携ネットワークのイメージ

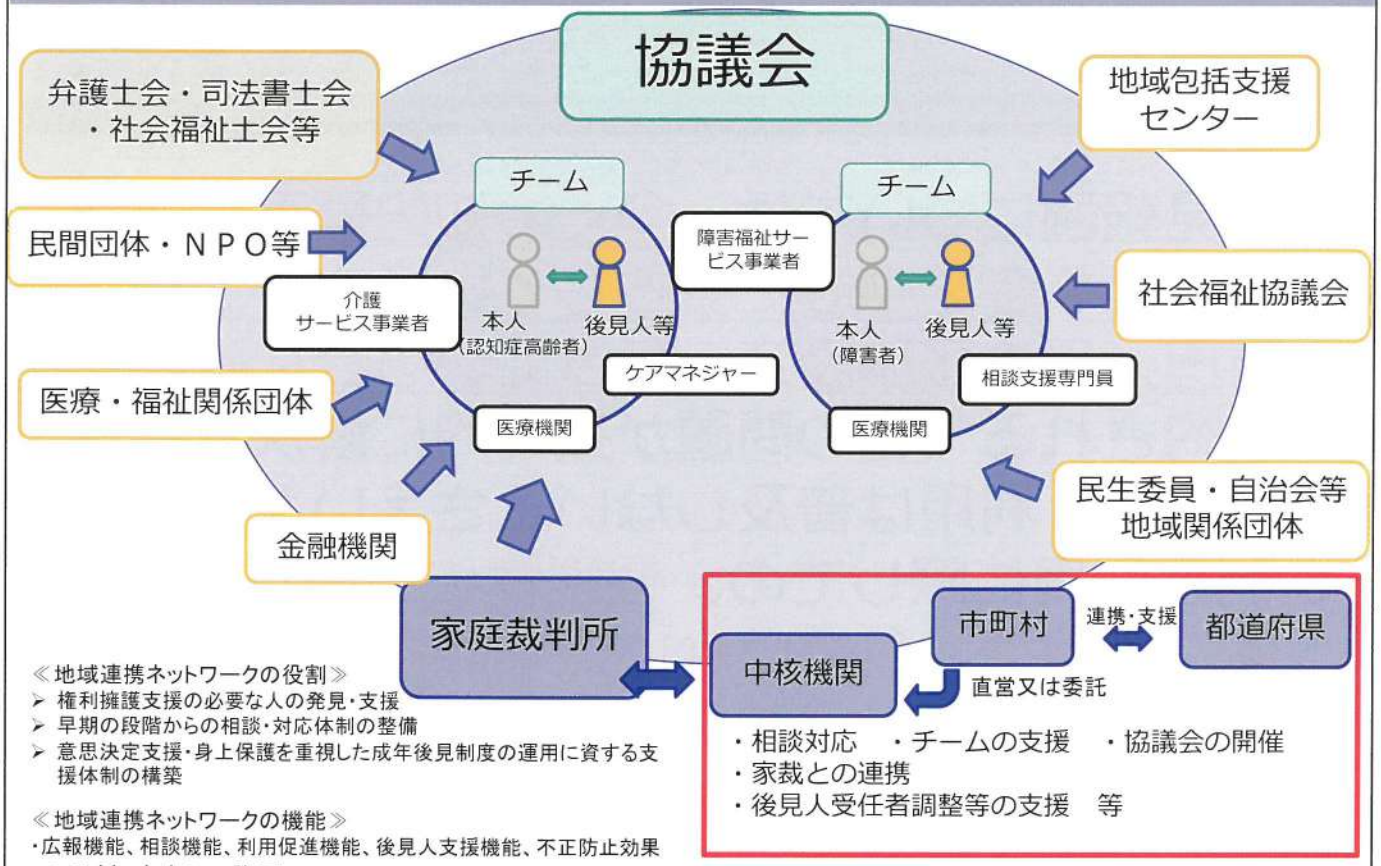

≪地域連携ネットワークの役割≫
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

≪地域連携ネットワークの機能≫
・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

©又村　あおい　許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日　2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会　資料　32

全育連が実施したアンケートから

アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記ＵＲＬからご覧になれます
http://zen-iku.jp/info/release/4444.html

事業運営社福法人による法人後見への期待と不安について

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見（平成29年1月）抜粋

○ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

○ 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

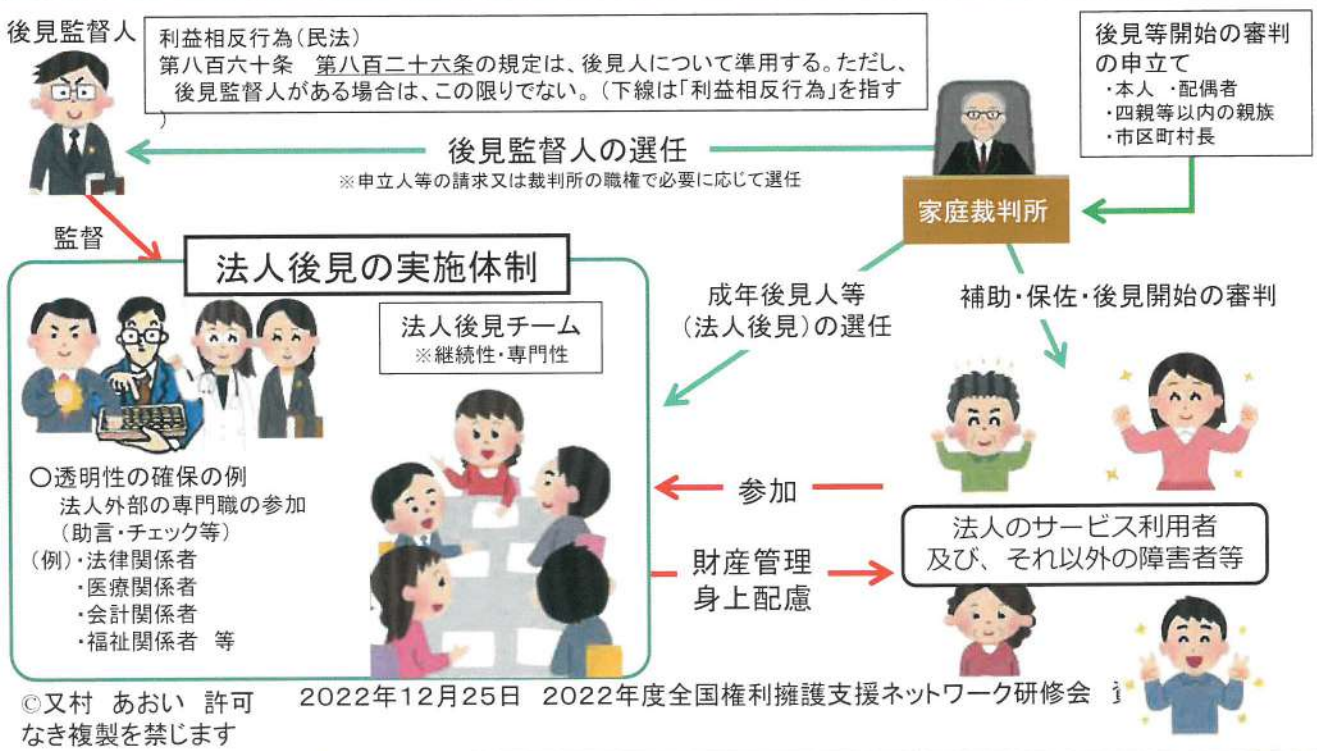

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

「地域における公益的な取組」について

○平成２８年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第24条 （略）

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

この仕組みへの不安と期待

（不安）

1. 利益相反のリスクが高いのではないか
2. 障害福祉サービスを展開する社会福祉法人に取組みを進めるだけの体力があるのか

（期待）

1. 年金収入が中心の人でも身上監護が期待できる成年後見の利用が可能になる？
2. 事業運営法人が後見制度を担うことで、実は地域生活移行が進む？

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

37

事業運営法人後見の利益相反をどう防ぐか

1. 基本の考え方は、成年後見制度を利用する人ごとに「後見監督人」（後見人の不適切活動を見張る人）を付ける方法です
2. これで利益相反は防ぐことはできますが、後見人の半額程度（１万～１万５千円）とはいえ監督人報酬が発生します
3. 仮に半額でも知的障害者には重い負担であり、法人全体を監督する（利用者全員で監督費用を案分する）仕組みなども必要か

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

ついに成年後見制度の抜本見直し検討！

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはどこで議論？

1. 従来の見直し議論は厚生労働省の「成年後見制度利用促進専門家会議」で進んできたことから、運用改善で成果があった半面、民法改正に踏み込むことはできなかった
2. そこで、いよいよ民法を所管する法務省が深く関わり「成年後見制度の在り方に関する研究会（以下、研究会）」を立ち上げ
3. ２０２２年６月に設置され、２０２４年３月ころまでの議論期間を想定

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはなにを議論？

1. 研究会における検討事項は、あくまで「成年後見制度のあり方」であり、結果的に民法改正には至らない可能性もある
2. ただし、専門家会議において「ノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で制度を見直していくこと」「成年後見制度を含めた総合的な支援として権利擁護支援を充実させていくこと」といった指摘があったことを踏まえて検討することとなっている

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはなにを議論？

3. また、国連の障害者権利条約に関する初回審査が２０２２年８月に行われ、総括所見において厳しい指摘がなされたことにも留意することになっている
4. 具体的には、事実上の後見制度廃止、代替意思決定を支援付き意思決定に変える、法的能力の行使に当たって障害者が必要とする支援の提供など
5. 特に後見類型には厳しい指摘がなされた

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはなにを議論？

6. こうした背景を踏まえ、研究会では「適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入」について議論している
7. これは、要するに成年後見制度の「スポット利用」のことであり、これまでの「一度使い始めたら、本人が亡くなるまで使い続ける」という運用の抜本見直し
8. 関連して、後見等の類型は決定しつつ、後見人等は必要な時に指名する仕組みについても検討の対象となっている

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはなにを議論？

9. さらに、成年後見制度の対象であると審判された場合に、後見人ではなく「成年保護特別代理人（仮称）」を立てる可能性についても検討している
10. これは、後見人などのように包括的な代理権や取消権を有する者ではなく、たとえば遺産相続など特定の課題のみに代理権を付与された者を選任する仕組み
11. 特別代理人が成年後見制度の申立てなどをする可能性も検討されている

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

抜本見直しはなにを議論？

12.そのほか、現行の類型である「後見」「保佐」「補助」そのものを見直す検討（類型を廃止する検討）や、後見人の代理権や取消権をどの程度まで制限するかといった検討もなされており、相当な抜本見直しとなることは確実

13.研究会での議論結果は、法制審議会（民法などの改正を議論する会議）へ報告され、必要となれば民法改正へ進む段取り

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

ご清聴ありがとうございました

©又村 あおい 許可なき複製を禁じます

ご参考まで・・（その１）

全国手をつなぐ育成会連合会

２０２０年４月から、一般社団法人として生まれ変わりました。

http://zen-iku.jp/

または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくとたいがいはトップで表示されます。

ＱＲコードはこちら！

ご参考まで・・（その２）

あたらしいほうりつの本（２０１８年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。

お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

http://zen-iku.jp/publish/book

ご参考まで・・（その３）

賛助会員になると毎月『手をつなぐ』が届きます

「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です
賛助会員（年間４,１００円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

１か月あたり約３５０円！

ホームページ　http://zen-iku.jp/publish/tsunagu
（お問合せ）
電　話：０３－５３５８－９２７４（平日１０時から１９時）
メール：ｉｎｆｏ@ｚｅｎ－ｉｋｕ．ｊｐ（２４時間受付）

ご参考まで・・（その４）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の３種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入できない場合はあります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）
電　話：０３－５３５８－９２７４（平日１０時から１９時）
メール：ｉｎｆｏ@ｚｅｎ－ｉｋｕ．ｊｐ（２４時間受付）

おたすけプランシリーズの概要

（１）がんのおたすけプラン：日本人の２人に１人は患う「がん」に特化した保険

⇒　告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく

（２）おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒　日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）

（３）暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

⇒　病気やけがで長期休業（退職）になった場合に、給与の６０%程度を補償（精神疾患による休職も２年間補償）

団体契約により保険料１０%割引！

知的障害者を支える方向け「暮らしのおたすけプラン」

知的障害者本人の安心・安全・健康をサポート

所得補償保険
＋葬祭費用等補償特約

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン

資料

S-NET

（５）２月３日　滋賀県　栗東市

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

豊田市 TOYOTA CITY

行政が期待する中核機関の役割

令和５年２月３日

豊田市　福祉部　福祉総合相談課

権利擁護支援担当主任主査　　安藤　亨

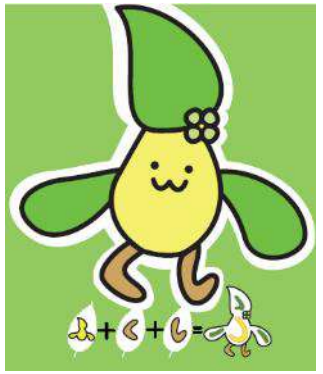

令和5年度開催
第5回地域共生社会推進
全国サミット inとよた
（2023.10.12～13）

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの**『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環
～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

◇居場所づくり
◇社会とのつながり
◇多様性を尊重し包摂する地域文化

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防
◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出
◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

◇就労や社会参加の場や機会の提供
◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

環境

産業

交通

……

出所：厚生労働省資料

日本の人口の推移について

○　日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

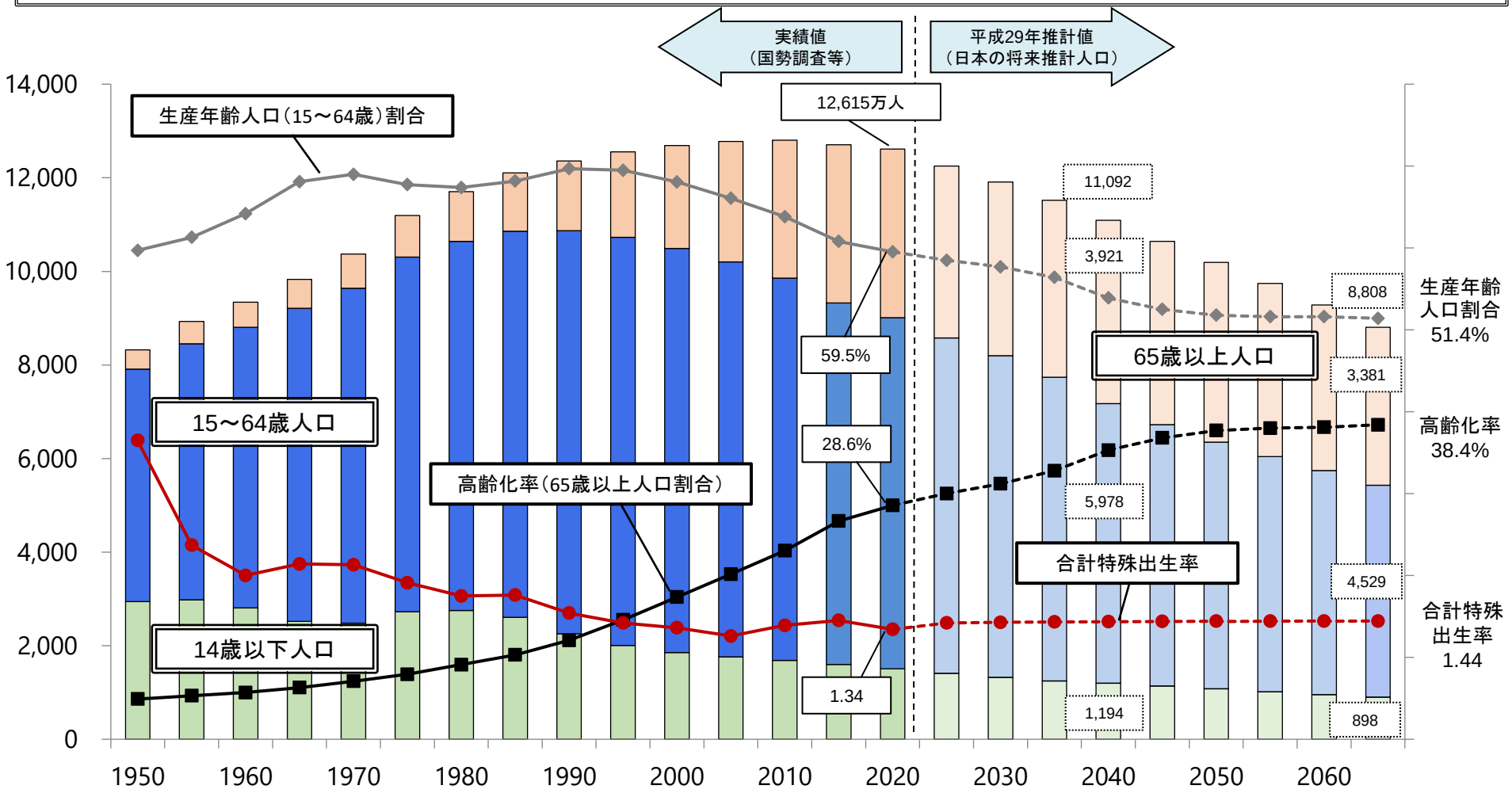

出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

出所：厚生労働省資料

65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移について

○ 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯。
○ 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。

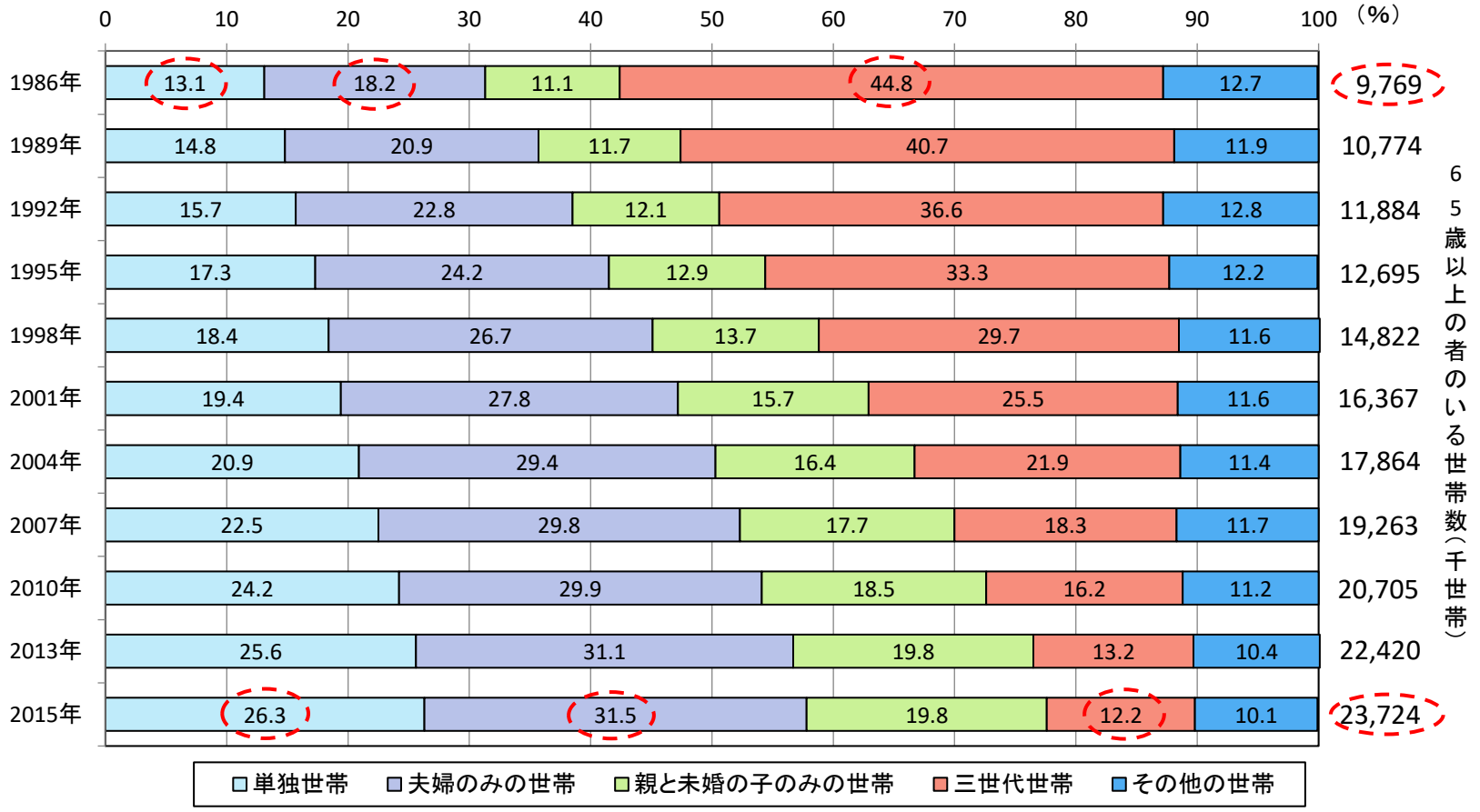

（出典）厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」
（注）1．1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2．「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

出所：厚生労働省資料

障害者の高齢化について

○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また障害者の高齢化が進んでいる。

65歳以上の障害者の割合	46%→52%	
うち身体障害者の割合	62%→74%	（平成18年→平成28年（在宅）30年（施設））
うち知的障害者の割合	4%→16%	（平成17年→平成28年（在宅）30年（施設））
うち精神障害者の割合	34%→39%	（平成20年→平成29年）

平成20年等

障害者総数　744．2万人（人口の約5．8%）
うち65歳未満　54%
うち65歳以上　46%

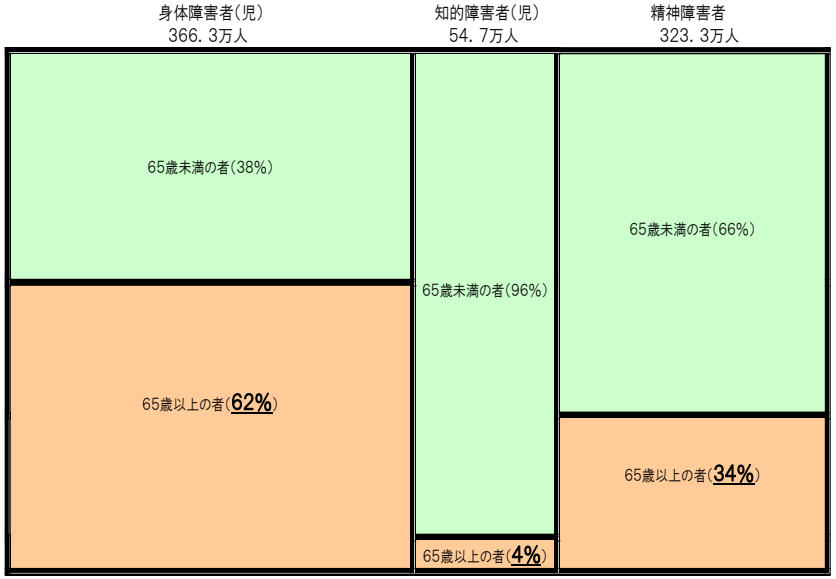

平成30年等

障害者総数　964．7万人（人口の約7．6%）
うち65歳未満　48%
うち65歳以上　52%

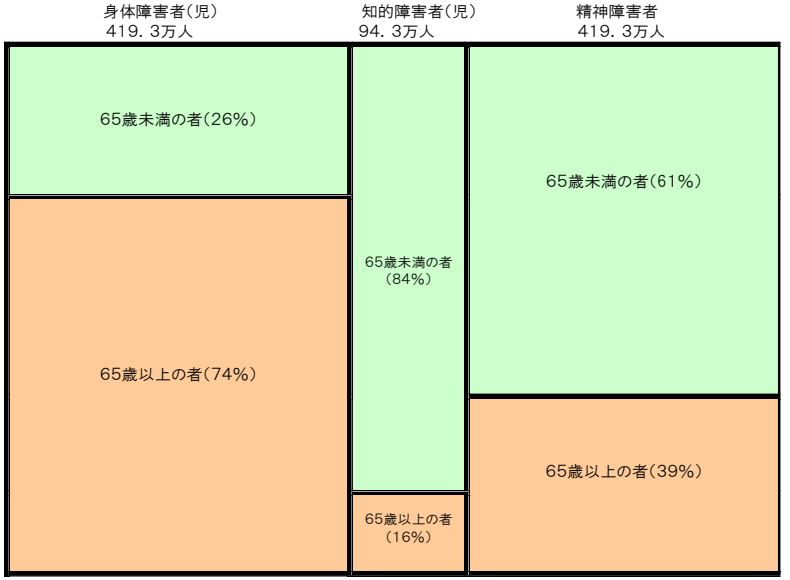

※身体障害者（児）数は平成18年の調査等、知的障害者（児）数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
※難病患者等のうち、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）のいずれにも該当しない者の数は含まない。（右図同様）
※社会保障審議会（障害者部会）第68回（2015年7月24日）「高齢の障害者に対する支援の在り方について」資料より抜粋。

出典　在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成28年）、施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成30年）、在宅精神障害者及び入院精神障害者：厚生労働省「患者調査」（平成29年）
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
※施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
※年齢別の身体障害者（児）及び知的障害者（児）数は在宅者数（年齢不詳を除く）での算出。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

出所：厚生労働省資料

精神障害者における日常的な金銭管理支援の需要の増大

○　日常生活自立支援事業の令和3年3月末現在の実利用者数は56,761人となっている。

○　1年間の新規契約件数は平成28年度以降減少傾向にあり、終了件数の増加と相まって実利用者の伸びは鈍化している。

○　利用者の内訳では、精神障害者の割合が増加傾向にあり、意思決定支援、日常的な金銭管理支援の需要が高まっていることが伺える。

日常生活自立支援事業の実利用者数・利用者内訳の推移

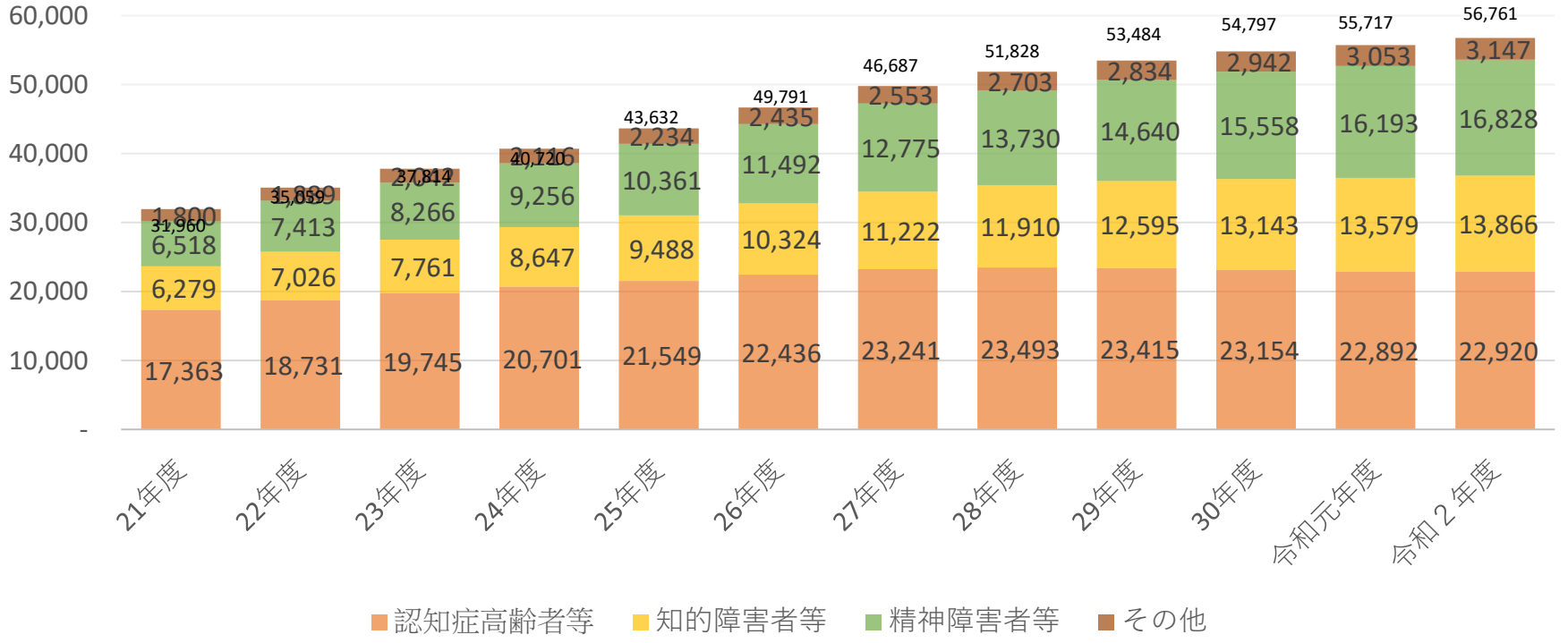

（出所）社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 調査結果より

出所：厚生労働省資料

成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の必要性について

○　これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。

○　一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。

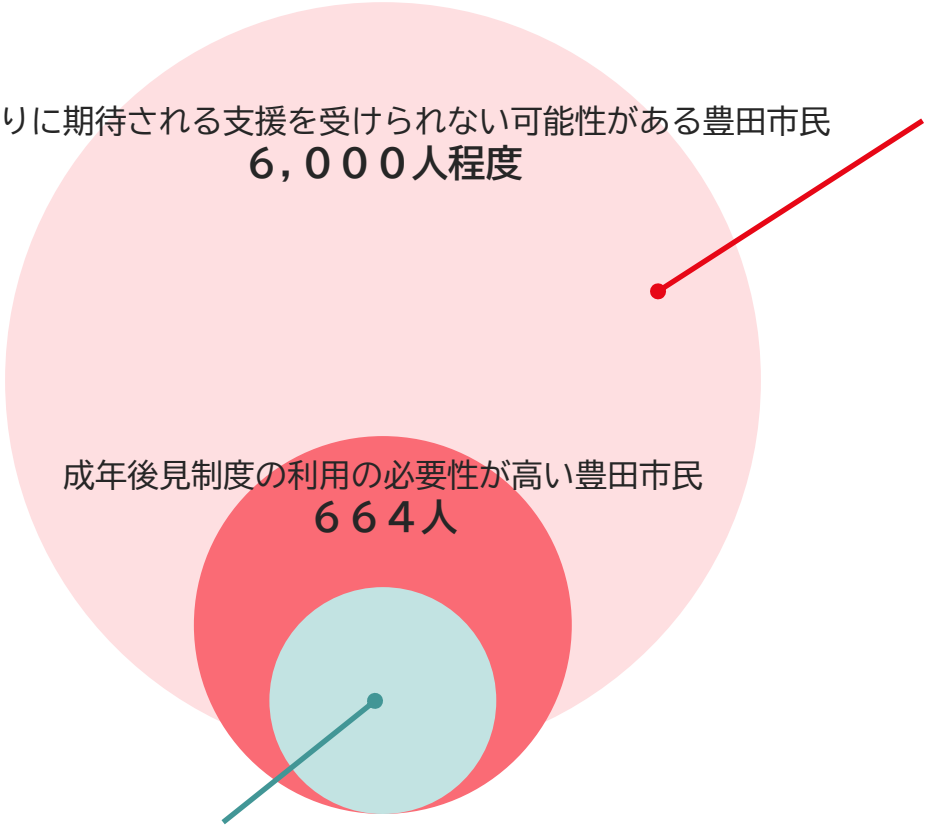

■　具体的に生じ得る課題

- 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

■　現在の対応策と対応する上での課題

○　**家族や親族による支援**
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている

○　**民間サービスの利用**
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい

○　**日常生活自立支援事業の利用**
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない

○　**成年後見制度の利用**
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多

○　**行政による緊急対応・死後事務対応**
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定

（出所）豊田市による推計結果及び「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」並びに身寄りのない市民への支援あり方検討部会検討内容より豊田市作成。

「利用促進」とは？

◆推進し、達成されるべきこと:
判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」
※　成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための　選択肢・手段

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第２９号）　（抄）

（目的）

第１条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

成年後見制度の概要と利用促進の取組経緯

1. 制度の概要

○ 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

○ 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

○ 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法（議員立法）が成立。
平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の５年間）を閣議決定。

※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和3年末時点で約24万人。

○ 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

3. 基本計画の見直しについて

○ 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。

○ 専門家会議6回（3つのWGで合計13回）の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施（12月22日公表）。
令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方
～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

豊田市 TOYOTA CITY

○　地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、＊住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、＊障害の有無にかかわらず＊尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で＊支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○　第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、＊本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、＊「権利擁護支援」を位置付けた。

① 地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における＊本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。
② 意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための＊支援活動。

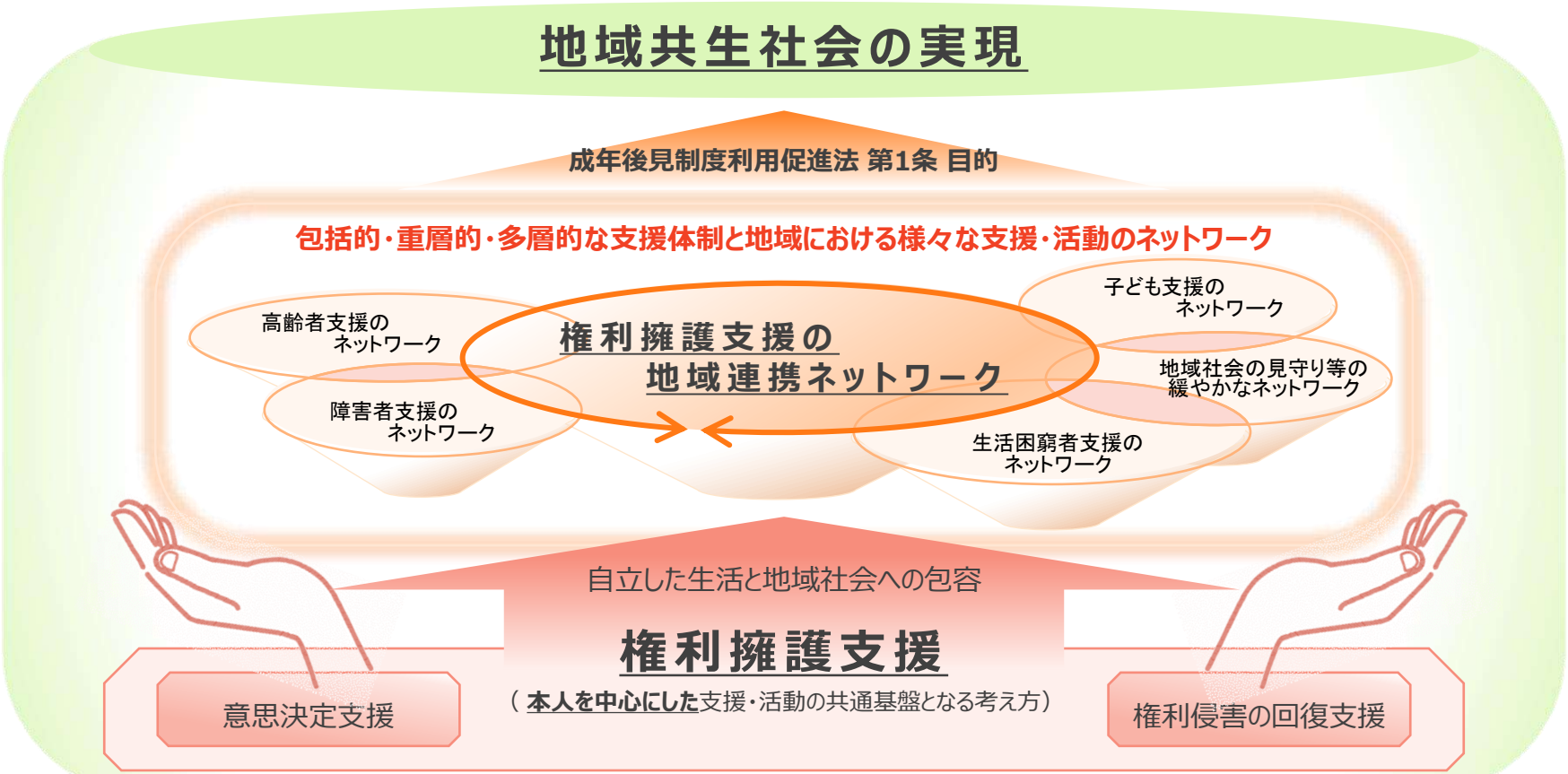

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室の資料に、豊田市安藤加筆。

豊田市成年後見支援センターの支援ノートより

アキ子さんは80代後半の女性です。ご主人との結婚を機に、豊田市に引っ越してきてから50年以上が経ち、明るい街並みと緑豊かな自然あふれる豊田のまちが大好きです。

結婚後、すぐに子宝に恵まれましたが、生まれた子どもは手足が不自由でした。アキ子さん夫妻はその子を大変かわいがり、アキ子さんも一生懸命子育てに励げみました。あたたかい家庭を築いたアキ子さんでしたが、子どもが小学校に進学する前に、大切なご主人が突然亡くなってしまいました。

それでも、アキ子さんはめげることなく、近所の方や友人の声掛けや協力などもあり、子どもと充実した暮らしを送ってきました。

それから、何十年も幸せな日々が続きました。

アキ子さんが80歳を迎えた頃、50歳になった子どもにも先立たれてしまいました。地域の方によれば、突然の出来事であり、その悲しみや嘆きは見ていられないほどの様子だったとのことでした。

それからというもの、アキ子さんは世間と一線を引くような暮らしを始めました。

やがて、大声で叫んだり、徘徊を繰り返すなど、近所の方はとても心配していましたが、アキ子さんに声をかけることすらできないようになっていきました。

ある日、同じ地域の民生委員が困りごとを聞きに自宅を訪ねましたが、玄関を開けてもらえず、民生委員は地域包括支援センターに相談することにしました。地域包括支援センターは何度か訪問し、やっと玄関を開けてもらえるようになりました。すると、家の中はゴミだらけ、台所は食事を作れる状況ではなく、顔も洗わず、お風呂に何か月も入らず、困りごとを尋ねてもアキ子さんは「帰れ」としか言いませんでした。

アキ子さんは、汚れた大きなぬいぐるみを片時も離さず、話しかけ、抱きしめて毎日を過ごしていたのでした。

【出典】豊田市成年後見制度利用促進計画（2020.3）
https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1038044.html

その後すぐに、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、市役所、そして成年後見支援センターが集まり、アキ子さんを支援するチームを作り、もう一度自分らしく生活してもらうための話し合いをしました。

みんなで色々と確認し合うと、アキ子さんは病院の受診や服薬をしていませんでした。生活費は皆目わからず、年金も管理できておらず、通帳や印鑑、財布、保険証もすべて紛失していました。料理や掃除を手伝ってくれる人もいませんでした。

支援者のチームは、アキ子さんと何度も何度もどう生活していくのかを粘り強く話し合いました。そして、アキ子さんの強い希望であった「この子（ぬいぐるみ）と一緒にいたい」という思いを尊重することを第一に、支援を受け入れてもらえることになりました。

アキ子さんの生活全般の支援をどうしていくのかを地域包括支援センターが考え、病院の受診は認知症初期集中支援チームが支援しました。また、様々な支援サービスの契約や病院の支払いなどお金の管理も必要であることから、成年後見制度を利用することになり、成年後見支援センターは成年後見人が選ばれるまでに必要な調整と、誰がアキ子さんの成年後見人になるとよいかを専門職と一緒に検討し、市役所が具体的な手続きを行いました。

その後、アキ子さんは成年後見人と支援者のチームの手助けを受けながら、地域での生活で少しずつ笑顔を取り戻すようになりました。

現在、アキ子さんは足腰を悪くしてしまったため、施設で生活することになりましたが、普段は施設の職員や他の利用者とレクリエーションなどをして過ごしています。時折、成年後見人が会いにきてくれて、その時にする何気ない会話も楽しみにしています。

きれいになった大きなぬいぐるみが優しい瞳で見つめる先には、ほほ笑みを浮かべながら、もう一度穏やかに暮らしているアキ子さんが映っているのです。

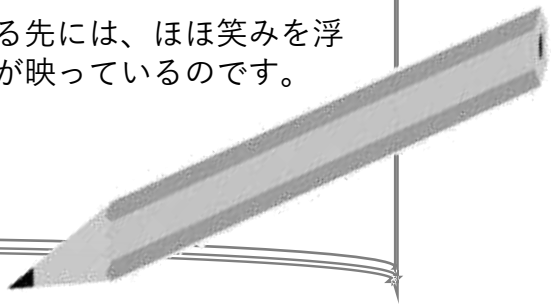

【出典】豊田市成年後見制度利用促進計画（2020.3）
https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/kenkou/1038044.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

○　市町村は、促進法第１４条第１項に基づき、取組方針として、市町村 計画を定めるものとする。

○　市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する 個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携 を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。

役　割

○地域連携ネットワークづくり（包括的）
（協議会及び中核機関の整備・運営）

○権利侵害回復支援における主体的取組

○市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施

○担い手の育成・活躍支援
→　都道府県と協働

○市町村計画の策定

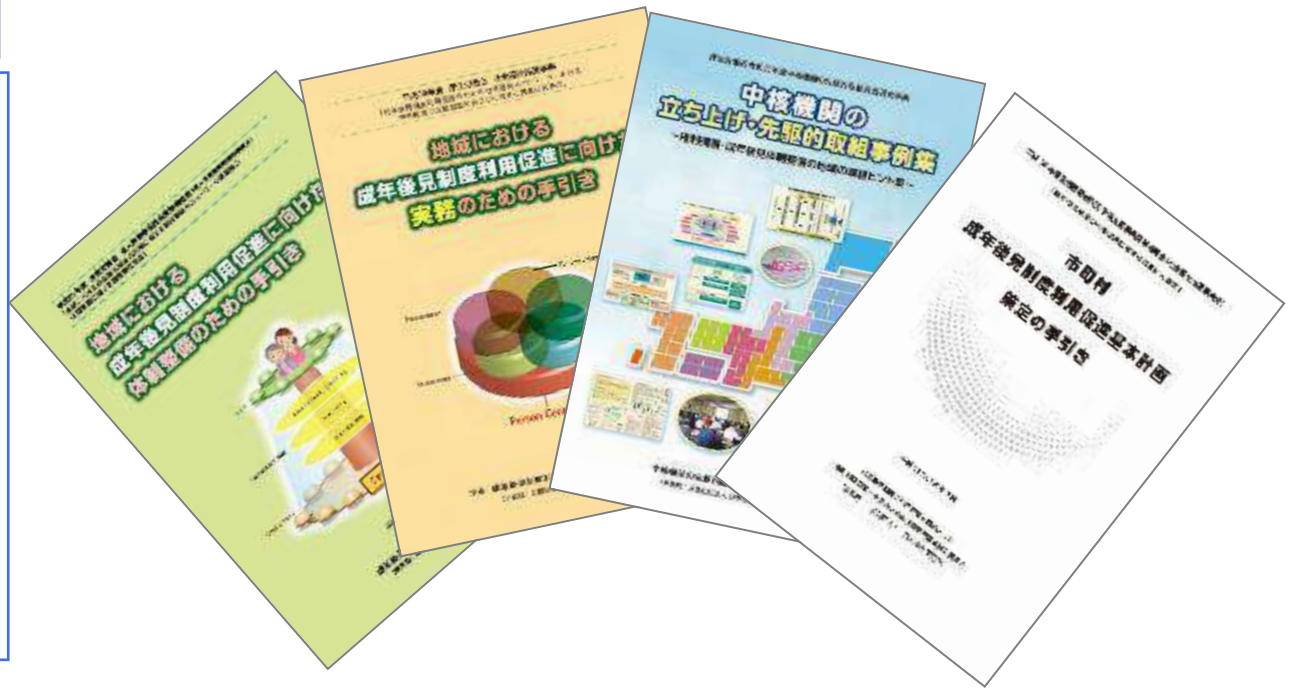

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○　権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

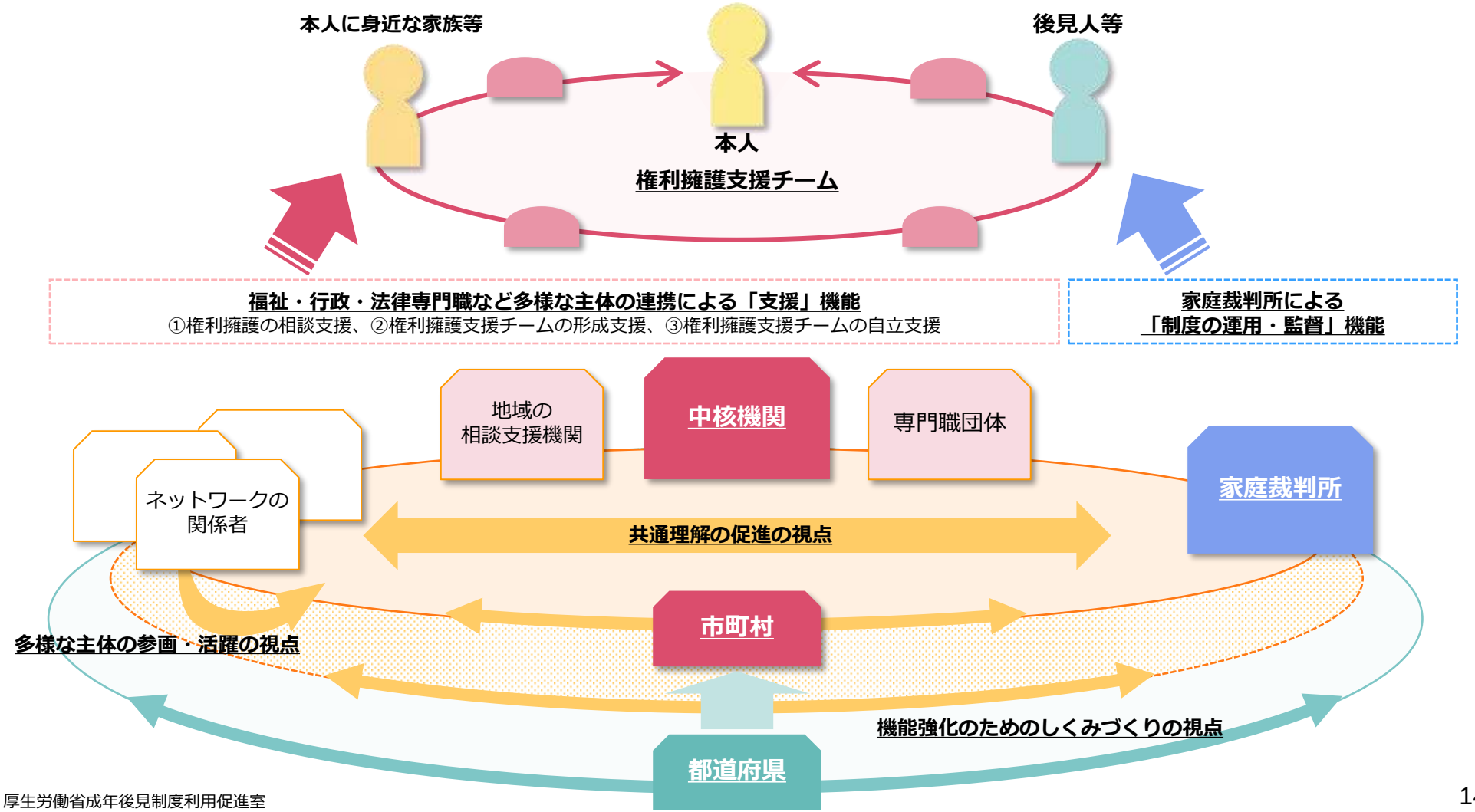

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

「権利擁護支援チーム」とは何か？

○　**権利擁護支援が必要な人を中心に**、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、**必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、**必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり**、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

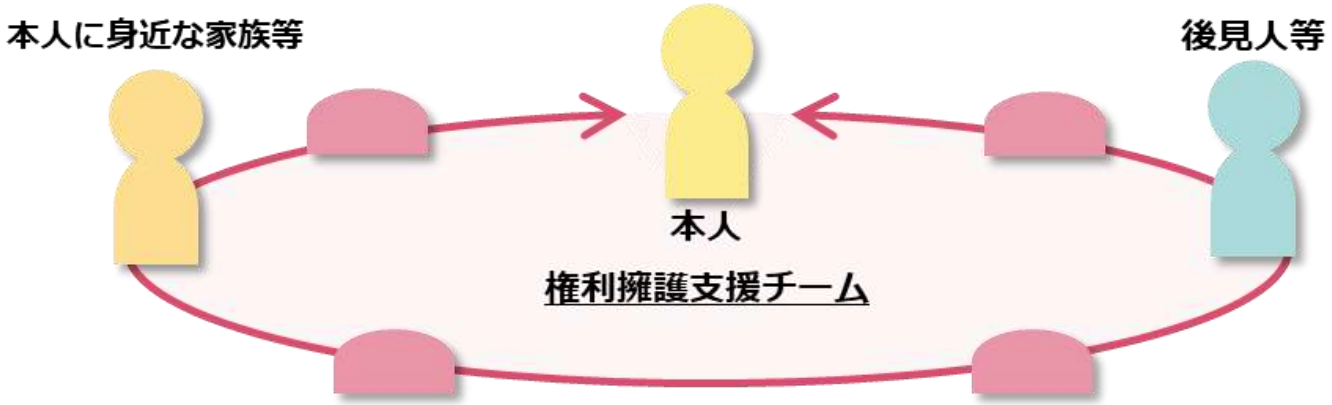

メンバー例	本人、本人に身近な家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、日常生活自立支援事業専門員・支援員、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、成年後見人等　など
エリア	日常生活圏域など

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

第二期計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

○　地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。

○　地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

○　国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画における中核機関の役割

○　本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。

○　専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営を等を行い、関係者のコーディネートを行う。

第一期計画における中核機関の整備

○　これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

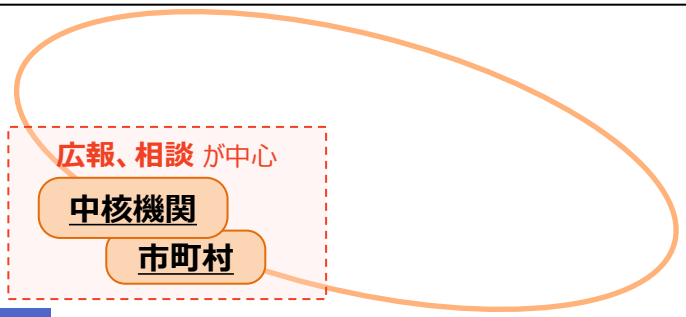

課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

○　人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。

○中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

第二期計画における中核機関のイメージ

○　中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能効強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。

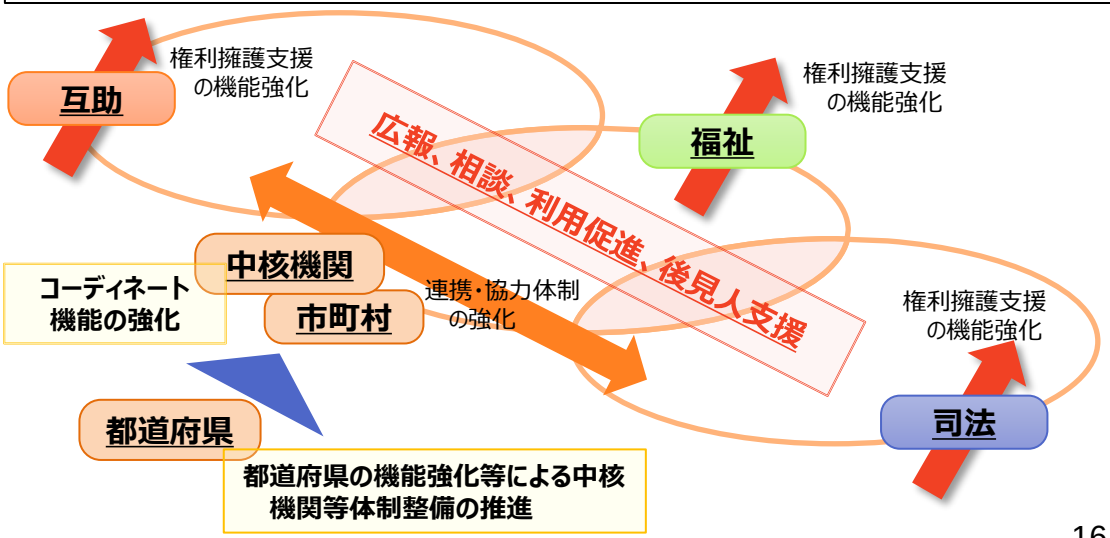

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

地域連携ネットワークの機能
～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

○　地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う３つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①「権利擁護の相談支援」機能** ○　各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 •本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 •成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 •成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	**①「制度利用の案内」の機能** •本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやＤＶＤ等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②「権利擁護支援チームの形成支援」機能** ○　中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 •権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 •適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） •権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	**②「適切な選任形態の判断」の機能** •権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	**③「権利擁護支援チームの自立支援」機能** ○　中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 •チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） **＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞** •後見人等やチーム関係者などからの相談対応 •チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	**③「適切な後見事務の確保」の機能** •後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 •必要に応じた指導や指示、監督処分 •権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
～連携・協力による地域づくり～

○　権利擁護支援を行う３つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の３つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。
（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための**「共通理解の促進」の視点**
イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための**「多様な主体の参画・活躍」の視点**
ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための**「機能強化のためのしくみづくり」の視点**

			「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組（全国各地で共通して実施することが望ましいもの）		
			ア 「共通理解の促進」の視点	**イ「多様な主体の参画・活躍」の視点**	**ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点**
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	←	• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） • 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	• 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 • 中核機関と各相談支援機関との連携強化	• 各相談支援機関等の連携のしくみづくり • 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり • 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	←	• 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	• 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 • 専門職団体による専門職後見人の育成	• 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり • 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	←	• 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 • 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	• 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 • 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室

令和５年２月３日（金）
中核機関の役割と実務研修

愛知県東海市における成年後見制度利用促進の現状と課題について

愛知県東海市　福祉企画調整室
井上　綾

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

愛知県東海市について

1　市制施行
　昭和４４年４月１日
2　面　積
　４３．４３km²
3　人　口（令和４年４月１日現在）
　１１３，９３１人

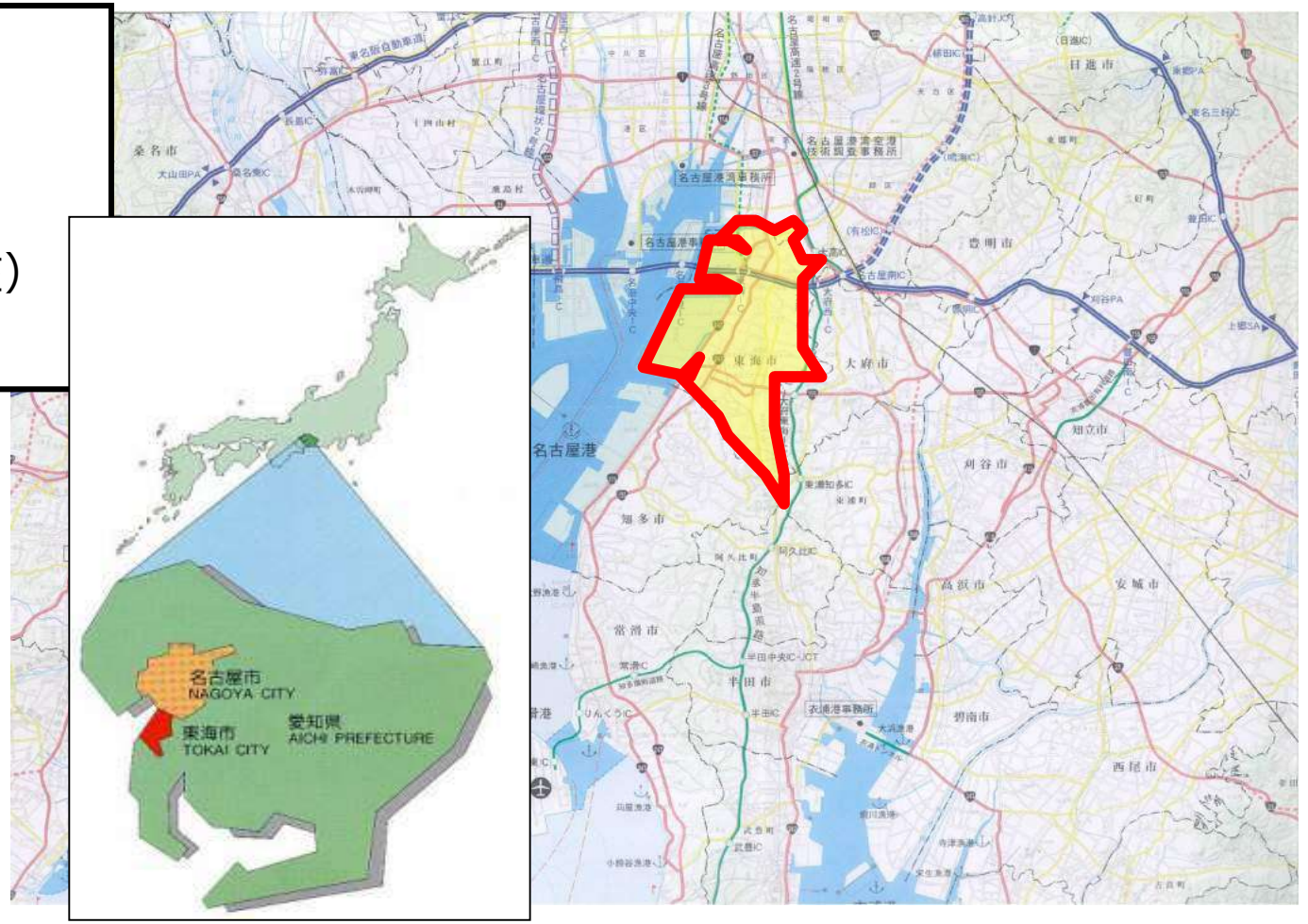

陸　名古屋高速３・4号線
伊勢湾岸自動車道
知多半島道路

海　名古屋港

空　セントレア

東海市の概要

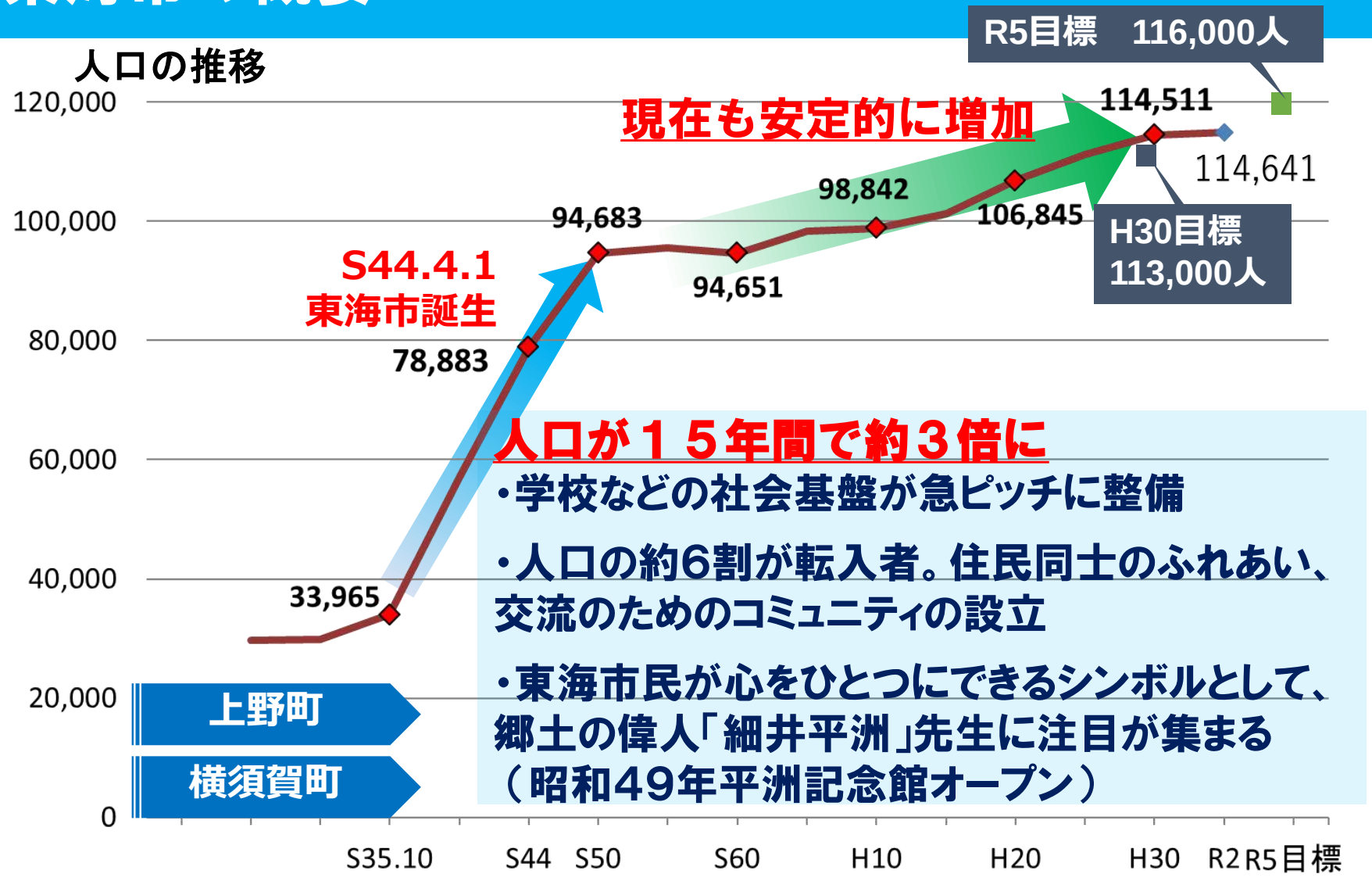

昭和44年以前は、上野町・横須賀町の人口の合計（国勢調査）、昭和44年以降は住民基本台帳による

「ものづくり愛知」を支える東海市

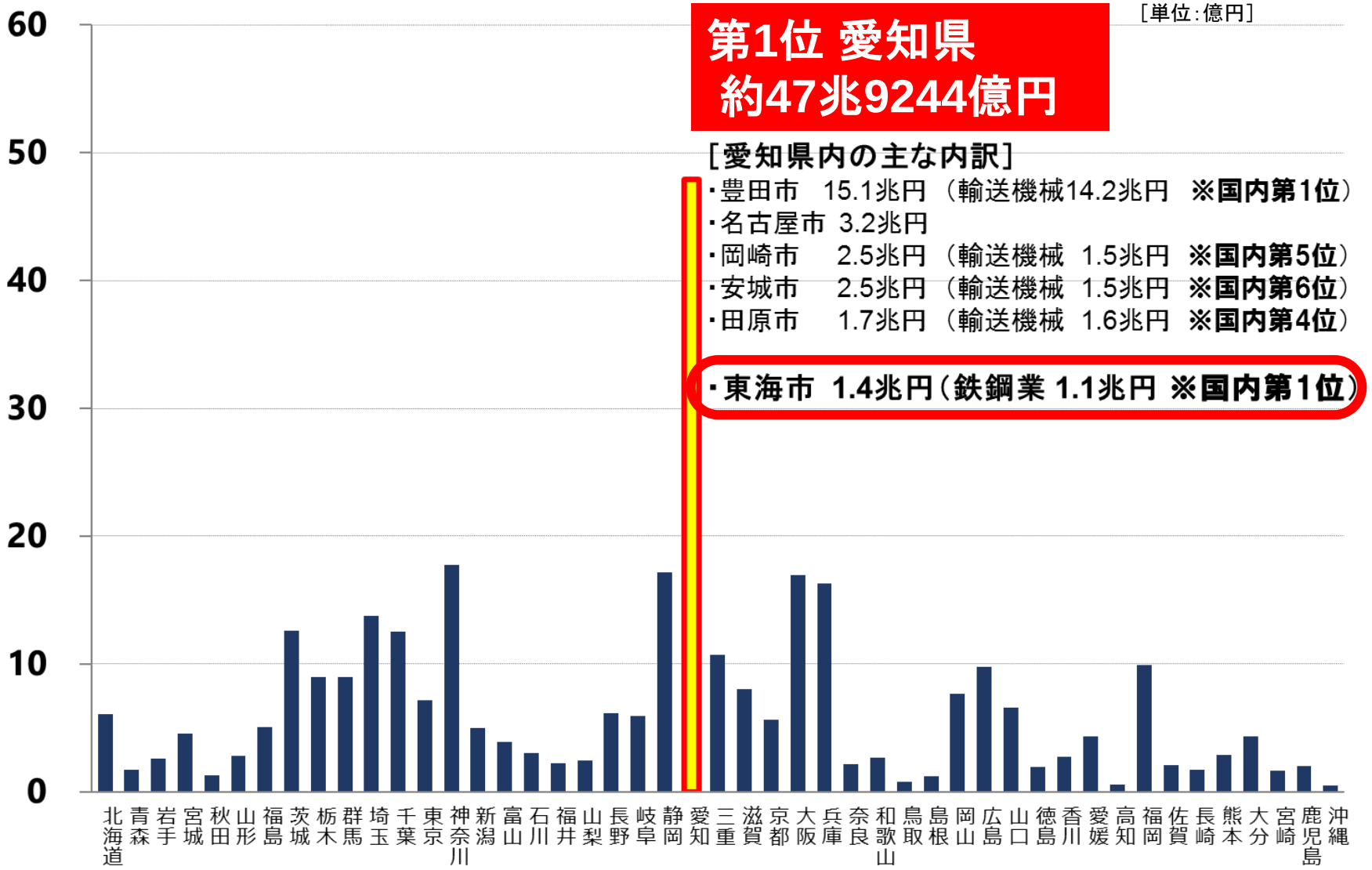

2020工業統計調査（確定値）

東海市の人口ピラミッド

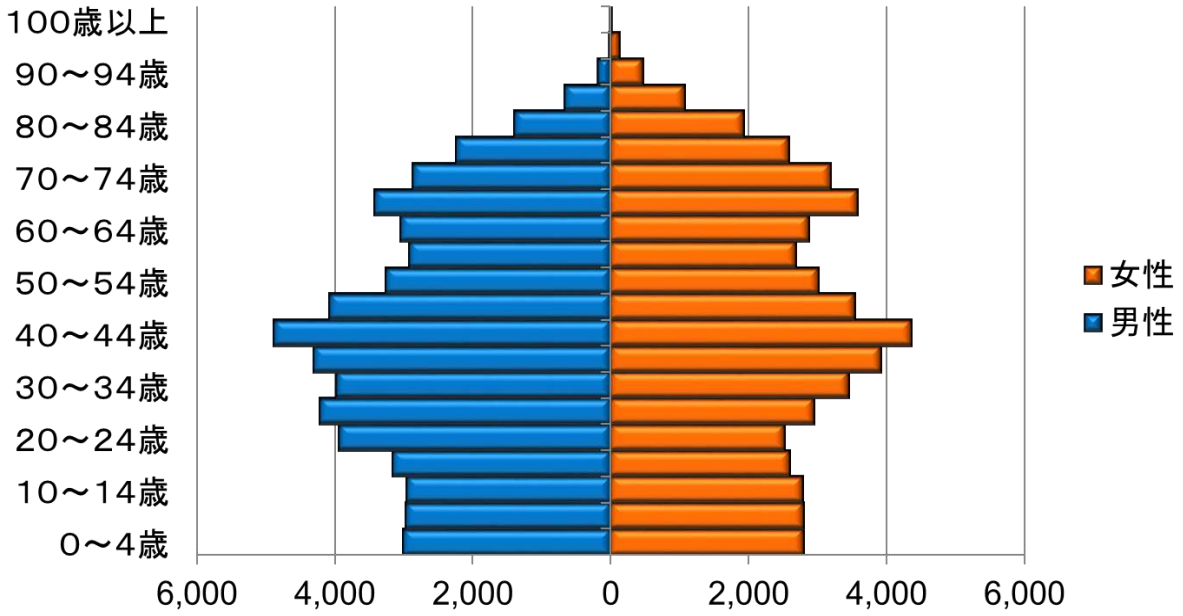

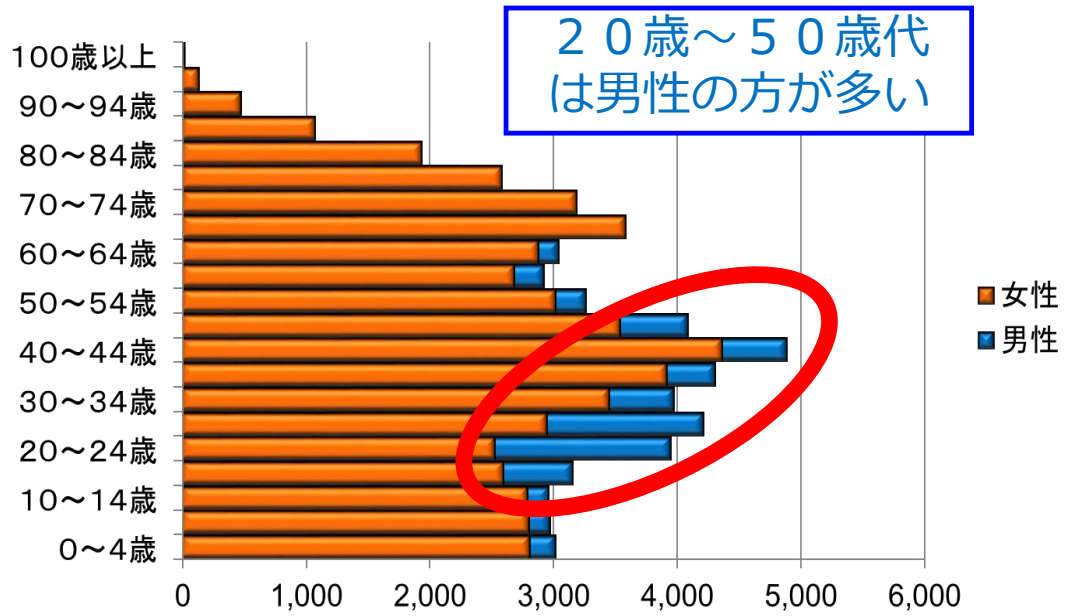

資料:東海市の統計(令和２年度版)　※データは平成27年10月1日現在（国勢調査）

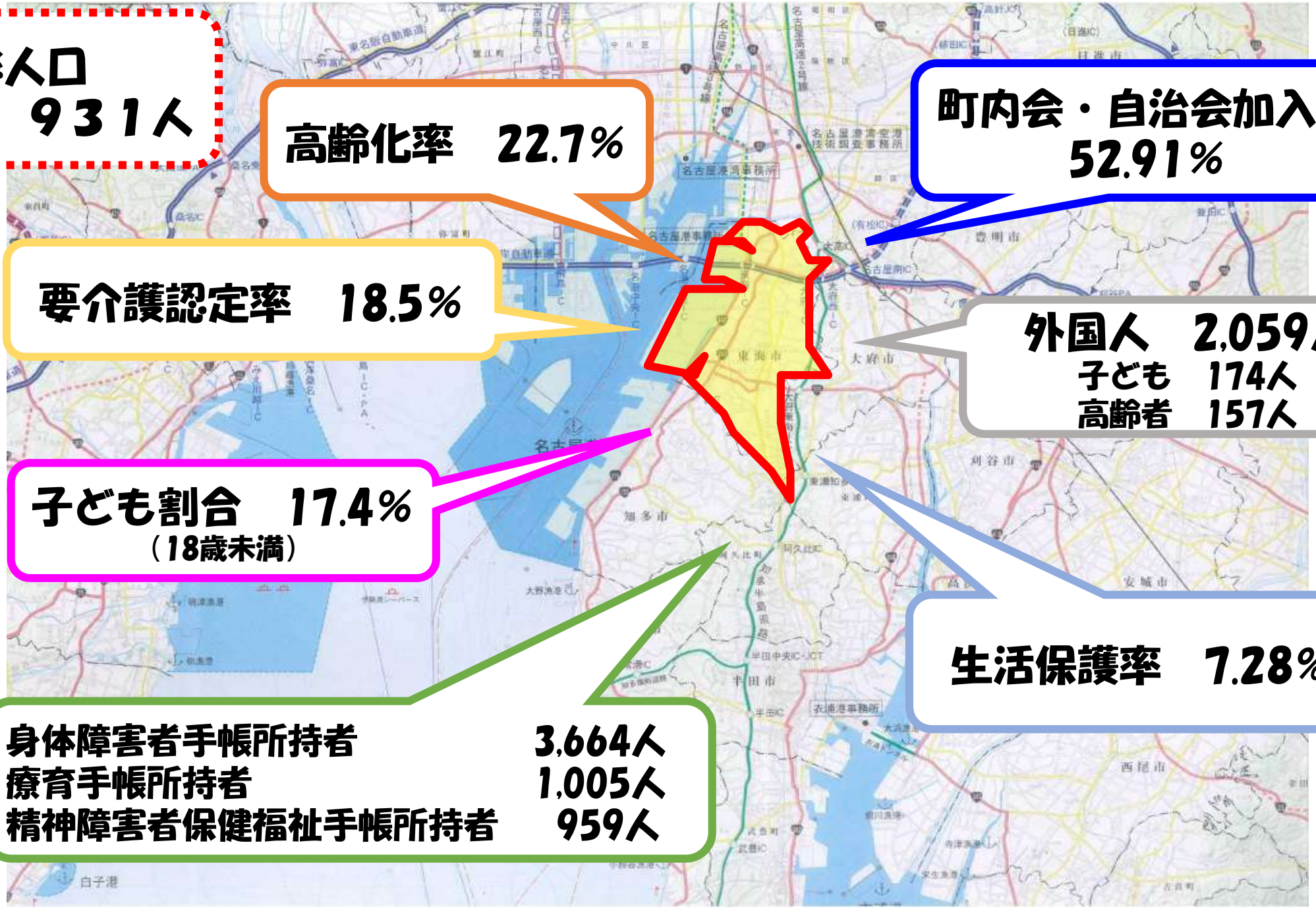
総人口
１１３，９３１人
高齢化率　22.7%
町内会・自治会加入率
52.91%
要介護認定率　18.5%
外国人　2,059人
子ども　174人
高齢者　157人
子ども割合　17.4%
（18歳未満）
生活保護率　7.28‰
身体障害者手帳所持者　3,664人
療育手帳所持者　1,005人
精神障害者保健福祉手帳所持者　959人

R4.4.1現在

成年後見センターを広域で実施するに至った経緯

- 平成２０年（2008年）４月から、知多半島５市５町で、委託スタート
- 平成１９年頃から、知多半島内の担当部課長での話し合いを行った。
- センターがあれば、認知症等により制度を活用する必要はあるが、後見人を引き受ける親族がいなかったり、後見報酬を支払うことが できない対象者（生活保護、年金生活者等）を支援することができる！
- 報酬を支払うだけの財産はあっても、いわゆる困難ケースで支援が難しいため、受け手がいない方にも支援ができる！
- しかし、直営でやるには専門的知識も必要であること、単一の自治体だけで実施をお願いするには、事案が（当初は）そこまでない。

→５市５町の協定で、ＮＰＯ法人に委託をしよう！

実際のセンターとの関わりなど

- 年３回の運営委員会（課長級）と、２回の担当者会議を開催しており、センターの相談実績や事業内容についても報告を受けている。
- 成年後見制度利用促進計画策定も、広域で検討を行い、策定をした。
- 必要に応じて、センター職員が会議に参画してくれたり、財産管理と身上監護のみでなく、本人の不利益にならないように支援をしてくれている。
- 法人後見の育成のために、社会福祉協議会とも連携している
- 中核機関になる前から、中核機関の業務をしてきていた

第１期　知多地域成年後見制度利用促進計画

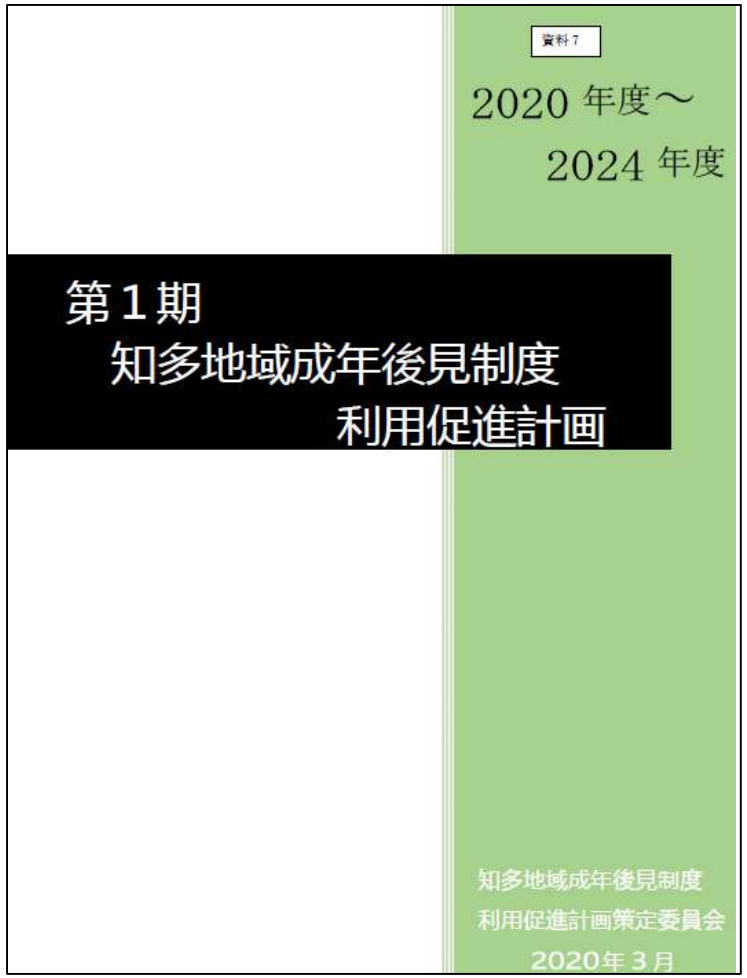

- 日本福祉大学の平野隆之教授に座長を務めてもらい、５市５町の行政担当者が参画し、利用促進計画を策定した
- ４つのワーキングを実施しており、行政、社協とともに検討を進めている
- 中でも少し新しいのは「ライフエンディング事業」（おひとりさまの支援）
- 虐待の相談ホットライン

広域でセンター委託をしているメリット

- 前提として、職員の異動がない。直営で実施が難しいのは、行政職員の異動・・・センター業務は、本人の代理として行うため、法律に関連する業務も多く、なかなか３～５年で異動する職員では難しい。
- スケールメリットあり。例えば、人口規模が小さな町では事案が年１回かもしれないが、人口規模が大きいと、案外起きている事案だったりして、職員は良い意味で「なれた」対応ができる
- 広域で委託＝ある程度の人件費が担保される　ため、「センター」という組織として、受任者の対応ができる
- 運営委員会や担当者会議が定期的にあるため、他市町の状況を把握することができる
- 「負担金」なので予算確保がしやすい（担当私見）そして、単市で予算化するより安価である

広域でセンター委託をしているデメリット

- 単一の市町だけで、コトが決められないため、大きく動かそうとすると時間がかかるし、イチ自治体だけの意見が通らない
  →やりたいことがあれば、運営委員会を待たず、確認すれば良いのですが・・・
- 事務所が近くにない
  →巡回相談や随時相談で訪問してくれるので問題ないです
- 幹事市の負担がある
  → そのため、町には幹事は回らないように当初から申し合わせをしています
- あまり受任してもらっていない自治体からすると、負担金が高く感じられる
  → そのため、人口割・均等割・受任割で負担金を設定した

まとめ

- 一番大きなメリットとしては、専門的知識が蓄積されているということと、断らない支援をしていること
- 後見報酬頼みの委託ではないため、しっかり職員を雇い、動ける体制を取ってくれているため、行政としてのメリットは大きいと感じています
- 何より、職員が困るというよりも、市民が困らない体制を作ることが大切
- 重層的支援体制整備事業でも知多地域権利擁護支援センターには、部会員として参画してもらっています
- 権利擁護支援センターと名乗るずっと前から、権利擁護を推進してくれています

地域包括ケア推進計画に位置付けた重層的支援体制整備事業（愛知県東海市）

自治体概要R4.4.1現在
人口 113,931人
面積 43.43㎢
高齢化率 22.7%
小学校数 12校
中学校数 6校

●「**0歳から100歳までの地域包括ケア**」をめざして、地域包括ケア推進計画を策定し、その中に重層的支援体制整備事業について位置付け、地域共生社会の実現を目指す。（地域包括ケアシステムの普遍化）
●医師会を始めとした**三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の協力、多様な分野の事業所などの協力**を得ながら、**地域住民と**ともに話し合いを進めている。（多職種連携と地域連携の推進）
●知多地域権利擁護支援センターの運営など、知多半島圏域（保健福祉圏域）の**広域**で協力し合える関係性ができている。
●**身近なコミュニティ**での活動の組織化や推進を庁内連携、社協との協働で行っている。

地域包括ケアシステム 事業推進組織体系イメージ図

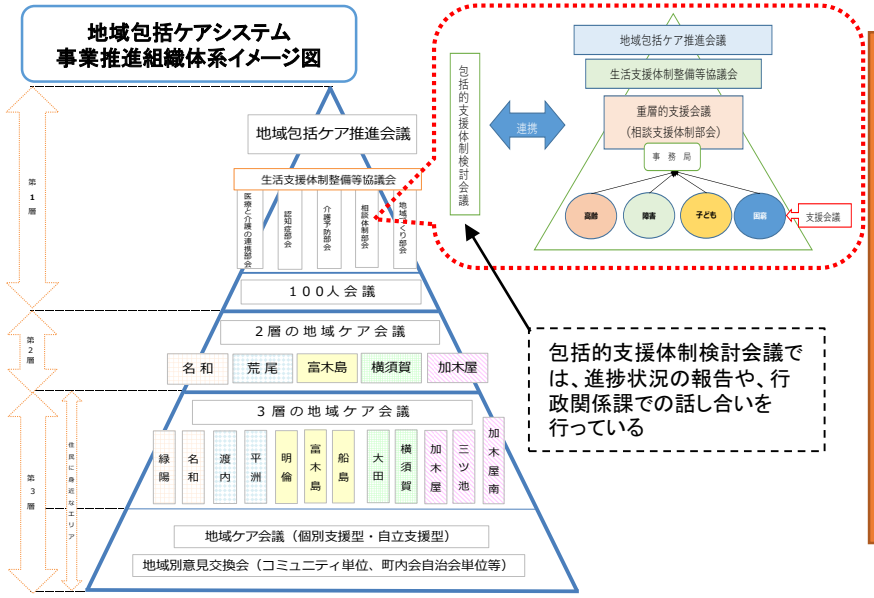

包括的支援体制検討会議では、進捗状況の報告や、行政関係課での話し合いを行っている

重層的支援体制整備事業

●第２次地域包括ケア推進計画に、重層的支援体制整備事業を位置づけ
●相談窓口を一本化せず、高齢、障害、子ども、生活困窮といった既存の相談窓口を活用しながら、相談を受ける体制
●重層的支援会議は、地域包括ケアシステム構築に向けた相談支援体制部会で、原則的に定例開催としている。
●地域包括ケアシステムの構築から進めているが、当初より高齢者に限らず全世代を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しているため、大きな混乱はなかった
●アウトリーチは、常設のひきこもり支援センターとタイアップしながら、取り組みを進めている
●地域づくりは、生活支援コーティネーターを中心に取り組みを進めている。
●主に第３層で実施する地域別意見交換会には、地域の方と専門職が一同にわがまちの話し合いをしている

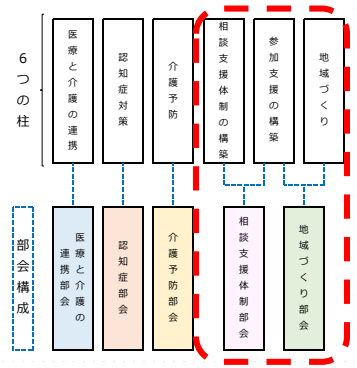

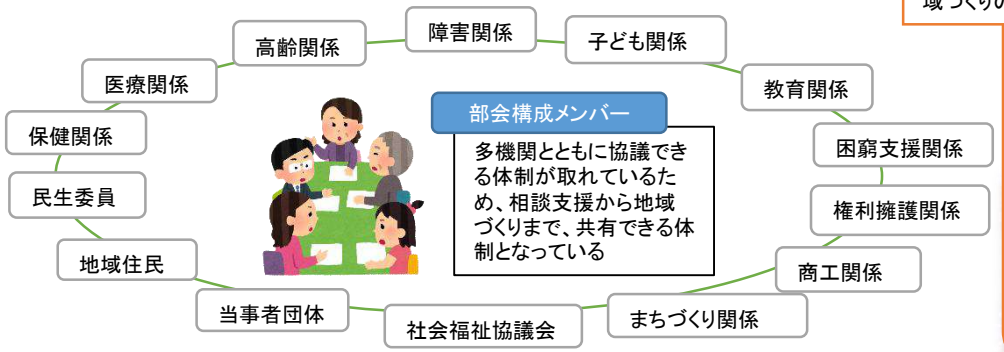

部会構成メンバー
多機関とともに協議できる体制が取れているため、相談支援から地域づくりまで、共有できる体制となっている

住民と対話をしながらの地域づくりの様子

100人会議
市域での多職種意見交換会

地域別意見交換会

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

知多地域の中核機関と法人後見

～実態から見えてきたもの～

2023年２月３日
特定非営利活動法人
　　知多地域権利擁護支援センター　　理事長
全国権利擁護支援ネットワーク　事務局長
今井　友乃

知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH（グループホーム）

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長（私）、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

どこを成年後見の受け皿とするか？

継続性・複数の目での監視体制　→　　個人より法人

利益相反の考え方　→　　福祉の直接サービスを
していない団体

ちょうどいい団体があった

ＮＰＯの中間支援団体

特定非営利活動法人　地域福祉サポートちた

（知的障害の若者が住むGHを経営している組織が相談を持ちかけた団体）

<u>知多地域における法人後見のスタート</u>

１　成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在　　知多地域権利擁護支援センター)

（１）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）として
- 平成19年11月　認可申請
- 平成20年　1月　認証
- 平成20年　2月　法人登記
- 平成20年　4月　本格的に事業展開
- 令和4年　　4月
  知多地域権利擁護支援センターと名称変更
  同時に中核機関として設置される。

（２）財源
- ＮＰＯ法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料　2,500万円（初年度）
  2,800万円（3年目より）　3,200万円（5年目より）
  3,900万円（7年目より）　4,500万円（9年目より）
  5,400万円（11年目より）6,000万円（13年目より）
  4市5町に変更　6,300万円（15年目より）

（３）職員体制

○ 正規職員　７名（社会福祉士等　男３、女４）

緊急電話当番制　２４時間、３６５日体制　一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

非正規職員　３９名配置（月１回から週５日まで）

（資格は問わず、信用性が担保できる人物）

（４）体制図

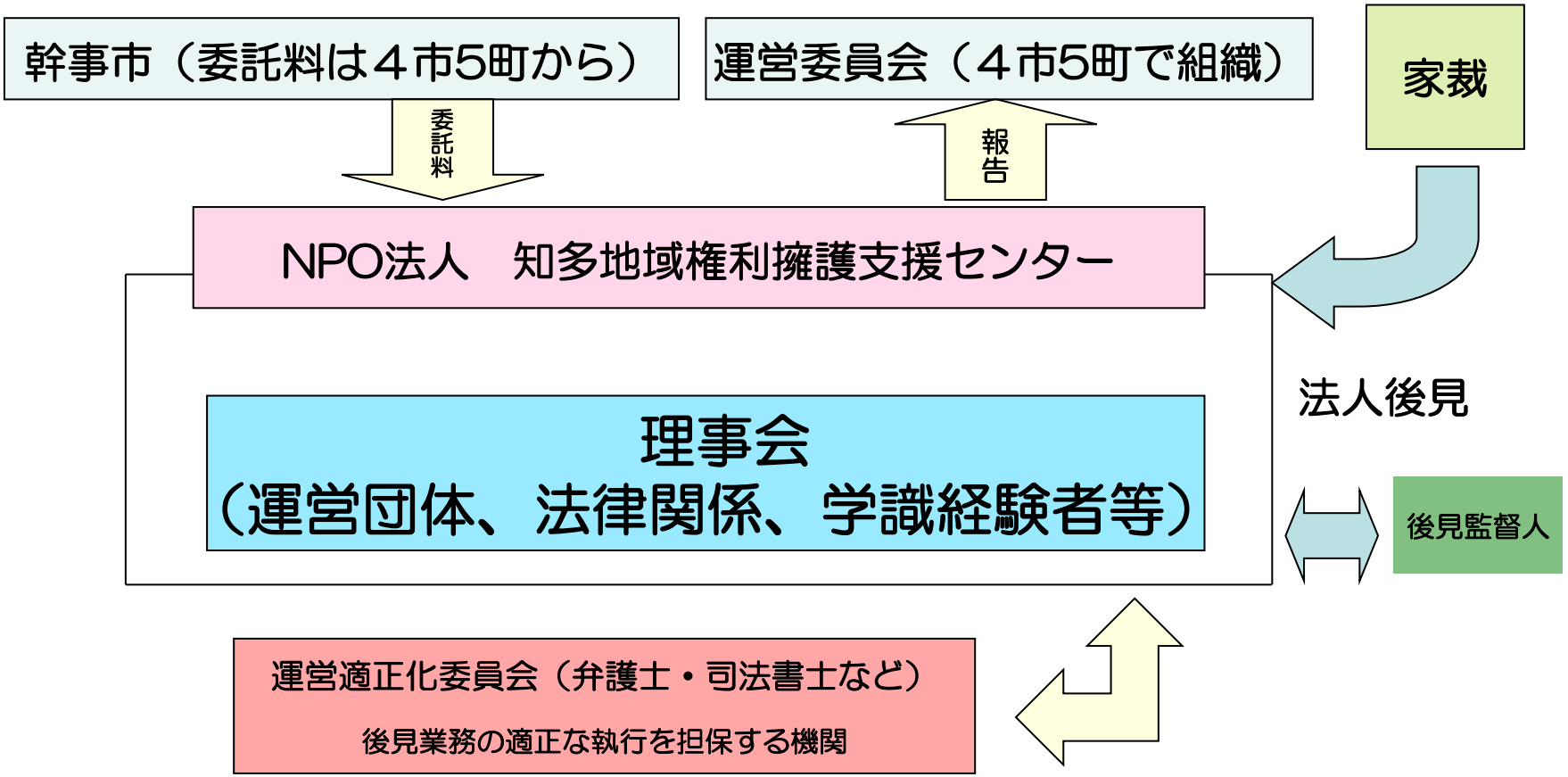

地域連携ネットワークのイメージ

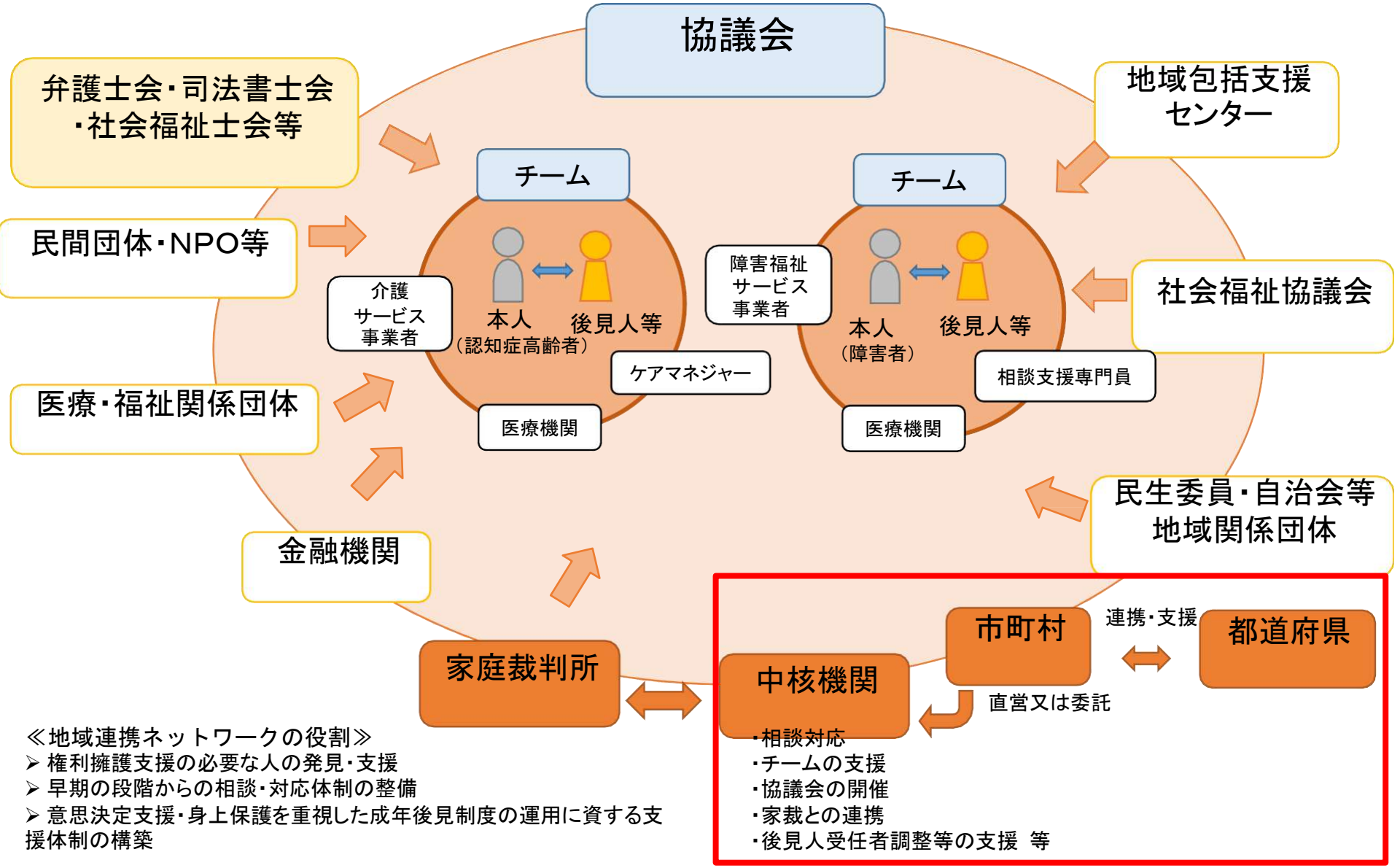

≪地域連携ネットワークの役割≫

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

≪地域連携ネットワークの機能≫

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

知多地域権利擁護支援センターの業務と現状

１ 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

（１）中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談

(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

（２）普及啓発

- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関した研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

（３）法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※( )内は死亡者を含む総数
  後見類型… 306件（677件）
  保佐類型… 195件（317件）
  補助類型…　54件（７６件）

	後見					保佐					補助					合計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院・施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座
  関係団体

- 行政職員研修
  毎年２回　行政職員向けの講座
  （対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
  行政が委託している包括支援センター、
  障害者相談支援センター等）

- フォーラム等の開催
  成年後見講演　専門学校講師　　渡邉哲雄氏
  成年後見講談　講談師　神田織音氏
  成年後見落語　落語家　桂ひな太郎氏
  成年後見寸劇　当法人の関係者による劇
  成年後見クイズ　関係者全員

- 年間相談件数　　５４４件

知多地域権利擁護
支援センターの特徴

知多地域での取り組み

第１期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第１期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した

知多地域成年後見センターが行ってきた実践から今後この地域に必要であることを計画立てて行います

１，　行政との関係性ができている

⇒行政との関係ができている。連携しやすい土壌がある。
困難ケースが多いため、多くの法人後見受任数により
頻繁に行政とケース会議を開催している。

２，　専門職との連携ができている

⇒運営適正化委員会(年４回)
弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士

弁護士会の年1回のセミナーを協働で開催している

３，　センター職員が知多４市５町で各種の委員を務める

⇒委員会に関わることで、地域に権利擁護の意識を
根付かせるきっかけになる。

４，地域住民への普及啓発がかなりできている。
⇒サポーター研修、ろうスクール、フォーラムなどによる
地域に根差した継続的な啓発活動

５，家庭裁判所との連携もできている。
⇒活動エリアと支部のエリアが同じである
支部の受任数の半数以上センターが受任している
セイフティーネットなので、
裁判所にとって、後見人が探せないことがない

６，　最初から地域福祉の視点がある
⇒権利擁護支援は地域福祉だから

後見人として仕事の内容に含まれないこと

・医療同意
・入院・入所の身元引受人、身元保証人
・介護や看護の事実行為
　　食事・排泄・入浴の介助
　　毎日の買い物支援
　　家事労働
　　外出支援・送迎など

例外で実際は、行っている⇒行政の委託なので、断らない相談をしている

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事①

・本人が中心の支援　本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？
人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。
破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限る続きます。

知多地域権利擁護支援センターが
支援をしていくうえで大切にしている事②

・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。
正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？
いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。
たくさんの人に相談しましょう。

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

湖南地域成年後見制度利用促進事業
～現在の取組と今後について～

守山市　健康福祉部　長寿政策課

主任　檜山　久美子

（社会福祉士）

湖南地域の状況

【湖南４市　構成】

草津市、守山市、栗東市、野洲市

【各市　人口】（令和５年１月１日時点）

草津市…１３８,３３６人

守山市…　８５,６１９人

栗東市…　７０,５６８人

野洲市…　５０,７００人

【特徴】

・滋賀県の中でも人口増加地域。古くより交通の要衝として位置づけられる。

地図出展：滋賀県HP

「湖南地域成年後見制度利用促進事業」について

【目的】

湖南地域に在住の認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が十分ではない市民の権利擁護を図り、安心できる地域生活を支えるため、高齢者および障害者とその家族等に対して、権利擁護や成年後見制度利用に対する専門的な相談・支援を実施することにより、高齢者および障害者等が権利侵害にさらされることなく、安心して暮らせる環境を構築することを目的とする。→地域の権利擁護支援を進める。

【主な事業内容】

・地域連携ネットワークの構築、広報・啓発、相談機能、成年後見制度利用促進、

　後見人支援　等

湖南４市＋「成年後見センターもだま」の５者で協定を結び、利用促進をともに行っていく体制をとっている。

湖南地域成年後見制度利用促進
これまでの経緯　～令和２年度以前～

【経緯】

・平成２４年度から湖南４市として、成年後見センターもだまへ、成年後見制度利用促進事業を委託。事業を開始する。

・平成２９年度　国で成年後見制度利用促進基本計画が策定される

・令和元年度～２年度　中核機関、協議会の設置に係る検討

成年後見制度利用促進に係る現状
～令和３年度～

国の「成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、中核機関を成年後見センターもだまに委託、協議会を設置。

●協議会設置目的

成年後見制度の利用の促進に関し、関係者間の協議、情報共有および連絡調整を図り、湖南地域において高齢者や障害者等の権利擁護を推進するため

●協議会構成メンバー

・学識経験者　・医師会　・滋賀弁護士会　・リーガルサポート滋賀支部
・滋賀県社会福祉士会　・滋賀県精神保健福祉士会

※オブザーバー：県、大津家庭裁判所

成年後見制度利用促進に係る現状
～今年度の取組について（１）～

①昨年度までの課題の整理

【昨年度までの課題】

・協議会、中核機関の役割、機能が不明確

・中核機関で取り組むべき事項の優先順位付けが共有できていない。

・湖南４市の権利擁護の仕組みをどのように作っていくか不明確　等

→湖南地域としての今後のあり方について再検討が必要

成年後見制度利用促進に係る現状
～今年度の取組について（２）～

②今後の取組のあり方について検討

湖南地域の目指す方向性について明確化する

→アクションプラン（仮称）の策定

【内容（現時点の予定）】

・湖南地域が目指す方向性　・行政の責務

・湖南地域の成年後見制度の利用に係る現状、背景

・湖南地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進に係る主な課題

・基本目標　・施策と具体的な取組

・中核機関、協議会、地域連携ネットワークの役割、機能の具体化　等

現状把握、課題抽出アンケートの実施について

・アクションプラン（仮称）をより湖南地域の現状に基づいた内容に
→湖南地域の課題を抽出するアンケートを実施

①専門職団体会員（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）
②相談支援従事者
・地域包括支援センター　・相談支援事業所（障害）　・居宅介護支援事業所
・市社会福祉協議会　・市各担当課（高齢、障害、生活支援関連）　等

令和５年３月に実施予定。

今後に向けて（まとめ）

・湖南地域について十分にアセスメント

→４市それぞれの特徴、強み、課題等（相談支援体制の違い等）がある。
　市として取り組むべきこと、広域で取り組むべきことの整理が必要。

・湖南地域としての強みを明確にして、活かしていく

・中核機関（成年後見センターもだま）と連携し、
　ともに地域連携ネットワークの構築に取り組んでいく。

２０２３年2月３日

全国権利擁護支援ネットワーク主催

中核機関の役割と実務　研修

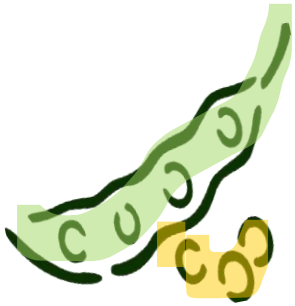

「特定非営利活動法人

成年後見センターもだま」の現状と課題

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

成年後見センターもだま

所長　竹村　直人

１．もだまの設立経緯

平成１７年１１月：　障がい者自立支援が平成18年10月に施行されるにあたり
障がい者支援施設「蛍の里」の家族会、職員、関係有志で
NPO法人で成年後見活動を行う会を発足

平成１９年２月　：　県の認証取得　（法人成立　平成１９年７月１８日）

平成２０年４月　：　守山市内で事務所を開設　（法人後見事業）

平成２１年４月　：　４市権利擁護・成年後見制度利用事業受託

平成２４年３月　：　もだまの事務所を草津市内に移転

平成２４年４月　：　４市成年後見制度利用促進事業の受託
（事業内容
成年後見に関する相談・申立て支援 ・ 広報・啓発　）

令和3年　湖南圏域中核機関の受託

もだま設立　15年

2．職員体制　　（２０２３年/1月　現在）

事務局長 （社会福祉士）	1	（非正規職員）
所　長 （社会福祉士）	1	（正規職員）
相談員 （社会福祉士）	3	２（正規職員）・１（非正規職員）
事務職員	2	２（非正規職員）

- 相談員 1名（正規職員）
- 事務職員 １名（非正規職員）
  (受任者財産管理事務)
  募集中！！

3．業務内訳

法人運営業務	事務局長・事務（非正規）法人総務・経理事務
相談（委託）業務	所長・相談員（正規）
啓発（委託）業務	所長・相談員（正規）
後見活動業務	所長・相談員（正規）・相談員（非正規）・事務局長
	事務（非正規）受任者財産管理事務等

４．もだまの活動内容

相談活動　（委託事業）
権利擁護・生活相談
成年後見制度利用相談
成年後見制度申立支援

啓発活動（委託事業）
講演会、研修会の開催
出前講座の開催
情報紙の発行

後見活動（法人自主事業）
法人後見等受任

５．相談活動　（委託事業）

①　成年後見制度に関する相談状況と相談者

	実人数	本人	家族	行政	地域包括	病院	介護事業所	障がい者支援事業所	施設等
H30	２０２	２	３５	２０	１０９	６	７	１９	４
R1	１９９	２	２７	１９	９２	１２	９	３１	７
R2	２３０	２	３１	２４	１１９	１５	６	２４	９
R3	２６０	２	４４	２５	１４２	１６	１０	１８	３

＊相談件数が、年々増加（R1コロナ禍が影響？）
＊4市とも地域包括支援線センターが身近な相談窓口になっている。
＊病院からの相談が増えている。

5．相談活動（委託事業）

②　相談から成年後見制度への申立て

	申立件数	類型			受任者					
		後見	保佐	補助	弁護士	司書士	社福士	親族	行政士	もだま
H30	56	37	15	4	4	21	13	8	0	10
R1	40	17	15	8	6	19	8	2	1	4
R2	58	28	20	10	12	25	15	5	0	5
R3	80	36	31	13	9	24	39	4	1	5

＊R2は４件　R3は２件が複数受任
＊相談件数に対する、申立件数の割合が増えてきている。
＊受任者の調整に苦労している。
＊保佐、補助類型の割合が増えている。（代理権の意思確認と聴き取り）

６．啓発活動（委託事業）

①　出張相談会　　（３市会場の合計数）

	件数	高齢	障がい者	一般	解決	他紹介	継続
H30	２２	１４	８	０	２１	１	０
R1	１７	１１	６	１	１２	３	２
R2	１３	５	８	０	１２	０	１
R3	２０	７	１３	１	１４	１	５

＊３市からの依頼に基づき、年２回ずつ実施　（草津市はもだまの事務所が草津市に所在し、常時相談の機会があるため、相談会を設けていない。）

＊開催市以外の3市の住民や事業所等でも参加可能

＊相談から成年後見制度の申立支援につながったり、他機関を紹介したり、継続して相談に対応していることもある。

６．啓発活動（委託事業）

②　高齢者・障がい者なんでも相談会

	件数	高齢	障がい者	一般	相談協力者
H30	１６	８	５	３	27団体３９名
R1	２１	９	９	３	３０団体38名
R2	８	２	４	２	１０団体１４名
R3	５	２	２	１	１０団体１３名

＊コロナ禍での開催において、感染予防対策のため事前予約制としているためか相談件数が減数している。

＊R３からは、ひきこもりの相談も対象としている。（県社協の協力）

６．啓発活動（委託事業）

③　出前講座

	件数	出前先					
H30	１４	地域包括	社協	病院	施設	育成会	支援団体
R1	１２	地域包括	社協	民児協・自治会	事業所	行政	保護者の会
R2	９	地域包括	行政	民児協	自立支援協議会		
R3	１３	地域包括	社協	民児協	事業所	行政	障害者協議会

＊団体や事業所からの依頼によって対応。

＊成年後見制度や、高齢者や障がい者の権利擁護等について、行政職員の研修の機会としても活用されている。

7．法人後見事業

① 受任状況　　２０２３年1月現在

	受任件数	在宅	施設 病院	類型		
				後見	保佐	補助
高齢者	３２	１３	１９	１４	１０	８
障がい者	４１	２１	２０	２７	１３	１
計	７３	３４	３９	４１	２３	９

*65歳以上を高齢者としているため、全体としては障がいがある方が多い。

7．もだまが大切にしている事
～　大切にしてきた事

≪支援をするうえで≫

＊困っているのは誰なのか。

＊本人の思いはどうか。本人の思いに寄り添っているか。

＊本人の意思の確認はできているか。

＊本人と一緒に悩み、考える。

＊本人が中心の支援になっているか。

＊支援者、関係機関との連携はできているか。

＊答えは一つではない。色んな選択肢を想像する。

≪もだまとして≫

＊寄せられる相談は断らない。（もだまが受ける相談かどうか別にしても）

＊担当一人で抱え込まない。（相談しやすい職場環境をつくる）

　周りの人に相談する。

８．もだまが感じている課題

〇申立件数に対応していただける専門職後見人の不足
湖南圏域における受任者（弁護士・司法書士・社会福祉士）が足りてない。
⇒専門職団体等と連携し、受任者数を増やすことと、本人にとって適切な受任者を選任できるしくみが必要。

〇中核機関としての役割について
もだまが従来から取組んできた活動の継続として位置付けているが、支援者等からは中核機関への期待として、様々な相談が寄せられるようになっている。
⇒中核機関としてのもだまの在り方、方針の検討が必要。

〇職員体制と法人運営
年々相談件数が増え、その中で申立件数も増えている現状で、対応できる職員の数が足りていない。昨年から職員募集をしている。しかし、職員数を増やすということは人件費が嵩むことになり収支の安定を図りながらの中長期的な運営が課題となっている。

９．課題への取組み　（連携）

＊「湖南ネット懇」の発足

〇活動の目的

湖南圏域の専門職団体「三士会」と、行政・事業所など各分野がつながり、成年後見制度ニーズへの具体的な取組となるよう。顔が見える関係を大切にする。

≪活動履歴≫

R3.3.2　第１回　**事例検討・交流会**　　**参加者２７人**

行政６ /ぱあとなあ７/ リーガルサポート4/地域包括７/ 介護事業所その他３/

R3.6.15 第２回　**事例検討・交流会**

「専門職後見人の医療に関する困りごと」　参加者４１人

行政7/ぱあとなあ５/ リーガルサポート４/地域包括１４ / 医療関係２/ 弁護士１ /社協１/支援事業所等

＊運営委員会　３ヶ月に１回程度

現在、コロナ禍で開催できていないが、もだまの申立事案にかかる（困難事案等） の受任調整をZOOMで行っている。

ご清聴ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしく

お願いいたします。

もだま

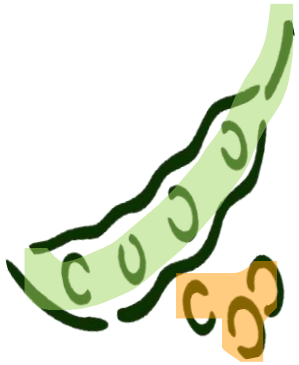

（6）２月８日　岐阜県　大垣市

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

2022年度　日本財団助成金事業　　全国権利擁護支援ネットワーク研修

『成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修』

2023年2月8日（水）
ソフトピアジャパンセンタービル
1階　セミナーホール

1．始めの挨拶（13:30～13:35）
（一社）岐阜県社会福祉士会会長/（一社）ぎふ権利擁護センター代表理事　岡川毅志

2．講演「権利擁護支援の基本と意思決定」（13:35～15:05）
（一社）萩長門成年後見センター理事/全国権利擁護支援ネットワーク副代表/弁護士
山口正之氏

3．休憩（15:05～15:15）

4．パネルディスカッション（15:15～16:55）
「権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取組みについて」

5．終わりの挨拶（16:55～17:00）
特定非営利法人知多権利擁護支援センター理事長/全国権利擁護支援ネットワーク事務局長
今井友乃

2022 年度　日本財団助成金事業
全国権利擁護支援ネットワーク研修　資料①

講演

「権利擁護の基本と意思決定支援」

講師

山口正之氏　　一般社団法人萩長門成年後見センター理事
全国権利擁護支援ネットワーク副代表
弁護士

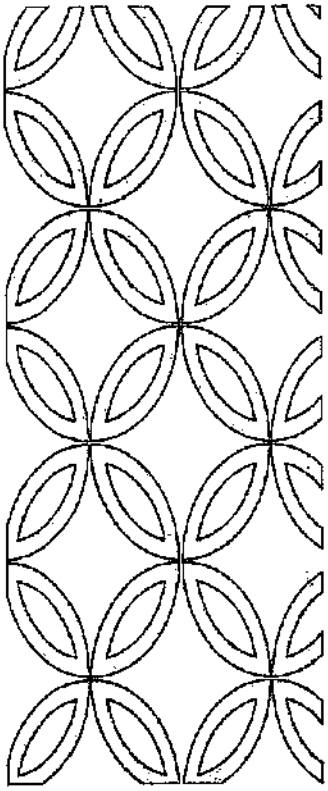

2022年度 日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法における

中核機関の役割と実務研修 in 大垣

『権利擁護支援の基本と意思決定支援』

一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク副代表

一般社団法人萩長門成年後見センター 理事長

一般社団法人萩長門成年後見支援センター 理事

萩・山口法律事務所 弁護士（山口県弁護士会）

山 口 正 之

2023年2月8日（水）

ソフトピアジャパンセンター

自己紹介

１９９６年（平成　８年）３月	東京大学法学部私法コース　卒業
２００３年（平成１５年）１１月	司法試験２次試験　合格
２００４年（平成１６年）４月	司法研修所　入所
２００５年（平成１７年）１０月	弁護士登録（山口県弁護士会）
	弁護士法人サリュ　萩事務所　入所
２００７年（平成１９年）９月	弁護士法人サリュ　退所
２００７年（平成１９年）１０月	萩・山口法律事務所　開設
２０１１年（平成２３年）１２月	伊藤孝司社会福祉士とともに
	一般社団法人　萩長門成年後見支援センター“てとて”
	一般社団法人　萩長門成年後見センター　を設立

山口県弁護士会　高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長

中国地方弁護士会連合会　高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長

日本弁護士連合会　高齢者・障害者権利支援センター委員会 委員

全国権利擁護支援ネットワーク 副代表

成年後見制度利用促進基本計画（第１期）

成年後見制度利用促進基本計画のポイント
・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

基本計画の基本的な考え方

①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）

②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）

③財産管理のみならず、身上保護も重視

基本計画の目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

○ 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

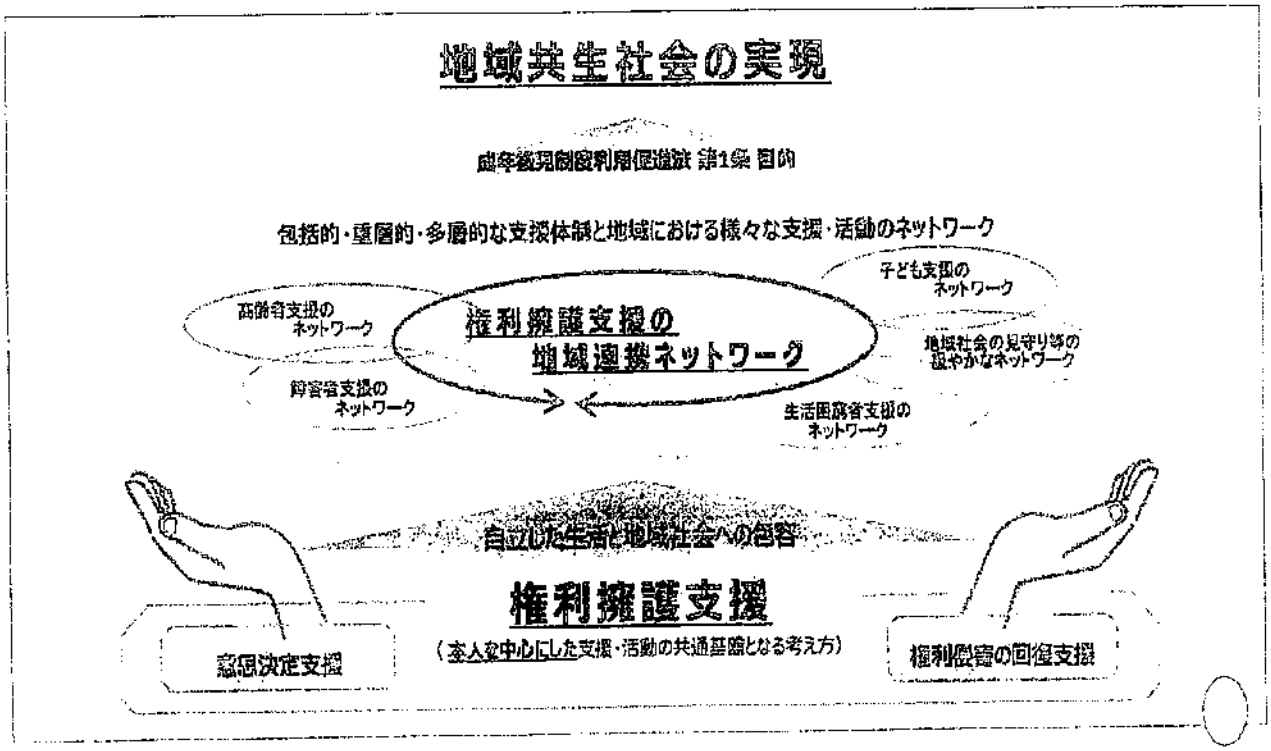

第二期計画における「権利擁護支援」の考え方

○地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤

○『（左手）意思決定支援等による権利行使の支援

（右手）権利侵害からの回復支援

Ex：虐待対応や財産上の不当取引への対応など

を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動　』

○中でも、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段である

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
（1）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

ところで、第一期計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る[7]という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

（※7　**障害者権利条約第１９条**を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定している。）

第二期計画における成年後見制度利用促進の考え方

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

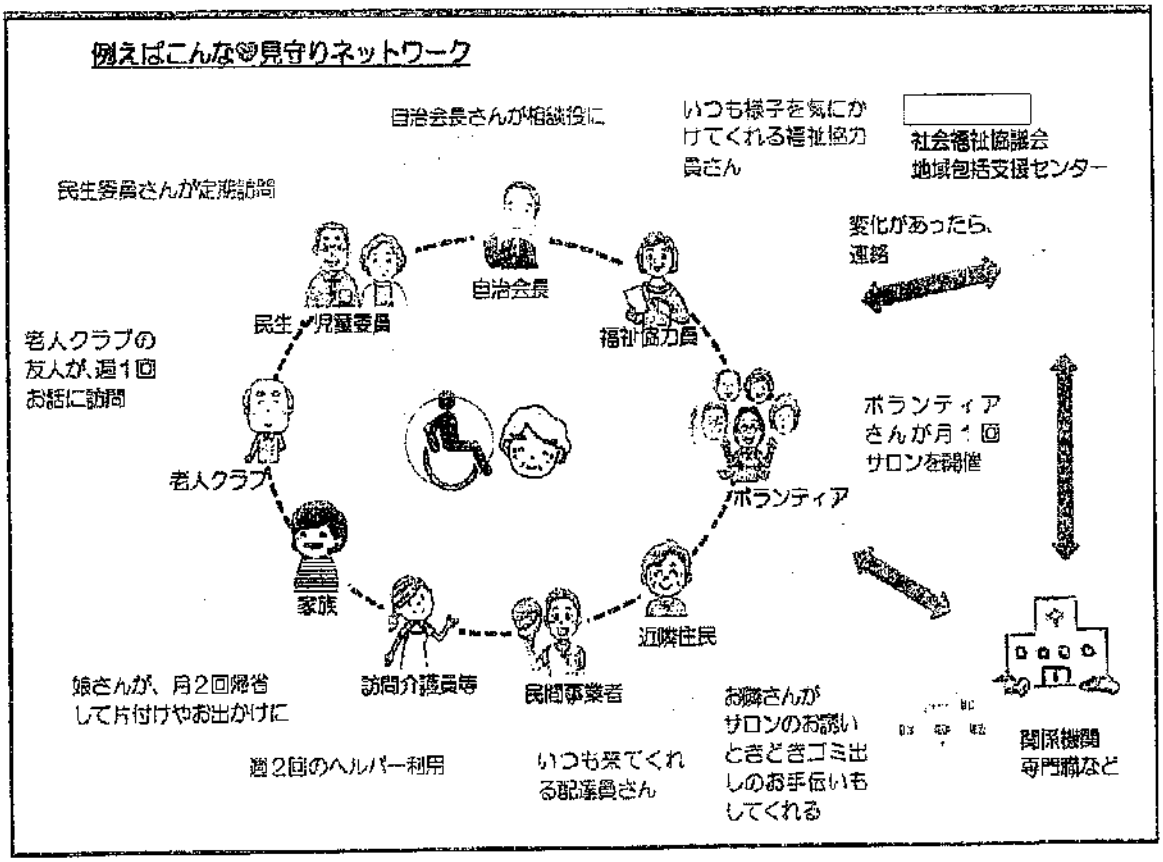

「権利擁護」と「権利擁護支援」

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

（『権利擁護がわかる意思決定支援　法と福祉の協働』ミネルバ書房）

※セルフアドボカシー・・・自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできることであり、生活上の困難が生じた場合に当事者から自らの利益や欲求、意思を主張して改善すること

「権利擁護支援」と「権利擁護支援」

権利擁護とは・・・

なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち（場合によれば動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動　【佐藤彰一先生】

→代弁活動（本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の人が本人について主張すること）

↓

本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する（本人のことは、やはり本人が一番の理解者）

↓

「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

（『権利擁護がわかる意思決定支援　法と福祉の協働』ミネルバ書房）

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

◆「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

能力不存在推定

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

◆「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）

↓

これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」

「意思決定支援」とは

（意思決定支援とは）

Supported　Decision-Making　　支援を受けて意思決定すること

（決める必要がないことを、強制して決めさせようとしない）

（意思決定支援の実践・チームによる話合い）

①本人が意思決定の主体

②支援を行う前提としての環境整備

③チームでの支援

④適切な情報等の提供が必要

→チームで情報を共有し、共同して考える

「意思決定支援」とは（話合いの進め方）

・話合いの目的を共有：本人の話を聞くことが話合いの最大の目的であり、本人が安心して話ができるようにチームで支援することを確認

・必要に応じて、支援者間で把握している情報を事前に交換・共有する

・何を話し合うために集まるのか、本人にも説明し、参加者全員が今回話し合うテーマを共有する

・本人の表面的な言動にとらわれすぎないように注意

・事実確認を丁寧に行う（本人の言動から真意を探求する）

・初めから結論ありきではなく、また、支援者側の都合の良い方針に誘導しないようお互いにけん制し合う関わりが重要

「意思決定支援」とは（チームによる支援）

完全に中立で客観的はありえない

・他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の価値観やこれまでの成育歴等が投影される

・支援者が本人に提供する情報や見通し、選択肢等にも、支援者の価値観や成育歴等が投影される

・道徳的な問題や、身体生命への危険、あるいは経済的な問題などへの勘案が典型例

「意思決定支援」とは（混ぜるな危険）

・支援者の懸念と本人の気持ちが混ざる

たとえば、自宅での生活を支援するに際して、支援者が自宅生活でのリスクを抽出するのは当然としても、支援者の懸念を本人の不安であるかのように話をしているとしたら危険

・「体調」や「感情」が混ざる

支援者が本人に対して、見通しや情報等を伝達する際に、体調や感情に振り回されて話をしているとしたら危険

⇒他人の意思決定に関与するということは、避けがたく自分の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）

⇒「１対１」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

「意思決定支援」とは（話合い後のチェック）

□本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか

□本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか

□支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか

□サービス先にありきの、既存のサービスを当てはめるだけの検討に終わっていないか

□結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

『意思決定支援実践ハンドブック』日本社会福祉士会編　民事法研究会（２０１９）

事例で考える意思決定支援（本人のニーズを見立てる）

○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

⇒何ら本人の意思（思い・真意）を吟味することなく、本人の言葉どおりの内容を実現していくことが意思決定支援というわけではない

⇒本人が意思決定を行うために必要な情報を理解し、記憶し、比較検討し、表現できるように、十分な意思決定支援が行われているかを吟味

○仮説・見立て

⇒どんな気持ちからスナックに通うようになったのか

⇒Ｔさんはどんな生活を送りたいのか、どんな生活を送ったら楽しい

○本人の本当のニーズ

⇒一見賢明とは思われない決定にも何らかのきっかけや原因があるはずである。丁寧に話を聞くことによって本人の本当のニーズにたどり着くことができれば、本人自身が納得して、異なる決定を行うこともあると考えられる。

事例で考える意思決定支援（支援の限界点）

○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

※本人の意思決定能力が低減している場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる可能性が高い場合には、本人のした意思決定にしたがわないという状況も生じる

⇒　果たして、意思決定能力が低減しているのか？

⇒　果たして、本当に本人に対するリスクが回避できないか？

【意思決定支援にかかる具体的なアイデアや取組み】

・被害にあわないように、それぞれの支援者が緩やかな見守りと声掛けを行い、情報共有と専門職との繋がりをつくる

・本人の意思を頭ごなしに否定するのではなく、Ｔさんが納得して選択できるような情報提供を、タイムリーに行う（可能性を広げる視点を支援者が持つ）

・新たな支援者がいないか、地域でかつて関わりのあった人をリストアップして支援の輪の中に参加してもらう

（ヘルパー）

私たちがＴさんの暮らしを一番型にはめてしまおうとしていたのかなと感じます。障害があるということで、よかれと思って規則正しい生活をすすめたり、無駄遣いはダメだなどと強く出たのではないかと思います。ですが、話合いを重ねていくうちに、Ｔさんの力や地域の力、支援者の視点の多様性を感じることができ、結果として、今、Ｔさんが地域で生き生きと暮らしていることを日々の支援の中で実感しています。

（就労継続支援Ｂ型事業所）

チームで支援することで、いろいろなアイデアや意見が出てきたことや、民生委員さん、自治会長さん、同級生など地域の支援の輪が更に広がっていったことが良かったです。私たちもありがたかったです。

（社協の日常生活自立支援事業の支援員）

お金を管理している立場上、どうしてもお金の使い方については注文をつけてしまいがちになりますが、今回のことで、Ｔさんからは生活の豊かさについても考えさせられました。私たちも賢明でない判断をしてしまうことが当然にあるわけですから、自分が正しいと思っている価値観を一方的に押し付けてはいけないことを強く感じました。

（民生委員）

結果として、浪費や搾取等の被害からＴさんを守ることができ、Ｔさんが生き生きと暮らしている姿を見るのは嬉しい限りです。関係者の視点がそれぞれ違っていたけれど、協議をして、皆が納得をして、同じ方向で支援ができたこの経験から、私も多くのことを学びました。

支援者に求められる役割

※支援において求められるアプローチ

○本人を支援の「客体」からいったん外す

支援者→　　課題＝本人　　←支援者

⇓

支援者→　　課題＝状況、状態、環境　　←本人

↑

支援者

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の"両輪"と考えられるアプローチ

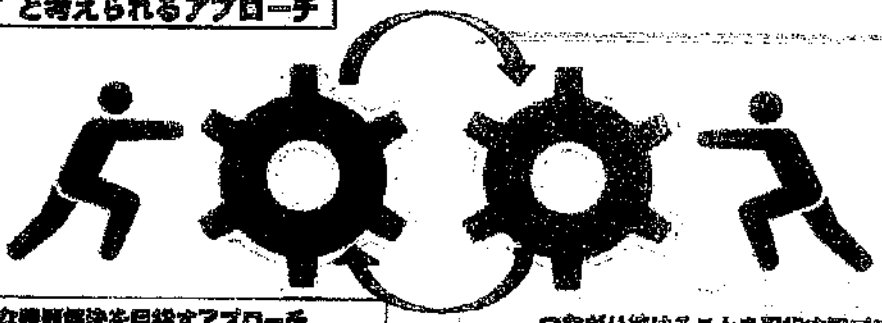

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

本人を中心として、"伴走"する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、２つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援

（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

＋

地域住民の気にかけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめ（概要） 令和元年12月26日 【厚生労働省HP】

19条の「自立」とは？

１９条の「自立」（independently）＝自己決定

☆着がえや食事、仕事、経済的な自立など１人でなんでもできることではありません。

☆自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援をうけながら自分で自分のことを決めることです。

- 「自立」とは、周りとつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

（DPI日本会議 議長補佐 崔 栄繁 氏）

「意思決定支援」のルール

○ 意思決定を強要しない

決められない自由を保証する

○ 自己責任を理由に、支援を打ち切らない

違う決定をしても支援。失敗したら再支援

○ みんなが集まる必要がある。しかし、なんのためか？

支援者の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）危険があり、
「１対１」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

⇒ みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため

⇒ 本人の、あらゆる場面、２４時間の状況を知る必要がある

⇒ 連携会議の意味：社会の環境と個人の思いが不整合→その調整

社会参加の支援は、ひとりではできない。⇒相互支援

おわりに

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する

・本人のエンパワメントとして、本人が自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日ごろから自尊心や達成感が満たされる

・本人の意思決定は、後見人等を含めた支援関係者の関与のあり方から大きな影響を受け、支援関係者自身も本人とのやり取りから影響を受け、本人のみならず支援者自身の変化も促される
※相互支援⇒支え合う関係性・・・「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。（「第二期計画」ｐ１１）

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

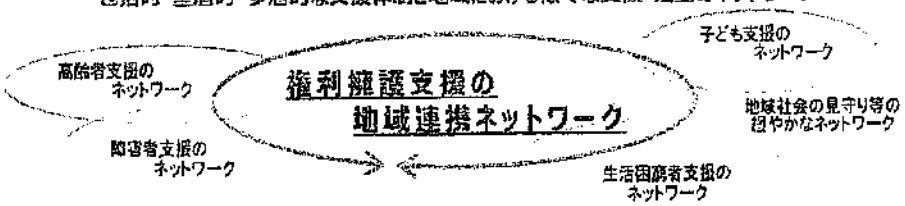

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

（本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方）

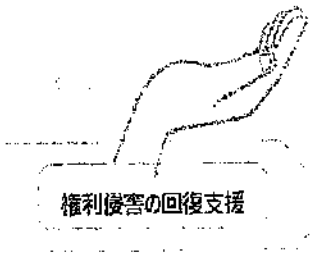

ご清聴ありがとうございました

2022年度　日本財団助成金事業

全国権利擁護支援ネットワーク研修　資料②

パネルディスカッション

「権利擁護支援地域連携ネットワーク機能を強化するための取り組みについて」

パネリスト紹介

○山科正太郎(やましな　しょうたろう)氏　　関あさくら法律事務所/弁護士

・2008年～2009年12月　　司法試験合格・司法修習（新62期）

・2010年1月～2016年12月　日本司法支援センター（法テラス）

・2017年1月～現在　　関あさくら法律事務所入所

○栗山昌治(くりやま　まさはる)氏　　栗山昌治司法書士事務所/司法書士

・平成２０年　司法書士事務所開業

・同年に成年後見センター・リーガルサポートに 入会

・平成２７年度、２８年度及び令和元年度から現在まで　　岐阜県支部長

○山田隆司(やまだ　りゅうじ)氏　　特定非営利活動法人東濃後見センター/社会福祉士

・好きな花はデイジーです

○柳葉子(やなぎ　ようこ)氏　　社会福祉法人あゆみの家相談支援事業所ゆう/相談支援専門員

・2014年に法人内の通所事業所から現在の「相談支援事業所ゆう」に異動。

・2019年より垂井町、関ケ原町、養老町の共同設置による「不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センター」を担当。

○水谷和智(みずたに　かずとも)氏　　安八郡輪之内町役場福祉課/課長補佐

・輪之内町役場　福祉課の在籍年数は、令和５年３月末で３年

○飯干武人氏　　揖斐郡池田町役場保険年金課/課長補佐

◎公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（ＬＳ）について

・組織概要

平成１１年１２月に日本司法書士会連合会の主導により設立された公益法人で、全国に５０の支部を持ち、令和４年１２月２３日現在において、正会員（司法書士）数８，４８１名（司法書士法人）２４２法人、後見人候補者名簿登載者数７，１１０名（内法人２１８）、後見監督人候補者名簿登載者数５，３８９名（内法人１６７）の後見人供給団体です。

・目的

この法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることが出来るように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

・主な事業

① 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
② 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
③ 財産管理及び身上看護の事務の指導監督
④ 遺言執行事務の指導監督
⑤ 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等（ＬＳが法人として後見事務を行う。）
6 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
7 研修会等の企画、開催及び講師の紹介

・具体的な事業活動

① 全国の家庭裁判所へ後見人候補者の供給
2 専門誌「実践成年後見」の企画・編集
3 公益信託「成年後見助成基金」の設定
4 法人後見の受任
5 「一般向け成年後見養成講座」の開催
6 遺言と成年後見人の普及事業の開催
7 金融機関との協定 （第一生命、安田火災、十六銀行、三菱信託、等）
⑧ 市町村、地域包括支援センター、法テラス等の各団体との連携

・リーガルサポート岐阜支部の会員及び就任状況（Ｒ４年９月末現在）

① 会員 １０５名 内後見人候補者名簿登載者 ７８人
内訳 岐阜支部 ５３名（内法人１） 大垣支部 １７名 八幡支部 ５名
中濃支部 ９名 東濃支部 １５名（内法人２） 高山支部 ６名

② 就任状況 計５４１名（Ｒ４年９月末現在・重複就任あり）

◎成年後見制度利用促進に関して、支部における活動状況

◎今後、中核機関に対して期待すること

プロフィール

栗山昌治（くりやま まさはる）

東濃成年後見センター　活動状況報告

東濃成年後見センター
事務局長　山田隆司

1，成年後見人等受任者の状況（令和４年３月３１日現在）
多治見事務所（担当地域：多治見市・土岐市・瑞浪市）※平成１５年より

多治見市	認知症高齢者	４８件
	障害者	５５件
土岐市	認知症高齢者	５１件
	障害者	３７件
瑞浪市	認知症高齢者	２５件
	障害者	２３件

中津川事務所（担当地域：中津川市・恵那市）　※平成２０年６月より

中津川市	認知症高齢者	４５件
	障害者	５０件
恵那市	認知症高齢者	３４件
	障害者	３１件

2，令和３年度成年後見人等受任者の訪問状況
多治見事務所（担当地域：多治見市・土岐市・瑞浪市）

直接訪問	自宅	計３，０６８回
	施設	計２，５０３回
間接訪問（役所・銀行等への訪問）		計６，２３３回

中津川事務所（担当地域：中津川市・恵那市）

直接訪問	自宅	計１，８２８回
	施設	計　６７８回
間接訪問（役所・銀行等への訪問）		計６，８３５回

3，令和３年度成年後見人等受任者のケース検討会実施状況
計２０回開催　　延べ２１１ケース　　延べ２１６名参加
多職種が参加する法人後見のためにケース検討会を毎月実施（権利侵害への対応には多職種の関わりが必要）。

4，利益相反の防止方法
被後見人等の殆どが医療サービス及び福祉サービスを利用することが予想されるため、医療サービス及び福祉サービスの関係者は法人の役員に選任しない。
また、後見人等受任と中核機関の運営を含む権利擁護の活動以外の福祉事業は行わない。

5，被後見人等の預貯金からの支払方法
預貯金通帳から出金する職員と出納帳を作成する職員を別とし、出金と出納を事務局長が確認。更に多治見事務所と中津川事務所が相互に支払状況を確認。

6，法人運営の公的性格
当法人は経済的問題及び専門職の不足により第三者後見人等の確保が困難な場合の受け皿としての公的性格が強く、令和３年３月までは、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市に基本的な運営費の負担を頂いた。そのため、本人の蓄財や収入にかかわらず、後見人等の受任を準備してきた。

7，中核機関の受託運営
令和４年度より、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市の五市より中核機関を受託運営開始。この地域は岐阜家裁多治見支部・中津川出張所と管轄地域と重なる。
五市との準備段階で、後見人等を受任する東濃成年後見センター事務所（多治見市内）及び東濃成年後見センター中津川・恵那事務所（中津川市）と、事務所及び担当職員を分けることを打ち合わせ、中核機関として受託。

8，広報活動
日常的な広報活動の他、シンポジウムや研修会を開催。これまで開催した企画は
「身元保証など老後の不安解消を謳うサービスの実態」
「ＪＲ東海の列車事故判決がもたらすもの」

「虐待の把握と対応のあり方」
「介護殺人の予防～介護者支援の視点から～」
「刑事司法と福祉の連携に関する基礎知識」
「医療・福祉サービス利用における身寄りがない人への対応について」
「福祉施設における虐待と背景～津久井やまゆり園と袖ケ浦福祉センターの事件から」
「警備業法欠格条項違憲判決～背景と意義～」　他

9，課題と期待
後見制度を含む権利擁護のケースの見極めができる体制整備
成年後見人等の受け皿の体制整備
司法的な対応が必要な際の体制整備
医療・福祉の課題に対する適切な検討ができる関係
措置入院・医療保護入院の適切な見極めができる体制整備
医療・福祉のローカルルールの整理
放置された不動産の適切な管理・処分
他

令和3年度　東濃成年後見センター　多治見・土岐・瑞浪　受任者　訪問件数

※ 直接訪問：直接本人の生活する自宅、施設等へ出向き、生活の問題点についての相談に乗ったり、生活費を届けるなど
※ 間接訪問：市役所、裁判所、年金事務所、法務局、病院、福祉施設等に出向き、本人に関する手続きなど

多治見市

			高齢者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	障害者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	総人数（人）	総訪問回数（回）	平均回数（回）
直接訪問	自宅	補助	8	186	23.3	5	92	18.4	13	278	21.4
		保佐	9	353	39.2	11	279	25.4	20	632	31.6
		後見	6	117	19.5	0	0	0.0	6	117	19.5
	施設	補助	2	17	8.5	8	106	13.3	10	123	12.3
		保佐	5	41	8.2	14	190	13.6	19	231	12.2
		後見	18	218	12.1	17	129	7.6	35	347	9.9
間接訪問		補助	10	230	23.0	13	448	34.5	23	678	29.5
		保佐	14	406	29.0	25	567	22.7	39	973	24.9
		後見	24	393	16.4	17	194	11.4	41	587	14.3
総数			48	1961	40.9	55	2005	36.5	103	3966	38.5

総人数（人）	総訪問回数（回）
103	3966

（死亡 8 名含む）

土岐市

			高齢者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	障害者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	総人数（人）	総訪問回数（回）	平均回数（回）
直接訪問	自宅	補助	4	73	18.3	1	96	96.0	5	169	33.8
		保佐	3	1	0.3	12	590	49.2	15	591	39.4
		後見	3	115	38.3	2	143	71.5	5	258	51.6
	施設	補助	11	315	28.6	3	84	28.0	14	399	28.5
		保佐	11	236	21.5	12	206	17.2	23	442	19.2
		後見	19	363	19.1	7	122	17.4	26	485	18.7
間接訪問		補助	15	427	28.5	4	110	27.5	19	537	28.3
		保佐	14	376	26.9	24	698	29.1	38	1074	28.3
		後見	22	514	23.4	9	202	22.4	31	716	23.1
総数			51	2420	47.5	37	2251	60.8	88	4671	53.1

総人数（人）	総訪問回数（回）
88	4671

（死亡 15名含む）

瑞浪市

			高齢者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	障害者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	総人数（人）	総訪問回数（回）	平均回数（回）
直接訪問	自宅	補助	1	30	30.0	3	167	55.7	4	197	49.3
		保佐	0	0	0.0	7	572	81.7	7	572	81.7
		後見	5	237	47.4	1	17	17.0	6	254	42.3
	施設	補助	0	0	0.0	2	20	10.0	2	20	10.0
		保佐	7	65	9.3	4	37	9.3	11	102	9.3
		後見	12	298	24.8	6	56	9.3	18	354	19.7
間接訪問		補助	1	7	7.0	5	163	32.6	6	170	28.3
		保佐	7	150	21.4	11	890	80.9	18	1040	57.8
		後見	17	413	24.3	7	45	6.4	24	458	19.1
総数			25	1200	48.0	23	1967	85.5	48	3167	66.0

総人数（人）	総訪問回数（回）
48	3167

（死亡 4 名含む）

三市総人数（人）：　239

（死亡 27名含む）

総訪問回数（回）：　11804

令和3年度　東濃成年後見センター　中津川・恵那　受任者　訪問件数

※ 直接訪問：直接本人の生活する自宅、施設等へ出向き、生活の問題点についての相談に乗ったり、生活費を届けるなど
※ 間接訪問：市役所、裁判所、社会保険事務所、法務局、病院、福祉施設等に出向き、本人に関する手続きなど

				高齢者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	障害者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	総人数（人）	総訪問回数（回）	平均回数（回）
中津川市	直接訪問	自宅	補助	4	135	33.8	4	166	41.5	8	301	37.6
			保佐	6	219	36.5	14	430	30.7	20	649	32.5
			後見	5	81	16.2	5	171	34.2	10	252	25.2
		施設	補助	1	0	0.0	1	9	9.0	2	9	4.5
			保佐	8	35	4.4	13	116	8.9	21	151	7.2
			後見	21	158	7.5	13	58	4.5	34	216	6.4
	間接訪問		補助	5	208	41.6	5	248	49.6	10	456	45.6
			保佐	14	787	56.2	27	1530	56.7	41	2317	56.5
			後見	26	889	34.2	18	627	34.8	44	1516	34.5
	総数			45	2512	55.8	50	3355	67.1	95	5867	61.8

総人数（人）	総訪問回数（回）
95	5867

				高齢者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	障害者（人）	訪問回数（回）	平均回数（回）	総人数（人）	総訪問回数（回）	平均回数（回）
恵那市	直接訪問	自宅	補助	3	82	27.3	4	122	30.5	7	204	29.1
			保佐	3	126	42.0	10	247	24.7	13	373	28.7
			後見	3	3	1.0	2	46	23.0	5	49	9.8
		施設	補助	0	0	0.0	2	28	14.0	2	28	14.0
			保佐	10	56	5.6	9	76	8.4	19	132	6.9
			後見	15	110	7.3	4	32	8.0	19	142	7.5
	間接訪問		補助	3	177	59.0	6	262	43.7	9	439	48.8
			保佐	13	449	34.5	19	880	46.3	32	1329	41.5
			後見	18	572	31.8	6	206	34.3	24	778	32.4
	総数			34	1575	46.3	31	1899	61.3	65	3474	53.4

総人数（人）	総訪問回数（回）
65	3474

二市総人数：　160 人
総訪問回数：　9341 回

東濃成年後見センター滞納返済表

多治見市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
17	2人	18, 100円	1人	94, 612円	2人	438, 120円	3人	1, 185, 995円	5人	760, 293円	2, 487, 120円
18	2人	10, 200円	0人	0円	2人	599, 926円	2人	1, 674, 086円	2人	231, 869円	2, 516, 081円
19	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	321, 890円	2人	276, 117円	598, 007円
20	0人	0円	1人	173, 100円	0人	0円	1人	51, 870円	1人	513, 386円	738, 356円
21	2人	115, 430円	1人	17, 049円	0人	0円	3人	157, 926円	3人	406, 209円	696, 613円
22	2人	132, 340円	0人	0円	0人	0円	1人	141, 009円	4人	513, 572円	786, 921円
23	4人	256, 152円	0人	0円	1人	4, 410円	0人	0円	3人	159, 145円	419, 707円
24	2人	75, 400円	2人	22, 877円	0人	0円	0人	0円	2人	88, 250円	186, 527円
25	2人	169, 430円	1人	9, 405円	2人	49, 380円	2人	394, 142円	4人	807, 858円	1, 430, 215円
26	4人	116, 500円	1人	14, 882円	2人	124, 124円	3人	633, 760円	2人	110, 482円	1, 199, 748円
27	4人	763, 760円	3人	215, 793円	2人	312, 800円	4人	738, 691円	5人	488, 183円	2, 519, 227円
28	1人	662, 376円	0人	0円	1人	283, 289円	1人	397, 710円	4人	373, 200円	1, 716, 575円
29	1人	27, 000円	1人	5, 240円	0人	0円	2人	8, 985円	2人	10, 494円	51, 719円
30	3人	384, 180円	2人	12, 134円	1人	237, 570円	3人	72, 488円	4人	146, 582円	852, 949円
31	5人	1, 496, 271円	4人	540, 269円	1人	161, 920円	2人	61, 564円	1人	10, 000円	2, 370, 124円
2	5人	167, 359円	5人	449, 012円	1人	1, 041, 947円	1人	139, 916円	3人	269, 585円	2, 057, 818円
3	5人	633, 080円	1人	40, 142円	0人	0円	1人	350, 280円	2人	5, 540, 914円	6, 564, 416円
合計		5, 017, 578円		1, 694, 515円		3, 353, 486円		6, 530, 405円		10, 676, 139円	27, 272, 123円

土岐市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	1人	298, 800円	0人	0円	0人	0円	1人	951, 256円	0人	0円	1, 250, 056円
16	3人	212, 960円	1人	25, 593円	3人	64, 620円	4人	565, 054円	3人	61, 736円	930, 163円
17	0人	0円	0人	0円	1人	4, 120円	2人	509, 955円	2人	47, 085円	561, 140円
18	2人	18, 800円	0人	0円	2人	97, 460円	3人	1, 463, 234円	2人	77, 160円	1, 646, 654円
19	3人	43, 820円	1人	91, 144円	6人	1, 419, 450円	2人	1, 657, 785円	4人	129, 861円	3, 362, 060円
20	1人	263, 106円	0人	0円	3人	433, 529円	0人	0円	0人	0円	696, 635円
21	3人	65, 400円	1人	19, 209円	4人	926, 518円	3人	790, 680円	2人	47, 015円	1, 848, 816円
22	3人	288, 730円	3人	110, 233円	2人	75, 582円	2人	504, 894円	0人	0円	979, 439円
23	3人	65, 400円	2人	21, 547円	2人	610, 800円	2人	234, 300円	4人	232, 903円	1, 164, 950円
24	3人	144, 170円	2人	486, 574円	3人	279, 540円	2人	202, 210円	4人	79, 440円	1, 171, 934円
25	2人	109, 390円	0人	0円	1人	1, 209, 119円	3人	739, 401円	1人	78, 273円	2, 136, 183円
26	0人	0円	0人	0円	3人	537, 609円	3人	21, 220円	1人	150, 700円	709, 529円
27	0人	0円	1人	7, 491円	1人	106, 460円	0人	0円	2人	87, 000円	200, 951円
28	2人	458, 712円	2人	142, 707円	2人	169, 680円	1人	17, 000円	2人	57, 382円	845, 491円
29	0人	0円	3人	191, 486円	0人	0円	2人	300, 520円	1人	11, 987円	503, 943円
30	2人	319, 140円	4人	645, 313円	2人	310, 441円	3人	246, 235円	2人	331, 230円	1, 852, 359円
31	2人	77, 500円	1人	216, 162円	1人	73, 920円	0人	0円	3人	58, 890円	426, 472円
2	1人	718, 934円	2人	650, 827円	2人	923, 090円	1人	61, 416円	2人	53, 533円	2, 407, 802円
3	5人	168, 700円	1人	33, 000円	2人	254, 420円	1人	64, 482円	2人	706, 056円	1, 226, 658円
合計		3, 253, 562円		2, 521, 280円		7, 486, 588円		8, 339, 644円		2, 210, 191円	23, 911, 245円

瑞浪市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス(公立)		医療・福祉サービス(私立)		一般企業等		合計金額
15	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円
16	1人	183, 620円	0人	0円	0人	0円	1人	501, 899円	1人	51, 899円	737, 418円
17	2人	16, 700円	1人	35, 204円	2人	869, 186円	2人	157, 127円	3人	133, 550円	1, 211, 767円
18	1人	1, 700円	1人	10, 752円	2人	164, 235円	2人	389, 940円	1人	100, 000円	666, 627円
19	2人	181, 000円	2人	213, 343円	1人	203, 430円	2人	120, 087円	1人	16, 559円	734, 419円
20	3人	101, 360円	3人	72, 635円	2人	207, 896円	4人	105, 730円	0人	0円	487, 621円
21	2人	23, 200円	3人	3,366円	1人	165, 000円	1人	82, 000円	3人	165, 797円	439, 362円
22	2人	371, 455円	2人	144, 901円	1人	15, 000円	3人	165, 205円	3人	87, 466円	784, 027円
23	5人	1, 526, 330円	1人	8, 892円	1人	44, 130円	5人	202, 125円	3人	53, 666円	1, 835, 143円
24	5人	361, 080円	0人	0円	0人	0円	3人	221, 426円	1人	71, 699円	654, 205円
25	1人	3, 500円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	3, 500円
26	1人	24, 770円	2人	167, 280円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	192, 050円
27	0人	0円	0人	0円	1人	102, 030円	0人	0円	0人	0円	102, 030円
28	1人	1, 226, 530円	0人	0円	1人	52, 920円	1人	112, 311円	0人	0円	1, 401, 861円
29	2人	150, 210円	1人	7, 656円	2人	36, 000円	2人	35, 816円	4人	745, 486円	975, 167円
30	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	159, 403円	159, 403円
31	0人	0円	0人	0円	1人	27, 690円	0人	0円	0人	0円	27, 690円
2	2人	1, 516, 648円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	1人	28, 584円	1, 545, 232円
3	3人	18, 619, 370円	0人	0円	0人	0円	1人	22, 670円	1人	6, 706円	18, 648, 746円
合計		24, 307, 473円		664, 028円		1, 897, 417円		2, 116, 336円		1, 620, 815円	30, 606, 068円

東濃成年後見センター（中津川・恵那事務所） 滞納返済表(令和3年度)

中津川市

令和4年 3月31日現在

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス（公立）		医療・福祉サービス（私立）		一般企業等		合計金額
20	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	1 人	250,200 円	250,200 円
21	1 人	144,080 円	1 人	61,535 円	1 人	29,974 円	1 人	189,760 円	2 人	134,284 円	559,633 円
22	5 人	329,431 円	3 人	37,600 円	3 人	575,182 円	2 人	252,420 円	1 人	5,004 円	1,199,637 円
23	2 人	333,200 円	2 人	39,234 円	4 人	414,568 円	1 人	77,803 円	4 人	1,047,954 円	1,912,759 円
24	4 人	312,200 円	2 人	45,651 円	2 人	140,000 円	1 人	61,799 円	3 人	2,838,907 円	3,398,557 円
25	3 人	337,710 円	2 人	96,194 円	3 人	146,200 円	0 人	0 円	8 人	2,010,013 円	2,590,117 円
26	3 人	180,100 円	1 人	39,440 円	3 人	302,550 円	3 人	555,373 円	7 人	2,062,682 円	3,140,145 円
27	4 人	611,000 円	0 人	0 円	2 人	140,811 円	1 人	105,600 円	4 人	902,456 円	1,759,867 円
28	7 人	156,750 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	2 人	520,000 円	676,750 円
29	6 人	146,481 円	0 人	0 円	1 人	157,326 円	0 人	0 円	4 人	479,590 円	783,397 円
30	5 人	489,970 円	1 人	2,872 円	0 人	0 円	2 人	156,389 円	3 人	374,123 円	1,023,334 円
31	4 人	688,300 円	0 人	0 円	0 人	0 円	2 人	103,223 円	3 人	240,000 円	1,031,523 円
2	4 人	93,600 円	0 人	0 円	0 人	0 円	2 人	167,159 円	2 人	550,000 円	810,759 円
3	2 人	155,000 円	人	円	人	円	2 人	315,783 円	4 人	1,189,049 円	1,659,832 円
合計	50 人	3,977,822 円	12 人	322,526 円	19 人	1,906,611 円	17 人	1,985,289 円	48 人	12,604,262 円	20,796,510 円

恵那市

年度	税・保険料		公共料金		医療・福祉サービス（公立）		医療・福祉サービス（私立）		一般企業等		合計金額
20	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 円
21	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 円
22	1 人	17,400 円	2 人	38,821 円	1 人	93,550 円	0 人	0 円	2 人	307,567 円	457,338 円
23	4 人	221,510 円	1 人	5,114 円	0 人	0 円	2 人	264,092 円	1 人	317,680 円	808,396 円
24	5 人	338,858 円	4 人	26,288 円	4 人	615,144 円	1 人	30,289 円	5 人	692,357 円	1,702,916 円
25	3 人	26,300 円	1 人	3,132 円	1 人	43,190 円	0 人	0 円	7 人	1,282,288 円	1,356,910 円
26	4 人	70,300 円	2 人	23,384 円	1 人	22,000 円	3 人	48,730 円	4 人	191,062 円	355,476 円
27	1 人	24,000 円	0 人	0 円	1 人	24,000 円	2 人	32,000 円	2 人	60,000 円	140,000 円
28	2 人	62,600 円	0 人	0 円	1 人	43,994 円	2 人	58,000 円	3 人	91,395 円	255,989 円
29	0 人	0 円	0 人	0 円	1 人	47,660 円	2 人	138,676 円	2 人	156,000 円	342,336 円
30	1 人	2,700 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	2 人	156,000 円	158,700 円
31	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	0 人	0 円	2 人	171,000 円	171,000 円
2	1 人	28,300 円	0 人	0 円	1 人	160,000 円	0 人	0 円	1 人	30,000 円	218,300 円
3	人	円	人	円	1 人	180,000 円	人	円	1 人	410,000 円	590,000 円
合計	22 人	793,968 円	10 人	96,719 円	12 人	1,229,538 円	12 人	571,787 円	32 人	3,865,349 円	6,557,361 円

中津川市＋恵那市 27,353,871

令和３年度　東濃五市対応件数

5市相談対応件数　707 件

各市相談対応件数

多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市	その他
182	137	59	108	215	6

相談方法

来所	電話	訪問	巡回	その他
142	416	113	33	3

相談対象者状況

高齢者	知的障害	精神障害	その他
529	54	70	54

相談者内訳

本人	親族	包括	相談支援事業所	
35	195	174	42	
福祉課	病院・施設	日常・困窮	家裁	その他
54	100	8	45	54

5市相談実人数　221 件（累計）

各市相談対象者数

多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市	県外
53	40	18	35	73	2

申立て件数　43 件

各市申立て件数

多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市
12	11	5	7	8

申立件数　43 件

	本人	親族	市長	
多治見市	3	8	1	12
土岐市	2	8	1	11
瑞浪市	2	2	1	5
恵那市	2	5	0	7
中津川市	2	5	1	8

全国権利擁護支援ネットワーク研修会　2023年2月8日（水）

相談支援専門員として
中核機関や成年後見制度に期待すること

相談支援事業所ゆう
主任相談支援専門員　柳　葉子

事業所・活動紹介

相談支援事業所 ゆう

- 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、障害児相談支援事業
- 不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センターゆうネット
- 障害者相談支援事業
- 高次脳機能障害支援事業コーディネーター業務

＊対象…障がいのある方（0歳から、西濃圏域の方）
＊職員…管理者（1名）・相談支援専門員（4名：常勤・非常勤）

エリア	活動内容
不破郡・養老郡	・相談支援専門員のバックアップ ・地域課題の吸い上げ、協議の場 ・多職種連携の仕組み ・権利擁護
西濃圏域	・相談支援従事者のネットワーク ・基幹相談支援センター同士の連携 ・圏域の課題検討
岐阜県	・相談支援専門員等のネットワーク ・人材育成

相談支援専門員として権利擁護について思うこと

本人の人生は本人が主役 ☜支援者の基本姿勢

しかし現実は…根深い問題。支援者でも気づかない

「権利擁護」って何だろう？？

【障害者権利条約より抜粋】

※法律の前に人として認められる権利を有する

※障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有する

※全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有する

池田町における成年後見利用促進体制整備に向けた中核機関の設置について

【設置年月日】令和３年１０月１日

【設置場所】　池田町役場民生部保険年金課ならびに健康福祉課

【事業目的】
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）並びに成年後見利用促進計画（平成２９年閣議決定）に基づく事業実施によるため。

【事業内容】
全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、市町村の役割として地域連携ネットワークの中核機関を設置することが求められている。
設置の主体：町が単独で設置する（名称：池田町成年後見支援センター）
運営の主体：直営（業務の一部を揖斐郡・安八郡の６町で合同委託）
設置・運営の協力：専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）は協議会や中核機関の設立、運営に積極的に協力する。（平成２９年６月９日付三士会会長から都道府県・市町村に要請している）
中核機関の担うべき機能：
（ア）広報機能…パンフレット作成、研修会の企画運営
（イ）相談機能…関係者・関係機関からの相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整　←　地域の専門職団体と取り組む必要がある
（ウ）成年後見制度利用促進機能
①受任者調整（マッチング）…親族後見人候補者の支援、市民後見人候補者等の支援、受任者調整、家庭裁判所との連携
②担い手の育成・活動の促進…市民後見人の研修・育成・活用、法人後見の担い手の育成・活動支援
③日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
（エ）後見人支援機能…親族後見人や市民後見人の日常的な相談、専門職団体の協力を得たケース会議開催、家庭裁判所と情報を共有して後見人の支援
（オ）不正防止効果…後見人の理解不足・知識不足に対応するため、日常的に相談を受けられる体制を整備して不正を防ぐ

【池田町における現状】
１．一次中核機関としての役割
・保険年金課（高齢福祉担当部署）と健康福祉課（障がい福祉担当部署）、加えて地域包括支援センターに相談窓口を設置。住民、介護事業所、医療機関等から相談や、役場内他部署、警察、社会福祉協議会等からの情報提供に対

応している。
・制度利用の検討が必要とされる案件については、一次調整会議において事例検討を行う。一次調整会議は地域ケア会議（月２回開催、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー、介護事業所管理者、警察官、役場職員、社会福祉協議会職員等が参加）の場において行う。地域ケア会議は各機関からの情報提供ならびに情報共有の場であり、一次協議会としての役割も果たしている。
・制度利用が必要な案件は二次調整会議（アセスメント・受任者調整会議）に諮り、町長申立の手続きを行う。
・町広報誌により成年後見支援センターの開設を周知し、町ホームページや、パンフレット等を活用し、制度の広報及び啓発を行う。

２．二次中核機関業務の委託
・安八郡・揖斐郡６町合同で二次中核機関業務を委託している。
①安八郡・揖斐郡６町合同アセスメント・受任者調整会議の開催（月１回）
②二次協議会の開催（年２回）
③一次中核機関（６町）に対する相談及び利用支援
・法人後見の担い手の育成・支援や、市民後見人の育成・支援等、広域的な課題の検討を行う。

３．協働により行うこと
・成年後見制度に関する機関等との連携及び調整や、後見人等の支援その他成年後見制度の利用促進に必要な業務を行う。

４．専門職後見団体に期待すること
・二次中核機関は６町合同で業務委託することにより、専門性に特化した広域的な相談支援機関としての機能を果たしている。一次中核機関（町）は何でも気兼ねなく二次中核機関に相談し、適切な助言を得ている。また、専門職後見団体からも、二次調整会議等を通じて多くの支援を得られるようになった。
・今後も多様な案件に対応していくために、中核機関を通じてご支援いただけることを期待している。

成年後見利用促進体制整備に向けた中核機関・協議会の体系図

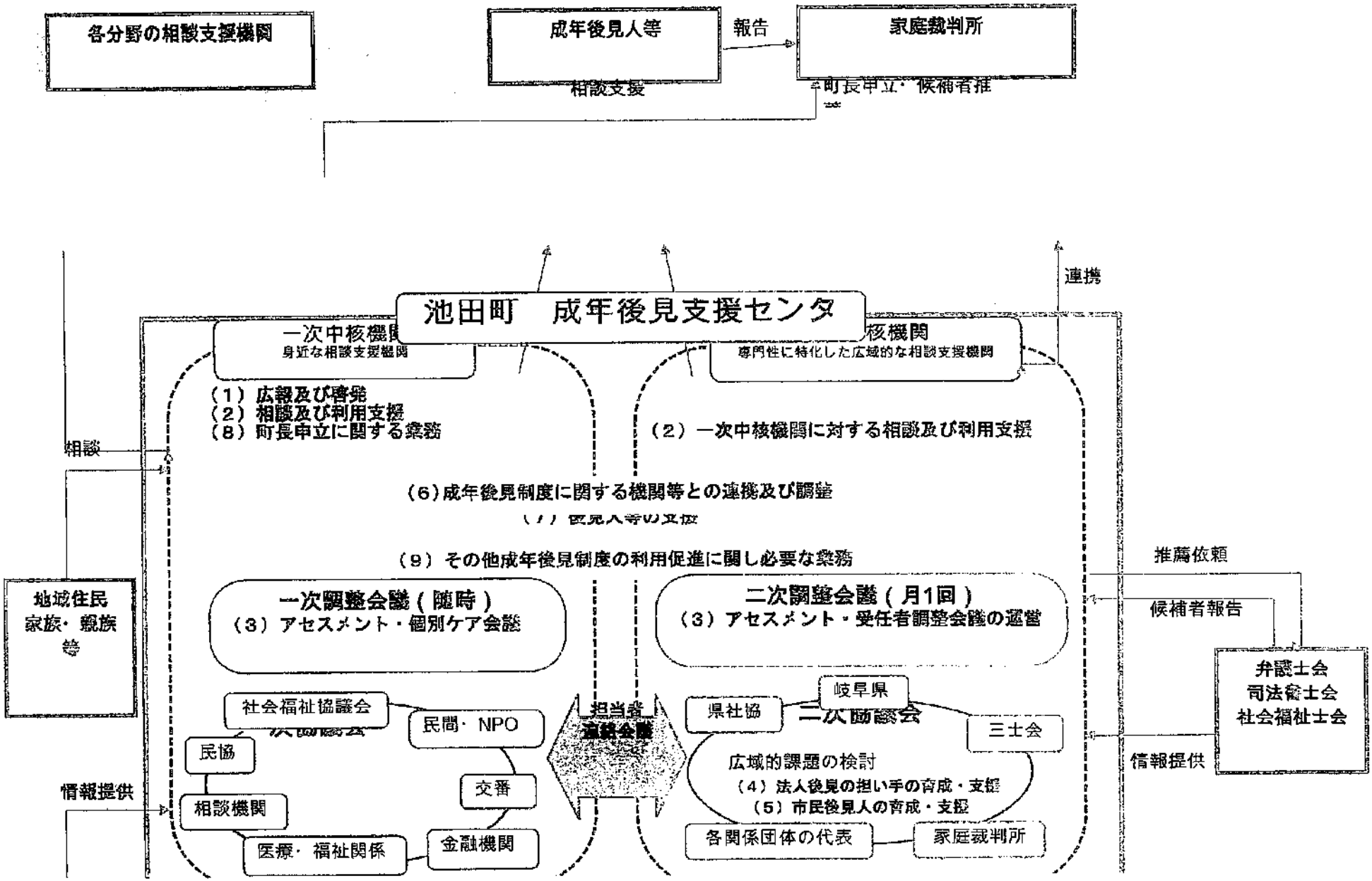

輪之内町における成年後見制度利用促進について

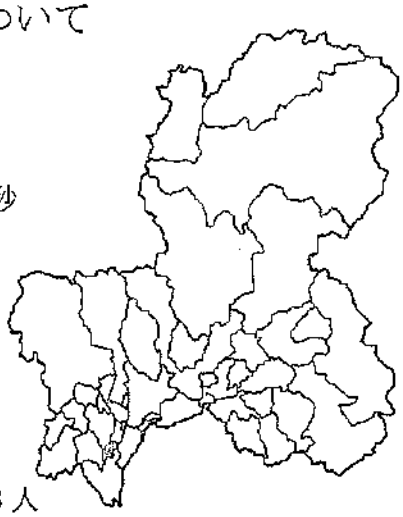

1．輪之内町の現状

(1) 位置　東経 136 度 38 分 25 秒、北緯　35 度 16 分 53 秒

(2) 標高　平均標高 2.5m

(3) 面積　22.33km

(4) 人口（令和 4 年 1 月 1 日現在）

男 4,696 人、女 4,707 人、計 9,403 人

うち 65 歳以上　男 1,161 人、女 1,387 人、計 2,548 人

（高齢化率約 27.1%）

(5) 障害者手帳保持者（令和 4 年 3 月 31 日現在、カッコ内は 18 歳未満）

身体障害者手帳	343 人　(8 人)
療育手帳	90 人 (26 人)
精神障害者保健福祉手帳	65 人　(1 人)

(6) 成年後見制度利用者数（令和 4 年 1 月 31 日現在）

1 人（岐阜県　2,819 人）

2．中核機関の設置

(1) 令和 3 年 10 月　輪之内町成年後見支援センター開設（一次中核機関）

・輪之内町役場福祉課、輪之内町社会福祉協議会に相談窓口を設置

・要支援事例等を検討するため、一次調整会議を開催（月 1 回）

（福祉課　3 名、地域包括支援センター　2 名、輪之内町社会福祉協議会　1 名、基幹相談支援センター　1 名）

(2) 令和 3 年 10 月　安八郡・揖斐郡 6 町合同で二次中核機関設置（二次中核機関）

・安八郡・揖斐郡 6 町合同アセスメント・受任者調整会議の開催（月 1 回）

・二次協議会の開催（年 2 回）

■一次中核機関と二次中核機関の関係(イメージ図)

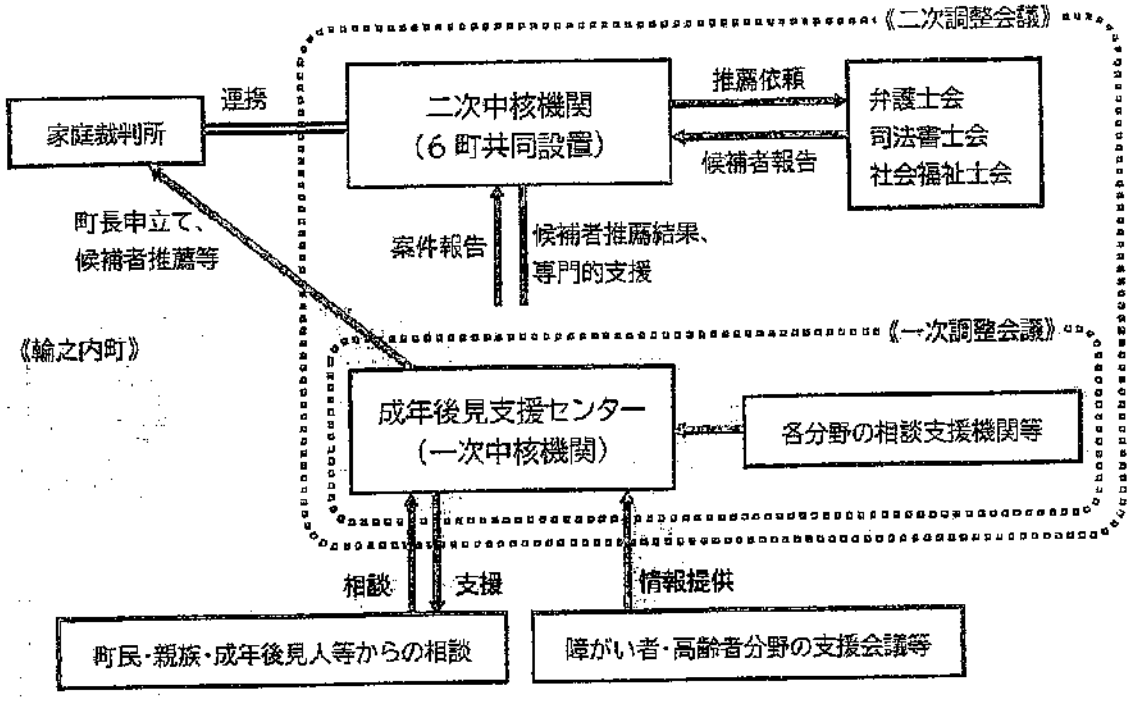

3．成年後見制度利用促進基本計画の策定

第4期輪之内町ささえあいプランと一体的に策定（令和5年度～令和9年度）

施策2　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

4．権利擁護支援地域連携ネットワークづくりを推進するための課題

(1) 輪之内町成年後見支援センター（一次調整会議）への情報集約

(2) 成年後見制度と福祉制度の協働による支援の継続

（７）３月１日　オンライン（東北ブロック）

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

2022年度日本財団助成事業

成年後見制度利用促進法における

中核機関の役割と実務研修 in Fukushima

『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』

～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ～

一般社団法人萩長門成年後見センター　理事長
一般社団法人萩長門成年後見支援センター理事
萩・山口法律事務所　弁護士（山口県弁護士会）

山　口　正　之

2023年３月１日（水）

自己紹介

１９７２年（昭和４７年）４月	大阪府東大阪市で生まれる
１９９６年（平成　８年）３月	東京大学法学部私法コース　卒業
２００３年（平成１５年）１１月	司法試験２次試験　合格
２００４年（平成１６年）４月	司法研修所　入所
２００５年（平成１７年）１０月	弁護士登録（山口県弁護士会）
	弁護士法人サリュ　萩事務所　入所
２００７年（平成１９年）１０月	萩・山口法律事務所　開設
２０１１年（平成２３年）１２月	伊藤孝司社会福祉士とともに
	一般社団法人　萩長門成年後見支援センター“てとて”
	一般社団法人　萩長門成年後見センター　を設立

山口県弁護士会　高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長

中国地方弁護士会連合会　高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長

日本弁護士連合会　高齢者・障害者権利支援センター委員会 委員

全国権利擁護支援ネットワーク 副代表

成年後見制度利用促進基本計画（第一期）

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

基本計画の基本的な考え方

①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）

②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）

③財産管理のみならず、身上保護も重視

基本計画の目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和４年３月25日閣議決定

第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、 人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。（ｐ３）

○ 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。（ｐ４）

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

（**本人を中心にした**支援・活動の共通基盤となる考え方）

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第二期計画における「権利擁護支援」の考え方

〇地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤

〇『（左手）意思決定支援等による権利行使の支援

（右手）権利侵害からの回復支援

Ex：虐待対応や財産上の不当取引への対応など

を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動　』

〇中でも、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段である

１ 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進　（Ｐ３～）

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る[7]という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

（※7　**障害者権利条約第１９条**を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定している。）

第二期計画における成年後見制度利用促進の考え方

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。（ｐ３）

⇒利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。

例えばこんな♥見守りネットワーク

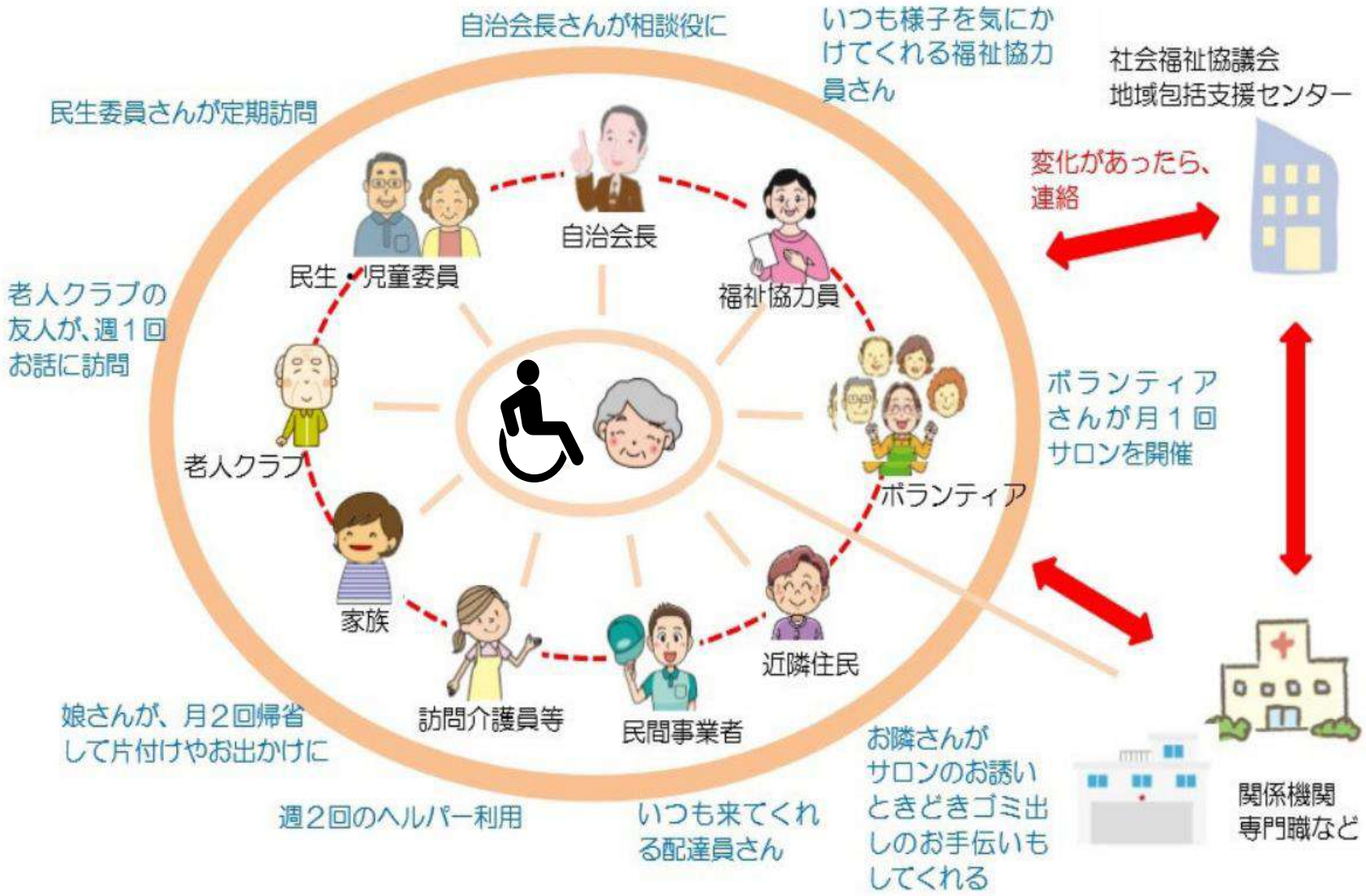

「権利擁護」と「権利擁護支援」

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

（『権利擁護がわかる意思決定支援　法と福祉の協働』ミネルヴァ書房）

※セルフアドボカシー・・・自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできることであり、生活上の困難が生じた場合に当事者から自らの利益や欲求、意思を主張して改善すること

「権利擁護支援」と「権利擁護支援」

権利擁護とは・・・

　なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち（場合によれば動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動　【佐藤彰一先生】

→代弁活動（本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の人が本人について主張すること）

↓

本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する（本人のことは、やはり本人が一番の理解者）

↓

「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

（『権利擁護がわかる意思決定支援　法と福祉の協働』ミネルヴァ書房）

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- 「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

能力不存在推定

意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

◆「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）

↓

これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」

「意思決定支援」とは

（意思決定支援とは）

Supported　Decision-Making　　支援を受けて意思決定すること

（意思決定支援の実践・チームによる話合い）

①本人が意思決定の主体

※決める必要がないことを、強制して決めさせようとしない

②支援を行う前提としての環境整備

③チームでの支援

④適切な情報等の提供が必要

→チームで情報を共有し、共同して考える

「意思決定支援」とは（話合いの進め方）

・話合いの目的を共有：本人の話を聞くことが話合いの最大の目的であり、本人が安心して話ができるようにチームで支援することを確認

※みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため集まる

・必要に応じて、支援者間で把握している情報を事前に交換・共有する

・何を話し合うために集まるのか、本人にも説明し、参加者全員が今回話し合うテーマを共有する

・本人の表面的な言動にとらわれすぎないように注意

・事実確認を丁寧に行う（本人の言動から真意を探求する）

・初めから結論ありきではなく、また、支援者側の都合の良い方針に誘導しないようお互いにけん制し合う関わりが重要

「意思決定支援」とは（チームによる支援）

完全に中立で客観的はありえない

・他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の価値観やこれまでの成育歴等が投影される

・支援者が本人に提供する情報や見通し、選択肢等にも、支援者の価値観や成育歴等が投影される

・道徳的な問題や、身体生命への危険、あるいは経済的な問題などへの勘案が典型例

「意思決定支援」とは（混ぜるな危険）

・支援者の懸念と本人の気持ちが混ざる

　たとえば、自宅での生活を支援するに際して、支援者が自宅生活でのリスクを抽出するのは当然としても、支援者の懸念を本人の不安であるかのように話をしているとしたら危険

・「体調」や「感情」が混ざる

　支援者が本人に対して、見通しや情報等を伝達する際に、体調や感情に振り回されて話をしているとしたら危険

⇒他人の意思決定に関与するということは、避けがたく自分の価値観や成育歴等が投影される（混ざる）

⇒「１対１」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

「意思決定支援」とは（話合い後のチェック）

□本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか

□本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか

□支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか

□サービス先にありきの、既存のサービスを当てはめるだけの検討に終わっていないか

□結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

『意思決定支援実践ハンドブック』日本社会福祉士会編　民事法研究会（２０１９）

事例で考える意思決定支援（本人のニーズを見立てる）

〇本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

⇒何ら本人の意思（思い・真意）を吟味することなく、本人の言葉どおりの内容を実現していくことが意思決定支援というわけではない

⇒本人が意思決定を行うために必要な情報を理解し、記憶し、比較検討し、表現できるように、十分な意思決定支援が行われているかを吟味

〇仮説・見立て

⇒どんな気持ちからの行動・発言なのか

⇒どんな生活を送りたいのか、どんな生活を送ったら楽しい

〇本人の本当のニーズ

⇒一見賢明とは思われない決定にも何らかのきっかけや原因があるはずである。丁寧に話を聞くことによって本人の本当のニーズにたどり着くことができれば、本人自身が納得して、異なる決定を行うこともあると考えられる。

事例で考える意思決定支援（支援の限界点）

〇本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

※本人の意思決定能力が低減している場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる可能性が高い場合には、本人のした意思決定にしたがわないという状況も生じる

⇒　果たして、意思決定能力が低減しているのか？

⇒　果たして、本当に本人に対するリスクが回避できないか？

【意思決定支援にかかる具体的なアイデアや取組み】

・被害・事故にあわないように、それぞれの支援者が緩やかな見守りと声掛けを行い、情報共有と専門職との繋がりをつくる

・本人の意思を頭ごなしに否定するのではなく、本人が納得して選択できるような情報提供を、タイムリーに行う（可能性を広げる視点を支援者が持つ）

・新たな支援者がいないか、地域でかつて関わりのあった人をリストアップして支援の輪の中に参加してもらう

（ヘルパー）

私たちがご本人の暮らしを一番型にはめてしまおうとしていたのかなと感じます。ご本人によかれと思って規則正しい生活を求めたり、そんなことダメだなどと強く出たのではないかと思います。ですが、話合いを重ねていくうちに、ご本人さんの力や地域の力、支援者の視点の多様性を感じることができ、結果として、今、ご本人さんが地域で生き生きと暮らしていることを日々の支援の中で実感しています。

（就労継続支援Ｂ型事業所）

チームで支援することで、色々なアイデアや意見が出てきたことや、民生委員さん、自治会長さん、近所の方など地域の支援の輪が更に広がっていったことが良かったです。私たちもありがたかったです。

（社協の日常生活自立支援事業の支援員）

お金を管理している立場上、どうしてもお金の使い方については注文をつけてしまいがちになりますが、今回のことで、ご本人さんからは生活の豊かさについても考えさせられました。私たちも賢明でない判断をしてしまうことが当然にあるわけですから、自分が正しいと思っている価値観を一方的に押し付けてはいけないことを強く感じました。

（民生委員）

結果として、事故や事件からご本人さんを守ることができ、地域で生き生きと暮らしている姿を見るのは嬉しい限りです。関係者の視点がそれぞれ違っていたけれど、協議をして、皆が納得をして、同じ方向で支援ができたこの経験から、私も多くのことを学びました。

支援者に求められる役割

※支援において求められるアプローチ

〇本人を支援の「客体」からいったん外す

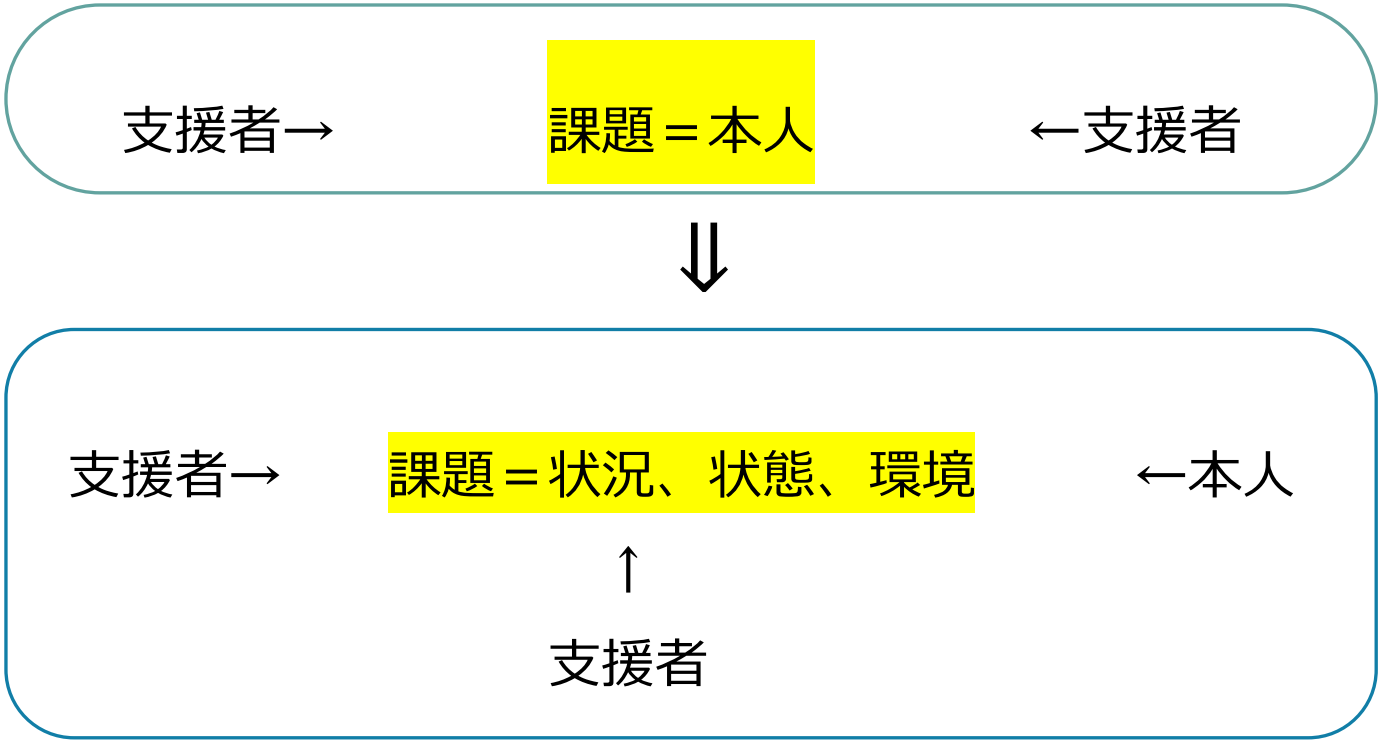

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ

具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤　本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、２つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援

（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめ（概要） 令和元年12月26日 【厚生労働省HP】

19条の「自立」とは？

１９条の「自立」（independently）＝自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的な自立など１人でなんでもできることではありません。

★自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援をうけながら自分で自分のことを決めることです。

- 「自立」とは、周りとつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

（DPI日本会議　議長補佐　　崔　栄繁　氏）

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

地域連携ネットワークの必要性

・権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得る。

・本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげる。

・権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。→権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要。

・各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに 司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

○　地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う３つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①「権利擁護の相談支援」機能** ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 • 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 • 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 • 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	**①「制度利用の案内」の機能** • 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやＤＶＤ等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②「権利擁護支援チームの形成支援」機能** ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 • 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 • 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） • 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	**②「適切な選任形態の判断」の機能** • 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	**③「権利擁護支援チームの自立支援」機能** ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 • チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） **<チームによる支援の開始後、必要に応じて>** • 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 • チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	**③「適切な後見事務の確保」の機能** • 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 • 必要に応じた指導や指示、監督処分 • 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

中核機関の役割

「第二期成年後見制度利用促進基本計画 」（Ｐ２４）

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコー ディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○　権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

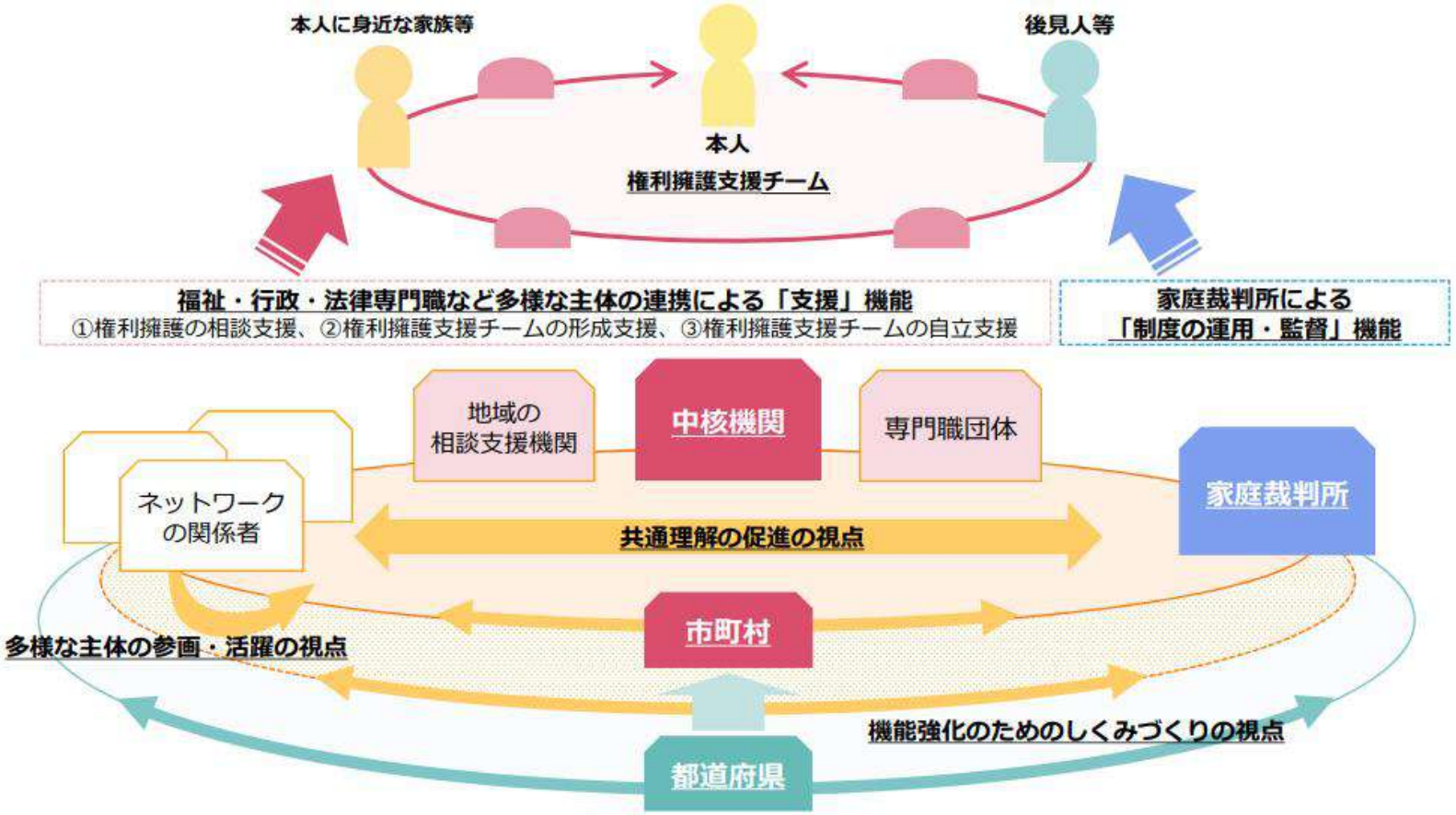

おわりに

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する

・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。(p11)

・本人のエンパワメントとして、本人が自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日ごろから自尊心や達成感が満たされる。

・本人の意思決定は、後見人等を含めた支援関係者の関与のあり方から大きな影響を受け、支援関係者自身も本人とのやり取りから影響を受け、本人のみならず支援者自身の変化も促される。

・地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

ご清聴ありがとうございました

2022年度日本財団助成事業　　令和5年３月1日

成年後見制度利用促進法における
中核機関の役割と実務研修
In Fukushima

＜実践報告１＞

会津権利擁護・成年後見センター

特定非営利活動法人あいづ安心ネット
理事　菊地恵子

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

会津ってどんなところ？

- 周囲を奥羽山脈や越後山脈などに囲まれています。盆地なので夏は暑いですが、山間部は大変涼しく避暑に最適。冬は雪を利用したイベントが多数開催されるほか、スキー場や温泉にも恵まれています。歴史的な名所や懐かしい原風景が残る、自然豊かな地域です。

磐梯山をはじめとする山・川・湖沼に恵まれた風光明媚でアクティブに活動できるエリア。会津の東の玄関口にあたり、首都圏からのアクセスも良好です。

只見川をはじめとする雄大な自然と、脈々と受け継がれてきた伝統が息づくエリア。忘れかけていた日本の原風景が残り、人々にぬくもりに触れながら生活ができます。

買い物、アクセス、通勤・通学など、利便性が高いエリア。鶴ヶ城をはじめ名所旧跡も多く、市街地から少し離れると田園風景が広がります。

特定非営利活動法人あいづ安心ネットとは

- あいづ安心ネットは、「認知症になっても障がいがあっても安心して暮らせる会津」を目指し、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、大学教授、病院ソーシャルワーカーなどの専門職が連携・協力し、成年後見制度についての勉強会や相談会等を通して、成年後見制度の周知啓発活動を行ってきた団体です。
- 任意団体として平成12年に発足し、令和2年4月からはNPO法人として活動しています。

あいづ安心ネットと中核機関の受託

- 会津で唯一の法律・福祉の専門職集団。
- 権利擁護に関する活動を成年後見制度の開始と同時にはじめ、成年後見制度に関する知見が深い。
- 様々な専門職の多彩なネットワーク

- 内部：会津で中核機関を適正に運営できるのは、「あいづ安心ネット」のみの自負　⇒　任意団体から法人各取得へ
- 外部：会津保健福祉事務所が企画する圏域市町村勉強会への参加、「広域的な成年後見制度連携ネットワーク構築事業」の業務受託

広域的な成年後見連携ネットワーク構築事業

成年後見制度利用について、国の成年後見制度利用促進基本計画［Ｈ２９．３］により、令和３年度末までに市町村（圏域）での設置が求められている中核機関を、都市部の資源を活用しながら圏域で設置することで、ノウハウや人的資源（専門職等）の不足する過疎・中山間地域を強力にバックアップするとともに、医療機関や施設等から要望がある会津圏域での制度利用の平準化を図る。

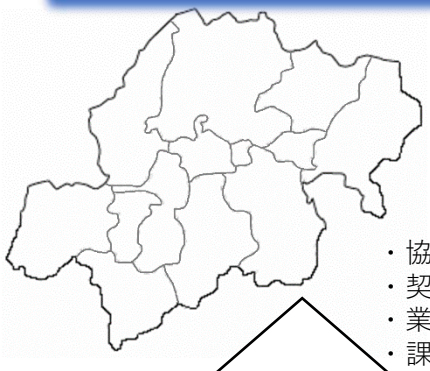

R3.1～R3.7

検討会

・検討会合意書締結（R3.1月）
・共同設置協議
・負担割合協議　他

R3.8～R3.12

設立準備会

・委託先の選定
・市町村の予算確保
・課長級協議
・準備会協定締結　他

R4.1～

ネットワーク協議会

・協議会の立上げ
・契約書作成
・業務委託準備
・課長級協議　他

R4.4

中核機関の設置

市町村

委託先

・検討会の運営
・市町村職員への研修会開催
・市町村からの個別相談対応
等

・設立準備会の立上げ支援・運営
・市町村職員への研修会開催
・市町村からの個別相談対応
・市民向け研修会の開催
・後見人支援　等

・協議会の立上げ支援・運営
・市町村職員への研修会開催
・市町村からの個別相談対応
・市民向け研修会の開催
・後見人支援　等

会津地方振興局・会津保健福祉事務所

・連携のバックアップ
・委託先との調整　等

あいづ安心ネットの活動　令和２年度

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	法人設立記念イベント　講演会・シンポジウム 「成年後見制度の課題と中核機関の役割」 市民向け講演会「後見落語と成年後見対談」	１回 1回	４２名 ６０名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	会津若松市社協での権利擁護相談会 随時相談受付	月１回 随時	５件 ５件
成年後見制度の利用促進事業	事例検討会開催	年４回	２５名
法人後見人支援事業	研修会「豊かな暮らしの権利擁護セミナー」 ①成年後見制度、②法人後見、③市民後見人	３回	１２６名
先進地視察、各種研修への参加成	盛岡広域成年後見センター視察（ZOOM）、中核機関職員基礎・応用研修（主催厚労省）参加	視察１回 研修２回	理事５名 ２名
市町村支援事業	会津保健福祉事務所から「広域的な成年後見連携ネットワーク構築事業」を受託	勉強会３回 研修会１回	延べ４０名
理事会	事業運営、委託事業についての検討等	15回	

※成年後見ニーズ調査、市町村職員対象とした中核機関整備のための研修会、市町村ヒアリング等

あいづ安心ネットの活動　令和３年度

（１）事業受託（会津若松市・会津保健福祉事務所）

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「後見講談と成年後見対談」	1回	４４名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	会津若松市社協での権利擁護相談会 随時相談受付	月１回 随時	５件 ５件
成年後見制度の利用促進事業	事例検討会開催	年４回	２５名
法人後見人支援事業	研修会「法人後見啓発セミナー」 ①法人後見基礎編、②法人後見応用編	２回	５２名
先進地視察	（一社）成年後見ネットワーク倉吉視察（ZOOM）、	視察１回	理事５名、市役所1名
市町村支援事業	会津保健福祉事務所から「広域的な成年後見連携ネットワーク構築事業」を受託	勉強会３回 研修会１回	延べ４０名

※令和４年度のセンター開所に向けた具体的な話合い（スケジュール・事業内容と仕様書・事業費等）

あいづ安心ネットの活動　令和３年度②

（2）WAM助成事業　※令和４年度中核機関受託の前哨戦としての令和３年度の活動

事業種類	内容	回数	参加者数等
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「落語で学ぶ成年後見制度」 支援者向け研修会「成年後見制度とは？」	２回 ２回	８３名 １２３名
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	巡回相談会 随時相談受付	９回 随時	２０件 ５件
成年後見制度の利用促進事業	支援者との事例検討会	１２回	１４５名
後見人支援事業	後見人支援事例検討会	７回	８３名
人材育成	中核機関における実習（いわき市、福島市） 実習報告会 中核機関関連研修会参加（オンライン）	5日間 １回 ８回	１名 １１名 延べ８名

事業展開における留意点

- 法人内の理事・会員の協力を得ながら実施する。
- 実施においては、理事を中心とした専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会・医療ソーシャルワーカー協会等）、圏域内の市町村、市町村民生児童委員連絡協議会、会津保健福祉事務所（県）、市町村社協、家裁との連携、協力を得ながら、事業を実施することによるネットワーク形成を意識して行う。

活動の様子

地域の変化　①　地域住民

アンケート結果から

・話を聞いて他人事ではないと思いました。

・成年後見制度の必要性についてよく理解することができた。

・後見人の選任、業務等の内容が良かった。

・とても身近に感じる内容です。できれば地域全体でも見ることができたら、「成年後見制度」をわかってもらえると思います。本人やまわり近所、親戚は本当に悩んでいると思います。つなげる役になれたらと思います。落語は聞きやすくわかりやすかったです。

成年後見制度が、身近な問題へ対応するものであることがわかった。制度の理解、必要性等の理解が進んだ。

地域の変化　②　　支援者　その１

- 事業に関わった支援者

行政　１１市町村、　　市町村社協　１１社協
地域包括支援センター　１７か所
介護保険サービス事業所（ケアマネ含む）
相談支援事業所・基幹相談支援センター　269事業所
障がい者福祉サービス事業所
民生児童委員　（１１市町村民生児童委員・約７１０名）
その他の機関（実習先・研修講師・家庭裁判所・専門職団体等）

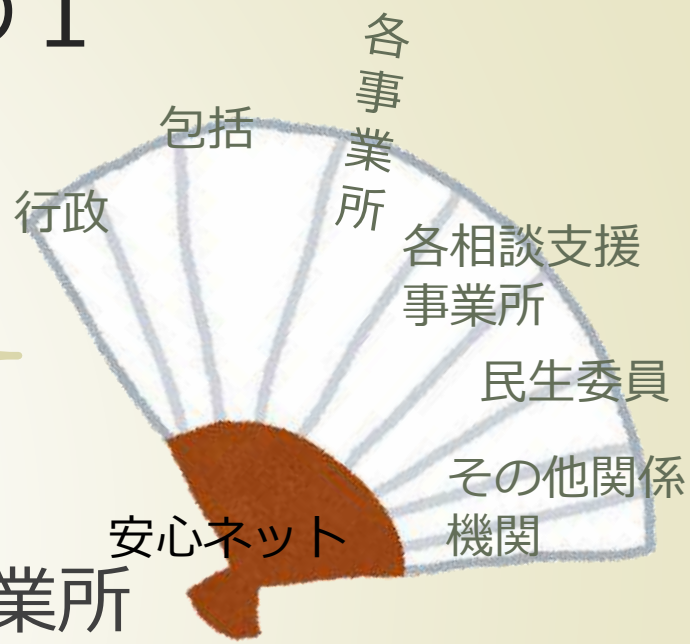

あいづ安心ネットが要となる、成年後見制度をテーマとしたネットワークが構築された（ネットワークの質は様々）

地域の変化　③　支援者　その２

アンケート結果から

・後見人となる方が実際にどのような支援をして頂けるのか、説明する際に役立つヒントとなりました。報酬額や申請の費用が払えない場合等についても詳細を教えて頂き理解できました。医療や福祉、自治体、関係者が協力しチーム全体で支援を進めていく事が大切と感じました。

・中核機関の役割と支援の流れ等をフロー図で説明を受け、今後の支援についてチームで行っていく事が大切で有る事が理解できました。又、後見人の権限についても理解を深める事が出来ました。今まで制度について難しいと感じていましたが、ケアマネジャーの役割をどう担っていくか、改めて支援のヒントを頂きました。

地域で判断力の低下している方々を支援する立場の人が、成年後見制度の理解を深め、自分たちの役割や具体的な連携のイメージを持つことができた。

地域の変化④　支援者　その３

アンケート結果から

・制度の基準が明確となり、今後様々なケースが出てきた場合判断できるようになったと思う。

・行政として制度に沿って進めていくことが大切だと感じました。

・ご本人に関係する方々を広く声掛けし、いろいろな意見を聴きご本人の意向に反映させることの重要性を再認識した。

・制度に関わる日々の業務でも、ケースの方向性を見出すのにこれでよいのか…と自信がないことも多いが、皆さんの意見を聞きながら判断のポイント（親族の関わり、本人の意思と類型から考える制度利用のタイミング、本人にも今後を考えてもらい不安に寄り添った制度の説明の仕方など）を学べた。

支援者が成年後見に関する支援の方法についての知識・理解を深めることができ、適切な活用や体制整備の足掛かりとなった。

中核機関整備状況

中核機関設置済み

中核機関整備予定
（～R4)

令和４年７月、
福島県内で初めて
１１市町村の広域
連携による中核機
関が設置された。

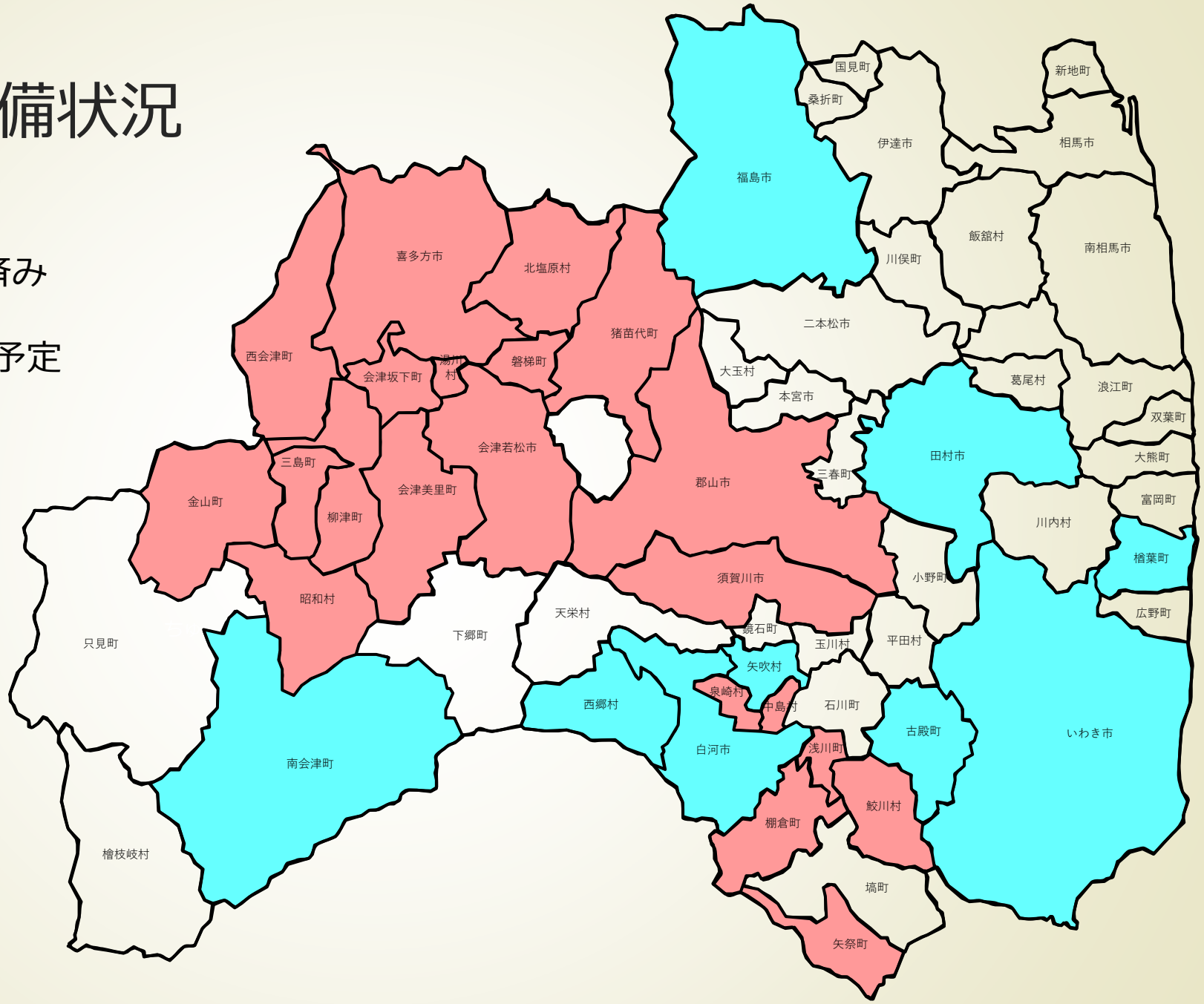

広域連携の対象　会津圏域１１市町村

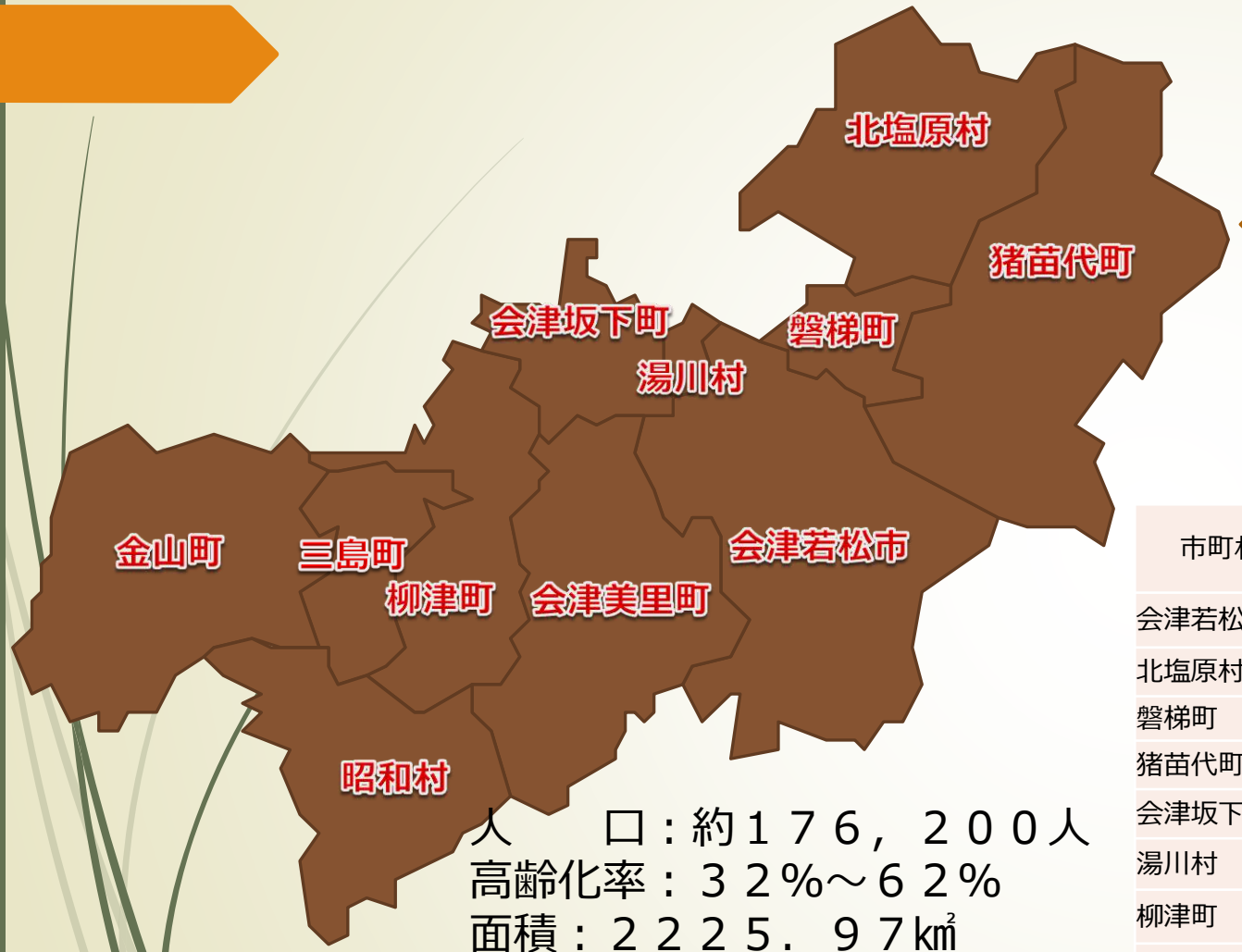

人　　口：約１７６，２００人
高齢化率：３２%～６２%
面積：２２２５．９７㎢
　　うち森林面積　７４%
（参考：東京都全体の面積）
２１９０.９３㎢

出典：「４７都道府県市区町村の状況」

市町村名	人口	65歳以上人口	高齢化率
会津若松市	114,737	36,550	３２．５%
北塩原村	2,366	961	４０．６%
磐梯町	3,215	1,247	３８．８%
猪苗代町	13,033	5,338	４１．１%
会津坂下町	14,414	5,516	３８．３%
湯川村	2,994	1,067	３５．６%
柳津町	2,910	1,370	４７．１%
三島町	1,339	741	５５．３%
金山町	1,750	1080	６１．７%
昭和村	1,192	662	５５．５%
会津美里町	18,245	7531	４１．６%

人口：令和４年９月１日現在

市町村別成年後見制度の利用者数（令和３年１２月３１日現在）　（出典：福島家裁）　（単位：人

	人口（A）	法定後見（B）				任意後見	家裁管轄	法定後見利用者割合	市町村長申立
	R3.1.1		後見	保佐	補助				
福　島　県	1,830,092	2,471	1,910	456	105	22	福島家裁	0.135%	774
会津管内	**181,232**	**400**	**288**	**95**	**17**	**6**		**0.221%**	**158**
会津若松市	**117,252**	**295**	**209**	**74**	**12**	**6**	**会津若松支部**	**0.252%**	**121**
北塩原村	**2,541**	**4**	**3**		**1**		**会津若松支部**	**0.157%**	**4**
磐梯町	**3,330**	**6**	**4**	**1**	**1**		**会津若松支部**	**0.180%**	**2**
猪苗代町	**13,482**	**28**	**21**	**4**	**3**		**会津若松支部**	**0.208%**	**4**
会津坂下町	**15,001**	**26**	**19**	**7**			**会津若松支部**	**0.173%**	**12**
湯川村	**3,095**	**2**	**1**	**1**			**会津若松支部**	**0.065%**	**1**
柳津町	**3,064**	**1**	**1**				**会津若松支部**	**0.033%**	
三島町	**1,449**						**会津若松支部**	**0.000%**	
金山町	**1,850**	**1**	**1**				**会津若松支部**	**0.054%**	
昭和村	**1,244**	**1**		**1**			**会津若松支部**	**0.080%**	
会津美里町	**18,924**	**36**	**29**	**7**			**会津若松支部**	**0.190%**	**14**

	人口（A）	法定後見（B）				任意後見	家裁管轄	法定後見利用者割合	市町村長申立
	R3.1.1		後見	保佐	補助				
福　島　県	1,830,092	2,471	1,910	456	105	22	福島家裁	0.135%	774
県北管内	465,249	533	409	99	25	7		0.115%	125
県中管内	519,044	630	480	118	32	6		0.121%	234
県南管内	138,627	185	151	29	5	0		0.133%	32
会津管内	231,649	511	371	120	20	7		0.221%	201
南会津管内	24,129	23	20	3	0	0		0.095%	5
相双管内	118,803	115	95	20	0	1		0.097%	39
いわき管内	332,625	474	384	67	23	1		0.143%	138

会津権利擁護・成年後見センターのイメージ図

会津広域11市町村の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の家族及び支援者
地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政・社協　など

相談

支援

市町村協議会

会津若松市・北塩原村・
猪苗代町・磐梯町・会津坂下町・
湯川村・会津美里町・柳津町
三島町・金山町・昭和村

委託

協働

会津権利擁護・
成年後見センター
（NPO法人あいづ安心ネット）

協力

支援

各専門職
団体

弁護士会
司法書士会
行政書士会
社会福祉士会
等

運営

管理・監査

運営委員会 年〇回

11市町村の行政職員により委託事業の内容、予算等を検討する

会津圏域全体協議会　年2～3回

市町村、保福、地域包括支援センター、相談支援センター、社協、家裁、各専門職団体等と圏域内の権利擁護支援や成年利用促進体制における課題等について共通理解を図り、推進を検討する。

会津地域における成年後見制度利用促進のための中核機関及び地域連携ネットワークのイメージ

考　え　方

① 本人に身近な日常生活圏域を基礎として、自治体・広域圏域による重層的な支援体制を構築する。
② 会津地域の資源を有効活用するため、中核機関の一部機能を広域で設置し、専門的な機能を持つ外部機関に運営を委託する。
③ 支援の中で不足する資源・専門性について、自治体・圏域協議会の機能により解決を図る。

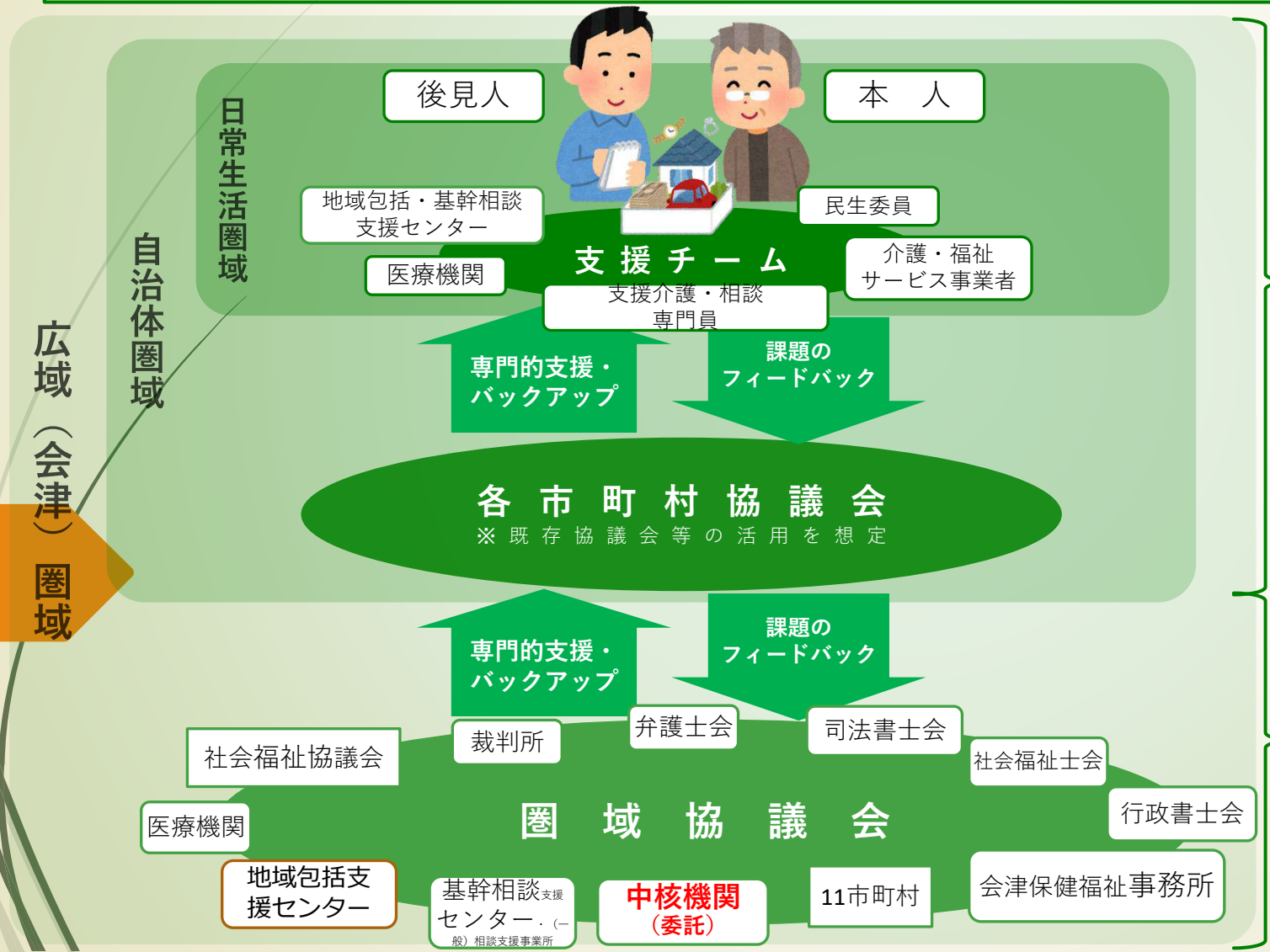

【市町村の役割】

○制度利用の一次窓口

○支援チームの舵取り

○首長後見の実施主体
・虐待防止ネットワーク会議など、**既存会議の活用**を想定
・不足する専門人材等は、中核機関の支援により賄う

○市町村協議会の運営
・市町村の実情に応じた権利擁護支援や成年後見利用促進体制整備の課題の協議・検討

【中核機関(委託)の役割】

○広報・啓発

○行政・支援者支援

○専門的支援の実施

○圏域協議会の運営

・圏域全体の権利擁護支援、成年後見利用促進体制整備にかかる課題の協議・検討を通して市町村をバックアップする。

あいづ安心ネットの活動　　令和４年度（令和4年7月1日センター受託）

事業種類	内容	回数
成年後見制度の広報・啓発事業	市民向け講演会「講談で学ぶ成年後見制度」 やり直し講演会　同上 出前講座（成年後見制度・センター機能等） 支援者向け研修会「身寄りのない人の支援」 制度・センターパンフレット作成・配布 その他研修等講師依頼 市民後見人養成講座報告書作成・配布（WAM助成事業）	１回 １回 １１回 １回 3種類 ６回 １回
権利擁護・成年後見制度、その他福祉に関する相談事業	相談受付・対応（随時） ケア会議・ケース検討会への出席（随時）	178件(実人数54名) ６回
成年後見制度の利用促進事業	ブロック別事例検討会 市町村長申立て研修会「市町村長申立の実務と留意点」 あんサポ（日事）からの制度移行ケース検討 市民後見人養成講座（WAM助成事業）	４回 １回 １回 ７日間
後見人支援事業	後見人支援事例検討会	４回
地域連携ネットワーク構築	運営会議・運営会議準備会（事務局） 会津地域成年後見利用促進協議会 市町村協議会への参加	５回＋α ２回 １０回
その他	研修受講(国基礎研修、自治体職員セミナー他)	延べ６回

広報・啓発事業

会津権利擁護・成年後見センター開所記念
講談で楽しく学ぶ
成年後見制度
入場無料
令和4年
11/13日
時間　14：00～16：00
会場　三島町交流センター「山びこ」
定員　（100名）
パブリックビューイング会場　※後日配信あり
会津若松市/北会津支所ピカリンホール
北塩原村/役場集会室1・2　猪苗代町/役場正庁A
会津坂下町/町健康管理センター
湯川村/役場村民ホール　柳津町/やないづふれあい館
会津美里町/役場大会議室
第1部　14：10～14：50
「講談で学ぶ成年後見度」
講談師　神田織音（かんだ　おりね）さん
第1話　認知症の老姉妹食い物に
～過剰工事:3年間で
数千万円分～
第2話　経済的虐待を防ぐために
～家族による預貯金や
年金の使い込み～
第2部　15:05～16：00
「よくわかる成年後見制度」
弁護士　大野毅夫（おおの　たけお）さん
芸歴：1999年4月神田香織に入門
2003年4月二ツ目昇進
2011年4月真打昇進
成年後見制度のPR講談師として、
成年後見制度の必要性を訴え、
全国各地で講談を行っている。
主催：会津若松市　北塩原村　磐梯町　猪苗代町　会津坂下町　湯川村　柳津町　三島町　金山町　昭和村
会津美里町　会津権利擁護・成年後見センター（NPO法人あいづ安心ネット）
申込・問合せ先：お住いの市町村福祉担当課
参加ご希望の方は、お住いの市町村福祉担当課までお申込みください。（申込締切り11月９日(水)）

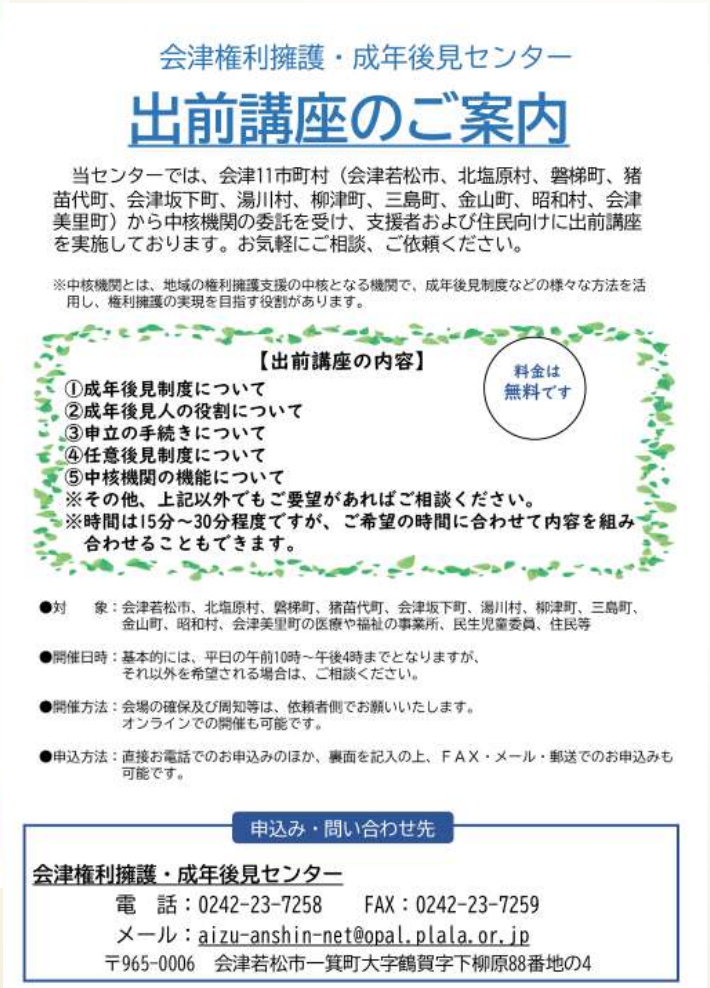
会津権利擁護・成年後見センター
出前講座のご案内
当センターでは、会津11市町村（会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）から中核機関の委託を受け、支援者および住民向けに出前講座を実施しております。お気軽にご相談、ご依頼ください。
※中核機関とは、地域の権利擁護支援の中核となる機関で、成年後見制度などの様々な方法を活用し、権利擁護の実現を目指す役割があります。
【出前講座の内容】
料金は無料です
①成年後見制度について
②成年後見人の役割について
③申立の手続きについて
④任意後見制度について
⑤中核機関の機能について
※その他、上記以外でもご要望があればご相談ください。
※時間は15分～30分程度ですが、ご希望の時間に合わせて内容を組み合わせることもできます。
●対　象：会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町の医療や福祉の事業所、民生児童委員、住民等
●開催日時：基本的には、平日の午前10時～午後4時までとなりますが、それ以外を希望される場合は、ご相談ください。
●開催方法：会場の確保及び周知等は、依頼者側でお願いいたします。オンラインでの開催も可能です。
●申込方法：直接お電話でのお申込みのほか、裏面を記入の上、ＦＡＸ・メール・郵送でのお申込みも可能です。
申込み・問い合わせ先
会津権利擁護・成年後見センター
電　話：0242-23-7258　FAX：0242-23-7259
メール：aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp
〒965-0006　会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番地の4

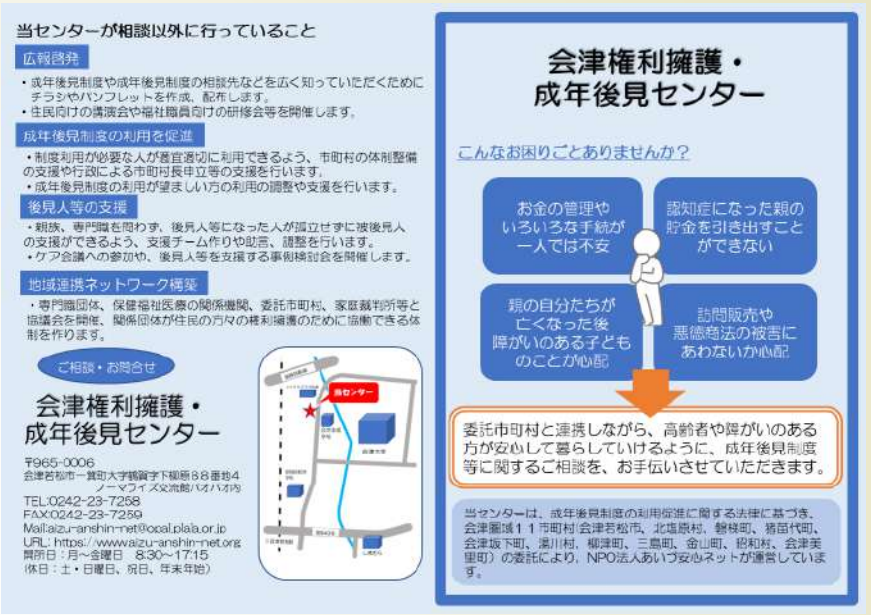
当センターが相談以外に行っていること
広報啓発
・成年後見制度や成年後見制度の相談先などを広く知っていただくためにチラシやパンフレットを作成、配布します。
・住民向けの講演会や福祉職員向けの研修会等を開催します。
成年後見制度の利用を促進
・制度利用が必要な人が適宜適切に利用できるよう、市町村の体制整備の支援や行政による市町村長申立等の支援を行います。
・成年後見制度の利用が望ましい方の利用の調整や支援を行います。
後見人等の支援
・親族、専門職を問わず、後見人等になった人が孤立せずに被後見人の支援ができるよう、支援チーム作りや助言、調整を行います。
・ケア会議への参加や、後見人等を支援する事例検討会を開催します。
地域連携ネットワーク構築
・専門職団体、保健福祉医療の関係機関、委託市町村、家庭裁判所等と協議会を開催、関係団体が住民の方々の権利擁護のために協働できる体制を作ります。
ご相談・お問合せ
会津権利擁護・
成年後見センター
〒965-0006
会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番地4
ノーマライズ交流館「ハオハオ」内
TEL:0242-23-7258
FAX:0242-23-7259
Mail:aizu-anshin-net@opal.plala.or.jp
URL: https://www.aizu-anshin-net.org
開所日：月～金曜日　8:30～17:15
（休日：土・日曜日、祝日、年末年始）
当センター
会津権利擁護・
成年後見センター
こんなお困りごとありませんか？
お金の管理やいろいろな手続が一人では不安
認知症になった親の貯金を引き出すことができない
親の自分たちが亡くなった後障がいのある子どものことが心配
訪問販売や悪徳商法の被害にあわないか心配
委託市町村と連携しながら、高齢者や障がいのある方が安心して暮らしていけるように、成年後見制度等に関するご相談を、お手伝いさせていただきます。
当センターは、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、会津圏域１１市町村（会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）の委託により、NPO法人あいづ安心ネットが運営しています。

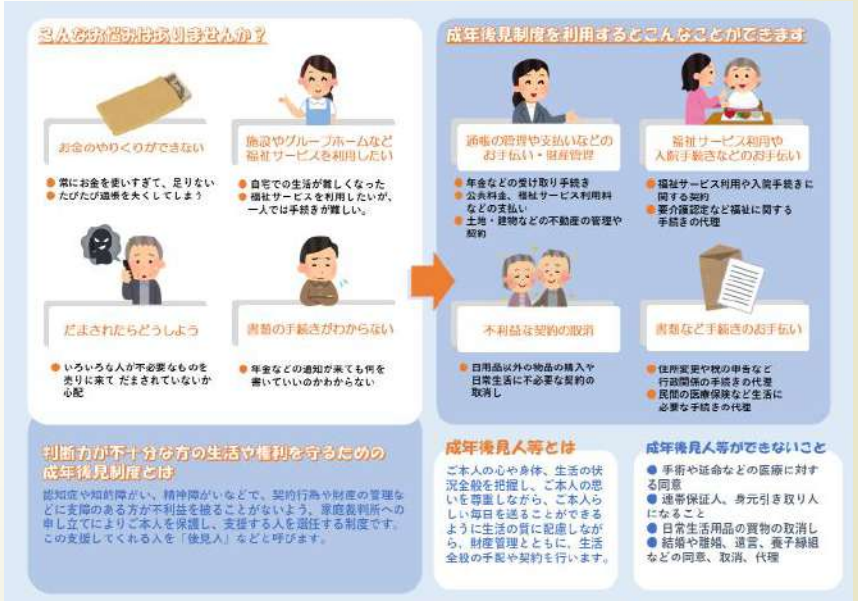
こんなお悩みはありませんか？
お金のやりくりができない
常にお金を使いすぎて、足りない
ためたが通帳を大くしてしまう
施設やグループホームなど福祉サービスを利用したい
自宅での生活が難しくなった
福祉サービスを利用したいが、一人では手続きが難しい。
だまされたらどうしよう
いろいろな人が不必要なものを売りに来て だまされていないか心配
書類の手続きがわからない
年金などの通知が来ても何を書いていいのかわからない
成年後見制度を利用するとこんなことができます
通帳の管理や支払いなどのお手伝い・財産管理
年金などの受け取り手続き
公共料金、福祉サービス利用料などのお支払い
土地・建物などの不動産の管理や契約
福祉サービス利用や入院手続きなどのお手伝い
福祉サービス利用や入院手続きに関する契約
要介護認定など福祉に関する手続きの代理
不利益な契約の取消
日用品以外の物品の購入や日常生活に不必要な契約の取消し
書類など手続きのお手伝い
住所変更や税の申告など行政関係の手続きの代理
民間の医療保険など生活に必要な手続きの代理
判断力が不十分な方の生活や権利を守るための成年後見制度とは
認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないよう、家庭裁判所への申し立てによりご本人を保護し、支援する人を選任する制度です。この支援してくれる人を「後見人」などと呼びます。
成年後見人等とは
ご本人の心や身体、生活の状況全般を把握し、ご本人の思いを尊重しながら、ご本人らしい毎日を送ることができるように生活の質に配慮しながら、財産管理とともに、生活全般の手配や契約を行います。
成年後見人等ができないこと
手術や延命などの医療に対する同意
連帯保証人、身元引き取り人になること
日常生活用品の買物の取消し
結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取消、代理

相談件数と内容の概要（令和4年7月～令和5年1月）

	対応件数	実人数	対応時間(分)
A市	57	28	1128
B村	29	1	775
C町	0	0	0
D町	27	8	503
E町	32	8	441
F村	9	2	124
G町	0	0	0
H町	12	2	300
I町	0	0	0
J村	0	0	0
K町	6	2	67
委託外	6	5	153

相談内容 (実人数に対し・複数課題)	件数
法定後見	36
財産・金銭管理	9
生活困窮	3
虐待	6
第三者からの権利侵害	3
債務整理	2
任意後見	3
遺言・相続	8
福祉・医療サービスの利用	1
その他	2

市町村長申立て研修会　アンケートより抜粋

- ・申立ての際の注意すべきことについて理解を深めることができた。
- ・研修会の説明を聞いて、今まで疑問だった部分も解消された。
- ・どういう流れで進めているか、手順がおさらいできた。
- ・虐待案件の場合だと、省くことができる手続きがあることなど、わかってよかった。
- ・どの市町村が申立てすべきか、また、報酬助成とあわせて検討する必要であることがわかった。

支援者向け研修会　　アンケートより抜粋

- ・意思確認ができるうちにお思いを聞いておくように出来たらと思いました。
- ・具体的な事例や実際に取り組んでいる状況等を伺うことができ、一人で抱え込まずに関係機関と密接な支援を行っていけばよいことがわかったため、どんどん関係機関を巻き込みながらすすめていいんだという勇気をいただいた。
- ・こういった研修を受けて理解を深め、利用者の利益につなげることができると思う。
- ・ガイドラインを参考にしたいと思う。

市民後見人養成講座　(WAM助成事業）受講者感想から抜粋

- 　受講科目は自己決定を支援する意思決定やコミュニケーション、基本的な疾患の特徴についての講義も多くあり「人」との向き合う制度であることを繰り返し教えてもらった。後見人は被後見人の望む生活を実現するため苦慮する話を聞き、仕事上もっと相談、報告をしていく必要があったと反省し今後に生かしたいと思う。
- 今後地域で支えあっていくためには、本人に深く関わっていく必要があると感じていたので市民後見人を学びたいと思い受講した。市民後見人は被後見人を取り巻く関係者や関係機関との連携を図り支援していくことを知った。また、受任ケースは家裁が選任してくれるという安心感。市民後見人を支えるサポート体制の整備として中核機関（権利擁護・成年後見センター）の存在、成年後見賠償責任保険への加入も義務付けられていることなど専門的な知識以外のことも理解することができた。

〇受講者、講師ともに「地域の宝」を発見
〇意欲を持ち熱心に受講された方々が、具体的に活動できるためのシステム構築が今後の課題

運営会議

- 令和4年度中核機関受託業務ロードマップについて
- 運営委員会開催要項（案）について
- 圏域協議会について
- 今年度の事業実施について
  - ・住民向け講演会、配信トラブル対応
  - ・ブロック別事例検討会
  - ・市町村における関係機関との成年後見に関する協議
  - ・相談対応
  - ・パンフレット、チラシ
  - ・市町村協議会
- 毎月のセンター業務報告
- 来年度の事業計画・予算について
  - ・事業内容と仕様書、 ・全体予算、 ・国庫補助金

事務局として、開催ごとに、議長、副議長自治体、保福との打ち合わせを複数回実施（内容・開催までのスケジュール・送付資料等の準備・確認）、開催案内・資料送信、出欠確認、議事録作成等

会津圏域成年後見利用促進協議会

構成メンバー：学識経験者、11市町村、会津保健福祉事務所、弁護士会会津支部、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、医師会、介護支援専門員協会、地域包括在宅介護支援センター協議会、基幹相談支援センター、医療ソーシャルワーカー協会、相談支援専門員代表、相談支援アドバイザー、市町村社協代表、家裁会津若松支部、センター、安心ネット　　計　34名

第1回　（11月9日）

（1）会津権利擁護・成年後見センターについて　（説明と報告）

(2)成年後見制度利用促進における協議会の役割について（講話）

新潟大学法学部教授　上山　泰　氏

(3) 会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題について（意見交換）

第2回　（2月7日）

（１）会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題について
（第1回協議会での意見報告）

（２）市民後見人・法人後見の必要性と今後の方向性等について（講話）

新潟大学法学部教授　上山　泰　氏

（３）会津地区における成年後見等の担い手の現状と課題（意見交換・協議）

会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題
（第1回協議会での意見報告）

① 広報機能：制度や相談窓口を広報し、周知し、困りごとの相談ができやすくする。

- 8050問題で高齢者と障害者の家族の支援が増えてきている。将来大きな問題となることが予測される家庭もあり、進めているが中々進まない現状がある。
- 成年後見の研修をしていきたい。
- 住民の後見制度に関する認識度が低いと感じている。
- 後見制度利用者は0人で課題を把握していない。町民に知ってもらうことが大切。
- 今後、町内の住民への制度周知、改選される民生委員への周知等を進めたい。
- 制度の理解も進めていきたい。
- 住民への周知が十分ではない。成年後見の手続きを勧めたが、面倒なのでやらないと言い、そのために用地買収が進まないことがあった。

会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題②

②相談機能：権利擁護支援の必要な人に気づき、相談機関へつなぐことができるようになる。相談機関が相談を受付け、適切に対応できる（必要な情報を収集し、アセスメントし、支援の方針を協議するケース会議を開催する）。

- 様々なトラブルを抱えた困難ケースが多い。
- 入院してから生活課題が明らかになることが多い。今まで自宅でCMや家族が頑張ってきたが、ここが限界と露呈するのが入院だが、そこから後見を考えると時間がなく、入所ができない等の課題がある。
- 法のはざまにある人、繋げたくとも繋げられない人もおり、そのような人の支援が課題。
- 診断書作成は増えてきているが、知的・精神障害の方の権利擁護がまだまだ進んでいない。
- あんしんサポートを行っているが、親の高齢化に伴う問題が見えてきている。
- 逆8050問題に会うことが多い。虐待ケース、特に経済的虐待で搾取されていることに気がつかないケースがある。
- 高齢者が障害者の年金等から経済的搾取をしている、そのために悩んでいるケースがあった。
- 8050、困難事例が多くなり、町としてどう対応していくかが問題である。
- 案件ごとに対応の仕方や状況が違う。救急車で運ばれて初めて問題が発見されることもあり、ネットワークを活用して迅速に進めたい。
- 高齢化が高い町であり、8050問題等がますます増えてくるだろうと危惧している。地域における包括的支援を検討している。
- 人口は1800人、高齢化率60%を超える。8050で、今まで何とか生活してきた人がやっとやっとの状況になってきた。

会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題③

③成年後見制度利用促進機能：後見等申立手続きを適切に進めていく支援が出来る。本人にふさわしい候補者を引き合わせることが出来る（マッチング）。候補者としての選択肢を沢山持つことができるよう担い手の育成をする。あんしんサポートから成年後見制度への移行をスムースに行える。

- 司法書士全員で関わってほしいと考えている。
- 基礎研修、成年後見人材育成研修後にぱあとなあ福島に登録する。多くの会員は本業を持っているため多くの件数を受けられないことが課題。
- 首長申立てについて、町村ごとの温度差がある。平均的に進んでいけばよいと思う。
- 市町村では、親族がいるが後見が必要なケースについての相談に対応して欲しい。親族がいるだろうと言われてしまう。
- 市長申立を年間30件ほど申立しており、年々増加している。申立てまでの期間短縮が課題。また、スクリーニングが課題。
- 費用の問題があり、申立費用、報酬助成費用のために親族が申立てをしないケースもある。
- 費用の問題があり、どのように助成していくか、生活困窮者の人にどう支援するか、よい方向にもっていきたい。
- 初めは費用負担を本人がするはずだったが、途中から町へ求める人が出てきており、課題と感じている。
- 首長申立てを行っているが、専門的にする人がいないため、ある程度の期間がかかってしまう。必要と相談されても、本人が拒否することもある。
- 令和6年4月に法人後見を始めることで市や裁判所等と連携しながら進めていきたい。
- 法人後見を進めていくこと、市民後見人の育成を令和6年度ごろに取り掛かりたく、意見を聞いて進めていきたい。

会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題④

④後見人等支援機能：後見人が孤立しないよう、日常的な相談や、本人の意思決定支援を適切に行えるようサポートする。身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援が出来る。本人を支えるチームが上手く機能するためのコーディネートの役割を果たすことができる

- 被後見人の入院時に、身元保証人、医療や拘束の同意を求められることが多く、理解いただけなく困ることがあった。被後見人の死後、葬儀を求められることも多く、対応に苦慮している。
- 行政の担当者が変わった場合、報告相談の際に、新任の担当者がどれだけその案件を知っているか不安になることがあり、前任者からの引継ぎをしっかりお願いしたい。
- 後見後の情報共有や定期的な情報交換が必要と感じた。

会津地区における権利擁護・成年後見に関する課題⑤

⑤地域連携ネットワーク構築:地域の関係機関が連携・協働し、本人を支援するチーム支援ができやすい環境を地域に作っていく。

- 今後の連携をお願いしたい。
- 権利擁護は生活の基盤だがその後の生活支援をする際に、医療を含んだ福祉、地域での支援が継続するので、生活支援のチームをどう作っていくかが課題。
- 研修の対象の多くが重複しており、医療介護福祉のみでなく各市町村の重層的体制整備とも関連、事例検討等も含め、センターと一緒に共催や協力して行えると、対象者の負担も軽減されると考える。
- 相談先があり、専門的なアドバイスにより進んだことがあり、心強い。町村と同じ知識を持って連携していくことの重要さを感じた。
- 首長申立てが増えた。社協や包括、保健師が対象者とのやり取りで精神的に追い詰められていたが、相談により背中を押してもらった。
- 対象者のみでなく家族の支援、生活力のない家族の後見以外のサポートの必要性も感じている。
- 直接相談する場所や、経験、連携する場所もなかったので大変だったが、センターができたので良かった。
- 職員の異動や職員の事務の範囲が広範囲におよび、担当者としては大変な状況である。協議会で意見交換や相談ができることは担当者としてはありがたい。
- 地域ケア会議でのセンターからの専門的アドバイスは助かっている。
- 資源のない中、センターや包括等と連携して行っていきたい。
- 今後対象となりそうな人がいるため、職員は業務を兼務しているがケース会議等には出席したい。
- 地域連携ネットワーク体制整備、機能強化に取り組みたいと考えている。裁判所は後見人の育成関係、受任調整に関する必要な情報提供、適切な後見人の選任と交代（専門職から柔軟な交代）等を考えている。

会津権利擁護・成年後見センターの強みと課題

＜強み＞

- バックとなる法人・会員の多彩な専門職集団
- ネットワークによるチームワーク形成力
- 地域からの信頼と期待

地元で活動してきた専門職の実践

＜課題＞

- 人員体制（正職員1人、他パート）
- 機能する中核機関としての市町村との役割分担

（丸投げにならないようにイニシアチブを取っていく）

- 受任者調整、市民後見人の活躍の場やフォローアップ体制の構築

おわりに

- 小規模市町村で生活する住民にとって、国の進める計画に沿った体制整備が行われることは、自治体規模や地域性による格差を緩和することになり、住民の生活の質の向上には大変重要です。
- しかし、住民への情報格差や[illegible]に体制整備を求められる自治体の[illegible]の平準化のため[illegible]
- 会[illegible]後見センタ[illegible]ながら、スケールメリッ[illegible]成年後見センターを運営していきたいと考えています。
- 最後にこの場をお借りして、ここまでの経過の中で全国権利擁護支援ネットワークの会員の皆様にはたくさんのご助言、ご指導を惜しみなく頂戴しました、心より感謝いたします。今後ともよろしくお願い致します。

ご清聴ありがとうございました

2022年度日本財団助成事業　主催・ 全国権利擁護支援ネットワーク R5.3.1

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修in福島

実践報告「権利擁護支援の取り組み」

そよ風ネットいわきの実践

特定非営利活動法人法人そよ風ネットいわき
理事長　安藤　民子

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

いわき市の概要

- 福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。

〇人口：324,769人（R5.1.1）

〇世帯数：141,381（R5.1.1）

〇面積：1,232,51平方キロメートル（R4.10.1）※全国で12番目の広さ

〇高齢化率：30.9%（R2）

〇地域包括支援センター7か所・サブセンター2か所（委託）

〇障害者相談センター5か所・基幹相談支援センター1か所（委託）

〇いわき市権利擁護・成年後見センター1か所（直営）

そよ風ネットいわきの概要

◇所在地　〒970−8026
いわき市平字菱川町１番地の３
いわき市社会福祉センター3階

◇登記設立　平成14年1月10日

設立の経緯

障がいのある方々の生活の場が、施設から地域へと移行する流れの中、1993年（H5）にいわき市で初めて知的障がい者のグループホームが作られた。以降、2001年（H13）までに70名を超える方々が、地域へ移行した。

その方々の財産管理については、それまで施設内で行っていたが管理する財産も高額になり、地域生活に移行する方も増え続けていた。そのため、当時の家族の会や施設関係者により、地域生活者の権利擁護を図りながら別組織で財産管理を行うこととなり、NPO法人そよ風ネットいわきが設立された。

設立当初は、知的障がいのある人（利用会員）の財産管理のみを行っていたが、成年後見制度を活用することが必要な人（遺産相続手続き）の親族から後見人候補者の依頼があり、平成１５年度に法人後見として初めて受任することになった。

以降、行政や親族等からの依頼により、受任件数が増え、亡くなられた方を含めると、現在まで、１１３名の方を受任している。

そよ風ネットいわきの目的及び事業

【目的】

いわき市内に居住している知的障がいのある人及び特別の事情を考慮することができるその他の障がいのある人等に対して、財産管理や成年後見制度等の権利擁護支援を行うことによって、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

【事業】

１　財産管理事業

２　入院互助に関する事業

※知的障がい・発達障がいのある人の

少額短期健康総合保険「ぜんちのあんしん保険」

の加入手続き、保険金の受取り手続等

３　福祉サービス利用援助事業

４　成年後見人等の受任に関する事業

【利用会員及び成年後見等受任】

（令和５年１月末現在）

◇利用会員　　計205名

金銭管理や福祉サービス利用の支払いなどの援助を必要としている障がい等のある個人。

障がい等：知的１８５名、身体３名、精神6名
認知症高齢者１１名

生活の場：グループホーム１56名、施設入所２名
アパート29名、戸建て5名、長期入院２名
家族５家族11名

◇成年後見人等の受任件数　　計 88件

申立者：親族42名、市町村長43名、本人3名

類型別：後見 72件、保佐 15件、補助１件

障がい等別：障がい者68名、認知症高齢者２０名

生活の場：グループホーム26名、施設入所41名、
単身6名（持ち家1名、アパート等５名）
長期入院15名（内、精神科病院１３名）

成年後見制度利用支援事業助成：17名（生活保護受給10名）
※基本的に市長申立案件で高齢者が対象

【財　源】

１ 会費

- **利用会員**（入会金１万円、年会費48,000円）
  ※預り金の額や利用回数、距離等に関係なく同じ会費
  ※平成29年度より、生活保護受給の方は、入会金なし
  　年会費24,000円に改定。
- **運営会員**（役職員、5,000円）
- **賛助会員**（個人一口3,000円、団体一口5,000円）

２ 後見報酬（受任１年後以降）

３ いわき市より受託事業（H29年度～）

- いわき市権利擁護支援活動に係る機能強化事業

４ 寄付

【組織・体制】

◇役員：１３名

＜理事＞11名

弁護士、不動産鑑定士、大学教授、元県・市職員
元福祉事業所所長、利用会員家族

＜監事＞2名

会社役員、元福祉事業所所長

※顧問：弁護士2名、税理士1名

◇職員：１５名

常勤5名

事務職員2名、後見担当職員3名（社会福祉士）

パート職員１０名

事務職員１名、後見担当職員２名（社会福祉士）

配達職員３名、法人後見支援員 ４名

【内部監査等】

◇業務監査の徹底

- 年2回　顧問税理士による利用会員・被後見人等の預り金監査及び法人の事業会計監査
- 監査員による内部監査(内部監査規程)

◇顧問弁護士による金銭トラブル等への対応

- 利用会員の経済的虐待や金銭のトラブル、法人後見の財産・不動産処分等についての相談・解決

【規程の制定】

日常的金銭管理業務の監査及び会計監査は、当初より顧問税理士により定期的に実施していたが、その他の業務及び組織の監査等は監査方法が確立していなかったため、内部監査方法確立のため以下の規程を制定

◇**財産管理事務手続規程**（平成15年）

平成20年～ISO認定コンサルタントの指導
◇**個人情報管理規程**（平成20年）
◇**「利用者の声」管理規程**（平成20年）
◇**内部監査規程**（平成20年）
◇**組織・職務規程**（平成20年）
◇**文書管理規程**（平成21年）
◇**法人後見業務規程**（平成22年）
◇**特定個人情報取扱規程**（平成28年）

【財産の保管・金銭管理・預り金報告・賠償保険】

◇利用会員、被後見人等の財産は、大手銀行の貸金庫にて保管。

◇利用会員の日常の金銭の出し入れは、本人の依頼により金銭出入依頼書で受け、入出金する。

◇顧問税理士の監査後、１年分の出納帳・預かり金証明書を利用会員へ直接報告。

◇賠償保険（損保ジャパン）加入

※事業活動総合・動産総合保険

◇法人後見人賠償責任保険（損保ジャパン）加入

いわき市権利擁護・成年後見センターとの連携

当法人が法人後見として初めて受任した当初は、成年後見制度が施行されて日が浅く、相談機関の担当者も不慣れで、市長申立案件の手続き等は、保健福祉センターのケースワーカーが苦労して行っていた。受任する側も知識や経験不足で家庭裁判所の助言を受け行っていたのが実情。

そのような中、センター機能を持つ機関が必要との声が高まり、平成１９年度に「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」が設置された。

その後、高齢者保健福祉計画への位置づけ、ワーキンググループの設置などを経て、平成２６年４月に保健福祉課が担当部署となり、同年９月に「いわき市権利擁護・成年後見センター」が設置された。以下、当法人への依頼内容

【委員の委嘱】

(1)いわき市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会

- 権利擁護に関する課題の共有、支援体制の構築等に関すること
- 成年後見制度の普及、利用促進等に関すること
- 虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関すること

(2)受任調整・個別検討部会委員の委嘱

- 市民後見人受任案件の適否、市民後見人候補者の選定及び関係機関等によるサポート体制の構築を図ること。

- 支援困難事例等への適切な助言により支援状況の改善を図ること

【いわき市権利擁護支援活動に係る機能強化事業】

（平成29年度より受託）

⑴ 福祉サービス利用援助事業に係る関係機関又は市民からの個別相談を行うこと

⑵ 成年後見制度の利用などによる障がい者等の権利擁護支援を行うこと

⑶ 市民後見人養成講座を修了した者のうち、法人後見支援員として活動する者に対する育成及び支援等を行うなうこと

※（3）についての具体的な内容は次ページ

①　市民後見人養成講座修了者の受入れ

◇法人後見支援員

いわき市権利擁護・成年後見センター主催の市民後見人養成講座を修了し、市民後見人バンク登録した人の中から、当法人で、法人後見支援員（育成型）の受け入れを行っている。受け入れ期間は、2年以内。1期生3名、2期生2名、3期生2名 （当法人のパート職員として雇用契約）

法人後見支援員の活動は、毎月2回（3時間）成年被後見人等を訪問し、本人の意思を丁寧に伺い、支援計画の作成、健康面や生活面等を把握し記録を取る等を行っている。

１期生３名のうち2名は、法人後見支援員終了後、市民後見人候補者となり、その後受任。(専門職との複数後見）１名は、当法人のパート職員として引き続き法人後見支援員として活動している。（市民後見人バンク登録辞退）

市民後見人バンク登録者は、活動を行いながら、権利擁護・成年後見センター主催のスキルアップ講座等も引き続き受けている。

市民後見人養成講座を修了した人の多くは、市民後見人バンク登録し、受任できるまで待機している形になるが、法人後見支援員として活動した人は、受任までのブランクが少なく、個人受任となってからもスムーズに活動が行えている。

②　市民後見人の単独受任に受けての研修会を実施

　いわき市では、令和2年度から市民後見人と専門職後見人が複数で受任しているケースの中で単独受任に移行可能と判断されるケースについて、市民後見人に対して単独受任に受けての実務研修を実施している。

　内容としては、主に単独受任に移行した場合に必要な手続きや専門職後見人が担っている財産管理等について。

※近々、いわき市においてはじめて市民後見人の単独受任者が誕生する見込み。

入居・入所・葬送等支援事業

「特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき」

・地域包括支援センター・障害者相談支援事業の受託、デイサービスセンターつながる開所、<u>身元引受（身元保証）事業の実施</u>（H27～）

（1）事業の内容

①入居保証

アパートや市営住宅等入居に際しての連帯保証（緊急連絡）

②入所保証

高齢者又は障がい者施設入所に際しての身元引受

③葬送等支援

・ご本人と事業者（葬祭事業者、墓地管理者）の契約仲介

・死亡時における事業者との連携、契約の執行確認

(2)当法人における被後見人等への利用 について

- 入院時の身元引受人
- グループホーム入居及び死亡時の身元引受人
- グループホーム入居時の保証人
- サービス付き高齢者向け賃貸住宅入居時の保証人
- 有料老人ホーム入居時の保証人
- 賃貸アパートの入居時の保証人

以上のような後見人等では難しいケースについて契約している。

おわりに

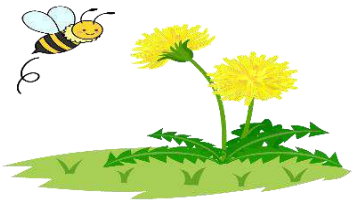

当法人が法人後見を受任し２０年になります。

成年後見制度についての課題や見直し等について検討されていることも承知しています。決断を急ぎ求められる場面で本人の意思決定を本当に尊重できたのかと悩むこともあります。しかし、一方で、成年後見制度の活用により本人の権利擁護が図られ、身寄りがなかった方に最期まで寄り添うことができたのではと思える経験も多々ありました。

当法人では、判断能力が十分でない本人との契約による財産管理事業と法人後見の事業を行っていますが、『障害者権利条約と成年後見制度』についての動向を注視しながらも、本人の権利擁護の視点からどのような制度の活用が本人にとって望ましいのかを熟考し、より良い支援に繋げていきたいと思います　ご清聴ありがとうございました